

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>57-9 代替所内電気設備の設備構成について</p> <p>1. 構成概要 通常運転状態において非常用所内電気設備の2系統が喪失した場合においても、原子炉を安定状態に収束するために必要な機器 (監視計器、代替低圧注水ポンプ、蓄圧タンク出口弁等) へ電力供給を継続させるため、代替所内電気設備 (代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤等) を新たに整備することとした。</p>  <p>代替所内電気設備の想定負荷</p> <table border="1" data-bbox="123 630 593 981"> <thead> <tr> <th></th> <th>重大事故時 想定負荷</th> <th>大規模損壊時 想定負荷</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川内1, 2号炉 (仮設)</td> <td>① 電動注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁</td> <td>④ アニュラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計</td> </tr> <tr> <td>高浜3, 4号炉 (仮設)</td> <td>① 代替低圧注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁 ④ アニュラス空気浄化F ⑤ 可搬式整流器 * ⑥ 可搬式空気圧縮機 *</td> <td>④ アニュラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計 ⑧ イクナイテ</td> </tr> <tr> <td>大飯3, 4号炉 (仮設)</td> <td>① 仮設代替低圧注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁 ④ アニュラス空気浄化F ⑤ 可搬式整流器 * ⑥ 可搬式空気圧縮機 *</td> <td>④ アニュラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計 ⑧ イクナイテ</td> </tr> </tbody> </table> <p>57-9-1</p>		重大事故時 想定負荷	大規模損壊時 想定負荷	川内1, 2号炉 (仮設)	① 電動注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁	④ アニュラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計	高浜3, 4号炉 (仮設)	① 代替低圧注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁 ④ アニュラス空気浄化F ⑤ 可搬式整流器 * ⑥ 可搬式空気圧縮機 *	④ アニュラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計 ⑧ イクナイテ	大飯3, 4号炉 (仮設)	① 仮設代替低圧注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁 ④ アニュラス空気浄化F ⑤ 可搬式整流器 * ⑥ 可搬式空気圧縮機 *	④ アニュラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計 ⑧ イクナイテ	<p>1.3 代替所内電気設備による給電 設置許可基準規則の第47条、第48条及び第49条の重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備に対して、多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ることを要求されている。 このため、第47条の低圧代替注水系、第48条の原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系、第49条の原子炉格納容器代替スプレイ冷却系への電源供給については、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備3系統が機能喪失した場合にも、必要な重大事故等対処設備へ電力を供給するため、非常用所内電気設備と独立性を有し、位置的分散を図る代替所内電気設備を設ける設計とする。</p> <p>なお、設置許可基準規則第51条の原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系についても、非常用所内電気設備と独立性を有し、位置的分散を図る代替所内電気設備を経由し、代替交流電源設備から受電可能な設計とする。</p> <p>【機能喪失を想定する所内電気設備】 原子炉建屋地下1階に設置する非常用電気品室及び原子炉建屋地上1階に設置する非常用D/C制御盤室の3系統の非常用所内電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用高圧母線 2C系、2D系及び2H系(交流6.9kV) ・非常用低圧母線(パワーセンタ)4-2C及び4-2D(交流460V) ・非常用低圧母線(モータコントロールセンタ)2C-1~5, 2D-1~5及び2H(交流460V) <p>この場合、非常用所内電気設備の3系統(非常用高圧母線、非常用低圧母線(パワーセンタ)及び非常用低圧母線(モータコントロールセンタ))が機能を喪失しても、代替所内電気設備を使用することにより、原子炉又は原子炉格納容器を安定状態に収束させることが可能である。</p> <p>代替所内電気設備による給電に使用する設備は以下のとおりである。(図57-9-7及び図57-9-8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電機接続盤 ・緊急用高圧母線2F系 ・緊急用高圧母線2G系 ・緊急用動力変圧器2G系 ・緊急用低圧母線2G系 ・緊急用交流電源切替盤2G系 ・緊急用交流電源切替盤2C系 	<p>1.3 代替所内電気設備による給電 設置許可基準規則の第47条、第48条及び第49条の重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備に対して、多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ることを要求されている。 このため、第47条の代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ)、第49条の代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却への電源供給については、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備2系統が機能喪失した場合にも、必要な重大事故等対処設備へ電力を供給するため、非常用所内電気設備と独立性を有し、位置的分散を図る代替所内電気設備を設ける設計とする。 また、第48条の格納容器内自然対流冷却、蒸気発生器2次側からの除熱(タービン動補助給水ポンプ)及び代替補機冷却については、電源供給が不要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>なお、設置許可基準規則第51条の原子炉格納容器下部注水設備についても、非常用所内電気設備と独立性を有し、位置的分散を図る代替所内電気設備を経由し、代替交流電源設備から受電可能な設計とする。</p> <p>【機能喪失を想定する所内電気設備】 原子炉補助建屋 T.P.10.3m に設置する2系統の非常用所内電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用高圧母線 A系、B系 <p>この場合、非常用所内電気設備の2系統(非常用高圧母線A系、B系)が機能を喪失しても、代替所内電気設備を使用することにより、原子炉又は原子炉格納容器を安定状態に収束させることが可能である。</p> <p>代替所内電気設備による給電に使用する設備は以下のとおりである。(図57.9.19及び図57.9.20)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替非常用発電機 ・可搬型代替電源車 ・代替所内電気設備変圧器 ・代替所内電気設備分電盤 ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 ・可搬型タンクローリー ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 	<p>相違理由</p> <p>【女川】 炉型による給電対象設備の相違 ・女川は設置許可基準規則48条においても代替所内電気設備を使用するが、泊は電源供給が不要な設備を設ける設計とする。</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：原子炉格納容器下部注水系一泊：原子炉格納容器下部注水設備</p>
	重大事故時 想定負荷	大規模損壊時 想定負荷													
川内1, 2号炉 (仮設)	① 電動注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁	④ アニュラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計													
高浜3, 4号炉 (仮設)	① 代替低圧注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁 ④ アニュラス空気浄化F ⑤ 可搬式整流器 * ⑥ 可搬式空気圧縮機 *	④ アニュラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計 ⑧ イクナイテ													
大飯3, 4号炉 (仮設)	① 仮設代替低圧注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁 ④ アニュラス空気浄化F ⑤ 可搬式整流器 * ⑥ 可搬式空気圧縮機 *	④ アニュラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計 ⑧ イクナイテ													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p><女川、泊の記載箇所と比較(補足-9-1)></p> <p>2. 非常用内電気設備と代替内電気設備の位置的分散 万一、非常用内電気設備が2系統同時機能喪失しても、これらと位置的分散(設置棟数および設置高さ)を隔った配電設備(代替内電気設備)を確保している。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div> <p>特記の箇所は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>3. 供給容量について 空冷式非常用発電装置の給電容量は、1,460kW(1,825kVA)/台 代替内電気設備変圧器の給電容量は、約400kW(500kVA) であり、非常用内電気設備の2系が喪失した時の供給負荷の220kWを上回る容量としている。</p> <table border="1" data-bbox="125 981 602 1332"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>A蓄圧タンク出口弁</td> <td>(19)^{※1}</td> </tr> <tr> <td>B蓄圧タンク出口弁</td> <td>(19)^{※1}</td> </tr> <tr> <td>C蓄圧タンク出口弁</td> <td>(19)^{※1}</td> </tr> <tr> <td>D蓄圧タンク出口弁</td> <td>(19)^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(10)^{※2}</td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (A、B、C、D)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(10)^{※2}</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>可搬式空気圧縮機(A,B) (加圧器送がし弁用)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>可搬式遮断器</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>220</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 電動弁は、短時間の動作であり、負荷容量には含まない。 ※2 代替内電気設備の電源裕度に応じ給電する。 大規模機操時 (イグナイタ約10kW、C/V可搬式水素濃度計関係約31W) 負荷は電源裕度に応じて給電する。</p>	負荷名称	負荷容量 (kW)	恒設代替低圧注水ポンプ	145	A蓄圧タンク出口弁	(19) ^{※1}	B蓄圧タンク出口弁	(19) ^{※1}	C蓄圧タンク出口弁	(19) ^{※1}	D蓄圧タンク出口弁	(19) ^{※1}		(10) ^{※2}	計装用電源 (A、B、C、D)	10		10		(10) ^{※2}	アニュラス空気浄化ファン	19	可搬式空気圧縮機(A,B) (加圧器送がし弁用)	3		3	可搬式遮断器	30	合計 (kW)	220	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急用交流電源切替盤2D系 ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・タンクローリ ・軽油タンク ・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ 	<p>泊発電所3号炉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料タンク (SA) <p>(i) 供給容量について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替非常用発電機の給電容量は、1,380kW/台 ・代替内電気設備変圧器の給電容量は、約300kVAであり、全交流動力電源喪失(RCPシールLOCAなし)時の供給負荷の約167kVA(約140kW)を上回る容量としている。(表57.9.4) ・代替格納容器スプレイポンプ用変圧器の容量は約1,000kVAであり、代替格納容器スプレイポンプの209kVA(200kW)を上回る容量としている。(表57.9.5) <p>表57.9.4 代替内電気設備変圧器負荷容量</p> <table border="1" data-bbox="1258 997 1812 1228"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kVA/kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A蓄圧タンク出口弁</td> <td>(30/26)^{※1}</td> </tr> <tr> <td>B蓄圧タンク出口弁</td> <td>(30/26)^{※1}</td> </tr> <tr> <td>C蓄圧タンク出口弁</td> <td>(30/26)^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>27/22</td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (安全系)</td> <td>27/22</td> </tr> <tr> <td>(A、B、C、D)</td> <td>27/22</td> </tr> <tr> <td></td> <td>27/22</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>45/39</td> </tr> <tr> <td>CV水素濃度計電源盤</td> <td>6/6</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> <td>8/7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約167/約140</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 電動弁は、短時間の動作であり、負荷容量には含まない。</p> <p>表57.9.5 代替格納容器スプレイポンプ用変圧器負荷容量</p> <table border="1" data-bbox="1258 1295 1812 1353"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kVA/kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>209/200</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>209/200</td> </tr> </tbody> </table>	負荷名称	負荷容量 (kVA/kW)	A蓄圧タンク出口弁	(30/26) ^{※1}	B蓄圧タンク出口弁	(30/26) ^{※1}	C蓄圧タンク出口弁	(30/26) ^{※1}		27/22	計装用電源 (安全系)	27/22	(A、B、C、D)	27/22		27/22	アニュラス空気浄化ファン	45/39	CV水素濃度計電源盤	6/6	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	8/7	合計	約167/約140	負荷名称	負荷容量 (kVA/kW)	代替格納容器スプレイポンプ	209/200	合計	209/200	<p>相違理由</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替内電気設備の構成等） 【大飯】 記載箇所の相違（57-9-36～）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p>
負荷名称	負荷容量 (kW)																																																														
恒設代替低圧注水ポンプ	145																																																														
A蓄圧タンク出口弁	(19) ^{※1}																																																														
B蓄圧タンク出口弁	(19) ^{※1}																																																														
C蓄圧タンク出口弁	(19) ^{※1}																																																														
D蓄圧タンク出口弁	(19) ^{※1}																																																														
	(10) ^{※2}																																																														
計装用電源 (A、B、C、D)	10																																																														
	10																																																														
	(10) ^{※2}																																																														
アニュラス空気浄化ファン	19																																																														
可搬式空気圧縮機(A,B) (加圧器送がし弁用)	3																																																														
	3																																																														
可搬式遮断器	30																																																														
合計 (kW)	220																																																														
負荷名称	負荷容量 (kVA/kW)																																																														
A蓄圧タンク出口弁	(30/26) ^{※1}																																																														
B蓄圧タンク出口弁	(30/26) ^{※1}																																																														
C蓄圧タンク出口弁	(30/26) ^{※1}																																																														
	27/22																																																														
計装用電源 (安全系)	27/22																																																														
(A、B、C、D)	27/22																																																														
	27/22																																																														
アニュラス空気浄化ファン	45/39																																																														
CV水素濃度計電源盤	6/6																																																														
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	8/7																																																														
合計	約167/約140																																																														
負荷名称	負荷容量 (kVA/kW)																																																														
代替格納容器スプレイポンプ	209/200																																																														
合計	209/200																																																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>(1) 多重性及び多様性</p> <p>常設代替交流電源設備及び代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び非常用所内電気設備と同時にその機能が損なわれないように、表57-9-4及び表57-9-5で示すとおり多重性及び多様性を図った設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の多様性については、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機のディーゼルエンジン駆動並びに水冷式に対して、ガスタービン発電機はガスタービン駆動並びに空冷式とすることで、多様性を確保する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の多重性については、非常用所内電気設備から各負荷までの電路を構成する設備に対して、代替所内電気設備から各負荷までの電路を構成する設備は同容量の電源供給を可能とすることで、多重性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">表 57-9-4 常設代替交流電源設備の多様性</p> <table border="1" data-bbox="683 630 1220 885"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</td> <td>・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>駆動方式</td> <td>ディーゼル</td> <td>ガスタービン</td> </tr> <tr> <td>冷却方式</td> <td>水冷式 (原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系) (高圧炉心スプレイ系補機冷却水系及び高圧炉心スプレイ系補機冷却海水系)</td> <td>空冷式</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 57-9-5 代替所内電気設備の多重性</p> <table border="1" data-bbox="683 925 1220 1077"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用所内電気設備</td> <td>代替所内電気設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備構成</td> <td>非常用高圧母線～非常用動力変圧器～非常用低圧母線(パワーセンタ)～非常用低圧母線(モータコントロールセンタ)</td> <td>緊急用高圧母線～緊急用動力変圧器～緊急用低圧母線(パワーセンタ)～緊急用低圧母線(モータコントロールセンタ)～緊急用交流電源切替盤</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)		駆動方式	ディーゼル	ガスタービン	冷却方式	水冷式 (原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系) (高圧炉心スプレイ系補機冷却水系及び高圧炉心スプレイ系補機冷却海水系)	空冷式	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用所内電気設備	代替所内電気設備		設備構成	非常用高圧母線～非常用動力変圧器～非常用低圧母線(パワーセンタ)～非常用低圧母線(モータコントロールセンタ)	緊急用高圧母線～緊急用動力変圧器～緊急用低圧母線(パワーセンタ)～緊急用低圧母線(モータコントロールセンタ)～緊急用交流電源切替盤	<p>(2) 多様性</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備であるディーゼル発電機及び非常用所内電気設備と同時にその機能が損なわれないように、表57.9.6及び表57.9.7で示すとおり多様性を図った設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の代替非常用発電機及び可搬型代替電源車の多様性については、ディーゼル発電機は水冷式に対して、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車は空冷式とすることで、多様性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">表 57.9.6 代替非常用発電機及び可搬型代替電源車の多様性</p> <table border="1" data-bbox="1265 630 1803 758"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> <td>代替非常用発電機 可搬型代替電源車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>駆動方式</td> <td>ディーゼル</td> <td>ディーゼル</td> </tr> <tr> <td>冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 57.9.7 代替所内電気設備の多様性</p> <table border="1" data-bbox="1265 925 1803 1077"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用所内電気設備</td> <td>代替所内電気設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備構成</td> <td>非常用高圧母線～動力変圧器～非常用低圧母線(パワーコントロールセンタ) 非常用低圧母線(コントロールセンタ)</td> <td>・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤 ・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	ディーゼル発電機	代替非常用発電機 可搬型代替電源車		駆動方式	ディーゼル	ディーゼル	冷却方式	水冷式	空冷式	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用所内電気設備	代替所内電気設備		設備構成	非常用高圧母線～動力変圧器～非常用低圧母線(パワーコントロールセンタ) 非常用低圧母線(コントロールセンタ)	・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤 ・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川の代替所内電気設備は非常用所内電気設備と同等の設備構成であるが、泊は非常用所内電気設備と異なる設備構成であるが重大事故等にて必要な設備に電源供給する点については同等である。(泊は大飯と同等である。) <p>設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等) 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (D/G)</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違 (代替非常用発電機)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (D/G)</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																																										
	・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)																																											
駆動方式	ディーゼル	ガスタービン																																											
冷却方式	水冷式 (原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系) (高圧炉心スプレイ系補機冷却水系及び高圧炉心スプレイ系補機冷却海水系)	空冷式																																											
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																											
	非常用所内電気設備	代替所内電気設備																																											
設備構成	非常用高圧母線～非常用動力変圧器～非常用低圧母線(パワーセンタ)～非常用低圧母線(モータコントロールセンタ)	緊急用高圧母線～緊急用動力変圧器～緊急用低圧母線(パワーセンタ)～緊急用低圧母線(モータコントロールセンタ)～緊急用交流電源切替盤																																											
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																											
	ディーゼル発電機	代替非常用発電機 可搬型代替電源車																																											
駆動方式	ディーゼル	ディーゼル																																											
冷却方式	水冷式	空冷式																																											
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																											
	非常用所内電気設備	代替所内電気設備																																											
設備構成	非常用高圧母線～動力変圧器～非常用低圧母線(パワーコントロールセンタ) 非常用低圧母線(コントロールセンタ)	・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤 ・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤																																											
	<p>(2) 独立性</p> <p>常設代替交流電源設備及び代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び非常用所内電気設備と表57-9-6で示す共通要因故障に対して機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(3) 独立性</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備であるディーゼル発電機設備及び非常用所内電気設備と表57.9.8で示す共通要因故障に対して機能を損なわない設計とする。</p>																																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

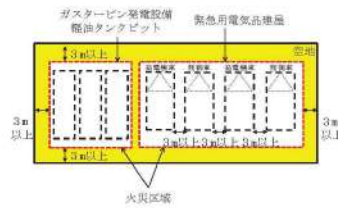
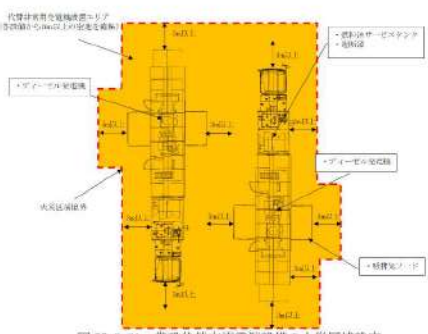
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>表 57-9-6 常設代替交流電源設備及び代替所内電気設備の独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対応設備 ・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 ・非常用所内電気設備</th> <th>重大事故等対応設備 ・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) ・代替所内電気設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、基準地震動S₀で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S₀が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> <td>設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋内へ設置し、重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない緊急用電気品建屋及び原子炉建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、位置的分散を図る(1.3(3)項参照)とともに、以下の火災の発生防止対策により、火災が共通要因となり、故障することのない設計とする。 【発生防止】 【感知・消火】 （屋外の電路）火災の発生するおそれがないよう電路を埋設し、その電路にケーブルを布設する。（ガスタービン発電機から非常用高圧母線20系、非常用高圧母線20系及び緊急用高圧母線20系までの電路の一部）</td> <td>設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、位置的分散を図る(1.3(4)項参照)とともに、以下の火災の発生防止対策により、火災が共通要因となり、故障することのない設計とする。 【発生防止】 【感知・消火】 （屋外の電路）火災の発生するおそれがないよう不燃性材料又は難燃性材料の電線管、ケーブルトレイにケーブルを敷設する。</td> </tr> <tr> <td>共通要因故障</td> <td>【第43条第2項三への適合】 設計基準事故対応設備の電路と重大事故等対応設備の電路の分離については、米国電気電子工学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離を確保する。</td> <td>【第43条第2項三への適合】 設計基準事故対応設備の電路と重大事故等対応設備の電路の分離については、米国電気電子工学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離を確保する。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。（「共-8 重大事故等対応設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）</td> <td>設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。（「共-9 重大事故等対応設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備 ・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 ・非常用所内電気設備	重大事故等対応設備 ・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) ・代替所内電気設備	地震	設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、基準地震動S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋内へ設置し、重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない緊急用電気品建屋及び原子炉建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	津波	設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、位置的分散を図る(1.3(3)項参照)とともに、以下の火災の発生防止対策により、火災が共通要因となり、故障することのない設計とする。 【発生防止】 【感知・消火】 （屋外の電路）火災の発生するおそれがないよう電路を埋設し、その電路にケーブルを布設する。（ガスタービン発電機から非常用高圧母線20系、非常用高圧母線20系及び緊急用高圧母線20系までの電路の一部）	設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、位置的分散を図る(1.3(4)項参照)とともに、以下の火災の発生防止対策により、火災が共通要因となり、故障することのない設計とする。 【発生防止】 【感知・消火】 （屋外の電路）火災の発生するおそれがないよう不燃性材料又は難燃性材料の電線管、ケーブルトレイにケーブルを敷設する。	共通要因故障	【第43条第2項三への適合】 設計基準事故対応設備の電路と重大事故等対応設備の電路の分離については、米国電気電子工学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離を確保する。	【第43条第2項三への適合】 設計基準事故対応設備の電路と重大事故等対応設備の電路の分離については、米国電気電子工学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離を確保する。	火災	設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。（「共-8 重大事故等対応設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）	設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。（「共-9 重大事故等対応設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）	漏水			<p>表 57.9.8 代替所内電気設備の独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対応設備 ・ディーゼル発電機 ・非常用所内電気設備</th> <th>重大事故等対応設備 ・代替所内電気設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> <td>設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋内及び原子炉補助建屋内に設置し、重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、位置的分散を図る(1.3(4)項参照)とともに、以下の火災の発生防止対策により、火災が共通要因となり、故障することのない設計とする。 【発生防止】 【感知・消火】 （屋外の電路）火災の発生するおそれがないよう不燃性材料又は難燃性材料の電線管、ケーブルトレイにケーブルを敷設する。</td> <td>設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、位置的分散を図る(1.3(4)項参照)とともに、以下の火災の発生防止対策により、火災が共通要因となり、故障することのない設計とする。 【発生防止】 【感知・消火】 （屋外の電路）火災の発生するおそれがないよう不燃性材料又は難燃性材料の電線管、ケーブルトレイにケーブルを敷設する。</td> </tr> <tr> <td>共通要因故障</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備 ・ディーゼル発電機 ・非常用所内電気設備	重大事故等対応設備 ・代替所内電気設備	地震	設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋内及び原子炉補助建屋内に設置し、重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	津波	設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、位置的分散を図る(1.3(4)項参照)とともに、以下の火災の発生防止対策により、火災が共通要因となり、故障することのない設計とする。 【発生防止】 【感知・消火】 （屋外の電路）火災の発生するおそれがないよう不燃性材料又は難燃性材料の電線管、ケーブルトレイにケーブルを敷設する。	設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、位置的分散を図る(1.3(4)項参照)とともに、以下の火災の発生防止対策により、火災が共通要因となり、故障することのない設計とする。 【発生防止】 【感知・消火】 （屋外の電路）火災の発生するおそれがないよう不燃性材料又は難燃性材料の電線管、ケーブルトレイにケーブルを敷設する。	共通要因故障			火災			漏水			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>
項目	設計基準事故対応設備 ・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 ・非常用所内電気設備	重大事故等対応設備 ・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) ・代替所内電気設備																																					
地震	設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、基準地震動S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋内へ設置し、重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない緊急用電気品建屋及び原子炉建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																					
津波	設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、位置的分散を図る(1.3(3)項参照)とともに、以下の火災の発生防止対策により、火災が共通要因となり、故障することのない設計とする。 【発生防止】 【感知・消火】 （屋外の電路）火災の発生するおそれがないよう電路を埋設し、その電路にケーブルを布設する。（ガスタービン発電機から非常用高圧母線20系、非常用高圧母線20系及び緊急用高圧母線20系までの電路の一部）	設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、位置的分散を図る(1.3(4)項参照)とともに、以下の火災の発生防止対策により、火災が共通要因となり、故障することのない設計とする。 【発生防止】 【感知・消火】 （屋外の電路）火災の発生するおそれがないよう不燃性材料又は難燃性材料の電線管、ケーブルトレイにケーブルを敷設する。																																					
共通要因故障	【第43条第2項三への適合】 設計基準事故対応設備の電路と重大事故等対応設備の電路の分離については、米国電気電子工学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離を確保する。	【第43条第2項三への適合】 設計基準事故対応設備の電路と重大事故等対応設備の電路の分離については、米国電気電子工学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離を確保する。																																					
火災	設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。（「共-8 重大事故等対応設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）	設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。（「共-9 重大事故等対応設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）																																					
漏水																																							
項目	設計基準事故対応設備 ・ディーゼル発電機 ・非常用所内電気設備	重大事故等対応設備 ・代替所内電気設備																																					
地震	設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋内及び原子炉補助建屋内に設置し、重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																					
津波	設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、位置的分散を図る(1.3(4)項参照)とともに、以下の火災の発生防止対策により、火災が共通要因となり、故障することのない設計とする。 【発生防止】 【感知・消火】 （屋外の電路）火災の発生するおそれがないよう不燃性材料又は難燃性材料の電線管、ケーブルトレイにケーブルを敷設する。	設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、位置的分散を図る(1.3(4)項参照)とともに、以下の火災の発生防止対策により、火災が共通要因となり、故障することのない設計とする。 【発生防止】 【感知・消火】 （屋外の電路）火災の発生するおそれがないよう不燃性材料又は難燃性材料の電線管、ケーブルトレイにケーブルを敷設する。																																					
共通要因故障																																							
火災																																							
漏水																																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、常設代替交流電源設備は火災防護対策を講じるため、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機が設置される緊急用電気品建屋については、附属設備を含めて火災区域を設定する。ガスタービン発電機は「危険物の規制に関する政令」において空地が要求されない設備であるが、「危険物の規制に関する政令」の「屋外タンク貯蔵所」とみなし、同令第十一条第二項で要求される空地の幅を参考として建屋外壁から3m以上の幅の保有空地を確保する。(図 57-9-6)</p> <p>ガスタービン発電機間及びガスタービン発電設備軽油タンクは以下のとおり離隔を設ける。</p> <p>○ガスタービン発電機間 ガスタービン発電機間は同令において空地が要求されない設備であるが、設備としての発電機間の火災影響及び消火活動への影響を考慮し、適切に空地を設ける設計とする。 ガスタービン発電機は、通常は待機状態であり、ガスタービン発電設備軽油タンクから燃料を補給されないため、ガスタービン発電機間においてはガスタービン発電機制御車の燃料積載量である約500Lに基づいて危険物の規制に関する政令第十一条第二項で要求される空地の幅を参考にして3m以上の離隔を設ける設計とする。 ガスタービン発電機は、試験及び検査時に運転状態となり、ガスタービン発電設備軽油タンクから燃料を補給するが、試験及び検査中は作業員が現場に常駐している。よって、ガスタービン発電機は火災が発生しても煙が充満しない建屋内に設置していることから、現場に常駐する作業員による早期の火災感知及び消火活動が可能な設計とする。</p> <p>○ガスタービン発電設備軽油タンク 附属設備であるガスタービン発電設備軽油タンクは、「危険物の規制に関する政令」において空地が要求されない設備であるが、同令の「屋外タンク貯蔵所」とみなし、同令第十一条第二項で要求される空地の幅を参考にして附属設備を含め3m以上の幅を確保した範囲とする。</p>	<p>なお、代替非常用発電機は火災防護対策を講じるため、代替非常用発電機設置エリアについては、附属設備を含めて火災区域を設定する。代替非常用発電機は「危険物の規制に関する政令」において空地が要求される設備であり、「危険物の規制に関する政令」の「一般取扱所」として、同令第十九条第一項(同令九条第二項で詳細要求が示されている。)で要求される3m以上の幅の保有空地を確保する。(図 57.9.21)</p> <p>○代替非常用発電機間 代替非常用発電機間は同令において空地が要求される設備であり、代替非常用発電機間の火災影響及び消火活動への影響を考慮し、適切に空地を設ける設計とする。 代替非常用発電機は、通常は待機状態であり、代替非常用発電機間においては代替非常用発電機の燃料積載量は約2,000Lであり24時間運転の燃料消費量に基づいて危険物の規制に関する政令第十九条第一項(同令九条第二項で詳細要求が示されている。)で要求される保有空地を幅3m以上の離隔を設ける設計とする。 代替非常用発電機は、試験及び検査時に運転状態となり、試験及び検査中は作業員が現場に常駐している。よって、代替非常用発電機は火災が発生しても、現場に常駐する作業員による早期の火災感知及び消火活動が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【女川】 設備名称の相違(代替非常用発電機)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・女川は「屋外タンク貯蔵庫」であるが、泊は「一般取扱所」である。</p> <p>設備・運用の相違(代替非常用発電機の燃料補給)</p> <p>【女川】 設備名称の相違(代替非常用発電機)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・女川は「屋外タンク貯蔵庫」であり、泊は「一般取扱所」であることから政令条文が異なる。</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(代替非常用発電機の燃料補給) 設備の相違 ・女川は常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機を建屋内に設置している。 ・泊は常設代替交流電源設備である代替非常用発電機を屋外に設置している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	 <p>図 57-9-6 常設代替交流電源設備の火災区域設定</p> <p>上記に示す危険物の規制に関する施行令の該当条文を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>危険物の規制に関する政令</p> <p>第十一条第二項 屋外貯蔵タンク(危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。)の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、二以上の屋外タンク貯蔵所を隣接して設置するときは、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">空地の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">指定数量の倍数が五百以下の屋外タンク貯蔵所</td> <td style="text-align: center;">三メートル以上</td> </tr> </tbody> </table> </div>	区分	空地の幅	指定数量の倍数が五百以下の屋外タンク貯蔵所	三メートル以上	 <p>図 57.9.21 常設代替交流電源設備の火災区域設定</p> <p>上記に示す危険物の規制に関する施行令の該当条文を以下に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>危険物の規制に関する政令</p> <p>(製造所の基準)</p> <p>第九条 法第十条第四項の製造所の位置、構造及び設備(消火設備、警報設備及び避難設備を除く。以下この章の第一節から第三節までにおいて同じ。)の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>二 危険物を取り扱う建築物その他の工作物(危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。)の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、総務省令で定めるところにより、防火上有効な隔壁を設けたときは、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">空地の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">指定数量の倍数が十以下の製造所</td> <td style="text-align: center;">三メートル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(一般取扱所の基準)</p> <p>第十九条 第九条第一項の規定は、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。</p> </div>	区分	空地の幅	指定数量の倍数が十以下の製造所	三メートル以上	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有空地に相違はあるが、危険物の規制に関する要求事項に基づき適切な火災区域を設定している点において同等である。
区分	空地の幅										
指定数量の倍数が五百以下の屋外タンク貯蔵所	三メートル以上										
区分	空地の幅										
指定数量の倍数が十以下の製造所	三メートル以上										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																						
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足-9-1)></p> <p>2. 非常用所内電気設備と代替所内電気設備の位置的分散 万一、非常用所内電気設備が2系統同時機能喪失しても、これらと位置的分散(設置基準および設置高さ)を隔った配電設備(代替所内電気設備)を確保している。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p style="font-size: small;">枠図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>(3) 位置的分散 常設代替交流電源設備及び代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び非常用所内電気設備と表57-9-7及び表57-9-8で示すとおり、位置的分散を図る。具体的な電源設備の単線結線図を図57-9-7及び図57-9-8、ケーブルルート図を57-9-(57-1)~57-9-(57-11)に示す。(なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。)</p> <p style="text-align: center;">表57-9-7 常設代替交流電源設備の位置的分散</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</td> <td>・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> <td>屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表57-9-8 代替所内電気設備の位置的分散</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用所内電気設備</th> <th>代替所内電気設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・非常用高圧母線</td> <td>・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> <td>・—</td> </tr> <tr> <td>・緊急用高圧母線</td> <td>・—</td> <td>・緊急用電気品建屋地下1階及び原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> </tr> <tr> <td>・非常用動力変圧器</td> <td>・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> <td>・—</td> </tr> <tr> <td>・緊急用動力変圧器</td> <td>・—</td> <td>・原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> </tr> <tr> <td>・非常用低圧母線 (パワーセンタ)</td> <td>・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> <td>・—</td> </tr> <tr> <td>・緊急用低圧母線 (パワーセンタ)</td> <td>・—</td> <td>・原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> </tr> <tr> <td>・非常用低圧母線 (モータコントロールセンタ)</td> <td>・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)及び原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> <td>・—</td> </tr> <tr> <td>・緊急用低圧母線 (モータコントロールセンタ)</td> <td>・—</td> <td>・原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)		設置場所	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用所内電気設備	代替所内電気設備	・非常用高圧母線	・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—	・緊急用高圧母線	・—	・緊急用電気品建屋地下1階及び原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・非常用動力変圧器	・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—	・緊急用動力変圧器	・—	・原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・非常用低圧母線 (パワーセンタ)	・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—	・緊急用低圧母線 (パワーセンタ)	・—	・原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・非常用低圧母線 (モータコントロールセンタ)	・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)及び原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—	・緊急用低圧母線 (モータコントロールセンタ)	・—	・原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	<p>(4) 位置的分散 代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備であるディーゼル発電機及び非常用所内電気設備と表57.9.9及び表57.9.10で示すとおり、位置的分散を図る。具体的な電源設備の単線結線図を図57.9.19及び図57.9.20、ケーブルルート図を図57.1~図57.6(57-9-82~57-9-87)に示す。(なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。)</p> <p style="text-align: center;">表57.9.9 代替非常用発電機及び可搬型代替電源車の位置的分散</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> <td>ディーゼル発電機 (ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3a)</td> <td>代替所内電気設備 (代替非常用発電機、可搬型代替電源車) ・代替非常用発電機 屋外 (3号炉東側3mエリア) ・可搬型代替電源車 屋外 (3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表57.9.10 代替所内電源設備の位置的分散</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用所内電気設備</th> <th>代替所内電気設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・非常用高圧母線</td> <td>・原子炉補助建屋 T.P.10.3a</td> <td>・—</td> </tr> <tr> <td>・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車~代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</td> <td>・—</td> <td>・屋外~原子炉補助建屋 T.P.17.3m及び原子炉補助建屋T.P.24.8m</td> </tr> <tr> <td>・動力変圧器</td> <td>・原子炉補助建屋 T.P.10.3a</td> <td>・—</td> </tr> <tr> <td>・代替所内電気設備変圧器</td> <td>・—</td> <td>・原子炉補助建屋 T.P.17.3m</td> </tr> <tr> <td>・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</td> <td>・—</td> <td>・原子炉補助建屋 T.P.24.8m</td> </tr> <tr> <td>・非常用低圧母線 (パワーコントロールセンタ、コントロールセンタ)</td> <td>・原子炉補助建屋 T.P.10.3a</td> <td>・—</td> </tr> <tr> <td>・代替所内電気設備分電盤</td> <td>・—</td> <td>・原子炉補助建屋 T.P.17.3m</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機 (ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3a)	代替所内電気設備 (代替非常用発電機、可搬型代替電源車) ・代替非常用発電機 屋外 (3号炉東側3mエリア) ・可搬型代替電源車 屋外 (3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア)	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用所内電気設備	代替所内電気設備	・非常用高圧母線	・原子炉補助建屋 T.P.10.3a	・—	・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車~代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	・—	・屋外~原子炉補助建屋 T.P.17.3m及び原子炉補助建屋T.P.24.8m	・動力変圧器	・原子炉補助建屋 T.P.10.3a	・—	・代替所内電気設備変圧器	・—	・原子炉補助建屋 T.P.17.3m	・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	・—	・原子炉補助建屋 T.P.24.8m	・非常用低圧母線 (パワーコントロールセンタ、コントロールセンタ)	・原子炉補助建屋 T.P.10.3a	・—	・代替所内電気設備分電盤	・—	・原子炉補助建屋 T.P.17.3m	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映) 【女川】 設備・運用の相違(代替所内電気設備の構成等) 【女川】 設備名称の相違(D/G) 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																							
・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)																																																																								
設置場所	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)																																																																							
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																							
	非常用所内電気設備	代替所内電気設備																																																																							
・非常用高圧母線	・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—																																																																							
・緊急用高圧母線	・—	・緊急用電気品建屋地下1階及び原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)																																																																							
・非常用動力変圧器	・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—																																																																							
・緊急用動力変圧器	・—	・原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)																																																																							
・非常用低圧母線 (パワーセンタ)	・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—																																																																							
・緊急用低圧母線 (パワーセンタ)	・—	・原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)																																																																							
・非常用低圧母線 (モータコントロールセンタ)	・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)及び原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—																																																																							
・緊急用低圧母線 (モータコントロールセンタ)	・—	・原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)																																																																							
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																							
ディーゼル発電機	ディーゼル発電機 (ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3a)	代替所内電気設備 (代替非常用発電機、可搬型代替電源車) ・代替非常用発電機 屋外 (3号炉東側3mエリア) ・可搬型代替電源車 屋外 (3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア)																																																																							
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																							
	非常用所内電気設備	代替所内電気設備																																																																							
・非常用高圧母線	・原子炉補助建屋 T.P.10.3a	・—																																																																							
・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車~代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	・—	・屋外~原子炉補助建屋 T.P.17.3m及び原子炉補助建屋T.P.24.8m																																																																							
・動力変圧器	・原子炉補助建屋 T.P.10.3a	・—																																																																							
・代替所内電気設備変圧器	・—	・原子炉補助建屋 T.P.17.3m																																																																							
・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	・—	・原子炉補助建屋 T.P.24.8m																																																																							
・非常用低圧母線 (パワーコントロールセンタ、コントロールセンタ)	・原子炉補助建屋 T.P.10.3a	・—																																																																							
・代替所内電気設備分電盤	・—	・原子炉補助建屋 T.P.17.3m																																																																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 接近性の確保</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの電力を確保するために、以下のとおり、原子炉建屋地下1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)及び原子炉建屋地上1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)に設置する非常用所内電気設備へアクセス可能な設計とし、接近性を確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事象について評価した結果、問題はない(詳細は、「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照)。</p> <p>a. 地震時の影響 プラントウォークダウンにて確認した結果、問題なし。</p> <p>b. 地震随伴火災の影響 アクセスルート近傍に地震随伴火災の火災源となる機器が設置されていないことから問題なし。</p> <p>c. 地震による内部溢水の影響 原子炉建屋内の原子炉棟外に溢水源となる耐震 B, Cクラスの機器のうち、基準地震動で破損が生じる機器を考慮しても溢水による影響がないことから問題なし。</p> <p>万一、非常用所内電気設備の設置場所である原子炉建屋地下1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)及び原子炉建屋地上1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)への接近性が失われることを考慮して、代替所内電気設備を原子炉建屋地上1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)及び原子炉建屋地上2階(原子炉建屋内の原子炉棟外)に設置することにより、接近性を確保する設計とする。</p> <p>なお、重大事故等時において、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、中央制御室から操作可能な設計とする。</p> <p>(5) 電動弁への電源供給</p> <p>低圧代替注水系、原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系、原子炉格納容器下部注水系及び代替循環冷却系の電動弁は、常設代替交流電源設備(ガスタービン発電機)から代替所内電気設備を経由して電源供給が可能な設計とする。</p>	<p>(5) 接近性の確保</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車からの電力を確保するために、以下のとおり、原子炉補助建屋 T.P.10.3m に設置する非常用所内電気設備へアクセス可能な設計とし、接近性を確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事象について評価した結果、問題はない(詳細は、「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照)。</p> <p>a. 地震時の影響 プラントウォークダウンにて確認した結果、問題なし。</p> <p>b. 地震随伴火災の影響 アクセスルート近傍に地震随伴火災の火災源となる機器が設置されていないことから問題なし。</p> <p>c. 地震による内部溢水の影響 原子炉補助建屋内に溢水源となる耐震 B, Cクラスの機器のうち、基準地震動で破損が生じる機器を考慮しても溢水による影響がないことから問題なし。</p> <p>万一、非常用所内電気設備の設置場所である原子炉補助建屋 T.P.10.3m への接近性が失われることを考慮して、代替所内電気設備を原子炉補助建屋 T.P.17.8m 及び原子炉補助建屋 T.P.24.8m に設置することにより、接近性を確保する設計とする。</p> <p>なお、重大事故等時において、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、中央制御室又は設置場所で操作可能な設計とする。</p> <p>(6) 電動弁への電源供給</p> <p>設置許可基準規則第46条で使用する電動弁は、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤を経由して電源供給が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <p>【女川】 操作場所の相違 ・女川：中央制御室 ・泊：中央制御室又は設置場所</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

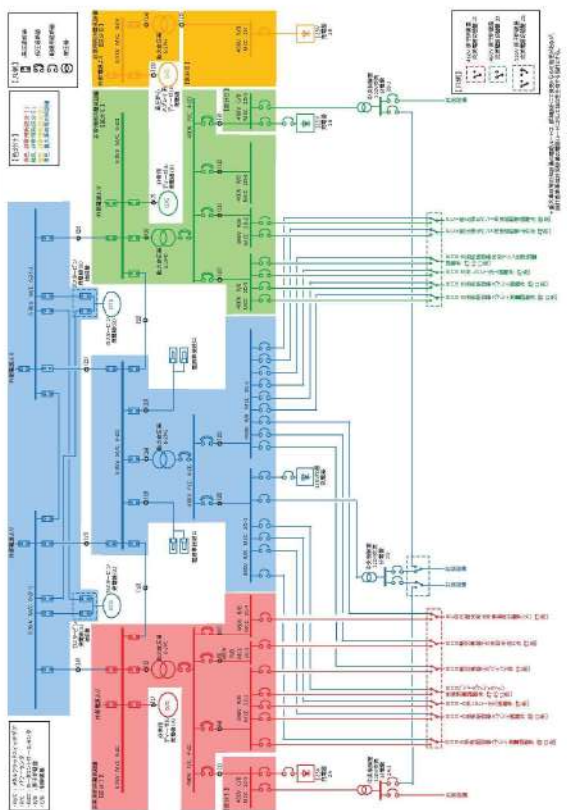
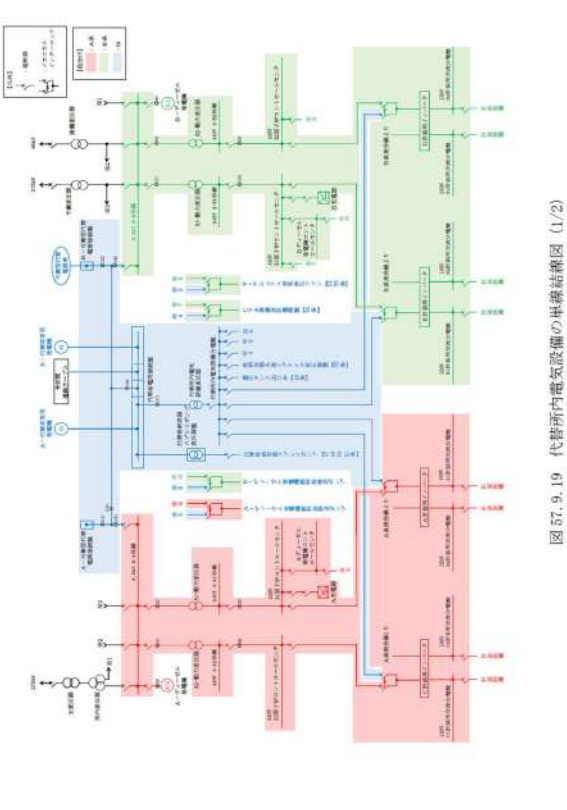
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) 計装設備への電源供給 計装設備は、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）から代替所内電気設備を経由して電源供給が可能な設計とする。</p> <p>(7) 自主対策設備 第47条、48条、49条及び51条に対応する設備に加え、信頼性向上の観点から、第46条に対応する代替高压窒素ガス供給系、第53条に対応する原子炉建屋水素爆発防止対策設備及び第58条に対応する原子炉圧力容器周り及び原子炉格納容器周りの監視計器についても、代替所内電気設備から電源供給が可能な設計とする。</p>	<p>(7) 計装設備への電源供給 計装設備は、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤を経由して電源供給が可能な設計とする。</p> <p>(8) その他設備 第47条、48条、49条及び51条に対応する設備に加え、第46条に対応する蓄圧タンク出口弁、第52条に対応するCV水素濃度計及び格納容器水素イグナイタ、第53条及び59条に対応するアンユラス空気浄化ファンについても、代替所内電気設備から電源供給が可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【女川】 炉型による給電対象設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は代替所内電気設備から自主対策設備にも給電を行うが、泊は代替所内電気設備から重大事故等対処設備に給電する。 <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWRとBWRによる相違であって、泊は大飯と同様である。

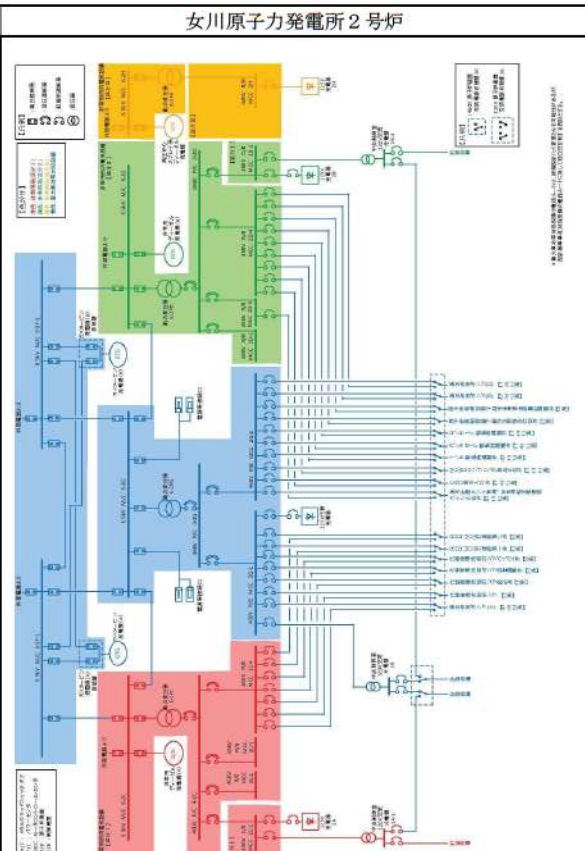
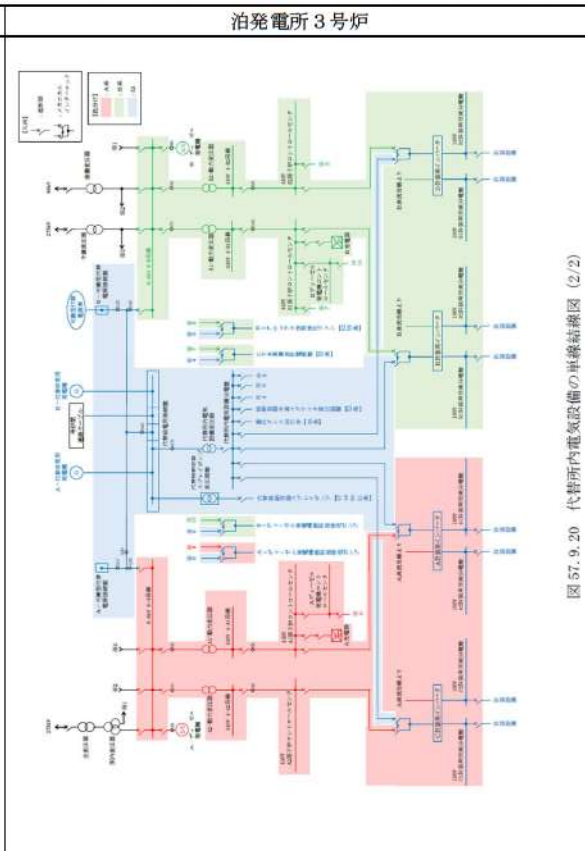
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-7 代替所内電気設備の単線結線図 (1/2)</p>	 <p>図 57.9.19 代替所内電気設備の単線結線図 (1/2)</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-8 代替所内電気設備の単線結線図 (2/2)</p>	 <p>図 57.9.20 代替所内電気設備の単線結線図 (2/2)</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<p>1.3.1 低圧代替注水系 [47条]</p> <p>低圧代替注水系は、重大事故等時に炉心に低圧注水するための重大事故等対処設備であり、当該設備に対応する設計基準事故対処設備は「残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系」である。(図57-9-9~13)</p> <p>低圧代替注水系の主要設備を表57-9-9に示す。</p> <p>表57-9-9 低圧代替注水系の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="683 363 1227 1002"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>・低圧代替注水系(常設) ・低圧代替注水系(可搬型)</td> <td>・残留熱除去系(低圧注水モード) ・低圧炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>・復水移送ポンプ(A) ・復水移送ポンプ(B) ・復水移送ポンプ(C) ・直流駆動低圧注水系ポンプ ・大容量送水ポンプ(タイプ1)</td> <td>・残留熱除去系ポンプ(A) ・残留熱除去系ポンプ(B) ・残留熱除去系ポンプ(C) ・低圧炉心スプレイ系ポンプ</td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td>・R/R A系LFC注入隔離弁 ・R/R B系LFC注入隔離弁 ・R/Rヘッドスプレイライン 洗浄流量調整弁 ・R/R B系格納容器冷却ライン 洗浄流量調整弁 ・CRD復水入C弁 ・M/R C系リング取出止め弁 ・T/B緊急時隔離弁 ・R/B LP緊急時隔離弁 ・R/B 1P緊急時隔離弁 ・復水貯蔵タンク常用、非常用 給水電導ライン止め弁 ・FRDポンプ吸込弁 ・DCLポンプ吸込弁 ・DCL注入流量調整弁</td> <td>・R/R A系LFC注入隔離弁 ・R/R B系LFC注入隔離弁 ・R/R C系LFC注入隔離弁 ・LFS注入隔離弁</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン 洗浄流量) ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系格納容器冷却ライン 洗浄流量) ・復水貯蔵タンク水位 ・直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ・原子炉水位 (広帯域) ・原子炉水位 (燃料域) ・原子炉水位 (SA広帯域) ・原子炉水位 (SA燃料域)</td> <td>・残留熱除去系ポンプ出口流量 ・低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系熱交換器入口温度 ・残留熱除去系熱交換器出口温度</td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	・低圧代替注水系(常設) ・低圧代替注水系(可搬型)	・残留熱除去系(低圧注水モード) ・低圧炉心スプレイ系	ポンプ	・復水移送ポンプ(A) ・復水移送ポンプ(B) ・復水移送ポンプ(C) ・直流駆動低圧注水系ポンプ ・大容量送水ポンプ(タイプ1)	・残留熱除去系ポンプ(A) ・残留熱除去系ポンプ(B) ・残留熱除去系ポンプ(C) ・低圧炉心スプレイ系ポンプ	電動弁 (状態表示を含む)	・R/R A系LFC注入隔離弁 ・R/R B系LFC注入隔離弁 ・R/Rヘッドスプレイライン 洗浄流量調整弁 ・R/R B系格納容器冷却ライン 洗浄流量調整弁 ・CRD復水入C弁 ・M/R C系リング取出止め弁 ・T/B緊急時隔離弁 ・R/B LP緊急時隔離弁 ・R/B 1P緊急時隔離弁 ・復水貯蔵タンク常用、非常用 給水電導ライン止め弁 ・FRDポンプ吸込弁 ・DCLポンプ吸込弁 ・DCL注入流量調整弁	・R/R A系LFC注入隔離弁 ・R/R B系LFC注入隔離弁 ・R/R C系LFC注入隔離弁 ・LFS注入隔離弁	計装設備	・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン 洗浄流量) ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系格納容器冷却ライン 洗浄流量) ・復水貯蔵タンク水位 ・直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ・原子炉水位 (広帯域) ・原子炉水位 (燃料域) ・原子炉水位 (SA広帯域) ・原子炉水位 (SA燃料域)	・残留熱除去系ポンプ出口流量 ・低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系熱交換器入口温度 ・残留熱除去系熱交換器出口温度	<p>1.3.1 代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) [47条]</p> <p>代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) は、重大事故等時に炉心に低圧注水するための重大事故等対処設備であり、当該設備に対応する設計基準事故対処設備は「低圧注入系、余熱除去設備、高圧注入系」である。(図57.9.22~23)</p> <p>代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) の主要設備を表57.9.11に示す。</p> <p>表57.9.11 代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="1256 411 1823 794"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>・代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ)</td> <td>・低圧注入系 ・余熱除去設備 ・高圧注入系</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>・代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>・A-高圧注入ポンプ ・B-高圧注入ポンプ ・A-余熱除去ポンプ ・B-余熱除去ポンプ</td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	・代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ)	・低圧注入系 ・余熱除去設備 ・高圧注入系	ポンプ	・代替格納容器スプレイポンプ	・A-高圧注入ポンプ ・B-高圧注入ポンプ ・A-余熱除去ポンプ ・B-余熱除去ポンプ	電動弁 (状態表示を含む)	—	—	計装設備	—	—	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・47条対応の運用に伴う相違 ・女川: 低圧代替注水系→泊: 代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) ・女川: 残留熱除去系 (低圧注水モード), 低圧炉心スプレイ系→泊: 低圧注入系, 余熱除去設備, 高圧注入系
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																															
—	・低圧代替注水系(常設) ・低圧代替注水系(可搬型)	・残留熱除去系(低圧注水モード) ・低圧炉心スプレイ系																															
ポンプ	・復水移送ポンプ(A) ・復水移送ポンプ(B) ・復水移送ポンプ(C) ・直流駆動低圧注水系ポンプ ・大容量送水ポンプ(タイプ1)	・残留熱除去系ポンプ(A) ・残留熱除去系ポンプ(B) ・残留熱除去系ポンプ(C) ・低圧炉心スプレイ系ポンプ																															
電動弁 (状態表示を含む)	・R/R A系LFC注入隔離弁 ・R/R B系LFC注入隔離弁 ・R/Rヘッドスプレイライン 洗浄流量調整弁 ・R/R B系格納容器冷却ライン 洗浄流量調整弁 ・CRD復水入C弁 ・M/R C系リング取出止め弁 ・T/B緊急時隔離弁 ・R/B LP緊急時隔離弁 ・R/B 1P緊急時隔離弁 ・復水貯蔵タンク常用、非常用 給水電導ライン止め弁 ・FRDポンプ吸込弁 ・DCLポンプ吸込弁 ・DCL注入流量調整弁	・R/R A系LFC注入隔離弁 ・R/R B系LFC注入隔離弁 ・R/R C系LFC注入隔離弁 ・LFS注入隔離弁																															
計装設備	・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン 洗浄流量) ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系格納容器冷却ライン 洗浄流量) ・復水貯蔵タンク水位 ・直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ・原子炉水位 (広帯域) ・原子炉水位 (燃料域) ・原子炉水位 (SA広帯域) ・原子炉水位 (SA燃料域)	・残留熱除去系ポンプ出口流量 ・低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系熱交換器入口温度 ・残留熱除去系熱交換器出口温度																															
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																															
—	・代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ)	・低圧注入系 ・余熱除去設備 ・高圧注入系																															
ポンプ	・代替格納容器スプレイポンプ	・A-高圧注入ポンプ ・B-高圧注入ポンプ ・A-余熱除去ポンプ ・B-余熱除去ポンプ																															
電動弁 (状態表示を含む)	—	—																															
計装設備	—	—																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>低圧代替注水系(常設)の復水移送ポンプは原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)、直流駆動低圧注水系ポンプは原子炉建屋地下3階(原子炉建屋付属棟内)に設置し、低圧代替注水系(可搬型)の大容量送水ポンプ(タイプI)は屋外に配備し、残留熱除去系(低圧注水モード)のポンプ(残留熱除去系ポンプ)及び低圧炉心スプレイ系のポンプ(低圧炉心スプレイ系ポンプ)は原子炉建屋地下3階(原子炉建屋原子炉棟内)に設置しており、位置的分散を図る。(図57-9-14~16)</p> <p>低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び低圧代替注水系(可搬型)は、図57-9-17及び図57-9-18のとおり、屋外(緊急用電気品建屋地上1階)に設置するガスタービン発電機から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、</p> <p>低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)は、図57-9-19のとおり、制御建屋地下2階に設置する250V蓄電池から250V直流主母線盤を経由して電源を受電する設計とし、</p> <p>残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系は、図57-9-17及び図57-9-18のとおり、原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)に設置する非常用ディーゼル発電機から非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、ガスタービン発電機及び250V蓄電池並びに非常用ディーゼル発電機は位置的分散を図り、代替所内電気設備及び250V直流主母線盤並びに非常用所内電気設備は位置的分散を図る。</p> <p>また、低圧代替注水系(常設)及び低圧代替注水系(可搬型)使用時の機器への電路と、残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系使用時の機器への電路とは、米国電気電子工学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57-9-10に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <div style="text-align: center;"> <p>表57-9-10 電路ルート図 低圧代替注水系 [47条]</p> <table border="1" data-bbox="674 1099 1216 1260"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉動力用(図57-9-17~19)</td> <td>図47-1~13</td> <td>57-9-(47-1~13)</td> </tr> <tr> <td>2号炉計装設備用(表57-9-10-1)</td> <td>図47-14~27</td> <td>57-9-(47-14~27)</td> </tr> <tr> <td>2号炉制御用(表57-9-10-2)</td> <td>図47-28~43</td> <td>57-9-(47-28~43)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p> </div> <p>電動弁の制御回路は、非常用所内電気設備からの受電時と代替所内電気設備からの受電時とで、別々に設置する。(図57-9-20及び図57-9-21)</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	2号炉動力用(図57-9-17~19)	図47-1~13	57-9-(47-1~13)	2号炉計装設備用(表57-9-10-1)	図47-14~27	57-9-(47-14~27)	2号炉制御用(表57-9-10-2)	図47-28~43	57-9-(47-28~43)	<p>代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ)の代替格納容器スプレイポンプは周辺補機棟T.P.10.3mに設置し、低圧注入系、余熱除去設備及び高圧注入系の余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプは原子炉補助建屋T.P.-1.7mに設置しており、位置的分散を図る。(図57.9.24~25)</p> <p>代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ)の代替格納容器スプレイポンプは、屋外に設置する代替非常用発電機及び可搬型代替電源車から代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤を経由して電源を受電する設計とし、</p> <p>余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプは、ディーゼル発電機建屋T.P.10.3mに設置するディーゼル発電機から非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車並びにディーゼル発電機は位置的分散を図り、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は位置的分散を図る。(図57.9.26)</p> <p>また、代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ)の代替格納容器スプレイポンプ使用時の機器への電路と、低圧注入系、余熱除去設備及び高圧注入系使用時の機器への電路とは、米国電気電子工学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57.9.12に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <div style="text-align: center;"> <p>表57.9.12 電路ルート図 代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ) [47条]</p> <table border="1" data-bbox="1261 1099 1816 1173"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉動力用(図57.9.26)</td> <td>図47.1~9</td> <td>57-9-57~65</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p> </div>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	3号炉動力用(図57.9.26)	図47.1~9	57-9-57~65	<p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 47条対応の設備・運用に伴う相違 女川：低圧代替注水系(常設)、低圧代替注水系(可搬型)→泊：代替炉心注水(格納容器スプレイポンプ) 女川：残留熱除去系(低圧注水モード)、低圧炉心スプレイ系→泊：低圧注入系、余熱除去設備、高圧注入系 女川：復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水系ポンプ、大容量送水ポンプ(タイプI)→泊：代替格納容器スプレイポンプ 設備・運用の相違(代替所内電気設備の構成等) <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)、原子炉建屋地下3階(原子炉建屋原子炉棟内)、屋外(緊急用電気品建屋地上1階)、原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)→泊：原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋 設備名称の相違(D/G)
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
2号炉動力用(図57-9-17~19)	図47-1~13	57-9-(47-1~13)																							
2号炉計装設備用(表57-9-10-1)	図47-14~27	57-9-(47-14~27)																							
2号炉制御用(表57-9-10-2)	図47-28~43	57-9-(47-28~43)																							
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
3号炉動力用(図57.9.26)	図47.1~9	57-9-57~65																							

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表57-9-10-2 制御用電器 低圧代替注水系(7条)(1/5) 設計基準事故対応設備			
	重大事故防止設備		
S1 所内排熱制御盤	400V R/B MCC 2P-4	D1 原子炉冷却制御盤 ESS-I, III	6.9kV M/C 6-2C
S2 代替注水制御盤	FPF・FPMW・SLC・MWC・MCP制御盤	D2 原子炉冷却制御盤 ESS-II	6.9kV M/C 6-2D
S3 代替注水制御盤	400V R/B MCC 2P-1	D3 原子炉冷却制御盤 ESS-II	6.9kV M/C 6-2D
S4 所内排熱制御盤	400V R/B MCC 2D-4	D4 原子炉冷却制御盤 ESS-I, III	6.9kV M/C 6-2C
S5 代替注水制御盤	400V R/B MCC 2P-2	D5 原子炉冷却制御盤 ESS-I, III	400V R/B MCC 2C-1
S6 所内排熱制御盤	400V R/B MCC 2D-4	D6 緊急用交代電源設備制御盤(O)	RBR A 系 LPCI 注入用継弁
S7 代替注水制御盤	緊急電源系(A)・低圧中心スプリング系 ESS-I	D7 原子炉冷却制御盤 ESS-II	400V R/B MCC 2D-1
S8 代替注水制御盤	400V R/B MCC 2P-2	D8 緊急用交代電源設備制御盤(O)	RBR B 系 LPCI 注入用継弁
S9 代替注水制御盤	機器駆動系高・B・C系 ESS-II	D9 原子炉冷却制御盤 ESS-II	400V R/B MCC 2D-1
S10 代替注水制御盤	400V R/B MCC 2P-1	D10 400V R/B MCC 2D-1	RBR C 系 LPCI 注入用継弁
S11 代替注水制御盤	400V R/B MCC 2P-2	D11 原子炉冷却制御盤 ESS-I, III	400V R/B MCC 2C-1
S12 代替注水制御盤	AM 制御盤	D12 400V R/B MCC 2C-1	LPCS 注入用継弁

【女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対応設備及び重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-10-2 副應用配路 低圧代替注水系(7/5)						
重大事故防止設備 緊急基準事故対応設備						
S13	代替注水制御盤	400V R/B MCC 2C-1	013	AM 制御盤	400V R/B MCC 2C-1	
S14	代替注水制御盤	AM 制御盤	014	緊急用交流電源切替操作盤(1)	0000 ユニタスプロセッサライン低圧制御盤 緊急用	
S15	代替注水制御盤	400V R/B MCC 2C-2	015	AM 制御盤	400V R/B MCC 2D-1	
S16	代替注水制御盤	400V R/B MCC 2D-4	016	緊急用交流電源切替操作盤(1)	0000 副應用配路切替用制御盤	
S17	代替注水制御盤	400V R/B MCC 2C-2	017	緊急用交流電源切替操作盤(1)	400V 原子炉建屋交流電源切替操作盤 2C	
S18	緊急用交流電源切替操作盤(1)	000 専水入口弁	018	緊急用交流電源切替操作盤(1)	400V 原子炉建屋交流電源切替操作盤 2D	
S19	代替注水制御盤	400V R/B MCC 2D-4	019	トリップチャイムシステム盤 ESS-1	120V 緊急電源切替盤 2A	
S20	代替注水制御盤	400V R/B MCC 2C-2	020	トリップチャイムシステム盤 ESS-2	120V 緊急電源切替盤 2B	
S21	緊急用交流電源切替操作盤(1)	0000 サンプリング流量止め弁	021	原子炉高圧プロセッサ装置(A)ESS-1	120V 緊急電源切替盤 2A	
S22	代替注水制御盤	400V R/B MCC 2D-4	022	原子炉高圧プロセッサ装置(B)ESS-2	原子炉冷却制御盤 ESS-2	
S23	代替注水制御盤	400V R/B MCC 2C-2	023	原子炉冷却制御盤 ESS-3	120V 緊急電源切替盤 2B	
S24	緊急用交流電源切替操作盤(1)	1/A 緊急制御盤弁	024	120V 交流電源盤 2A-1	120V 緊急電源切替盤 2A	
<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表57-9-10-2 制御用回路 経圧代替注水系(47条)(S/S)			
重大事故防止設備 緊急基準事象対応設備			
S25 代替注水制御盤	400W K3/WC 2D-1	R05 125V 直流分電盤 2D-1	125V 直流電圧切替盤 2D
S26 代替注水制御盤	400W K3/WC 2D-2	R06 125V 直流分電盤 2A-1	125V 直流電圧切替盤 2A
S27 緊急用交圧電源切替操作盤(1)	K3/S1F 緊急用制御盤	R07 125V 直流分電盤 2B-1	125V 直流電圧切替盤 2B
S28 代替注水制御盤	400W K3/WC 2D-4		
S29 代替注水制御盤	400W K3/WC 2D-2		
S30 緊急用交圧電源切替操作盤(1)	K3/S1F 緊急用制御盤		
S31 代替注水制御盤	400W K3/WC 2D-2		
S32 代替注水制御盤	400W K3/WC 2D-2		
S33 緊急用交圧電源切替操作盤(1)	緊急用電源切替操作盤(1) 井筒用緊急用制御盤(1)にのみ		
S34 代替注水制御盤	緊急用交圧電源切替操作盤(1)		
S35 緊急用交圧電源切替操作盤(1)	400W 原子炉緊急用交圧電源切替盤 2D		
S36 緊急用交圧電源切替操作盤(1)	400W 原子炉緊急用交圧電源切替盤 2D		

【女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

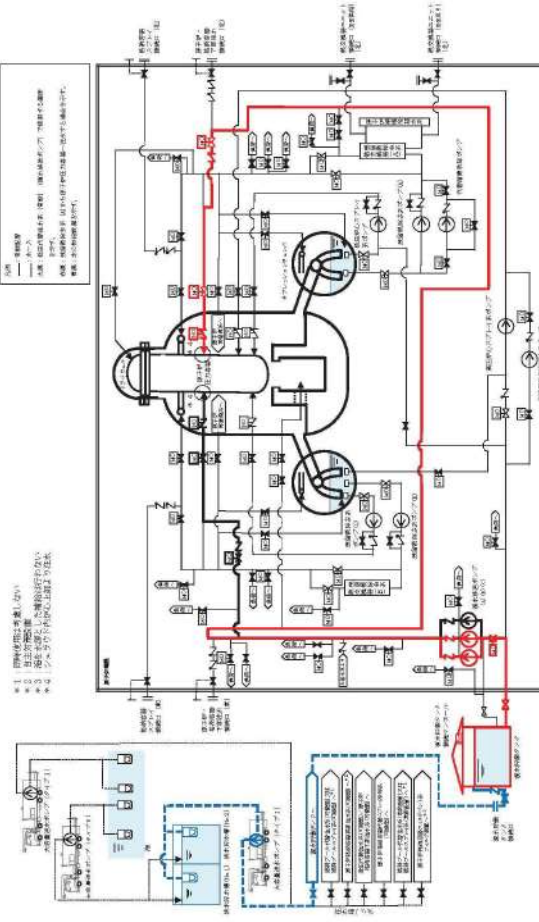
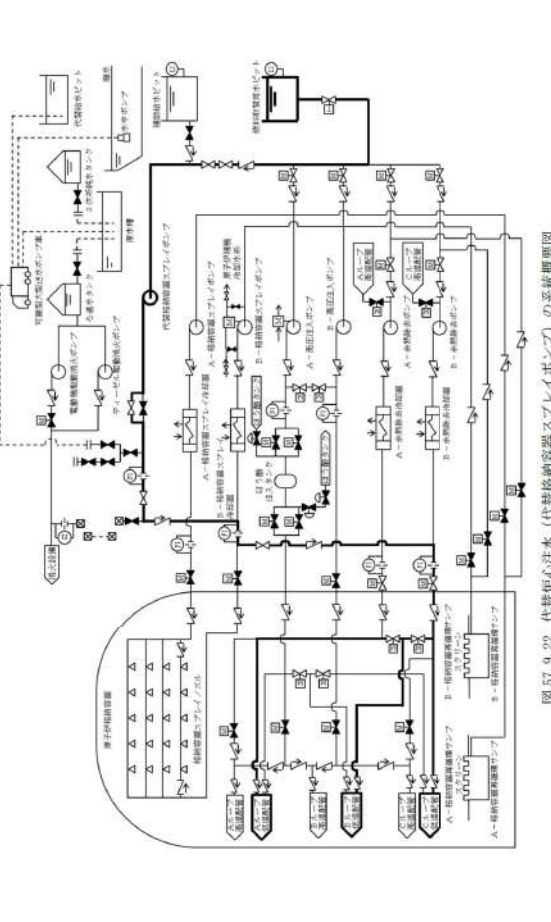
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表57-9-10-2 制御用電部 低圧代替注水系(47系)(4/5)			
重大事故防止設備		設計基準事故対応設備	
S37	代替注水ポンプ機	125V 直流主母線盤 2A-1	
S38	125V 直流主母線盤 2B-1	1900W ボンプ用電源	
S39	緊急用交流電源切替制御装置(1)	460W 原子炉保護用交流電源切替装置 2A	
S40	緊急用交流電源切替制御装置(2)	460W 原子炉保護用交流電源切替装置 2B	
S41	重大事故時監視装置 (1)	125V 直流主母線盤 2A-1	
S42	重大事故時監視装置 (2)	125V 直流主母線盤 2B-1	
S43	DLL制御盤	125V 直流主母線盤 2A-1	
S44	DLL ボンプ用電源	125V 直流主母線盤 2A-1	
S45	DLL制御盤	125V 直流主母線盤 2A-1	
S46	DLL投入装置監視器	125V 直流主母線盤 2A-1	
S47	DLL制御盤	200W 直流主母線盤	
S48	DLL制御盤	125V 直流主母線盤 2A-1	
			<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

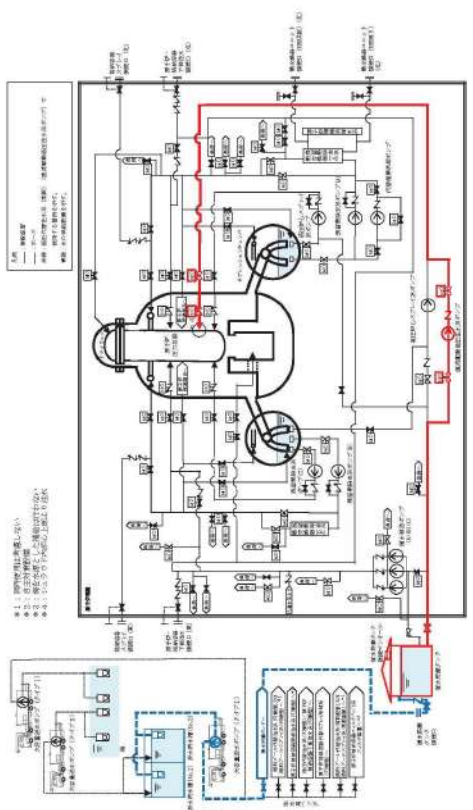
灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-9 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の系統概要図</p>	 <p>図 57.9.22 代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ)の系統概要図</p>	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが, 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

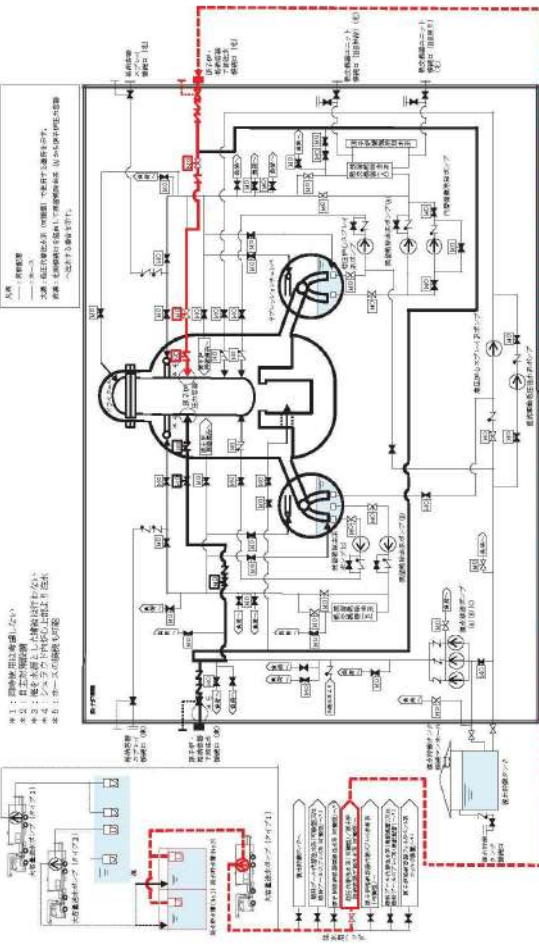
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 1005 1232 1029">図 57-9-10 低圧代替注水系 (常設) (直流駆動低圧注水系ポンプ) の系統概要図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 311" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

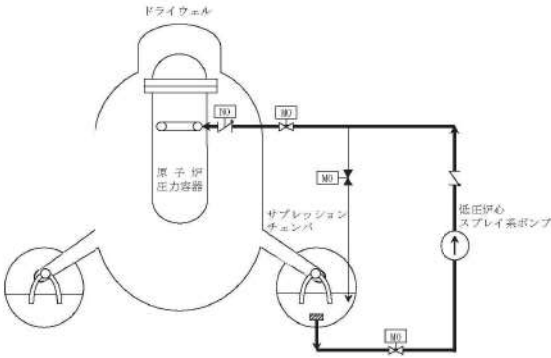
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-11 低圧代替注水系 (可換型) の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

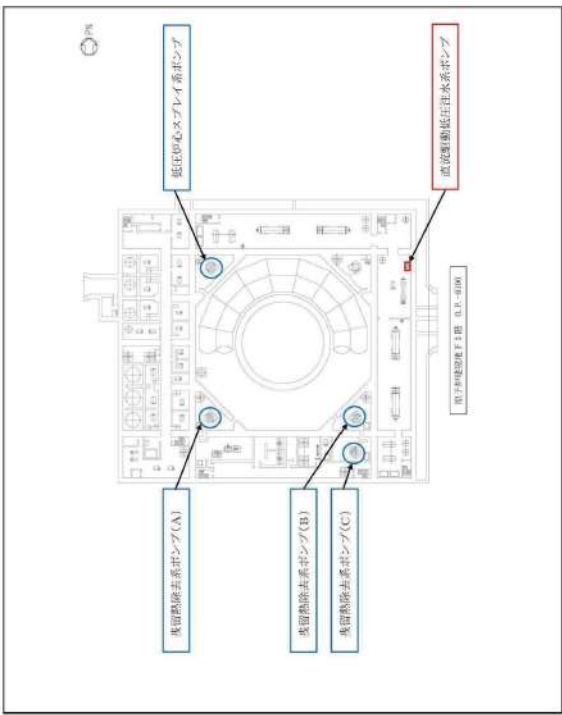
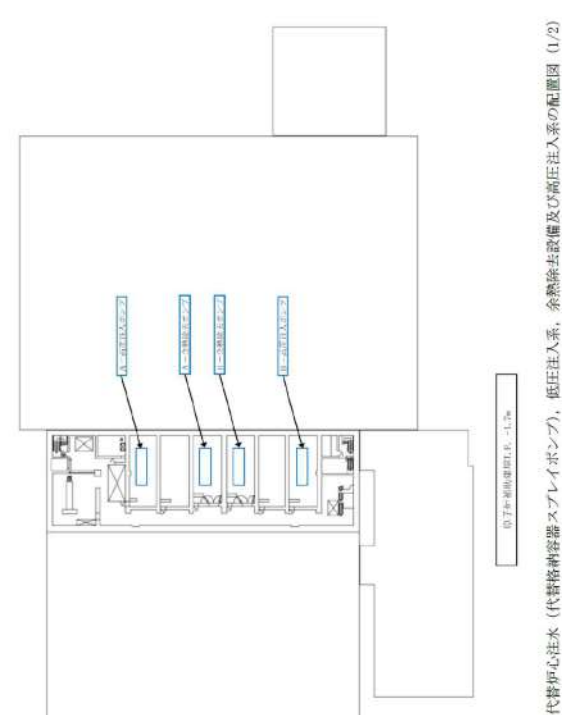
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="817 582 1137 603">図 57-9-13 低圧炉心スプレイ系の系統概要図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2157 311" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

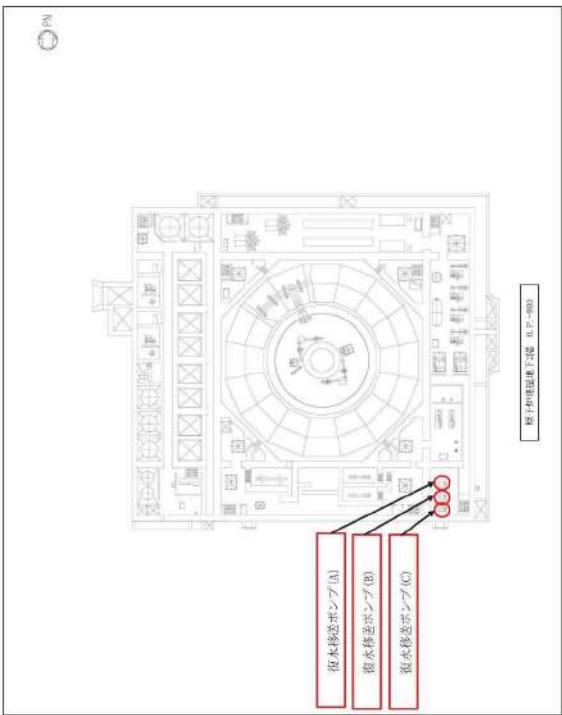
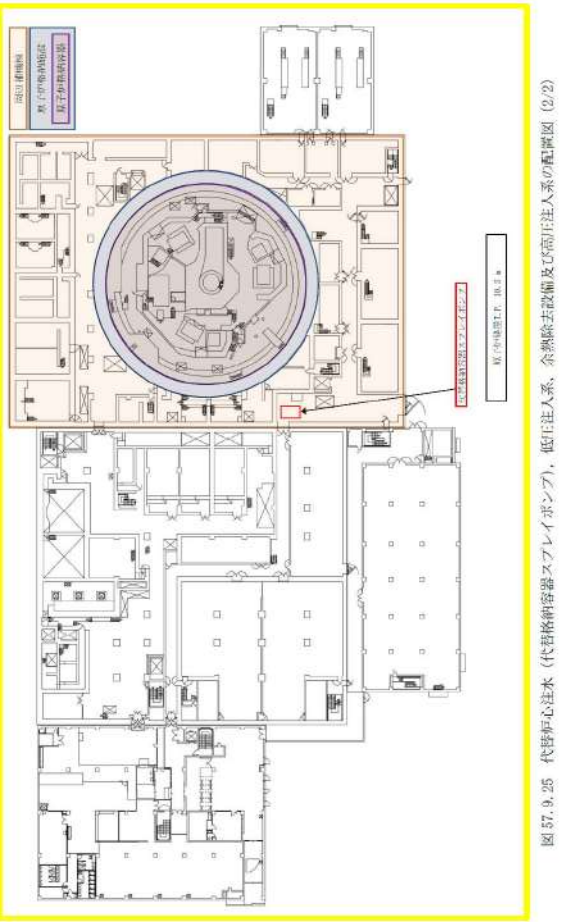
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-14 低圧代替注水系、 残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の配置図(1/3)</p>	 <p>図 57.9.24 代替炉心注水(代替格納容器スプレイ系)、 低圧炉心注水、 余熱除去設備及び高圧注水系の配置図(1/2)</p>	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

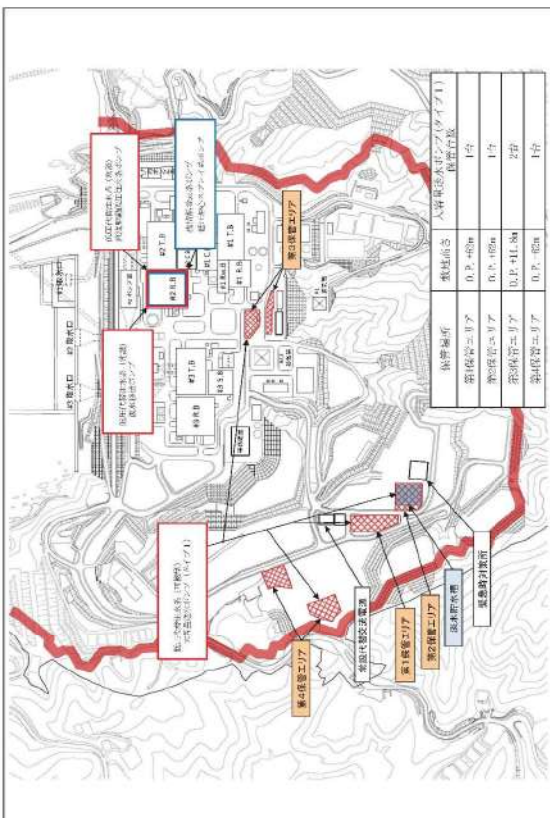
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-15 低圧代替注水系、 残留熱除去系 (低圧注水モード) 及び低圧炉心スプレイ系の配置図 (2/3)</p>	 <p>図 57.9.25 代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ)、低圧注入系、余熱除去設備及び高圧注入系の配置図 (2/2)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

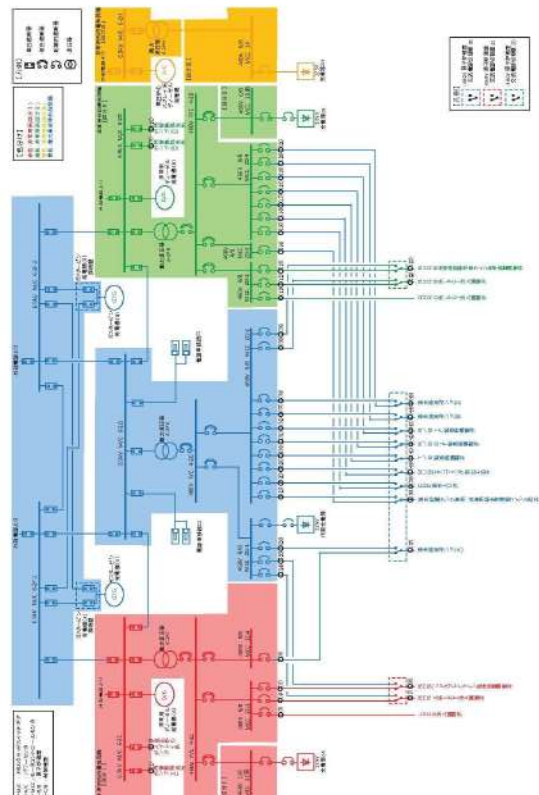
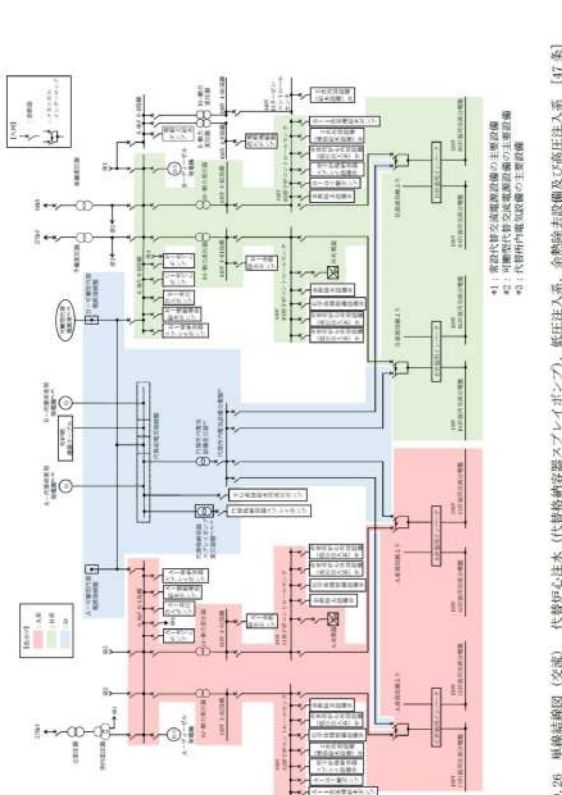
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 57-9-16 低圧代替注水系、 残留熱除去系 (低圧注水モード) 及び低圧炉心スプレイ系の配置図 (3/3)</p>		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

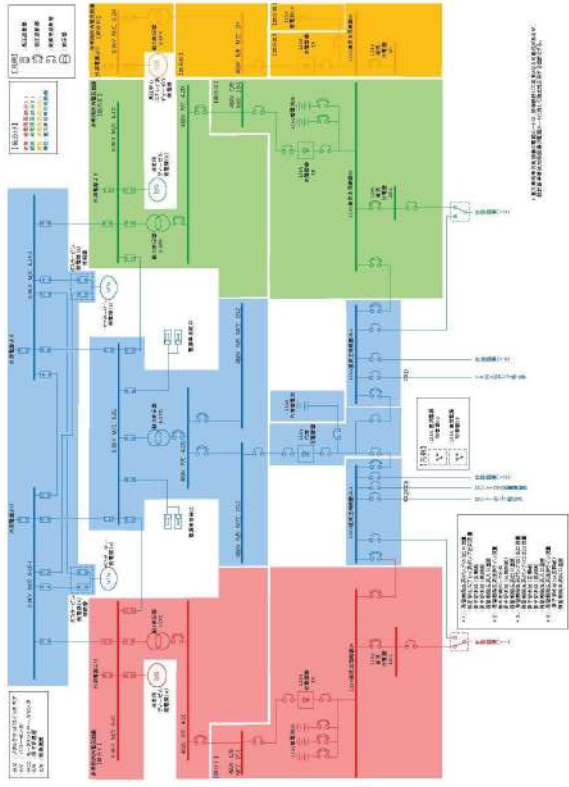
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-17 単線結線図 (交流) 低压代替注水系 [47条]</p>	 <p>図 57.9.26 単線結線図 (交流) 代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ)、低圧注入系、余熱除去設備及び高圧注入系 [47条]</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

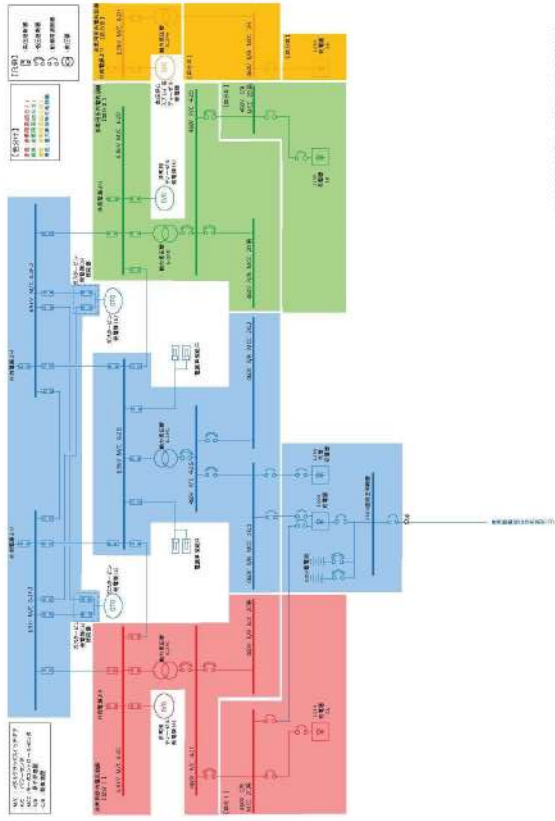
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="801 965 1099 1013">図 57-9-18 単線結線図(直流) (1/2) 低圧代替注水系 [47条]</p>		<p data-bbox="1843 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1843 172 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1843 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="795 1058 1093 1106">図 57-9-19 単線結線図(直流) (2/2) 低压代替注水系 [47条]</p>		<p data-bbox="1843 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1843 172 1928 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1843 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

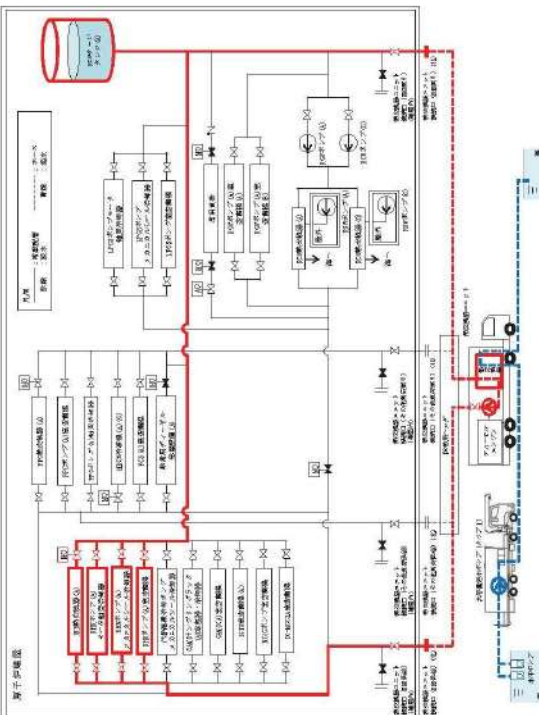
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-9-20 交流電源切替盤系統図 (非常用所内電気設備からの受電時)</p>	<p>図 57-9-21 交流電源切替盤系統図 (代替所内電気設備からの受電時)</p>	<p>【女川】 設備・運用の相違 ・女川は電動弁操作について非常用所内電気設備からの受電ができない場合には代替所内電気設備からの受電により電動弁の操作を行うが、泊は現場で人力による操作としている。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p>1.3.2 原子炉補機代替冷却水系 [48条]</p> <p>原子炉補機代替冷却水系は、重大事故等時に最終ヒートシンクへ熱を輸送するための重大事故等対処設備であり、当該設備に対応する設計基準事故対処設備は「原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む)」である。(図57-9-22及び図57-9-23)</p> <p>原子炉補機代替冷却水系の主要設備を表57-9-11に示す。</p> <table border="1" data-bbox="683 411 1227 738"> <caption>表57-9-11 原子炉補機代替冷却水系の主要設備</caption> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>・原子炉補機代替冷却水系</td> <td>・原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む)</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>・熱交換器ユニット(淡水ポンプ) ・大容量送水ポンプ(タイプI)</td> <td>・原子炉補機冷却水ポンプ(A) ・原子炉補機冷却水ポンプ(B) ・原子炉補機冷却水ポンプ(C) ・原子炉補機冷却水ポンプ(D) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(A) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(B) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(C) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(D)</td> </tr> <tr> <td>熱交換器</td> <td>・熱交換器ユニット(熱交換器)</td> <td>・原子炉補機冷却水系熱交換器(A) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(B) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(C) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(D)</td> </tr> </tbody> </table> <p>原子炉補機代替冷却水系は、熱交換器と淡水ポンプを搭載する可搬型の熱交換器ユニット及び熱交換器ユニットの熱交換器に海水を送水する可搬型の大容量送水ポンプ(タイプI)で構成しており、屋外の保管エリアに保管し、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む)は原子炉建屋(原子炉建屋付属棟)及び屋外に設置しており、位置的分散を図る。(図57-9-24～26)</p> <p>原子炉補機代替冷却水系のポンプ(熱交換器ユニット(淡水ポンプ)及び大容量送水ポンプ(タイプI))は、駆動電源を必要としない方式(付属空冷式ディーゼルエンジン)による設計とし、原子炉補機冷却水系のポンプ(原子炉補機冷却水ポンプ)及び原子炉補機冷却海水系のポンプ(原子炉補機冷却海水ポンプ)は、駆動電源(非常用ディーゼル発電機)から電源を受電する設計とし、駆動電源の多様性を図る。</p>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	・原子炉補機代替冷却水系	・原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む)	ポンプ	・熱交換器ユニット(淡水ポンプ) ・大容量送水ポンプ(タイプI)	・原子炉補機冷却水ポンプ(A) ・原子炉補機冷却水ポンプ(B) ・原子炉補機冷却水ポンプ(C) ・原子炉補機冷却水ポンプ(D) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(A) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(B) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(C) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(D)	熱交換器	・熱交換器ユニット(熱交換器)	・原子炉補機冷却水系熱交換器(A) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(B) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(C) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(D)	<p>1.3.2 格納容器内自然対流冷却、蒸気発生器2次側からの除熱及び代替補機冷却 [48条]</p> <p>第48条の格納容器内自然対流冷却、蒸気発生器2次側からの除熱(タービン動補助給水ポンプ)及び代替補機冷却については、電源供給が不要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。(表57.9.13)</p> <p>表57.9.13 格納容器内自然対流冷却、蒸気発生器2次側からの除熱及び代替補機冷却</p> <table border="1" data-bbox="1265 411 1814 981"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>・格納容器内自然対流冷却 ・蒸気発生器2次側からの除熱(タービン動補助給水ポンプ) ・代替補機冷却</td> <td>・原子炉補機冷却設備 ・2次冷却設備</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	・格納容器内自然対流冷却 ・蒸気発生器2次側からの除熱(タービン動補助給水ポンプ) ・代替補機冷却	・原子炉補機冷却設備 ・2次冷却設備	ポンプ	—	—	電動弁 (状態表示を含む)	—	—	計装設備	—	—	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違 ・女川：原子炉補機代替冷却水系→泊：格納容器内自然対流冷却、蒸気発生器2次側からの除熱及び代替補機冷却
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																												
—	・原子炉補機代替冷却水系	・原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む)																												
ポンプ	・熱交換器ユニット(淡水ポンプ) ・大容量送水ポンプ(タイプI)	・原子炉補機冷却水ポンプ(A) ・原子炉補機冷却水ポンプ(B) ・原子炉補機冷却水ポンプ(C) ・原子炉補機冷却水ポンプ(D) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(A) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(B) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(C) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(D)																												
熱交換器	・熱交換器ユニット(熱交換器)	・原子炉補機冷却水系熱交換器(A) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(B) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(C) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(D)																												
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																												
—	・格納容器内自然対流冷却 ・蒸気発生器2次側からの除熱(タービン動補助給水ポンプ) ・代替補機冷却	・原子炉補機冷却設備 ・2次冷却設備																												
ポンプ	—	—																												
電動弁 (状態表示を含む)	—	—																												
計装設備	—	—																												

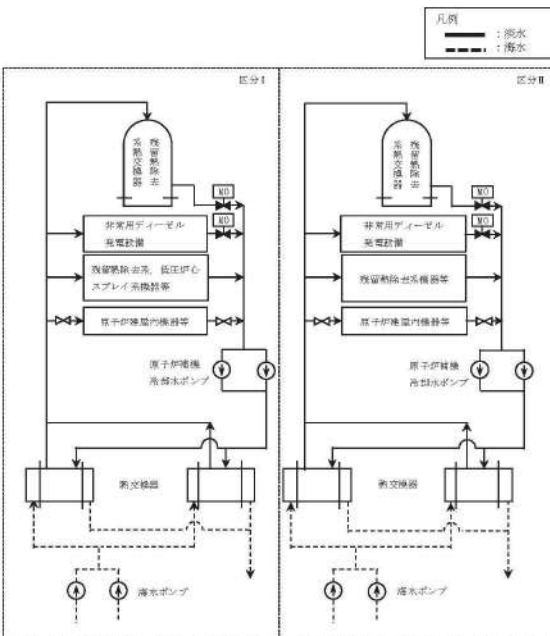
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-22 原子炉系統代替管配水系の系統配置図 (A系の例)</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="761 869 1131 893">図 57-9-23 原子炉補機冷却水系の系統概要図</p>		<p data-bbox="1848 140 1904 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2116 228" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

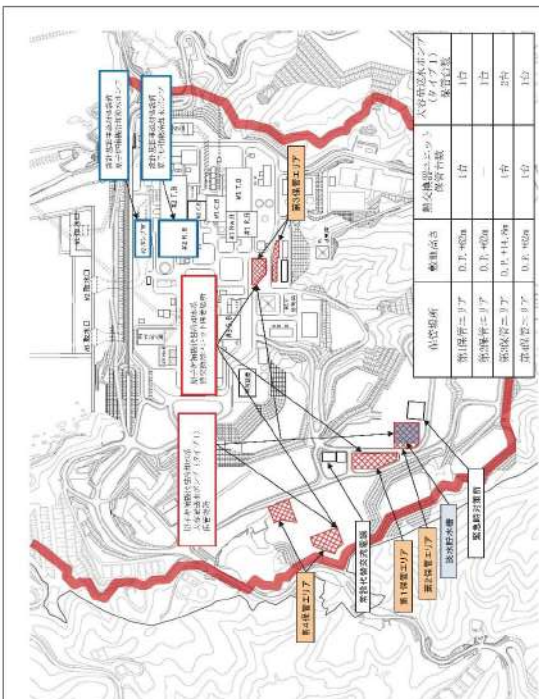
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="672 159 1232 845" style="border: 1px solid black; height: 430px; width: 250px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="757 853 1146 893" style="text-align: center;">図57-9-25 原子炉補機代替冷却水系及び原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む)の配線図(2/3)</p> <div data-bbox="891 901 1227 933" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 0 auto;"> 詳細の内容は防護上の観点から公開できません。 </div>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	 <table border="1" data-bbox="1075 175 1209 542"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>数量</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号原子力炉</td> <td>1台</td> <td>D.P. #02a</td> </tr> <tr> <td>第2号原子力炉</td> <td>1台</td> <td>D.P. #02b</td> </tr> <tr> <td>第3号原子力炉</td> <td>1台</td> <td>D.P. #14.0a</td> </tr> <tr> <td>第4号原子力炉</td> <td>1台</td> <td>D.P. #02c</td> </tr> </tbody> </table> <p>図 57-9-26 原子炉補機代替冷却水系及び原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却水系を含む) の配置図 (3/3)</p>	設備名称	数量	規格	第1号原子力炉	1台	D.P. #02a	第2号原子力炉	1台	D.P. #02b	第3号原子力炉	1台	D.P. #14.0a	第4号原子力炉	1台	D.P. #02c		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>
設備名称	数量	規格																
第1号原子力炉	1台	D.P. #02a																
第2号原子力炉	1台	D.P. #02b																
第3号原子力炉	1台	D.P. #14.0a																
第4号原子力炉	1台	D.P. #02c																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p>1.3.3 原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系 [48条]</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系は、重大事故等時に原子炉格納容器内を冷却するための重大事故等対処設備であり、当該設備に対応する設計基準事故対処設備は「残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)」である。(図57-9-27~29)</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系の主要設備を表57-9-12に示す。</p> <p>表57-9-12 原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="680 456 1229 1031"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>・原子炉格納容器フィルタベント系 ・耐圧強化ベント系</td> <td>・残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>—</td> <td>・残留熱除去系ポンプ(A) ・残留熱除去系ポンプ(B)</td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td>・D/Cベント用出口隔離弁 ・S/Cベント用出口隔離弁 ・PCVSベントライン隔離弁(A) ・PCVSベントライン隔離弁(B) ・PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁 ・PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁</td> <td>・BWR A系格納容器スプレイ流量調整弁 ・BWR B系格納容器スプレイ流量調整弁 ・BWR A系格納容器スプレイ隔離弁 ・BWR B系格納容器スプレイ隔離弁 ・BWR A系S/Cスプレイ隔離弁 ・BWR B系S/Cスプレイ隔離弁 ・BWR熱交換器(A)バイパス弁 ・BWR熱交換器(B)バイパス弁</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>・耐圧強化ベント漏放射線モニタ ・フィルタ装置入口圧力(広帯域) ・フィルタ装置出口圧力(広帯域) ・フィルタ装置水位(広帯域) ・フィルタ装置本位度 ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・フィルタ装置出口本位度 ・ドライウェル圧力 ・圧力制御室圧力 ・ドライウェル温度 ・圧力制御室内空気温度 ・サブプレッションプール水温度</td> <td>・残留熱除去系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系熱交換器入口温度 ・残留熱除去系熱交換器出口温度</td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	・原子炉格納容器フィルタベント系 ・耐圧強化ベント系	・残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)	ポンプ	—	・残留熱除去系ポンプ(A) ・残留熱除去系ポンプ(B)	電動弁 (状態表示を含む)	・D/Cベント用出口隔離弁 ・S/Cベント用出口隔離弁 ・PCVSベントライン隔離弁(A) ・PCVSベントライン隔離弁(B) ・PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁 ・PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁	・BWR A系格納容器スプレイ流量調整弁 ・BWR B系格納容器スプレイ流量調整弁 ・BWR A系格納容器スプレイ隔離弁 ・BWR B系格納容器スプレイ隔離弁 ・BWR A系S/Cスプレイ隔離弁 ・BWR B系S/Cスプレイ隔離弁 ・BWR熱交換器(A)バイパス弁 ・BWR熱交換器(B)バイパス弁	計装設備	・耐圧強化ベント漏放射線モニタ ・フィルタ装置入口圧力(広帯域) ・フィルタ装置出口圧力(広帯域) ・フィルタ装置水位(広帯域) ・フィルタ装置本位度 ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・フィルタ装置出口本位度 ・ドライウェル圧力 ・圧力制御室圧力 ・ドライウェル温度 ・圧力制御室内空気温度 ・サブプレッションプール水温度	・残留熱除去系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系熱交換器入口温度 ・残留熱除去系熱交換器出口温度		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																
—	・原子炉格納容器フィルタベント系 ・耐圧強化ベント系	・残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)																
ポンプ	—	・残留熱除去系ポンプ(A) ・残留熱除去系ポンプ(B)																
電動弁 (状態表示を含む)	・D/Cベント用出口隔離弁 ・S/Cベント用出口隔離弁 ・PCVSベントライン隔離弁(A) ・PCVSベントライン隔離弁(B) ・PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁 ・PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁	・BWR A系格納容器スプレイ流量調整弁 ・BWR B系格納容器スプレイ流量調整弁 ・BWR A系格納容器スプレイ隔離弁 ・BWR B系格納容器スプレイ隔離弁 ・BWR A系S/Cスプレイ隔離弁 ・BWR B系S/Cスプレイ隔離弁 ・BWR熱交換器(A)バイパス弁 ・BWR熱交換器(B)バイパス弁																
計装設備	・耐圧強化ベント漏放射線モニタ ・フィルタ装置入口圧力(広帯域) ・フィルタ装置出口圧力(広帯域) ・フィルタ装置水位(広帯域) ・フィルタ装置本位度 ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・フィルタ装置出口本位度 ・ドライウェル圧力 ・圧力制御室圧力 ・ドライウェル温度 ・圧力制御室内空気温度 ・サブプレッションプール水温度	・残留熱除去系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系熱交換器入口温度 ・残留熱除去系熱交換器出口温度																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>原子炉格納容器フィルタベント系のフィルタ装置は原子炉建屋地上1階(原子炉建屋原子炉棟内)に設置及び耐圧強化ベント系を構成する機器は原子炉建屋(原子炉建屋原子炉棟内)及び屋外に設置し、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)のポンプ(残留熱除去系ポンプ)は原子炉建屋地下3階(原子炉建屋原子炉棟内)に設置しており、位置的分散を図る。(図57-9-30~34)</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系の電動弁は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から電源を受電する設計とし、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、非常用ディーゼル発電機から電源を受電する設計とすることで駆動電源の多様性を図る。(図57-9-35及び図57-9-36)なお、原子炉格納容器フィルタベント系は、電源が喪失した場合を想定し、動作原理の異なる多様性を有した駆動方式である、遠隔手動弁操作設備による人力操作が可能な設計とする。</p> <p>耐圧強化ベント系の電動弁のうち、D/Wベント用出口隔離弁及びS/Cベント用出口隔離弁は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から電源を受電する設計とし、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、非常用ディーゼル発電機から電源を受電する設計とすることで駆動電源の多様性を図る。(図57-9-35及び図57-9-36)</p> <p>耐圧強化ベント系の電動弁のうち、PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁及びPCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁は、ガスタービン発電機又は電源車から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、非常用ディーゼル発電機から電源を受電する設計とすることで駆動電源の多様性を図る。(図57-9-35)</p> <p>また、原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系使用時の機器への電路と、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)使用時の機器への電路とは、米国電気電子工学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57-9-13に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p style="text-align: center;">表57-9-13 電路ルート図 原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系 [48条]</p> <table border="1" data-bbox="689 1203 1234 1366"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉動力用(図57-9-35及び図57-9-36)</td> <td>図48-1~14</td> <td>57-9-(48-1~14)</td> </tr> <tr> <td>2号炉計装設備用(表57-9-13-1)</td> <td>図48-15~29</td> <td>57-9-(48-15~29)</td> </tr> <tr> <td>2号炉制御用(表57-9-13-2)</td> <td>図48-30~41</td> <td>57-9-(48-30~41)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	2号炉動力用(図57-9-35及び図57-9-36)	図48-1~14	57-9-(48-1~14)	2号炉計装設備用(表57-9-13-1)	図48-15~29	57-9-(48-15~29)	2号炉制御用(表57-9-13-2)	図48-30~41	57-9-(48-30~41)		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>
単線結線図	ルート図																
	図番号	頁															
2号炉動力用(図57-9-35及び図57-9-36)	図48-1~14	57-9-(48-1~14)															
2号炉計装設備用(表57-9-13-1)	図48-15~29	57-9-(48-15~29)															
2号炉制御用(表57-9-13-2)	図48-30~41	57-9-(48-30~41)															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電動弁の制御回路は、非常用所内電気設備からの受電時と代替所内電気設備からの受電時とで、別々に設置する。(図 57-9-20 及び図 57-9-21)</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48 条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表 57-9-13-1 計装設備用回路 原子炉格納容器フイルタベント系及び炉圧降下ベント系(48系)(1/5)						
重大事象対応設備			設計基準事象対応設備			
S1	フイルタ装置入口圧力 (広帯域)	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地上1階	D1	緊急停止ポンプ(α)出口管線	中央制御室
S2	フイルタ装置出口圧力 (広帯域)	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地上1階	D2	緊急停止ポンプ(β)出口管線	中央制御室
S3	フイルタ装置(A)水位 (広帯域)	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地下1階	D3	BWR型交換器(A)入口配管	中央制御室
S4	フイルタ装置(B)水位 (広帯域)	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地下1階	D4	BWR型交換器(B)入口配管	中央制御室
S5	フイルタ装置(C)水位 (広帯域)	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地下1階			
S6	フイルタ装置(A)水温	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地上1階			
S7	フイルタ装置(B)水温	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地上1階			
S8	フイルタ装置(C)水温	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地上1階			
S9	フイルタ装置出口流量	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地上1階			
S10	フイルタ装置出口流量検出器(A)	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地上1階			
S11	フイルタ装置出口流量検出器(B)	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地上1階			
S12	ドワイエル圧力	中央制御室	発電所社 原子炉建屋地上1階			
<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
表57-9-13-1 計装設備用回路 原子炉格納容器フイルタベント系及び補圧化ベント系(48条)(乙/5) 重大事故防止設備 設計基準事故時の設備																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>注力制御能力</th> <th>中央制御室</th> <th>発電所</th> <th>設計基準事故時の設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S13 トライウエル風車 (トライウエルフランジ部) (原)風(風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S14 トライウエル風車 (TRF)風(風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S15 トライウエル風車 (SRF)風(風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S16 トライウエル風車 (SRF)風(風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S17 トライウエル風車 (SRF)風(風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S18 トライウエル風車 (SRF)風(風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S19 トライウエル風車 (SRF)風(風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S20 トライウエル風車 (SRF)風(風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S21 トライウエル風車 (SRF)風(風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S22 トライウエル風車 (SRF)風(風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S23 トライウエル風車 (SRF)風(風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S24 トライウエル風車 (SRF)風(風車)</td> <td>中央制御室</td> <td>発電所 原子炉格納容器内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	注力制御能力	中央制御室	発電所	設計基準事故時の設備	S13 トライウエル風車 (トライウエルフランジ部) (原)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S14 トライウエル風車 (TRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S15 トライウエル風車 (SRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S16 トライウエル風車 (SRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S17 トライウエル風車 (SRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S18 トライウエル風車 (SRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S19 トライウエル風車 (SRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S20 トライウエル風車 (SRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S21 トライウエル風車 (SRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S22 トライウエル風車 (SRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S23 トライウエル風車 (SRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内		S24 トライウエル風車 (SRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内			<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>
注力制御能力	中央制御室	発電所	設計基準事故時の設備																																																				
S13 トライウエル風車 (トライウエルフランジ部) (原)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S14 トライウエル風車 (TRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S15 トライウエル風車 (SRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S16 トライウエル風車 (SRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S17 トライウエル風車 (SRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S18 トライウエル風車 (SRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S19 トライウエル風車 (SRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S20 トライウエル風車 (SRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S21 トライウエル風車 (SRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S22 トライウエル風車 (SRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S23 トライウエル風車 (SRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					
S24 トライウエル風車 (SRF)風(風車)	中央制御室	発電所 原子炉格納容器内																																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表 57-9-1 (3)-1 計畫設備用電路 原子炉格納容器フィルタメント系及び耐圧強化ベント系 (48条) (3/5)			
重大事故防止設備 燃料基準事故防止設備			
525	サブトランジェンター水循環 (11')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
526	サブトランジェンター水循環 (34')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
527	サブトランジェンター水循環 (66')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
528	サブトランジェンター水循環 (19')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
529	サブトランジェンター水循環 (101')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
530	サブトランジェンター水循環 (124')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
531	サブトランジェンター水循環 (146')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
532	サブトランジェンター水循環 (169')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
533	サブトランジェンター水循環 (191')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
534	サブトランジェンター水循環 (214')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
535	サブトランジェンター水循環 (236')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
536	サブトランジェンター水循環 (259')	中央制御室	現設計書 原子炉格納容器内
			<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-13-2 離島用電源 原子炉格納容器フィルタ・ベント系及び副圧降下ベント系(1/4)						
		重大事故防止設備		設計基準事故対応設備		
S1	AM用設備	格納容器第二隔離装置 NSSS-II	D1	原子炉格納容器隔離装置 ESS-I, II	6.0kV M/C F-3C	
S2	AM用設備	460W 原子炉格納容器隔離装置 ESS-II	D2	原子炉格納容器隔離装置 ESS-II	6.0kV M/C F-2D	
S3	緊急時交流電源用設備(1)	460W 原子炉格納容器隔離装置 2D	D3	原子炉格納容器隔離装置 ESS-I, II	460W R/B M/C 2C-1	
S4	AM用設備	460W 原子炉格納容器隔離装置 ESS-II	D4	原子炉格納容器隔離装置 ESS-II	460W R/B M/C 2D-1	
S5	フィルタ・ベント系用設備	125V 直流主母線装置 2A-1	D5	原子炉格納容器隔離装置 ESS-I, II	460W R/B M/C 2C-1	
S6	フィルタ・ベント系用設備	125V 直流主母線装置 2A-1	D6	緊急時交流電源用設備(1)	800W A 系統制御用スプレッド	
S7	代替圧水制御装置	460W 原子炉格納容器隔離装置 2A-1	D7	原子炉格納容器隔離装置 ESS-II	460W R/B M/C 2D-1	
S8	代替圧水制御装置	460W 原子炉格納容器隔離装置 2A-2	D8	緊急時交流電源用設備(1)	800W B 系統制御用スプレッド	
S9	125V 直流主母線装置 2A-1	FVCS ベント・ライオン隔離弁 (A)	D9	原子炉格納容器隔離装置 ESS-I, II	460W R/B M/C 2C-1	
S10	125V 直流主母線装置 2A-1	FVCS ベント・ライオン隔離弁 (B)	D10	原子炉格納容器隔離装置 ESS-II	460W R/B M/C 2D-1	
S11	緊急時交流電源用設備(2)	460W 原子炉格納容器隔離装置 2D	D11	緊急時交流電源用設備(1)	460W 原子炉格納容器隔離装置 3C	
S12	緊急時交流電源用設備(1)	460W 原子炉格納容器隔離装置 3C	D12	緊急時交流電源用設備(1)	460W 原子炉格納容器隔離装置 2D	

【女川】
 設備・運用の相違
 ・48条対応の設備・運用に伴う相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
<p>表57-9-13-2 制御用電源 原子炉格納容器フィルタベント系及び炉圧維持ベント系(48条) (2/4)</p> <p>重大事故防止設備 緊急電源系統の設備</p>						
S13	緊急用交流電源印番機(1)	460V 原子炉建屋交流電源印番機 2D	D03	緊急用交流電源印番機(1)	緊急用交流電源印番機(1)	RBR A 系統格納容器スプレイト建屋機中
S14	フィルタベント系制御盤	LSV 直流主母線盤 2A-1	D04	緊急用交流電源印番機(1)	緊急用交流電源印番機(1)	RBR B 系統格納容器スプレイト建屋機中
S15	重大事故対応(1)	LSV 直流主母線盤 2A-1	D05	460V R/B MCC 2C-1	460V R/B MCC 2D-1	RBR A 系 S/C スプレイト機中
S16	重大事故対応(2)	LSV 直流主母線盤 2B-1	D06	460V R/B MCC 2B-1	460V R/B MCC 2D-2	RBR B 系 S/C スプレイト機中
S17	重大事故対応ユニット駆動機(1)	LSV 直流主母線盤 2A-1	D07	格納容器第二隔離弁駆動機 VSSS-II		
S18	重大事故対応ユニット駆動機(2)	LSV 直流主母線盤 2B-1	D08	緊急用交流電源印番機(2)	緊急用交流電源印番機(2)	FCV 炉圧強化ベント用運転格納容器機中
S19	代用排水制御盤	機器格納容器 (A)・炉圧降心スプレイト系盤 ESS-1	D09	6M 制御盤	460V R/B MCC 2D-2	
S20	代用排水制御盤	機器格納容器 (B・C) 盤 ESS-II	D20	緊急用交流電源印番機(2)	緊急用交流電源印番機(2)	FCV 炉圧強化ベント用運転格納容器機中
S21	フィルタベント系制御盤	LSV 直流主母線盤 2A-1	D21	緊急用交流電源印番機(2)	460V 原子炉建屋交流電源印番機 2D	
S22	フィルタベント系制御盤	LSV 直流主母線盤 2A-1	D22	トリップチャンネル系 6ES-1	LSV 直流電源印番機 2A	
S23	緊急用直流電源印番機	LSV 直流電源印番機 2A	D23	トリップチャンネル系 6ES-II	LSV 直流電源印番機 2B	
S24	緊急用直流電源印番機	LSV 直流電源印番機 2A	D24	原子炉格納容器 6ES-1, III	LSV 直流電源印番機 2A	
<p>相違理由</p> <p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違 						

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-13-2 備用回路 原子炉格納容器フィルタベント系及び副圧降下ベント系(3/4)						
重大事故防止設備			設計基準事故防止設備			
S05	フィルタベント系制御盤	原子炉格納容器用制御盤 ESS-1, III	E05	緊急用高圧電源制御操作盤	5/C ベント用出口保護弁	
S06	フィルタベント系制御盤	原子炉格納容器用制御盤 ESS-1, III	E06	原子炉格納容器用制御盤 ESS-1, III	120V 高圧生母線盤 2A	
S27	代替圧水和装置	400V R/B MFC 2P-2	E27	緊急用高圧電源制御操作盤	R/W ベント用出口保護弁	
S28	緊急用交流電源制御操作盤(2)	400V 原子炉格納容器用制御盤 3C	E28	緊急用高圧電源制御操作盤	120V 直流電源制御盤 2A	
S29	代替圧水和装置	珠留部除去用 (A) ・柱圧降下スプレイヤ装置 ESS-1	E29	緊急用高圧電源制御操作盤	120V 直流電源制御盤 2A	
S30	代替圧水和装置	400V R/B MFC 2P-1	E30	原子炉格納容器用制御盤 ESS-1, III	400V R/B MFC 2P-1	
S31	代替圧水和装置	珠留部除去用 (A) ・柱圧降下スプレイヤ装置 ESS-1	E31	緊急用交流電源制御操作盤(2)	800 緊急降下(0)パイプ弁	
S32	緊急用交流電源制御操作盤(1)	400V 原子炉格納容器用制御盤 3C	E32	緊急用交流電源制御操作盤(2)	400V 原子炉格納容器用制御盤 3C	
S33	代替圧水和装置	400V R/B MFC 2P-2	E33	原子炉格納容器用制御盤 ESS-II	400V R/B MFC 2P-1	
S34	代替圧水和装置	珠留部除去用 (B) ・(C) 装置 ESS-II	E34	400V R/B MFC 2P-1	800 緊急降下(0)パイプ弁	
S35	120V 高圧生母線盤 2A-1	120V 直流電源制御盤 2A	E35	緊急用交流電源制御操作盤(1)	400V 原子炉格納容器用制御盤 3C	
S36	120V 高圧生母線盤 2P-1	120V 直流電源制御盤 2P	E36	緊急用交流電源制御操作盤(1)	400V 原子炉格納容器用制御盤 3P	
<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48 条対応の設備・運用に伴う相違</p>						

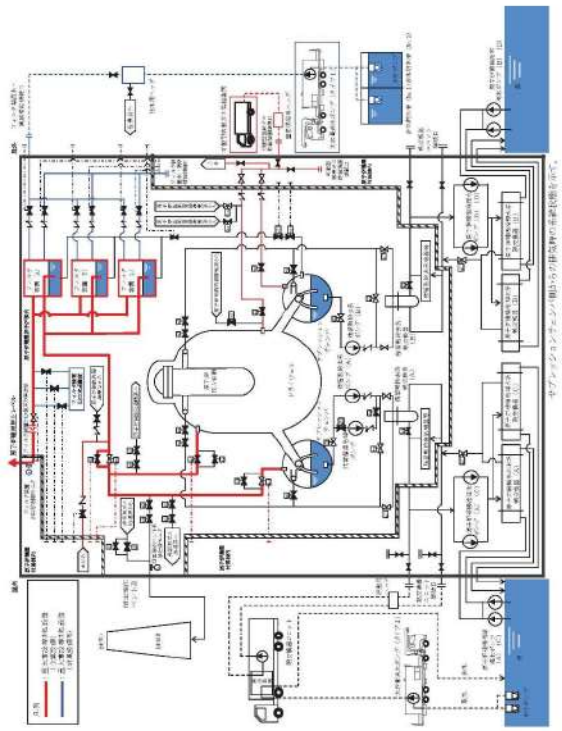
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由							
表57-9-13-2 前倒用電源 原子炉格納容器フィルタベント系及び順圧強化ベント系(48条)(4/4) 重大事故防止設備 設計基準事故対応設備			【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違							
		S37		125V 直流主給電機 2A-1	125V 直流電源切替機 2A	D37	120V 直流分電機 2A-1	120V 直流電源切替機 2A	120V 直流電源切替機 2A	
		S38		120V 高圧主給電機 2B-1	120V 直流電源切替機 2B	D38	120V 直流分電機 2B-1	120V 直流電源切替機 2B	120V 直流電源切替機 2B	120V 直流電源切替機 2B
						D39	原子炉高圧プロセス制御盤(A/ESS-I)	120V 直流電源切替機 2A	120V 直流電源切替機 2A	120V 直流電源切替機 2A
						D40	原子炉高圧プロセス制御盤(B/ESS-II)	原子炉高圧プロセス制御盤(B/ESS-II)	原子炉高圧プロセス制御盤(B/ESS-II)	原子炉高圧プロセス制御盤(B/ESS-II)
						D41	原子炉高圧制御盤(ESS-II)	原子炉高圧制御盤(ESS-II)	120V 直流電源切替機 2B	120V 直流電源切替機 2B
						D42	120V 直流分電機 2A-1	120V 直流分電機 2A-1	120V 直流電源切替機 2A	120V 直流電源切替機 2A
						D43	120V 直流分電機 2B-1	120V 直流分電機 2B-1	120V 直流電源切替機 2B	120V 直流電源切替機 2B

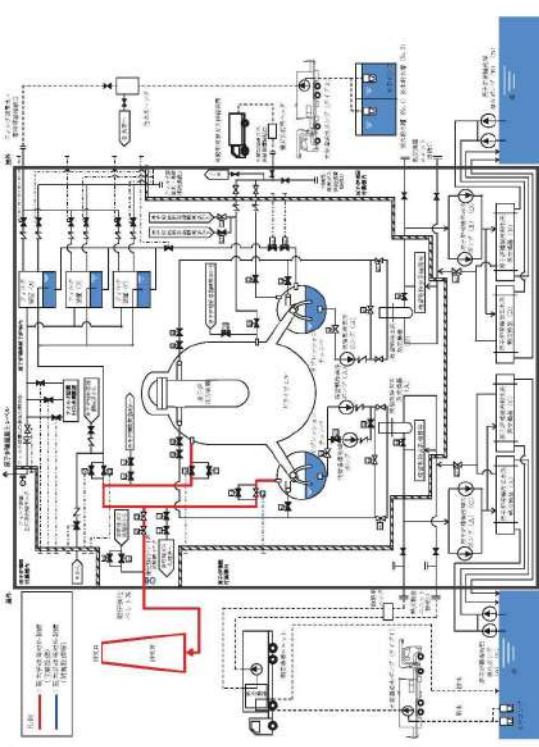
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-27 原子炉格納容器フィルタベント系の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

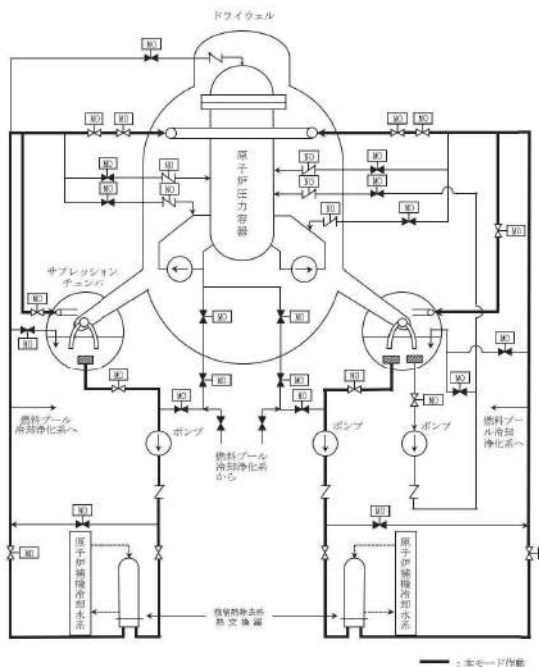
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-28 耐圧強化ベント系の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

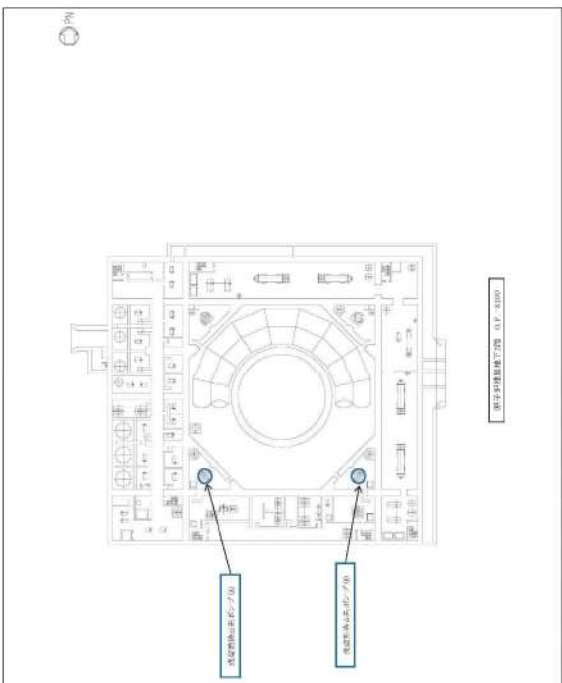
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-29 残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) の系統観要図</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

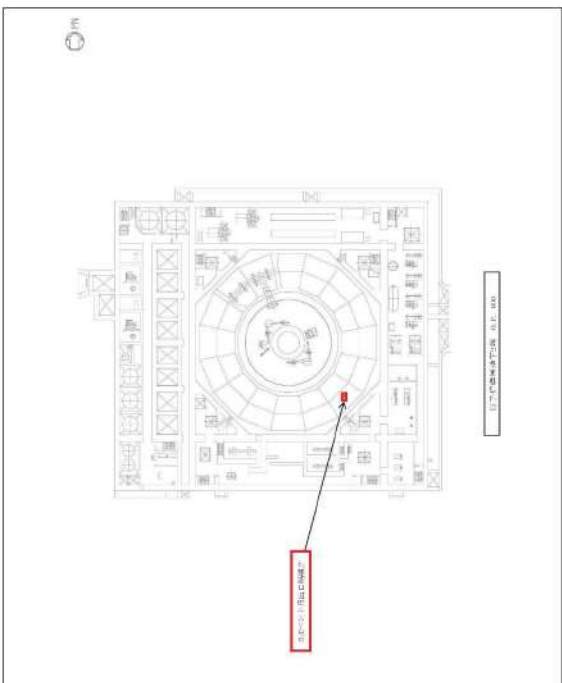
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 853 1164 901">図 57-9-30 原子炉格納容器フィルタベント系, 超圧強化ベント系及び残圧留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) の配置図 (L/F)</p>		<p data-bbox="1848 140 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 199">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2128 231" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

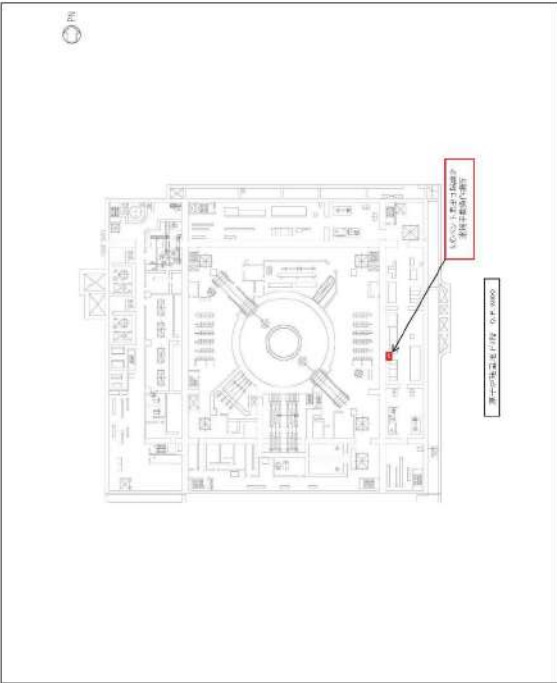
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 861 1164 901">図 57-9-31 原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系及び残留熱除去系(格納容器スプレィ冷却モード)の配置図(2/5)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2116 225" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

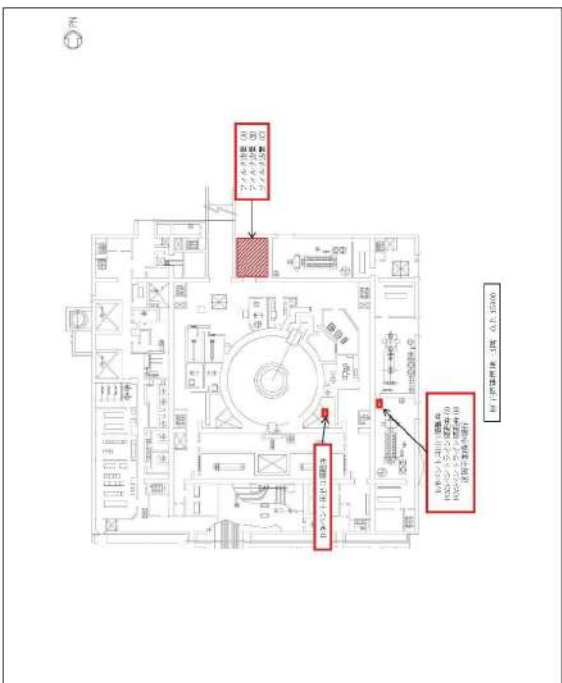
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="741 858 1167 898">図 57-9-32 原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系及び残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）の配置図（3/5）</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

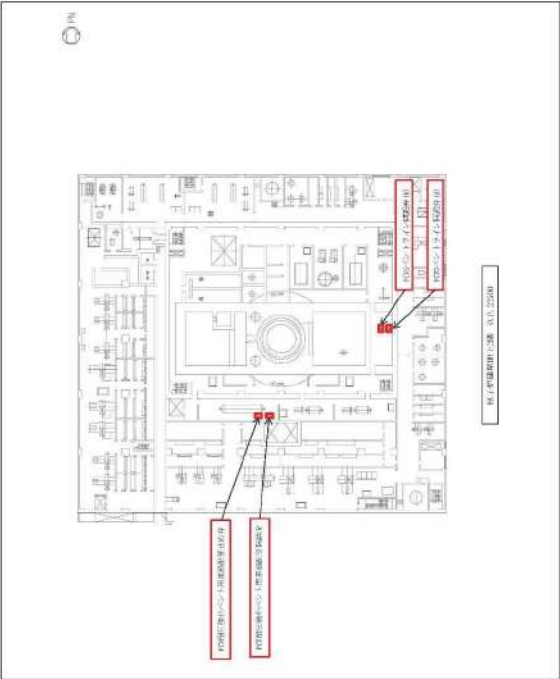
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 861 1164 901">図 57-9-33 原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(1/5)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2116 225" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

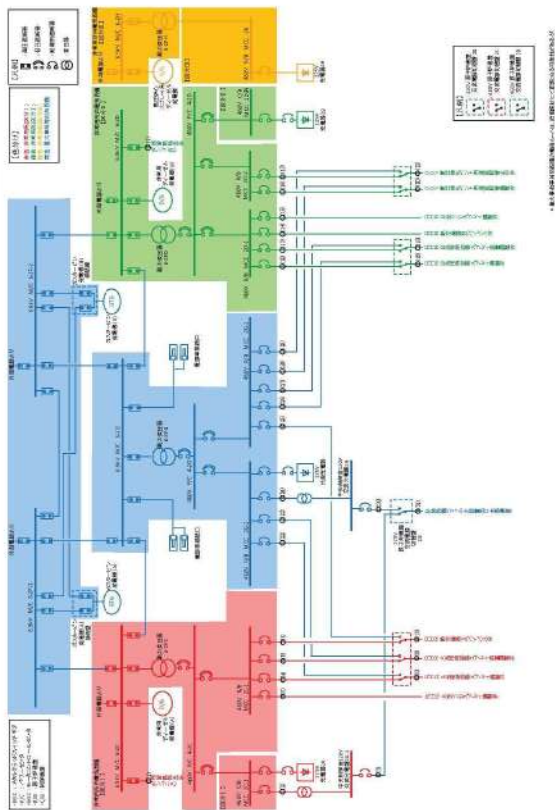
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="741 858 1164 898">図 57-9-34 原子格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(5/5)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 194">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 223" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

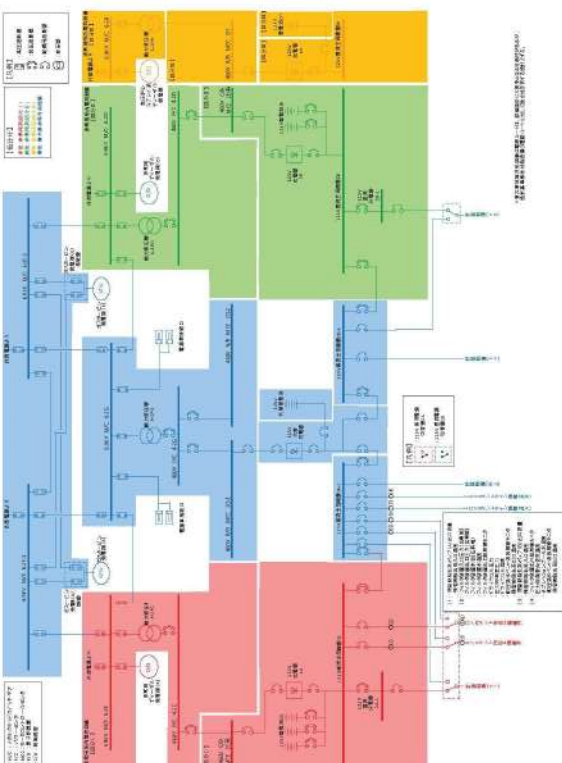
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="705 989 1198 1045">図57-9-35 単線結線図(交流) 原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系 [48条]</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2116 225" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="705 1005 1187 1053">図 57-9-36 単線結線図(直流) 原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系 [48条]</p>		<p data-bbox="1848 140 1904 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2116 228" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<p>1.3.4 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 [49条]</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系は、重大事故等時に原子炉格納容器内を冷却するための重大事故等対処設備であり、当該設備に対応する設計基準事故対処設備は「残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)」である。(図57-9-37~39)</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系の主要設備を表57-9-14に示す。</p> <p>表57-9-14 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="678 454 1229 1061"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード) </td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 復水移送ポンプ(A) 復水移送ポンプ(B) 復水移送ポンプ(C) 大容量復水ポンプ(タイプ1) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ(A) 残留熱除去系ポンプ(B) </td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 CKD復水入口弁 R/R C系ポンプリタゲ出口止め弁 T/E 緊急時隔離弁 R/B B1F緊急時隔離弁 R/B 1F緊急時隔離弁 復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁 RHRポンプ吸込弁 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHR A系S/Cスプレイ隔離弁 RHR E系S/Cスプレイ隔離弁 RHR熱交換器(A)バイパス弁 RHR熱交換器(B)バイパス弁 </td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ドライウェル流量 ドライウェル圧力 圧力抑制面圧力 復水貯蔵タンク水位 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ出口流量 残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度 </td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード) 	ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 復水移送ポンプ(A) 復水移送ポンプ(B) 復水移送ポンプ(C) 大容量復水ポンプ(タイプ1) 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ(A) 残留熱除去系ポンプ(B) 	電動弁 (状態表示を含む)	<ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 CKD復水入口弁 R/R C系ポンプリタゲ出口止め弁 T/E 緊急時隔離弁 R/B B1F緊急時隔離弁 R/B 1F緊急時隔離弁 復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁 RHRポンプ吸込弁 	<ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHR A系S/Cスプレイ隔離弁 RHR E系S/Cスプレイ隔離弁 RHR熱交換器(A)バイパス弁 RHR熱交換器(B)バイパス弁 	計装設備	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ドライウェル流量 ドライウェル圧力 圧力抑制面圧力 復水貯蔵タンク水位 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ出口流量 残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度 	<p>1.3.3 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却 [49条]</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却は、重大事故等時に原子炉格納容器内を冷却するための重大事故等対処設備であり、当該設備に対応する設計基準事故対処設備は「原子炉格納容器スプレイ設備」である。(図57.9.27~28)</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却の主要設備を表57.9.14に示す。</p> <p>表57.9.14 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="1256 454 1823 767"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ設備 </td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> A一格納容器スプレイポンプ B一格納容器スプレイポンプ </td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ設備 	ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ 	<ul style="list-style-type: none"> A一格納容器スプレイポンプ B一格納容器スプレイポンプ 	電動弁 (状態表示を含む)	—	—	計装設備	—	—	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 49条対応の運用に伴う相違 女川：原子炉格納容器代替スプレイ冷却系→泊：代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																															
—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード) 																															
ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 復水移送ポンプ(A) 復水移送ポンプ(B) 復水移送ポンプ(C) 大容量復水ポンプ(タイプ1) 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ(A) 残留熱除去系ポンプ(B) 																															
電動弁 (状態表示を含む)	<ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 CKD復水入口弁 R/R C系ポンプリタゲ出口止め弁 T/E 緊急時隔離弁 R/B B1F緊急時隔離弁 R/B 1F緊急時隔離弁 復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁 RHRポンプ吸込弁 	<ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHR A系S/Cスプレイ隔離弁 RHR E系S/Cスプレイ隔離弁 RHR熱交換器(A)バイパス弁 RHR熱交換器(B)バイパス弁 																															
計装設備	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ドライウェル流量 ドライウェル圧力 圧力抑制面圧力 復水貯蔵タンク水位 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ出口流量 残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度 																															
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																															
—	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ設備 																															
ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ 	<ul style="list-style-type: none"> A一格納容器スプレイポンプ B一格納容器スプレイポンプ 																															
電動弁 (状態表示を含む)	—	—																															
計装設備	—	—																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の復水移送ポンプは原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)に設置し、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の大容量送水ポンプ(タイプI)は屋外に配備し、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)のポンプ(残留熱除去系ポンプ)は原子炉建屋地下3階(原子炉建屋原子炉棟内)に設置しており、位置的分散を図る。(図57-9-40~42)</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、図57-9-43及び図57-9-44のとおり、屋外(緊急用電気品建屋地上1階)に設置するガスタービン発電機から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、図57-9-43のとおり、原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)に設置する非常用ディーゼル発電機から非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、ガスタービン発電機と非常用ディーゼル発電機及び代替所内電気設備と非常用所内電気設備とは、それぞれ位置的分散を図る。</p> <p>また、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)使用時の機器への電路と、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)使用時の機器への電路とは、米国電気電子工学学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57-9-15に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p>	<p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却の代替格納容器スプレイポンプは周辺補機棟 T.P.10.3m に設置し、原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器スプレイポンプは原子炉補助建屋 T.P.-1.7m に設置しており、位置的分散を図る。(図57.9.29~30)</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却は、屋外に設置する代替非常用発電機及び可搬型代替電源車から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、原子炉格納容器スプレイ設備は、ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m に設置するディーゼル発電機から非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車とディーゼル発電機及び代替所内電気設備と非常用所内電気設備とは、それぞれ位置的分散を図る。(図57.9.31)</p> <p>また、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却使用時の機器への電路と、原子炉格納容器スプレイ設備使用時の機器への電路とは、米国電気電子工学学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57.9.15に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・49条対応の設備・運用に伴う相違 ・女川：原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)→泊：代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却 ・女川：復水移送ポンプ→泊：代替格納容器スプレイポンプ ・女川：残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)→泊：原子炉格納容器スプレイ設備 ・泊は代替格納容器スプレイポンプへの給電は、代替非常用発電機の他に可搬型代替電源車からの給電も行える。 <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)、原子炉建屋地下3階(原子炉建屋原子炉棟内)、原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)→泊：原子炉建屋 T.P.10.3m、原子炉補助建屋 T.P.-1.7m、ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m <p>設置名称の相違 (代替非常用発電機)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>表57-9-15 電路ルート図 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 [49条]</p> <table border="1" data-bbox="674 193 1216 355"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉動力用(図57-9-43及び図57-9-44)</td> <td>図49-1~12</td> <td>57-9-(49-1~12)</td> </tr> <tr> <td>2号炉計装設備用(表57-9-15-1)</td> <td>図49-13~25</td> <td>57-9-(49-13~25)</td> </tr> <tr> <td>2号炉制御用(表57-9-15-2)</td> <td>図49-26~40</td> <td>57-9-(49-26~40)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p> <p>電動弁の制御回路は、非常用所内電気設備からの受電時と代替所内電気設備からの受電時とで、別々に設置する。(図57-9-20及び図57-9-21)</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	2号炉動力用(図57-9-43及び図57-9-44)	図49-1~12	57-9-(49-1~12)	2号炉計装設備用(表57-9-15-1)	図49-13~25	57-9-(49-13~25)	2号炉制御用(表57-9-15-2)	図49-26~40	57-9-(49-26~40)	<p>表 57.9.15 電路ルート図 代替格納容器スプレイ及び格納容器内自然対流冷却[49条]</p> <table border="1" data-bbox="1256 193 1816 272"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉動力用(図57.9.31)</td> <td>図49.1~9</td> <td>57-9-66~74</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	3号炉動力用(図57.9.31)	図49.1~9	57-9-66~74	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成)</p>
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
2号炉動力用(図57-9-43及び図57-9-44)	図49-1~12	57-9-(49-1~12)																							
2号炉計装設備用(表57-9-15-1)	図49-13~25	57-9-(49-13~25)																							
2号炉制御用(表57-9-15-2)	図49-26~40	57-9-(49-26~40)																							
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
3号炉動力用(図57.9.31)	図49.1~9	57-9-66~74																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-92-1 計装設備用電路 原子炉格納容器代替スプレイレイ冷却系(49条)(1/2)						
重大事故防止設備		設計基準事故防止設備				
S1	原子炉格納容器代替スプレイレイ流量	中央制御室	現通社器 原子炉格納容器上1層	D1	機器設備系冷却ポンプ(A)出口流量	現通社器 原子炉格納容器上1層
S2	原子炉格納容器代替スプレイレイ流量	中央制御室	現通社器 原子炉格納容器上1層	D2	機器設備系冷却ポンプ(B)出口流量	現通社器 原子炉格納容器上1層
S3	ドライウェル流量 (ドライウェルポンプ下流 (90°)戻り流量)	中央制御室	現通社器 原子炉格納容器内	D3	機器設備系冷却ポンプ(A)入口流量	現通社器 原子炉格納容器上1層
S4	ドライウェル流量 (ドライウェルポンプ下流 (180°)戻り流量)	中央制御室	現通社器 原子炉格納容器内	D4	機器設備系冷却ポンプ(B)入口流量	現通社器 原子炉格納容器上1層
S5	ドライウェル流量 (S3/S4 概出入口上部戻り流量)	中央制御室	現通社器 原子炉格納容器内			
S6	ドライウェル流量 (所屬用エアロコック上部戻り流量)	中央制御室	現通社器 原子炉格納容器内			
S7	ドライウェル流量 (電気用冷却水(65°)戻り流量)	中央制御室	現通社器 原子炉格納容器内			
S8	ドライウェル流量 (電気用冷却水(125°)戻り流量)	中央制御室	現通社器 原子炉格納容器内			
S9	ドライウェル流量 (機器冷却水用/ポンプ下流 (90°)戻り流量)	中央制御室	現通社器 原子炉格納容器内			
S10	ドライウェル流量 (機器冷却水用/ポンプ下流 (180°)戻り流量)	中央制御室	現通社器 原子炉格納容器内			
S11	ドライウェル流量 (機器冷却水用/ポンプ下流 (90°)戻り流量)	中央制御室	現通社器 原子炉格納容器内			
S12	ドライウェル流量 (ポンプシステム内(90°)戻り流量)	中央制御室	現通社器 原子炉格納容器内			
<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>						

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-15-2 補助用回路 原子炉格納容器代替スプレッドシステム(1/5)						
重大事故防止設備			設計基準事故防止設備			
S1	代替注水制御盤	460V R/B MCC 2P-1	D1	原子炉内停炉制御盤 ESS-1, III	4.5MV MCC 6-2C	
S2	代替注水制御盤	460V R/B MCC 2P-2	D2	原子炉内停炉制御盤 ESS-2	6.5MV MCC 6-2D	
S3	緊急用交流電源切替操作盤(1)	460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2C	D3	原子炉内停炉制御盤 ESS-1, III	460V R/B MCC 2C-1	
S4	緊急用交流電源切替操作盤(1)	460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2D	D4	緊急用交流電源切替操作盤(1)	BBR A 系統制御器スプレッドシステム盤	
S5	重大事故時監視装置(1)	125V 直流主供装置 2P-1	D5	原子炉内停炉制御盤 ESS-2	460V R/B MCC 2D-1	
S6	重大事故時監視装置(2)	125V 直流主供装置 2P-1	D6	緊急用交流電源切替操作盤(1)	BBR B 系統制御器スプレッドシステム盤	
S7	代替注水制御盤	460V R/B MCC 2P-2	D7	原子炉内停炉制御盤 ESS-1, III	460V R/B MCC 2C-1	
S8	緊急用交流電源切替操作盤(2)	460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2C	D8	緊急用交流電源切替操作盤(1)	BBR A 系統制御器スプレッドシステム盤	
S9	原子炉建屋制御盤	460V R/B MCC 2P-4	D9	原子炉内停炉制御盤 ESS-2	460V R/B MCC 2D-1	
S10	代替注水制御盤	FFC・FTRMV・SLC・MCC・MURP 用制御盤	D10	緊急用交流電源切替操作盤(1)	BBR B 系統制御器スプレッドシステム盤	
S11	代替注水制御盤	460V R/B MCC 2P-1	D11	原子炉内停炉制御盤 ESS-1, III	460V R/B MCC 2C-1	
S12	原子炉建屋制御盤	460V R/B MCC 2P-4	D12	460V R/B MCC 2C-1	BBR A 系統スプレッドシステム盤	
						<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-15-2 副制御電源 原子炉格納容器代替スプレッドシステム(9条)(2/5)						
		重水事故対応設備		設計基準事故対応設備		
S13	代替圧水炉停盤	460F RE MFC 26-1	D13	原子炉圧水炉停盤 ESS-II	460F RE MFC 20-1	
S14	所内電源制御停盤	460F RE MFC 20-4	D14	460F RE MFC 20-1	460F RE MFC スプレッドシステム	
S15	代替圧水炉停盤	460F RE MFC 26-2	D15	緊急用交流電源制御停盤(1)	460F 原子炉建屋交流電源制御停盤 2C	
S16	代替圧水炉停盤	460F RE MFC 26-1	D16	緊急用交流電源制御停盤(1)	460F 原子炉建屋交流電源制御停盤 2D	
S17	代替圧水炉停盤	残留蒸気発生(A)・蒸圧(中心)スプレッド系統 ESS-I	D17	トリップチャナクシステム ESS-I	125F 配電盤制御停盤 2A	
S18	緊急用交流電源制御停盤(1)	460F 原子炉建屋交流電源制御停盤 2C	D18	トリップチャナクシステム ESS-II	125F 配電盤制御停盤 2B	
S19	代替圧水炉停盤	残留蒸気発生(A)・蒸圧(中心)スプレッド系統 ESS-I	D19	原子炉格納容器停盤 ESS-I, III	460F RE MFC 26-1	
S20	代替圧水炉停盤	残留蒸気発生系 (B・O) 系統 ESS-II	D20	緊急用交流電源制御停盤(1)	460F 緊急用交流電源制御停盤(1) バイパス弁	
S21	緊急用交流電源制御停盤(1)	460F 原子炉建屋交流電源制御停盤 2D	D21	原子炉格納容器停盤 ESS-II	460F RE MFC 20-1	
S22	緊急用交流電源制御停盤(1)	460F 原子炉建屋交流電源制御停盤 2D	D22	460F RE MFC 20-1	460F 緊急用交流電源制御停盤(1) バイパス弁	
S23	代替圧水炉停盤	残留蒸気発生系 (B・O) 系統 ESS-II	D23	緊急用交流電源制御停盤(1)	460F 原子炉建屋交流電源制御停盤 2C	
S24	緊急用交流電源制御停盤(1)	460F 原子炉建屋交流電源制御停盤 2D	D24	緊急用交流電源制御停盤(1)	460F 原子炉建屋交流電源制御停盤 2D	

【女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-15-2 制御用電源 原子炉格納容器代替スプレッドシステム(19条)(3/5)						
重大事故防止設備			燃料処理事務装置設備			
S25	代替圧水利用装置	460V R/B MCC 2B-2	D25	緊急用交流電源回線操作装置(1)	460V 原子炉重要交流電源回線装置 2C	
S26	代替圧水利用装置	AM 制御盤	D26	460V R/B MCC 2C-1	AM 制御盤	
S27	代替圧水利用装置	460V R/B MCC 2B-1	D27	緊急用交流電源回線操作装置(1)	制御ヘッドスプレッドシステム圧縮空気装置 2B	
S28	代替圧水利用装置	AM 制御盤	D28	460V R/B MCC 2B-1	AM 制御盤	
S29	代替圧水利用装置	460V R/B MCC 2B-2	D29	緊急用交流電源回線操作装置(1)	制御 B 系統格納容器冷却システム冷却装置 2B	
S30	緊急用交流電源回線操作装置(1)	460V 原子炉重要交流電源回線装置 2C	D30	緊急用交流電源回線操作装置(1)	460V 原子炉重要交流電源回線装置 2C	
S31	緊急用交流電源回線操作装置(1)	460V 原子炉重要交流電源回線装置 2B	D31	緊急用交流電源回線操作装置(1)	460V 原子炉重要交流電源回線装置 2B	
S32	代替圧水利用装置	460V R/B MCC 2B-4	D32	125V 直流分電盤 2A-1	125V 直流電源回線装置 2A	
S33	代替圧水利用装置	460V R/B MCC 2B-2	D33	125V 直流分電盤 2B-1	125V 直流電源回線装置 2B	
S34	緊急用交流電源回線操作装置(1)	030 配水入口弁	D34	原子炉系プロセッサ制御盤 (M)E35-I	125V 直流電源回線装置 2A	
S35	代替圧水利用装置	460V R/B MCC 2B-4	D35	原子炉系プロセッサ制御盤 (M)E35-II	原子炉格納容器冷却装置 E35-II	
S36	代替圧水利用装置	460V R/B MCC 2B-2	D36	原子炉格納容器冷却装置 E35-II	125V 直流電源回線装置 2B	
<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>						

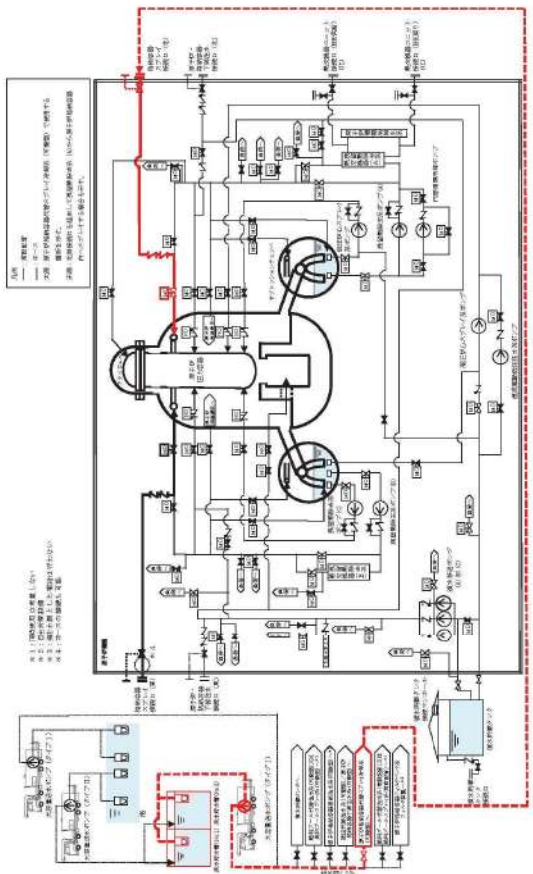
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-9-37 原子炉格納容器代替スプレィ冷却系 (常設) の系統概要図</p>	<p>図 57.9.27 代替格納容器スプレィポンプによる原子炉格納容器内の冷却の系統概要図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

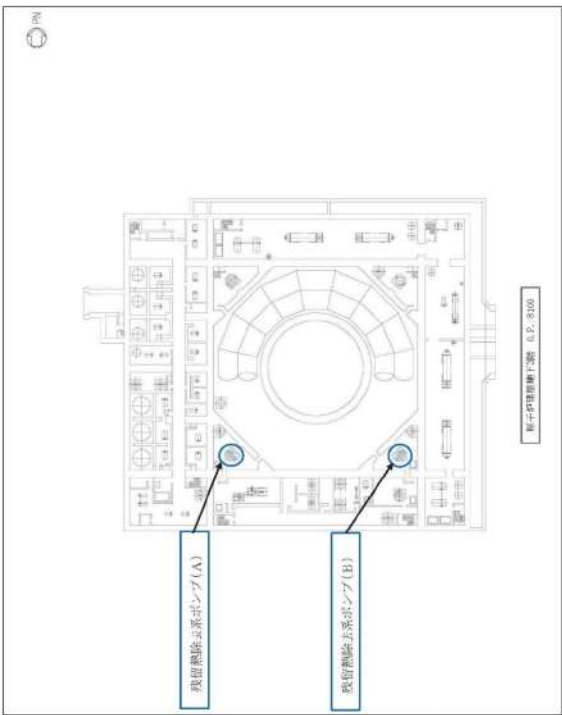
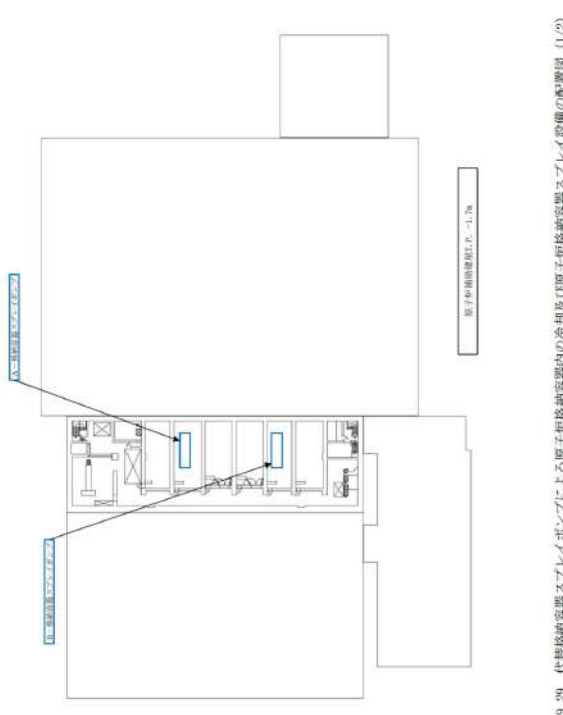
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-38 原子炉格納容器代替スプレー冷却系 (可搬型) の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

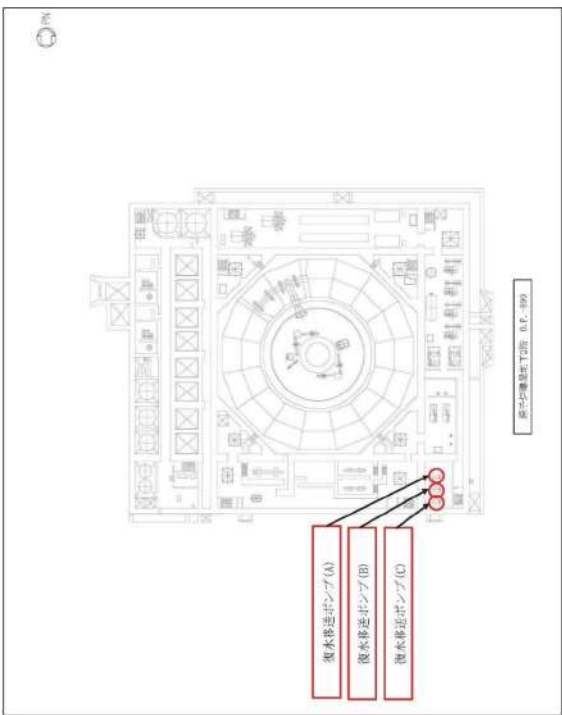
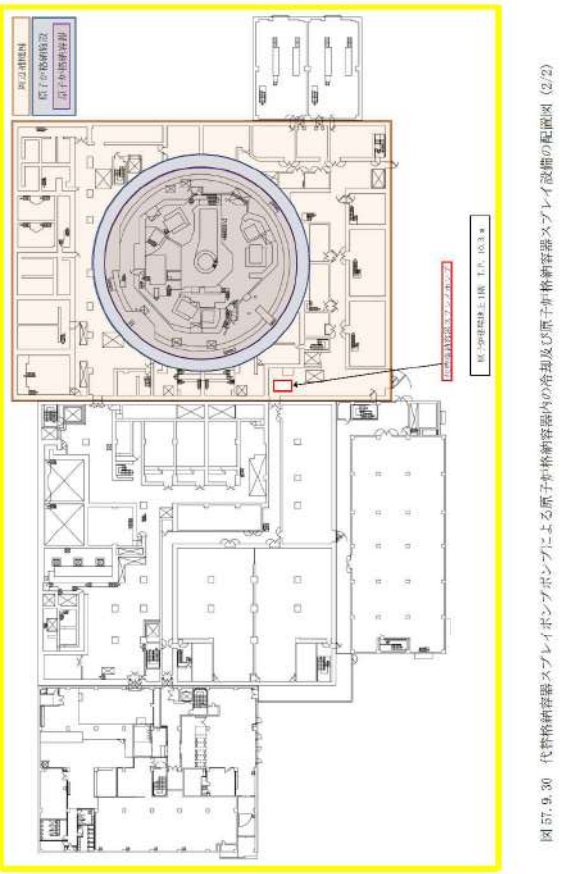
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-40 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(1/3)</p>	 <p>図 57.9.29 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器スプレイ設備の配置図(1/2)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

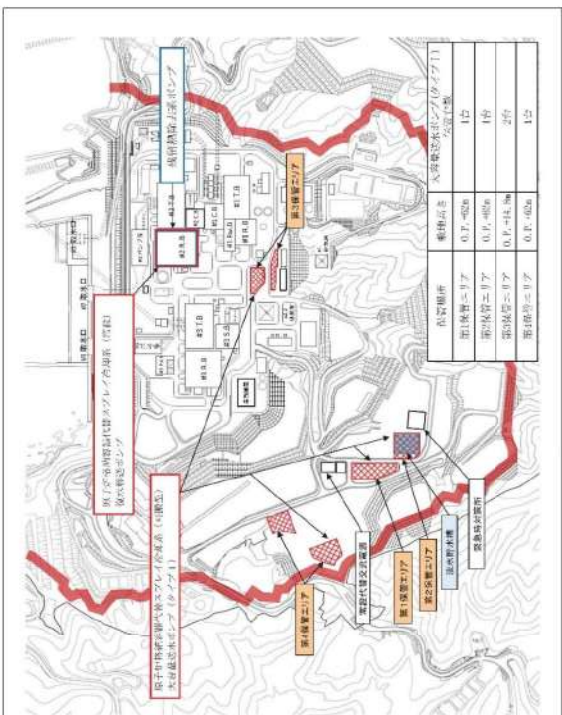
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-11 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(2/3)</p>	 <p>図 57.9.30 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器スプレイ設備の配置図(2/2)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

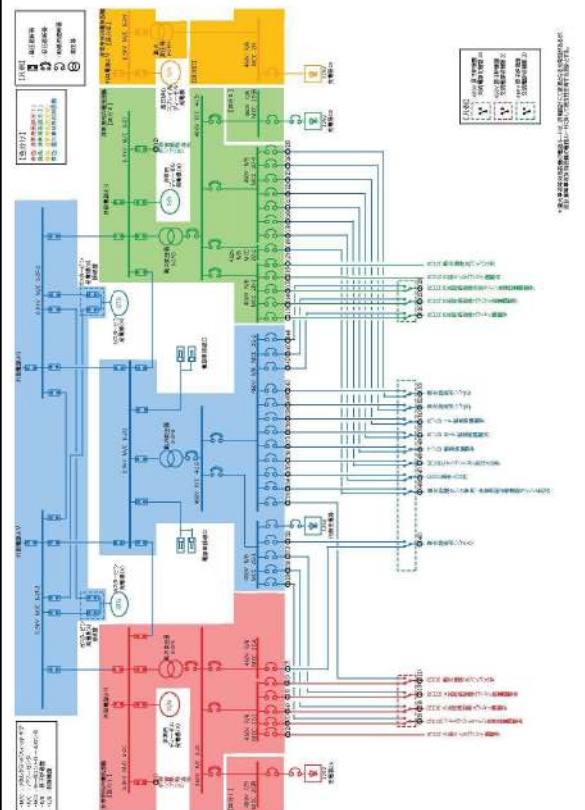
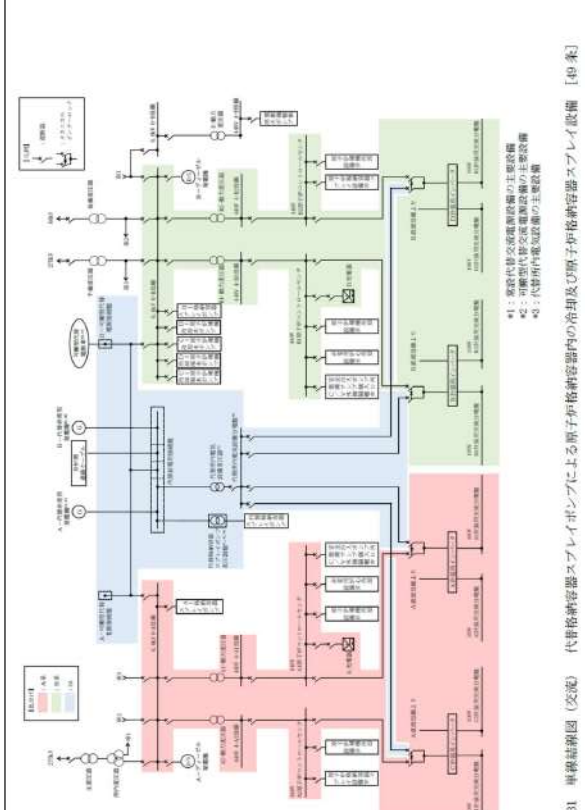
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	 <p>図 57-9-42 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び残熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) の配置図 (3/3)</p> <table border="1" data-bbox="1075 191 1209 526"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>東側</th> <th>西側</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (格納モード)</td> <td>0. P. +0.00m</td> <td>0. P. +0.00m</td> </tr> <tr> <td>残熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)</td> <td>0. P. +4.36m</td> <td>0. P. +4.36m</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	東側	西側	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (格納モード)	0. P. +0.00m	0. P. +0.00m	残熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)	0. P. +4.36m	0. P. +4.36m		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。
設備名称	東側	西側										
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (格納モード)	0. P. +0.00m	0. P. +0.00m										
残熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)	0. P. +4.36m	0. P. +4.36m										

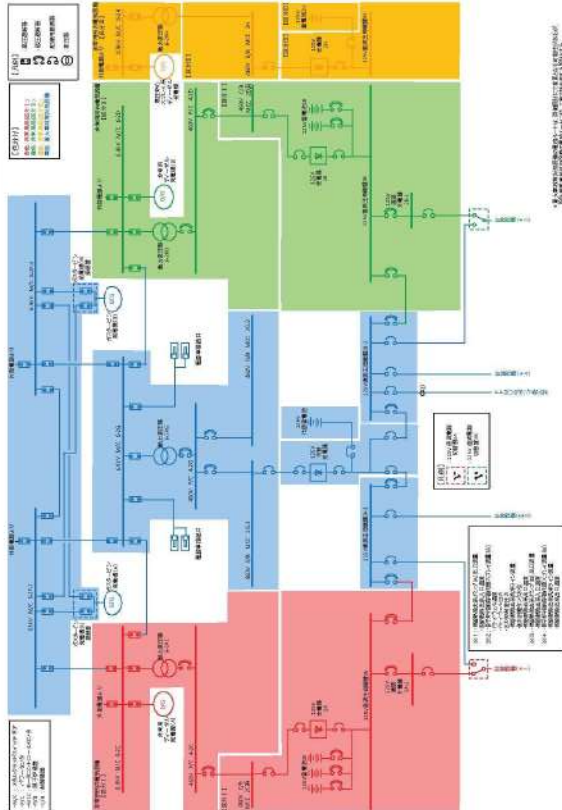
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-9-43 単線結線図(交流) 原子炉格納容器代替スプレィ冷却系 [49条]</p>	 <p>図57.9.31 単線結線図(交流) 代替格納容器スプレィポンプによる原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器スプレィ設備 [49条]</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="772 1005 1120 1053">図 57-9-44 単線結線図(直流) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 [49条]</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 311" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<p>1.3.4 原子炉格納容器下部注水設備 [51条]</p> <p>原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するための重大事故等対処設備である。(図 57-9-45~50)</p> <p>原子炉格納容器下部注水設備の主要設備を表 57-9-16 に示す。</p> <p>表 57-9-16 原子炉格納容器下部注水設備の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="683 414 1232 1037"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水系(常設) (復水移送ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(可搬型) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) 代替循環冷却系 </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 復水移送ポンプ(A) 復水移送ポンプ(B) 復水移送ポンプ(C) 代替循環冷却ポンプ* 熱交換器ユニット (取水ポンプ) 大容量取水ポンプ(サイプリ) </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>熱交換器</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 残留除去系熱交換器 熱交換器ユニット (熱交換器) </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 復水貯蔵タンク常用、非常用取水 普通給ライン止め弁 C組専入口弁 原子炉格納容器排水排出止め弁 T/B 緊急均圧弁* R/B 1F緊急均圧弁* R/B 2F緊急均圧弁* R/B 3F緊急均圧弁* 代替循環冷却ポンプ送込弁 原子炉格納容器下部注水用復水弁 代替循環冷却ポンプ送込弁 原子炉格納容器下部注水用復水弁 代替循環冷却ポンプ送込弁* 代替循環冷却ポンプ流量調整弁* 代替循環冷却ポンプバイパス* 熱交換器 (A) バイパス弁 R/C代替所加水不要弁分岐弁 (A) R/C代替所加水追加水出口弁 R/C 緊急閉鎖弁* R/C 緊急閉鎖弁* R/C A系格納容器スプレイ流量調整弁 R/C B系格納容器スプレイ流量調整弁 R/C A系格納容器スプレイ調整弁 R/C B系格納容器スプレイ調整弁 R/Cヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 R/C A系格納容器内ライン洗浄流量調整弁 </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水流量* 原子炉格納容器下部水位* ドライウェル水位* ドライウェル温度* 復水貯蔵タンク水位 残留除去系洗浄ライン流量 (残留除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留除去系洗浄ライン流量 (残留除去系B系格納容器内ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 圧力制御水位* </td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*: 原子炉格納容器下部注水設備の主要設備のうち、原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) で使用する設備を示す。</p>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水系(常設) (復水移送ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(可搬型) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) 代替循環冷却系 	—	ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 復水移送ポンプ(A) 復水移送ポンプ(B) 復水移送ポンプ(C) 代替循環冷却ポンプ* 熱交換器ユニット (取水ポンプ) 大容量取水ポンプ(サイプリ) 	—	熱交換器	<ul style="list-style-type: none"> 残留除去系熱交換器 熱交換器ユニット (熱交換器) 	—	電動弁 (状態表示を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 復水貯蔵タンク常用、非常用取水 普通給ライン止め弁 C組専入口弁 原子炉格納容器排水排出止め弁 T/B 緊急均圧弁* R/B 1F緊急均圧弁* R/B 2F緊急均圧弁* R/B 3F緊急均圧弁* 代替循環冷却ポンプ送込弁 原子炉格納容器下部注水用復水弁 代替循環冷却ポンプ送込弁 原子炉格納容器下部注水用復水弁 代替循環冷却ポンプ送込弁* 代替循環冷却ポンプ流量調整弁* 代替循環冷却ポンプバイパス* 熱交換器 (A) バイパス弁 R/C代替所加水不要弁分岐弁 (A) R/C代替所加水追加水出口弁 R/C 緊急閉鎖弁* R/C 緊急閉鎖弁* R/C A系格納容器スプレイ流量調整弁 R/C B系格納容器スプレイ流量調整弁 R/C A系格納容器スプレイ調整弁 R/C B系格納容器スプレイ調整弁 R/Cヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 R/C A系格納容器内ライン洗浄流量調整弁 	—	計装設備	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水流量* 原子炉格納容器下部水位* ドライウェル水位* ドライウェル温度* 復水貯蔵タンク水位 残留除去系洗浄ライン流量 (残留除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留除去系洗浄ライン流量 (残留除去系B系格納容器内ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 圧力制御水位* 	—	<p>1.3.4 原子炉格納容器下部注水設備[51条]</p> <p>原子炉格納容器下部注水設備は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するための重大事故等対処設備である。(図 57.9.32~33)</p> <p>原子炉格納容器下部注水設備の主要設備を表 57.9.16 に示す。</p> <p>表 57.9.16 原子炉格納容器下部注水設備の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="1265 414 1814 718"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水設備 </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ 格納容器スプレイポンプ </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水設備 	—	ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ 格納容器スプレイポンプ 	—	電動弁 (状態表示を含む)	—	—	計装設備	—	—	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 51条対応の設備・運用に伴う相違 女川: 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系→泊: 格納容器スプレイポンプ及び代替格納容器スプレイポンプ
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																																		
—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水系(常設) (復水移送ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(可搬型) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) 代替循環冷却系 	—																																		
ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 復水移送ポンプ(A) 復水移送ポンプ(B) 復水移送ポンプ(C) 代替循環冷却ポンプ* 熱交換器ユニット (取水ポンプ) 大容量取水ポンプ(サイプリ) 	—																																		
熱交換器	<ul style="list-style-type: none"> 残留除去系熱交換器 熱交換器ユニット (熱交換器) 	—																																		
電動弁 (状態表示を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 復水貯蔵タンク常用、非常用取水 普通給ライン止め弁 C組専入口弁 原子炉格納容器排水排出止め弁 T/B 緊急均圧弁* R/B 1F緊急均圧弁* R/B 2F緊急均圧弁* R/B 3F緊急均圧弁* 代替循環冷却ポンプ送込弁 原子炉格納容器下部注水用復水弁 代替循環冷却ポンプ送込弁 原子炉格納容器下部注水用復水弁 代替循環冷却ポンプ送込弁* 代替循環冷却ポンプ流量調整弁* 代替循環冷却ポンプバイパス* 熱交換器 (A) バイパス弁 R/C代替所加水不要弁分岐弁 (A) R/C代替所加水追加水出口弁 R/C 緊急閉鎖弁* R/C 緊急閉鎖弁* R/C A系格納容器スプレイ流量調整弁 R/C B系格納容器スプレイ流量調整弁 R/C A系格納容器スプレイ調整弁 R/C B系格納容器スプレイ調整弁 R/Cヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 R/C A系格納容器内ライン洗浄流量調整弁 	—																																		
計装設備	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水流量* 原子炉格納容器下部水位* ドライウェル水位* ドライウェル温度* 復水貯蔵タンク水位 残留除去系洗浄ライン流量 (残留除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留除去系洗浄ライン流量 (残留除去系B系格納容器内ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 圧力制御水位* 	—																																		
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																																		
—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水設備 	—																																		
ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ 格納容器スプレイポンプ 	—																																		
電動弁 (状態表示を含む)	—	—																																		
計装設備	—	—																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の各設備は、以下のとおり多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(1) ポンプ</p> <p>原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)のポンプ(復水移送ポンプ)は原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系のポンプ(代替循環冷却ポンプ)は原子炉建屋地下3階(原子炉建屋付属棟内)に設置し、</p> <p>原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)のポンプ(大容量送水ポンプ(タイプI))は屋外に配備し、位置的分散を図る。(図57-9-51~54)</p> <p>原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)のポンプ(復水移送ポンプ)は、図57-9-55~57のとおり、ガスタービン発電機又は電源車から代替所内電気設備又は非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系のポンプ(代替循環冷却ポンプ)は、図57-9-55~57のとおり、ガスタービン発電機から代替所内電気設備又は非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、</p> <p>原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)のポンプ(大容量送水ポンプ(タイプI))は、駆動電源を必要としない方式(付属空冷式ディーゼルエンジン)による設計とし、多様性を図る。</p> <p>(2) 電動弁</p> <p>復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁、CRD復水入口弁、MUWC サンプリング取出止め弁、T/B 緊急時隔離弁、R/B BIF 緊急時隔離弁、R/B 1F 緊急時隔離弁、原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁、原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁、RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁、RHR A系格納容器スプレイ隔離弁、RHR B系格納容器スプレイ隔離弁、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁及びRHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁は、ガスタービン発電機又は電源車から代替所内電気設備又は非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計、代替循環冷却ポンプ吸込弁、代替循環冷却ポンプ流量調整弁、代替循環冷却ポンプバイパス弁、RHR 熱交換器(A)バイパス弁、RCW 代替冷却水不要負荷分離弁(A)、RHR 熱交換器(A)冷却水出口弁、RHR MUWC 連絡第一弁及びRHR MUWC 連絡第二弁は、ガスタービン発電機から代替所内電気設備又は非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、多様性を図る。</p>	<p>なお、原子炉格納容器下部注水設備の各設備は、以下のとおり多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(1) ポンプ</p> <p>格納容器スプレイポンプは原子炉補助建屋 T.P. -1.7m, 代替格納容器スプレイポンプは周辺補機棟 T.P. 10.3m に設置し、位置的分散を図る。(図57.9.34~35)</p> <p>格納容器スプレイポンプは、ディーゼル発電機から非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計、代替格納容器スプレイポンプは、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、多様性を図る。(図57.9.36)</p> <p>(2) 電動弁</p> <p>原子炉格納容器下部への注水の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を図る。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・51条対応の設備・運用に伴う相違 ・女川：原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系→泊：格納容器スプレイポンプ及び代替格納容器スプレイポンプ ・女川：復水移送ポンプ、代替循環冷却ポンプ→泊：格納容器スプレイポンプ、代替格納容器スプレイポンプ <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)、原子炉建屋地下3階(原子炉建屋原子炉棟内)→泊：原子炉補助建屋、原子炉建屋 <p>設置名称の相違 (代替非常用発電機)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は電動弁操作について非常用所内電気設備からの受電ができない場合には代替所内電気設備からの受電により電動弁の操作を行うが、泊は現場で人力による操作としている。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>FPMLW ポンプ吸込弁は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から電源を受電する設計とし、多様性を図る。</p> <p>(3) 計装設備 計装設備は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から電源を受電する設計とし、また可搬型計測器による計測が可能な設計とし、多様性を図る。 なお、計装設備は複数のパラメータとすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>(1)～(3)の多様性を有する設備の回路は、米国電気電子工学会(IEEE)規格 384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な回路については、表 57-9-17 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p>表 57-9-17 回路ルート図 原子炉格納容器下部注水設備 [51条]</p> <table border="1" data-bbox="672 710 1216 890"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉動力用(図 57-9-55~57)</td> <td>図 51-1~12</td> <td>57-9- (51-1~12)</td> </tr> <tr> <td>2号炉計装設備用(表 57-9-17-1)</td> <td>図 51-13~26</td> <td>57-9- (51-13~26)</td> </tr> <tr> <td>2号炉制御用(表 57-9-17-2)</td> <td>図 51-27~43</td> <td>57-9- (51-27~43)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p> <p>電動弁の制御回路は、非常用所内電気設備からの受電時と代替所内電気設備からの受電時とで、別々に設置する。(図 57-9-20 及び図 57-9-21)</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	2号炉動力用(図 57-9-55~57)	図 51-1~12	57-9- (51-1~12)	2号炉計装設備用(表 57-9-17-1)	図 51-13~26	57-9- (51-13~26)	2号炉制御用(表 57-9-17-2)	図 51-27~43	57-9- (51-27~43)	<p>(3) 計装設備 計装設備は、所内常設蓄電式直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から電源を受電する設計とし、また可搬型計測器による計測が可能な設計とし、多様性を図る。 なお、計装設備は複数のパラメータとすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>(1)の多様性を有する設備の回路は、米国電気電子工学会(IEEE)規格 384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な回路については、表 57.9.17 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p>表 57.9.17 電源ルート図 原子炉格納容器下部注水設備[51条]</p> <table border="1" data-bbox="1261 710 1818 785"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉動力用(図 57.9.36)</td> <td>図 51.1~7</td> <td>57-9-75~81</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	3号炉動力用(図 57.9.36)	図 51.1~7	57-9-75~81	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(代替所内電気設備の構成)</p>
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
2号炉動力用(図 57-9-55~57)	図 51-1~12	57-9- (51-1~12)																							
2号炉計装設備用(表 57-9-17-1)	図 51-13~26	57-9- (51-13~26)																							
2号炉制御用(表 57-9-17-2)	図 51-27~43	57-9- (51-27~43)																							
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
3号炉動力用(図 57.9.36)	図 51.1~7	57-9-75~81																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
	<p style="text-align: center;">表57-9-17-1 計装設備用配路 原子炉格納容器下部注水設備(5条)(1/3)</p> <p style="text-align: center;">第六号機停止設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大飯発電所3 / 4号炉</th> <th>女川原子力発電所2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S1</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S2</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S3</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S4</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S5</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S6</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S7</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S8</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S9</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S10</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S11</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> <tr> <td>S12</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	S1	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S2	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S3	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S4	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S5	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S6	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S7	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S8	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S9	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S10	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S11	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備	S12	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
項目	大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉																																								
S1	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S2	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S3	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S4	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S5	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S6	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S7	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S8	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S9	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S10	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S11	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								
S12	原子炉格納容器下部注水設備	原子炉格納容器下部注水設備																																								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																		
表57-9-17-1-1 計装設備用回路 原子炉格納容器下部注水設備(5条)(2/3) 重大事故対応設備																																																																																																																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">回路名 (機器種別・出力・電圧・周波数)</th> <th style="width: 15%;">中央制御室</th> <th style="width: 15%;">格納容器</th> <th style="width: 15%;">格納容器</th> <th style="width: 15%;">格納容器</th> <th style="width: 15%;">格納容器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S13 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S14 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S15 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S16 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S17 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S18 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S19 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S20 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S21 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S22 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S23 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S24 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S25 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S26 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S27 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S28 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S29 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> <tr> <td>S30 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)</td> <td>中央制御室</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> <td>格納容器</td> </tr> </tbody> </table>	回路名 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器	S13 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器	S14 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器	S15 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器	S16 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器	S17 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器	S18 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器	S19 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器	S20 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器	S21 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器	S22 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器	S23 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器	S24 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器	S25 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器	S26 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器	S27 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器	S28 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器	S29 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器	S30 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
回路名 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																																																
S13 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																																																
S14 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																																																
S15 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																																																
S16 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																																																
S17 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																																																
S18 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																																																
S19 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																																																
S20 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																																																
S21 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																																																
S22 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																																																
S23 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																																																
S24 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																																																
S25 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																																																
S26 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																																																
S27 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																																																
S28 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																																																
S29 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																																																
S30 ドライクエアの電圧 (機器種別・出力・電圧・周波数)	中央制御室	格納容器	格納容器	格納容器	格納容器																																																																																																																

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-11-2 副船用管路 原子炉格納容器下部注水設備 (5) (1/7) 重大事故防止設備 設計基準事故対応設備						
51	代管注水用調整	460V R/B MCC 25-1	01	原子炉格納容器 ES5-1, II	460V R/B MCC 25-1	
52	代管注水用調整	460V R/B MCC 25-2	02	緊急時交流電源用制御設備(1)	008 A 系統用格納容器ブレイク調整弁	
53	代管注水用調整	460V R/B MCC 25-2	03	原子炉格納容器調整 ES5-II	460V R/B MCC 25-1	
54	緊急時交流電源用制御設備(1)	460V 原子炉格納容器電源用調整 25	04	緊急時交流電源用制御設備(1)	008 B 系統用格納容器ブレイク調整弁	
55	代管注水用調整	460V R/B MCC 25-2	05	原子炉格納容器調整 ES5-1, III	460V R/B MCC 25-1	
56	緊急時交流電源用制御設備(2)	緊急時電源システム管理 用緊急時水管理装置 ライントラック弁	06	緊急時交流電源用制御設備(2)	008 緊急調整(0)パイプ3弁	
57	代管注水用調整	460V R/B MCC 25-2	07	原子炉格納容器調整 ES5-1, III	460V R/B MCC 25-1	
58	緊急時交流電源用制御設備(2)	000 緊急水タンク弁	08	緊急時交流電源用制御設備(2)	008 A 系統用格納容器ブレイク調整調整弁	
59	代管注水用調整	460V R/B MCC 25-2	09	原子炉格納容器調整 ES5-II	460V R/B MCC 25-1	
60	緊急時交流電源用制御設備(2)	000(1)パイプ車止上弁	010	緊急時交流電源用制御設備(2)	008 B 系統用格納容器ブレイク調整調整弁	
61	代管注水用調整	460V R/B MCC 25-2	011	2M 調整機	460V R/B MCC 25-1	
62	緊急時交流電源用制御設備(2)	179 緊急時調整弁	012	緊急時交流電源用制御設備(2)	008 ベントシステムブレイクライン 西側圧力調整調整弁	
【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。						

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
	<p>表57-9-17-2 新脚用電路 原子炉格納容器下部注水設備(5)条(2/7)</p> <p>設計基準事項存在影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大飯発電所3号炉</th> <th>女川原子力発電所2号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S13</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>400V R/B MCC 2P-2</td> <td>400V R/B MCC 2P-1</td> </tr> <tr> <td>S14</td> <td>緊急用交直流電源制御盤(2)</td> <td>R/B 3P 緊急用保護継手</td> <td>R/B B 3P他対応用急用電源制御盤 R/B B 3P他対応用急用電源制御盤</td> </tr> <tr> <td>S15</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>400V R/B MCC 2P-2</td> <td>400V R/B MCC 2P-3</td> </tr> <tr> <td>S16</td> <td>緊急用交直流電源制御盤(2)</td> <td>R/B 1P 緊急用保護継手</td> <td>別冊要約巻末(5)所引出口弁</td> </tr> <tr> <td>S17</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>400V R/B MCC 2P-2</td> <td>400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2C</td> </tr> <tr> <td>S18</td> <td>緊急用交直流電源制御盤(2)</td> <td>原子炉格納容器下部注水用 直水注水保護継手</td> <td>400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2D</td> </tr> <tr> <td>S19</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>400V R/B MCC 2P-2</td> <td>400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2C</td> </tr> <tr> <td>S20</td> <td>緊急用交直流電源制御盤(2)</td> <td>原子炉格納容器下部注水用直水注水弁</td> <td>400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2C</td> </tr> <tr> <td>S21</td> <td>緊急用交直流電源制御盤(2)</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2D</td> </tr> <tr> <td>S22</td> <td>重大事故時監視盤(1)</td> <td>125V 直注注水制御盤 2A-1</td> <td>400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2C</td> </tr> <tr> <td>S23</td> <td>重大事故時監視盤(2)</td> <td>125V 直注注水制御盤 2B-1</td> <td>400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2D</td> </tr> <tr> <td>S24</td> <td>所内監視制御盤</td> <td>400V R/B MCC 2C-1</td> <td>400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2C</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	S13	代替注水制御盤	400V R/B MCC 2P-2	400V R/B MCC 2P-1	S14	緊急用交直流電源制御盤(2)	R/B 3P 緊急用保護継手	R/B B 3P他対応用急用電源制御盤 R/B B 3P他対応用急用電源制御盤	S15	代替注水制御盤	400V R/B MCC 2P-2	400V R/B MCC 2P-3	S16	緊急用交直流電源制御盤(2)	R/B 1P 緊急用保護継手	別冊要約巻末(5)所引出口弁	S17	代替注水制御盤	400V R/B MCC 2P-2	400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2C	S18	緊急用交直流電源制御盤(2)	原子炉格納容器下部注水用 直水注水保護継手	400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2D	S19	代替注水制御盤	400V R/B MCC 2P-2	400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2C	S20	緊急用交直流電源制御盤(2)	原子炉格納容器下部注水用直水注水弁	400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2C	S21	緊急用交直流電源制御盤(2)	代替注水制御盤	400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2D	S22	重大事故時監視盤(1)	125V 直注注水制御盤 2A-1	400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2C	S23	重大事故時監視盤(2)	125V 直注注水制御盤 2B-1	400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2D	S24	所内監視制御盤	400V R/B MCC 2C-1	400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2C		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
項目	大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉																																																				
S13	代替注水制御盤	400V R/B MCC 2P-2	400V R/B MCC 2P-1																																																			
S14	緊急用交直流電源制御盤(2)	R/B 3P 緊急用保護継手	R/B B 3P他対応用急用電源制御盤 R/B B 3P他対応用急用電源制御盤																																																			
S15	代替注水制御盤	400V R/B MCC 2P-2	400V R/B MCC 2P-3																																																			
S16	緊急用交直流電源制御盤(2)	R/B 1P 緊急用保護継手	別冊要約巻末(5)所引出口弁																																																			
S17	代替注水制御盤	400V R/B MCC 2P-2	400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2C																																																			
S18	緊急用交直流電源制御盤(2)	原子炉格納容器下部注水用 直水注水保護継手	400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2D																																																			
S19	代替注水制御盤	400V R/B MCC 2P-2	400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2C																																																			
S20	緊急用交直流電源制御盤(2)	原子炉格納容器下部注水用直水注水弁	400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2C																																																			
S21	緊急用交直流電源制御盤(2)	代替注水制御盤	400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2D																																																			
S22	重大事故時監視盤(1)	125V 直注注水制御盤 2A-1	400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2C																																																			
S23	重大事故時監視盤(2)	125V 直注注水制御盤 2B-1	400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2D																																																			
S24	所内監視制御盤	400V R/B MCC 2C-1	400V 原子炉建屋交直流電源制御盤 2C																																																			

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
	<p>表訂一9-17-2 制御用装置 原子炉格納容器下部注水設備 [5/7]</p> <p>原付機器等対応設備</p> <table border="1"> <tr> <td>S26</td> <td>原子炉格納容器注水設備</td> <td>400V 三相 MCC 2B-1</td> <td>D07</td> <td>原子炉格納容器注水設備 (S26-1, 機)</td> <td>400V 三相 MCC 2B-4</td> </tr> <tr> <td>S26</td> <td>原子炉格納容器注水設備</td> <td>400V 三相 MCC 2B-1</td> <td>D28</td> <td>緊急時交流電源用制御用設備 (2)</td> <td>BWR 代替用高圧水圧力調整装置 (A)</td> </tr> <tr> <td>S27</td> <td>代替圧水制御盤</td> <td>400V 三相 MCC 2B-1</td> <td>D29</td> <td>緊急時交流電源用制御用設備 (2)</td> <td>400V 原子炉格納容器注水設備注水設備 (2)</td> </tr> <tr> <td>S28</td> <td>代替圧水制御盤</td> <td>400V 三相 MCC 2B-1</td> <td>D40</td> <td>緊急時交流電源用制御用設備 (2)</td> <td>400V 三相 MCC 2B-4</td> </tr> <tr> <td>S29</td> <td>代替圧水制御盤</td> <td>400V 三相 MCC 2B-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S30</td> <td>代替圧水制御盤</td> <td>400V 三相 MCC 2B-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S31</td> <td>代替圧水制御盤</td> <td>400V 三相 MCC 2B-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S32</td> <td>代替圧水制御盤</td> <td>400V 三相 MCC 2B-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S33</td> <td>代替圧水制御盤</td> <td>400V 三相 MCC 2B-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S34</td> <td>代替圧水制御盤</td> <td>400V 三相 MCC 2B-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S35</td> <td>緊急時交流電源用制御用設備 (1)</td> <td>400V 原子炉格納容器注水設備注水設備 (2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S36</td> <td>代替圧水制御盤</td> <td>原子炉格納容器注水設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	S26	原子炉格納容器注水設備	400V 三相 MCC 2B-1	D07	原子炉格納容器注水設備 (S26-1, 機)	400V 三相 MCC 2B-4	S26	原子炉格納容器注水設備	400V 三相 MCC 2B-1	D28	緊急時交流電源用制御用設備 (2)	BWR 代替用高圧水圧力調整装置 (A)	S27	代替圧水制御盤	400V 三相 MCC 2B-1	D29	緊急時交流電源用制御用設備 (2)	400V 原子炉格納容器注水設備注水設備 (2)	S28	代替圧水制御盤	400V 三相 MCC 2B-1	D40	緊急時交流電源用制御用設備 (2)	400V 三相 MCC 2B-4	S29	代替圧水制御盤	400V 三相 MCC 2B-1				S30	代替圧水制御盤	400V 三相 MCC 2B-1				S31	代替圧水制御盤	400V 三相 MCC 2B-1				S32	代替圧水制御盤	400V 三相 MCC 2B-2				S33	代替圧水制御盤	400V 三相 MCC 2B-1				S34	代替圧水制御盤	400V 三相 MCC 2B-1				S35	緊急時交流電源用制御用設備 (1)	400V 原子炉格納容器注水設備注水設備 (2)				S36	代替圧水制御盤	原子炉格納容器注水設備					<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
S26	原子炉格納容器注水設備	400V 三相 MCC 2B-1	D07	原子炉格納容器注水設備 (S26-1, 機)	400V 三相 MCC 2B-4																																																																						
S26	原子炉格納容器注水設備	400V 三相 MCC 2B-1	D28	緊急時交流電源用制御用設備 (2)	BWR 代替用高圧水圧力調整装置 (A)																																																																						
S27	代替圧水制御盤	400V 三相 MCC 2B-1	D29	緊急時交流電源用制御用設備 (2)	400V 原子炉格納容器注水設備注水設備 (2)																																																																						
S28	代替圧水制御盤	400V 三相 MCC 2B-1	D40	緊急時交流電源用制御用設備 (2)	400V 三相 MCC 2B-4																																																																						
S29	代替圧水制御盤	400V 三相 MCC 2B-1																																																																									
S30	代替圧水制御盤	400V 三相 MCC 2B-1																																																																									
S31	代替圧水制御盤	400V 三相 MCC 2B-1																																																																									
S32	代替圧水制御盤	400V 三相 MCC 2B-2																																																																									
S33	代替圧水制御盤	400V 三相 MCC 2B-1																																																																									
S34	代替圧水制御盤	400V 三相 MCC 2B-1																																																																									
S35	緊急時交流電源用制御用設備 (1)	400V 原子炉格納容器注水設備注水設備 (2)																																																																									
S36	代替圧水制御盤	原子炉格納容器注水設備																																																																									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
	<p style="text-align: center;">表57-9-17-2 副島川源 原子炉格納容器下部注水設備 (5) 条 (4/7)</p> <p style="text-align: center;">重大事故防止設備 設計基準事故対応設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">代管注水用機器</td> <td style="width: 20%;">1200 直注注水設備 20-1</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>S37</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S38</td> <td>1200 直注注水設備 20-1</td> <td>FPMP用 20-1/7 緊急弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S39</td> <td>代管注水用機器</td> <td>4600 R/B MCC 20-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S40</td> <td>代管注水用機器</td> <td>4600 R/B MCC 20-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S41</td> <td>代管注水用機器</td> <td>4600 R/B MCC 20-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S42</td> <td>代管注水用機器</td> <td>4600 R/B MCC 20-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S43</td> <td>代管注水用機器</td> <td>4600 R/B MCC 20-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S44</td> <td>代管注水用機器</td> <td>4600 R/B MCC 20-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S45</td> <td>代管注水用機器</td> <td>4600 R/B MCC 20-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S46</td> <td>原子炉冷却用機器 KSS-1, II</td> <td>4600 R/B MCC 20-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S47</td> <td>原子炉冷却用機器 KSS-1, III</td> <td>4600 R/B MCC 20-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S48</td> <td>原子炉冷却用機器 KSS-1, III</td> <td>4600 R/B MCC 20-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S49</td> <td>緊急時交直流電源立降降圧装置 (1)</td> <td>6600 原子炉格納容器注水設備 20</td> <td></td> </tr> </table>	代管注水用機器	1200 直注注水設備 20-1			S37				S38	1200 直注注水設備 20-1	FPMP用 20-1/7 緊急弁		S39	代管注水用機器	4600 R/B MCC 20-1		S40	代管注水用機器	4600 R/B MCC 20-2		S41	代管注水用機器	4600 R/B MCC 20-2		S42	代管注水用機器	4600 R/B MCC 20-1		S43	代管注水用機器	4600 R/B MCC 20-2		S44	代管注水用機器	4600 R/B MCC 20-1		S45	代管注水用機器	4600 R/B MCC 20-2		S46	原子炉冷却用機器 KSS-1, II	4600 R/B MCC 20-2		S47	原子炉冷却用機器 KSS-1, III	4600 R/B MCC 20-2		S48	原子炉冷却用機器 KSS-1, III	4600 R/B MCC 20-2		S49	緊急時交直流電源立降降圧装置 (1)	6600 原子炉格納容器注水設備 20			<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
代管注水用機器	1200 直注注水設備 20-1																																																										
S37																																																											
S38	1200 直注注水設備 20-1	FPMP用 20-1/7 緊急弁																																																									
S39	代管注水用機器	4600 R/B MCC 20-1																																																									
S40	代管注水用機器	4600 R/B MCC 20-2																																																									
S41	代管注水用機器	4600 R/B MCC 20-2																																																									
S42	代管注水用機器	4600 R/B MCC 20-1																																																									
S43	代管注水用機器	4600 R/B MCC 20-2																																																									
S44	代管注水用機器	4600 R/B MCC 20-1																																																									
S45	代管注水用機器	4600 R/B MCC 20-2																																																									
S46	原子炉冷却用機器 KSS-1, II	4600 R/B MCC 20-2																																																									
S47	原子炉冷却用機器 KSS-1, III	4600 R/B MCC 20-2																																																									
S48	原子炉冷却用機器 KSS-1, III	4600 R/B MCC 20-2																																																									
S49	緊急時交直流電源立降降圧装置 (1)	6600 原子炉格納容器注水設備 20																																																									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
	<p>表57-9-117-2 副原田道路 原子炉格納容器下部注水設備 (5/7)</p> <p>副原田道路 6号機</p> <table border="1"> <tr> <td>S51</td> <td>緊急時交流電源用制御弁駆動機(1)</td> <td>460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S52</td> <td>緊急時交流電源用制御弁駆動機(2)</td> <td>460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S53</td> <td>緊急時交流電源用制御弁駆動機(1)</td> <td>460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S54</td> <td>緊急時交流電源用制御弁駆動機(1)</td> <td>460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S55</td> <td>緊急時交流電源用制御弁駆動機(1)</td> <td>460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S56</td> <td>緊急時交流電源用制御弁駆動機(1)</td> <td>460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S59</td> <td>緊急時交流電源用制御弁駆動機(2)</td> <td>460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S60</td> <td>緊急時交流電源用制御弁駆動機(2)</td> <td>460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S81</td> <td>代替圧水ポンプ駆動機</td> <td>機器製造会社 (A) ・日立中心 スアレイ系型 B57-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S82</td> <td>代替圧水ポンプ駆動機</td> <td>機器製造会社 (B) ・日立 B55-11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S83</td> <td>代替圧水ポンプ駆動機</td> <td>機器製造会社 (A) ・日立中心 スアレイ系型 B57-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S84</td> <td>代替圧水ポンプ駆動機</td> <td>機器製造会社 (A) ・日立中心 スアレイ系型 B57-1</td> <td></td> </tr> </table>	S51	緊急時交流電源用制御弁駆動機(1)	460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20		S52	緊急時交流電源用制御弁駆動機(2)	460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20		S53	緊急時交流電源用制御弁駆動機(1)	460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20		S54	緊急時交流電源用制御弁駆動機(1)	460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20		S55	緊急時交流電源用制御弁駆動機(1)	460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20		S56	緊急時交流電源用制御弁駆動機(1)	460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20		S59	緊急時交流電源用制御弁駆動機(2)	460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20		S60	緊急時交流電源用制御弁駆動機(2)	460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20		S81	代替圧水ポンプ駆動機	機器製造会社 (A) ・日立中心 スアレイ系型 B57-1		S82	代替圧水ポンプ駆動機	機器製造会社 (B) ・日立 B55-11		S83	代替圧水ポンプ駆動機	機器製造会社 (A) ・日立中心 スアレイ系型 B57-1		S84	代替圧水ポンプ駆動機	機器製造会社 (A) ・日立中心 スアレイ系型 B57-1			<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
S51	緊急時交流電源用制御弁駆動機(1)	460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20																																																	
S52	緊急時交流電源用制御弁駆動機(2)	460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20																																																	
S53	緊急時交流電源用制御弁駆動機(1)	460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20																																																	
S54	緊急時交流電源用制御弁駆動機(1)	460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20																																																	
S55	緊急時交流電源用制御弁駆動機(1)	460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20																																																	
S56	緊急時交流電源用制御弁駆動機(1)	460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20																																																	
S59	緊急時交流電源用制御弁駆動機(2)	460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20																																																	
S60	緊急時交流電源用制御弁駆動機(2)	460V 原子炉建屋交流電源用制御弁駆動機 20																																																	
S81	代替圧水ポンプ駆動機	機器製造会社 (A) ・日立中心 スアレイ系型 B57-1																																																	
S82	代替圧水ポンプ駆動機	機器製造会社 (B) ・日立 B55-11																																																	
S83	代替圧水ポンプ駆動機	機器製造会社 (A) ・日立中心 スアレイ系型 B57-1																																																	
S84	代替圧水ポンプ駆動機	機器製造会社 (A) ・日立中心 スアレイ系型 B57-1																																																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
	<p>表57-9-17-2 副御用道路 原子炉格納容器上設注水設備(5)条(6/7)</p> <p>重大事故防止設備</p> <table border="1"> <tr> <td>S65</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>機組動機系系 (B・C) 機組SS-11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S66</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>A機組盤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S67</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>A機組盤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S70</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460V E/B MCT 2C-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S71</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460V E/B MCT 2C-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S72</td> <td>緊急時交注設備切替操作盤(2)</td> <td>代替機動機系系(2)プログラム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S73</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460V E/B MCT 2C-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S74</td> <td>緊急時交注設備切替操作盤(2)</td> <td>代替機動機系系(2)プログラム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S75</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460V E/B MCT 2C-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S76</td> <td>緊急時交注設備切替操作盤(2)</td> <td>副機動機系系(2)プログラム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S77</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460V E/B MCT 2C-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S78</td> <td>緊急時交注設備切替操作盤(2)</td> <td>副機動機系系(2)プログラム</td> <td></td> </tr> </table>	S65	代替注水制御盤	機組動機系系 (B・C) 機組SS-11		S66	代替注水制御盤	A機組盤		S67	代替注水制御盤	A機組盤		S70	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4		S71	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4		S72	緊急時交注設備切替操作盤(2)	代替機動機系系(2)プログラム		S73	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4		S74	緊急時交注設備切替操作盤(2)	代替機動機系系(2)プログラム		S75	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4		S76	緊急時交注設備切替操作盤(2)	副機動機系系(2)プログラム		S77	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4		S78	緊急時交注設備切替操作盤(2)	副機動機系系(2)プログラム			<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
S65	代替注水制御盤	機組動機系系 (B・C) 機組SS-11																																																	
S66	代替注水制御盤	A機組盤																																																	
S67	代替注水制御盤	A機組盤																																																	
S70	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4																																																	
S71	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4																																																	
S72	緊急時交注設備切替操作盤(2)	代替機動機系系(2)プログラム																																																	
S73	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4																																																	
S74	緊急時交注設備切替操作盤(2)	代替機動機系系(2)プログラム																																																	
S75	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4																																																	
S76	緊急時交注設備切替操作盤(2)	副機動機系系(2)プログラム																																																	
S77	代替注水制御盤	460V E/B MCT 2C-4																																																	
S78	緊急時交注設備切替操作盤(2)	副機動機系系(2)プログラム																																																	

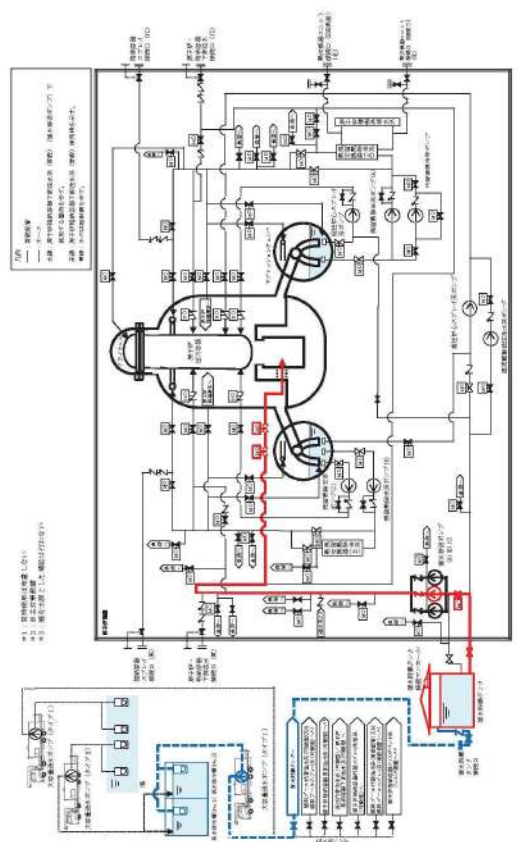
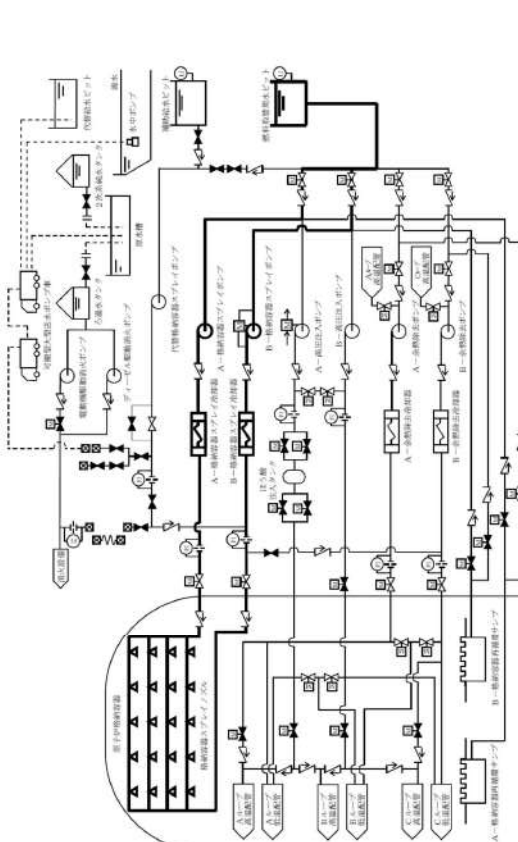
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
表57-9-17-2 閉鎖用電路 原子炉格納容器下部注水設備(5)(表17/17) 重大事故防止設備 設計基準事故対処設備			【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。																																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">S79</td> <td style="width: 40%;">代替注水用調整</td> <td style="width: 40%;">400V 2/B MCC 20-1</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>S80</td> <td>代替注水用調整</td> <td>400V 2/B MCC 20-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S81</td> <td>代替注水用調整</td> <td>400V 2/B MCC 20-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S82</td> <td>代替注水用調整</td> <td>400V 2/B MCC 20-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S83</td> <td>代替注水用調整</td> <td>400V 2/B MCC 20-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S89</td> <td>緊急可及直電源用調整(表2)</td> <td>代替用緊急電源用調整(表2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S109</td> <td>代替注水用調整</td> <td>400V 2/B MCC 20-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S101</td> <td>代替注水用調整</td> <td>400V 2/B MCC 20-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	S79		代替注水用調整	400V 2/B MCC 20-1		S80	代替注水用調整	400V 2/B MCC 20-1		S81	代替注水用調整	400V 2/B MCC 20-1		S82	代替注水用調整	400V 2/B MCC 20-1		S83	代替注水用調整	400V 2/B MCC 20-1		S89	緊急可及直電源用調整(表2)	代替用緊急電源用調整(表2)		S109	代替注水用調整	400V 2/B MCC 20-1		S101	代替注水用調整	400V 2/B MCC 20-1														
S79	代替注水用調整	400V 2/B MCC 20-1																																													
S80	代替注水用調整	400V 2/B MCC 20-1																																													
S81	代替注水用調整	400V 2/B MCC 20-1																																													
S82	代替注水用調整	400V 2/B MCC 20-1																																													
S83	代替注水用調整	400V 2/B MCC 20-1																																													
S89	緊急可及直電源用調整(表2)	代替用緊急電源用調整(表2)																																													
S109	代替注水用調整	400V 2/B MCC 20-1																																													
S101	代替注水用調整	400V 2/B MCC 20-1																																													

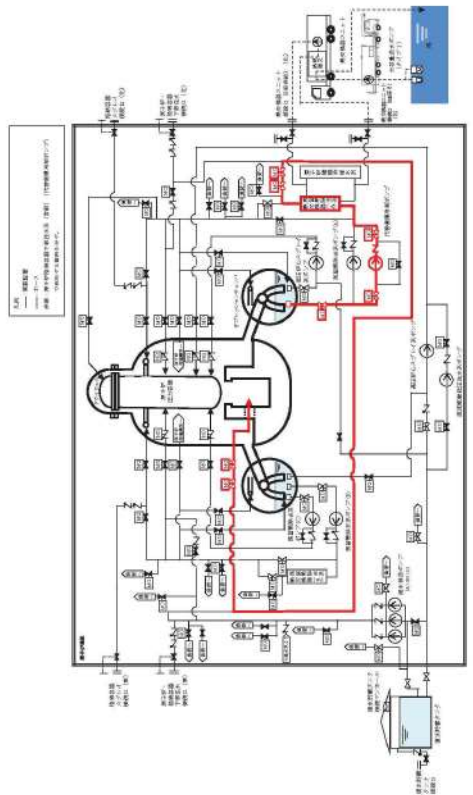
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-45 原子炉格納容器下部注水系(常設) (復水移送ポンプ)の系統概要図</p>	 <p>図 57.9.32 原子炉格納容器下部注水設備 (格納容器スプレイポンプ) の系統概要図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-46 原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

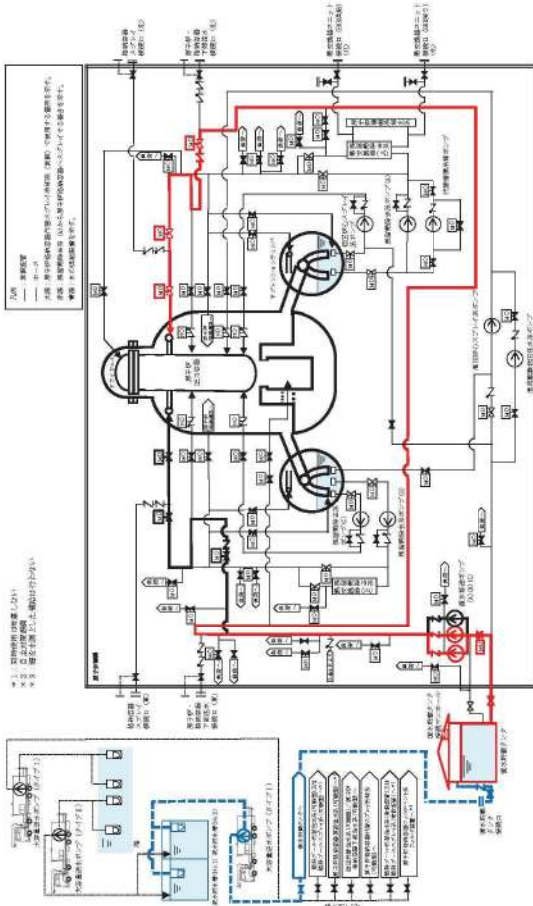
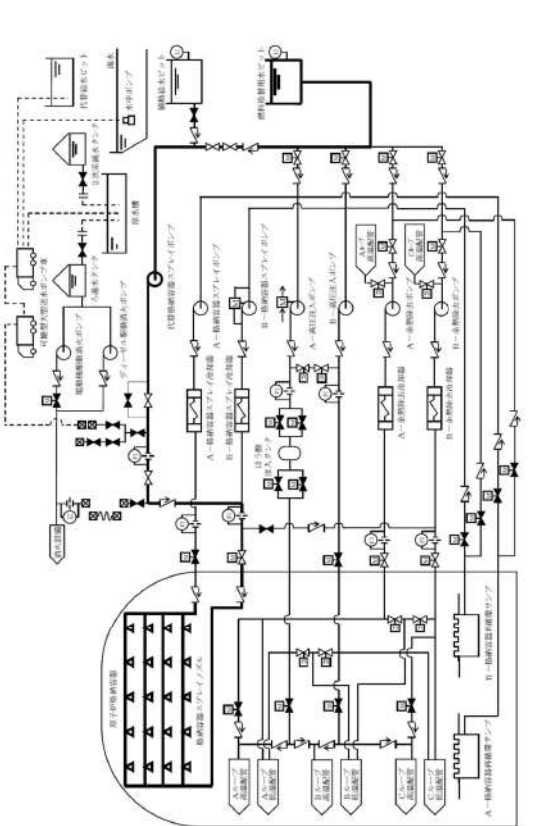
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-9-47 原子炉格納容器下部注水系 (可搬型)の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

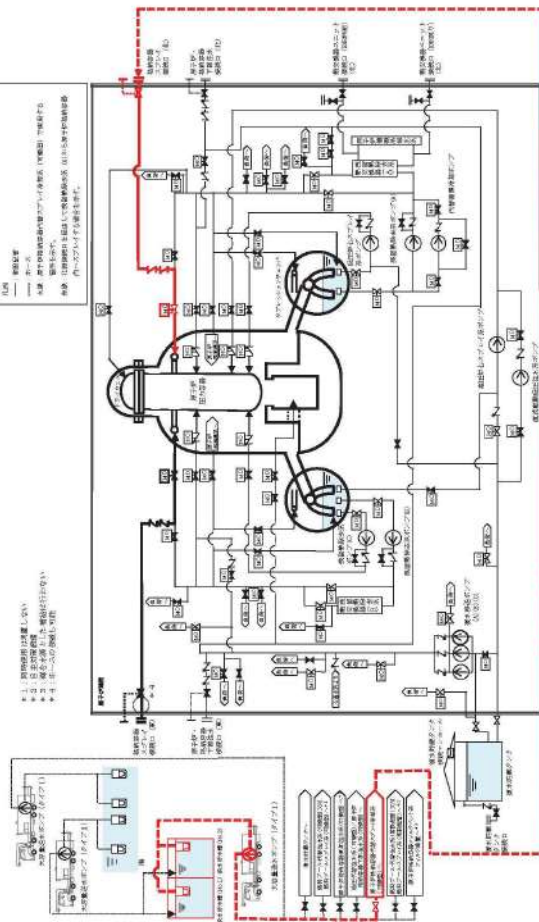
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-48 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(前設)の系統概要図</p>	 <p>図 57.9.33 原子炉格納容器下部注水設備 (代替格納容器スプレイポンプ) の系統概要図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるとい点において同等である。

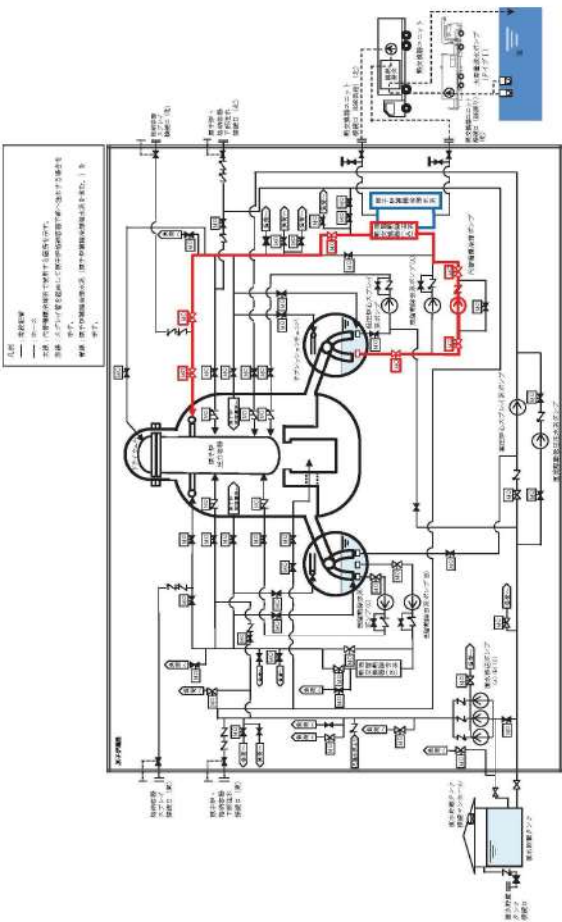
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-49 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

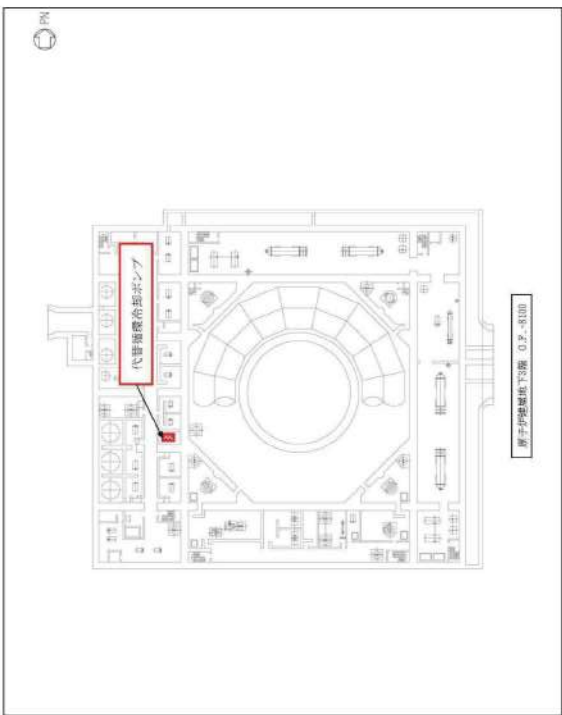
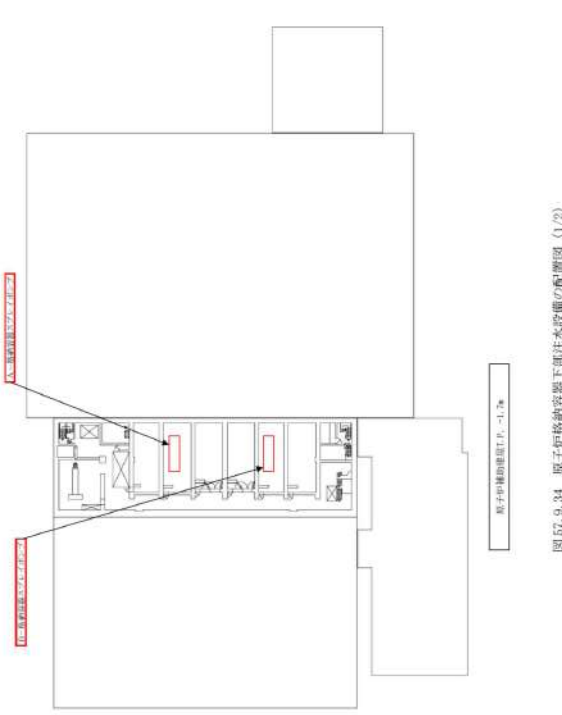
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="784 1117 1120 1141">図 57-9-50 代替循環冷却系の系統概要図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1926 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 319" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-9-61 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替緊急冷却系の配置図(1/4)</p>	 <p>図57.9.34 原子炉格納容器下部注水系設備の配置図 (1/2)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

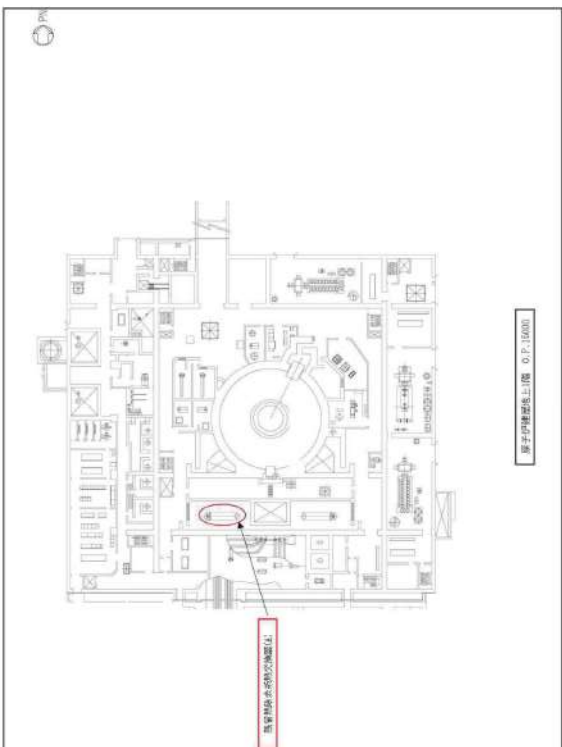
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-9-52 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配置図 (2/4)</p>	<p>図 57.4.35 原子炉格納容器下部注水設備の配置図 (2/2)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

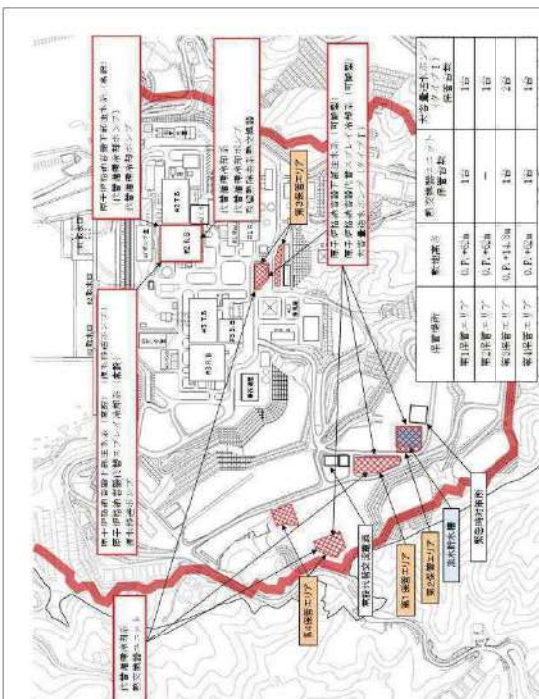
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 917 1232 957">図 57-9-53 原子炉格納容器下部注水系統、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配置図(3/4)</p>		<p data-bbox="1836 135 1904 159">【女川】</p> <p data-bbox="1836 167 1926 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1836 199 2150 422" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="694 869 1209 917">図 57-9-54 原子炉格納容器下置注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替凝縮冷却系の配置図(4/4)</p>		<p data-bbox="1848 140 1904 159">【女川】</p> <p data-bbox="1848 167 1926 186">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2150 422" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

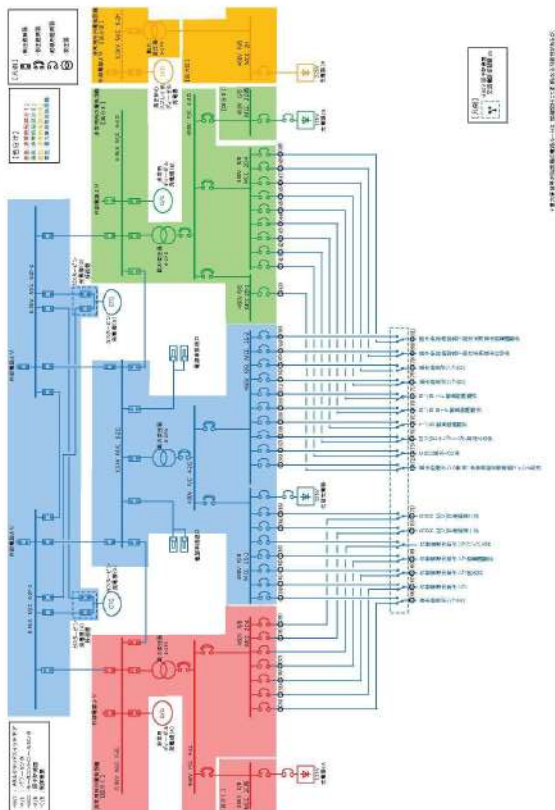
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-9-55 単線結線図(交流) 原子炉格納容器下部注水系 [51条] (1/2)</p>	<p>図 57.9.36 単線結線図 (交流) 原子炉格納容器下部注水系 [51条]</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

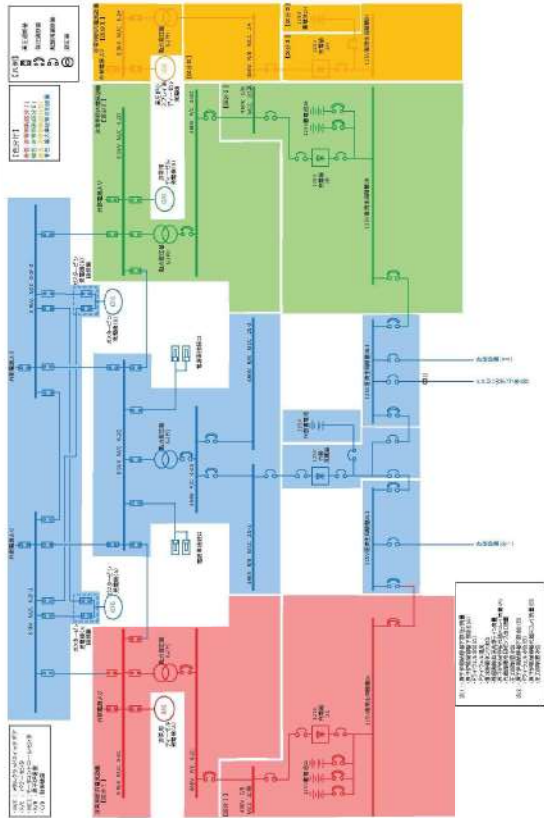
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-56 単線結線図(交流) 原子炉格納容器下部注水系 [51条] (2/2)</p>		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

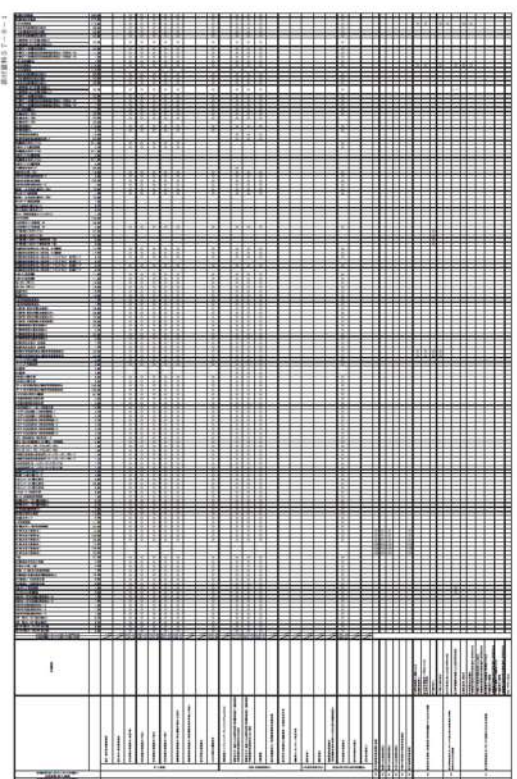
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 1005 1075 1053">図57-9-57 単線結線図(直流) 原子炉格納容器下部注水泵 [51条]</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 311" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

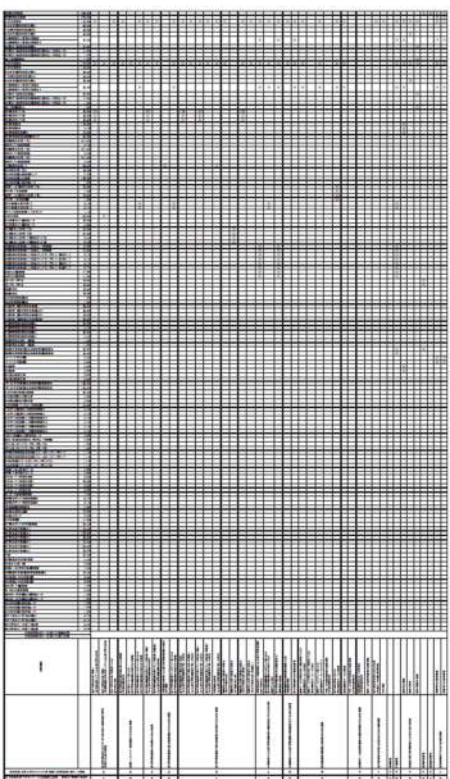
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>給電対象の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給電対象に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な給電対象を選定しているという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>給電対象の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 給電対象に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な給電対象を選定しているという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

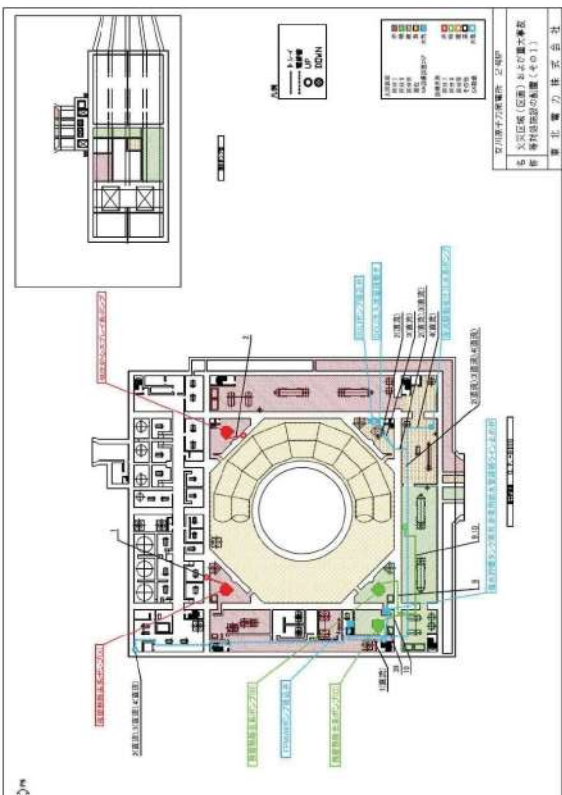
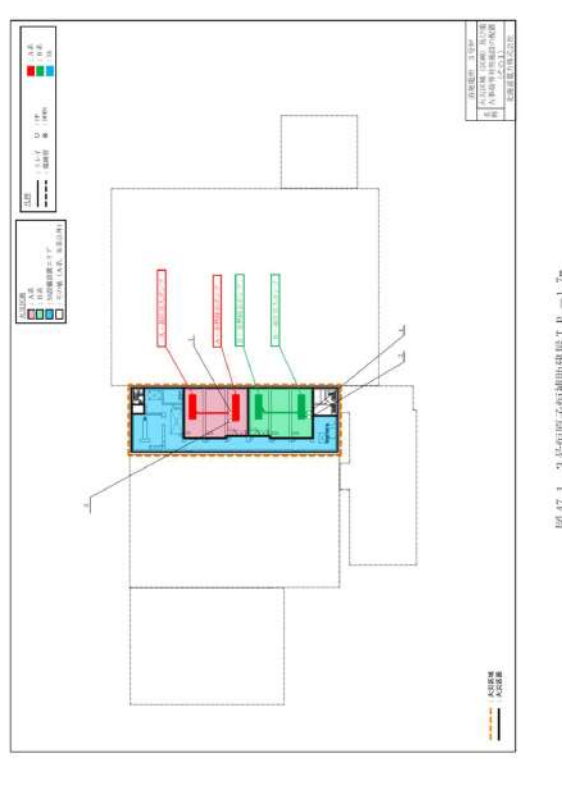
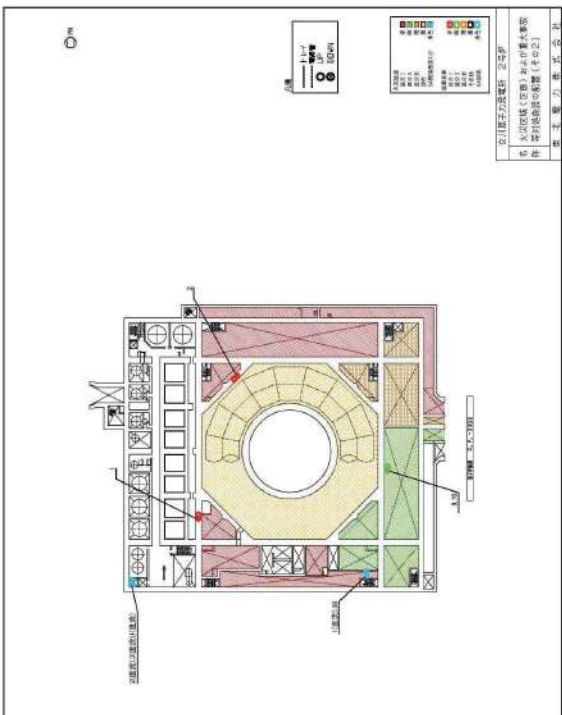
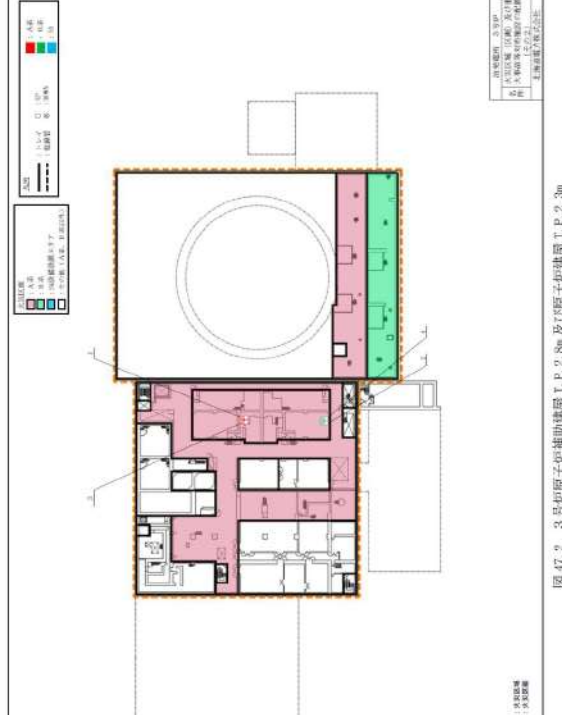
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

図 47.1 3号炉原子炉補助機器工区-1.7m

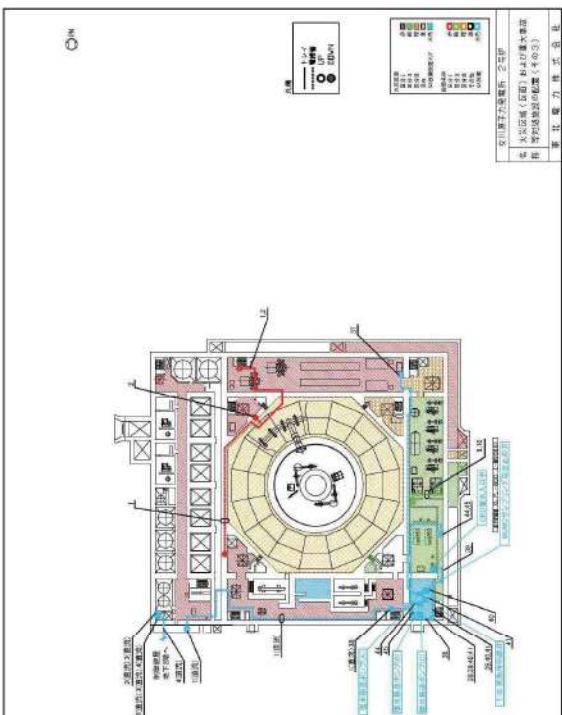
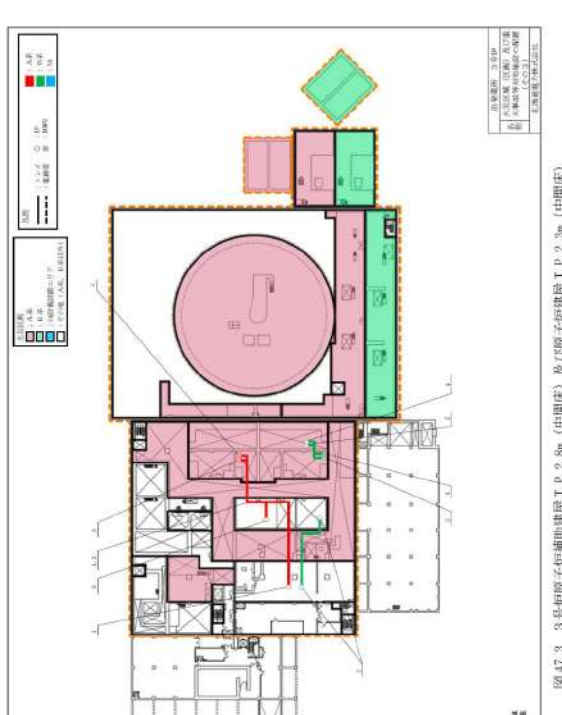
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図 47-2 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8a 及び原子炉建屋 T.P.2.3a</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

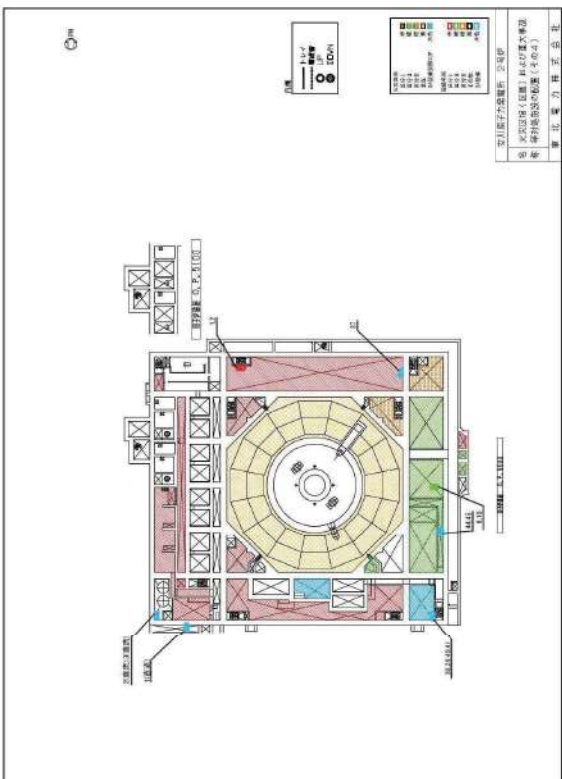
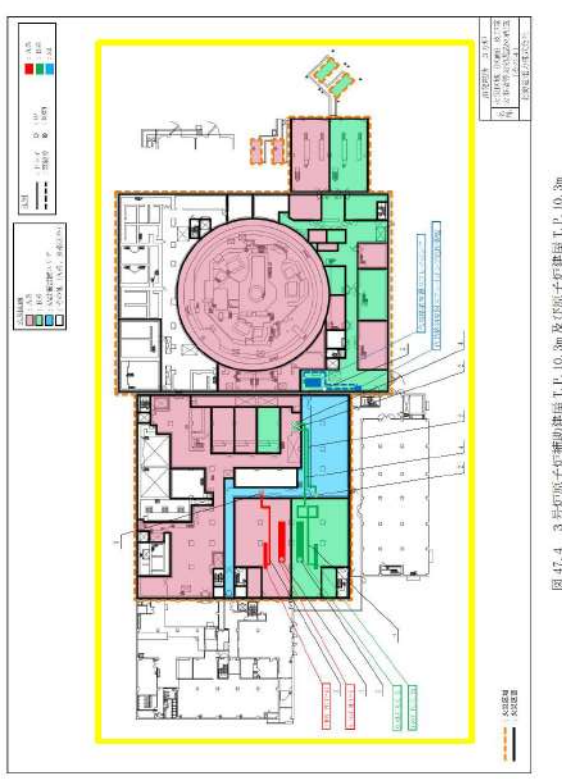
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図 47.3 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.2.3m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

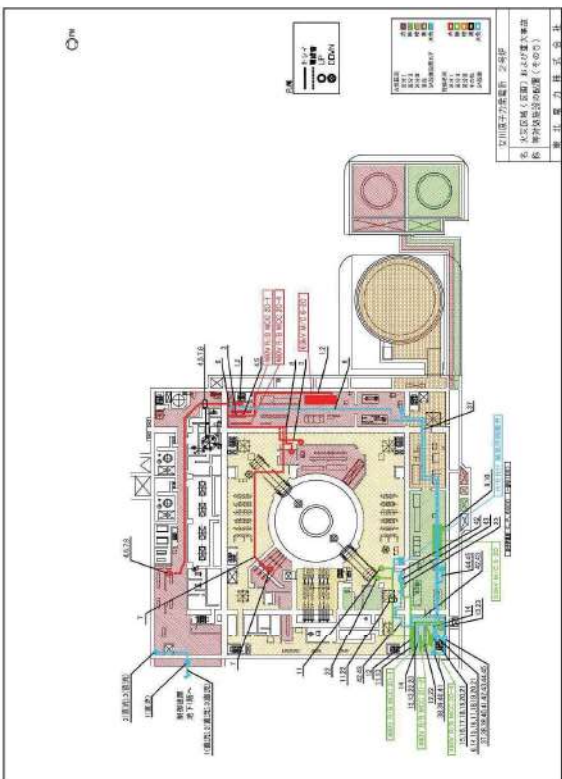
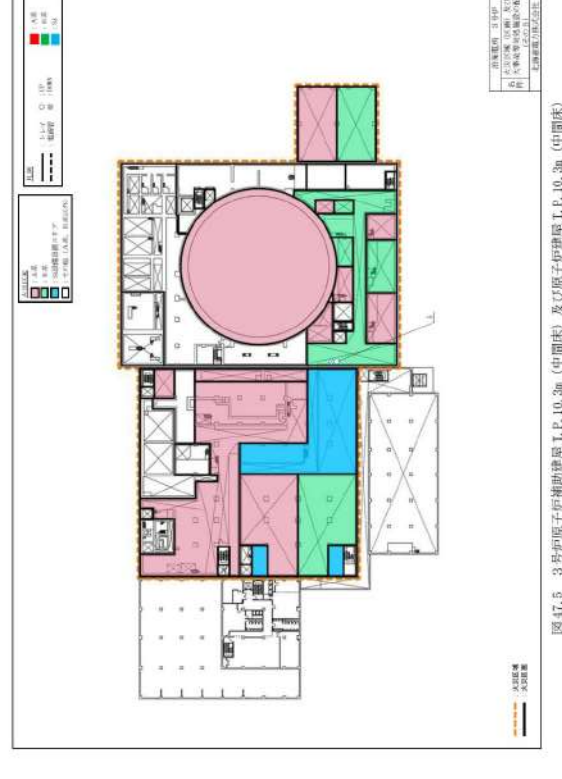
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図 47.4 3号炉原子炉補助建屋 T.P. 10.5m 及び原子炉建屋 T.P. 10.5m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

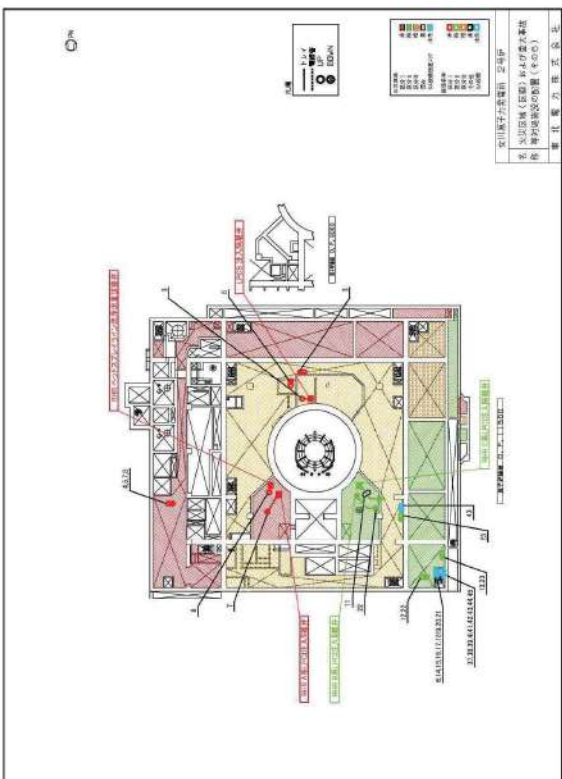
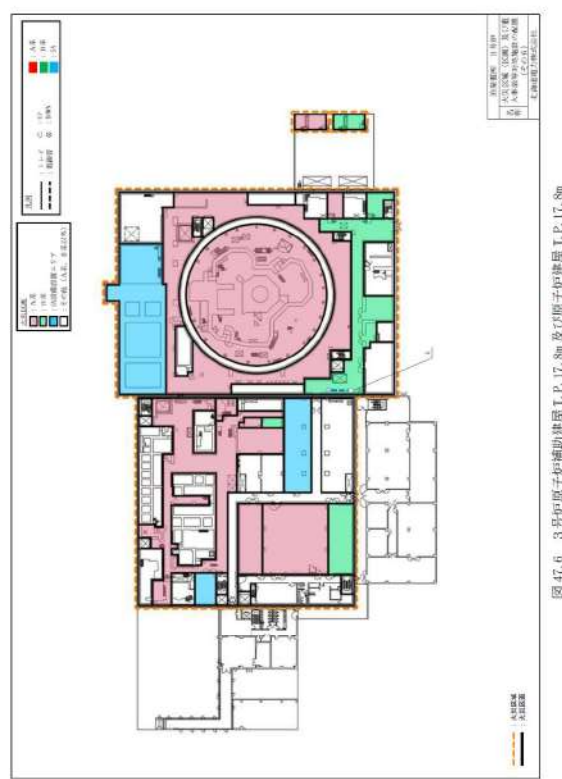
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図47.5 3号炉原子炉補助建屋 T.P.10.5m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.10.5m (中間床)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

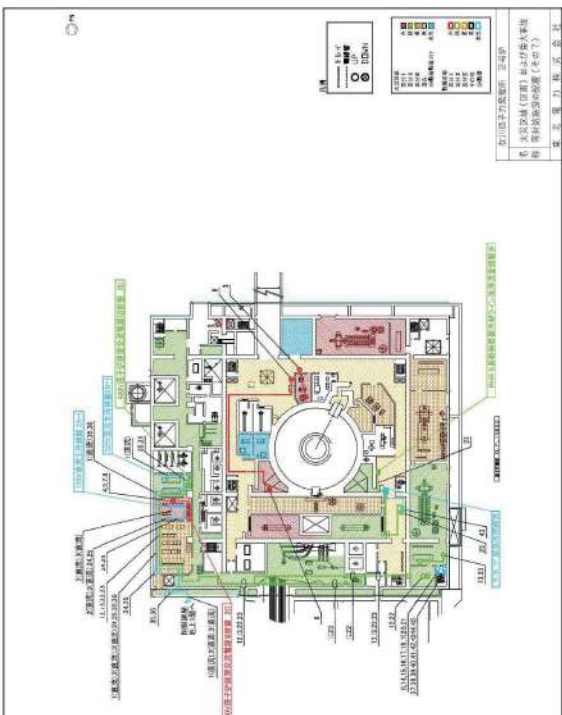
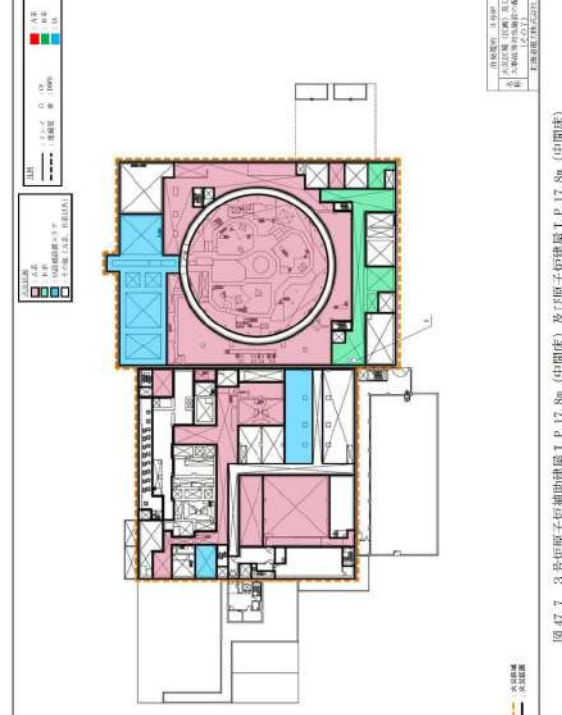
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図47.6 3号炉原子炉補助建屋 T.P.17.8m 及び原子炉建屋 T.P.17.8m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

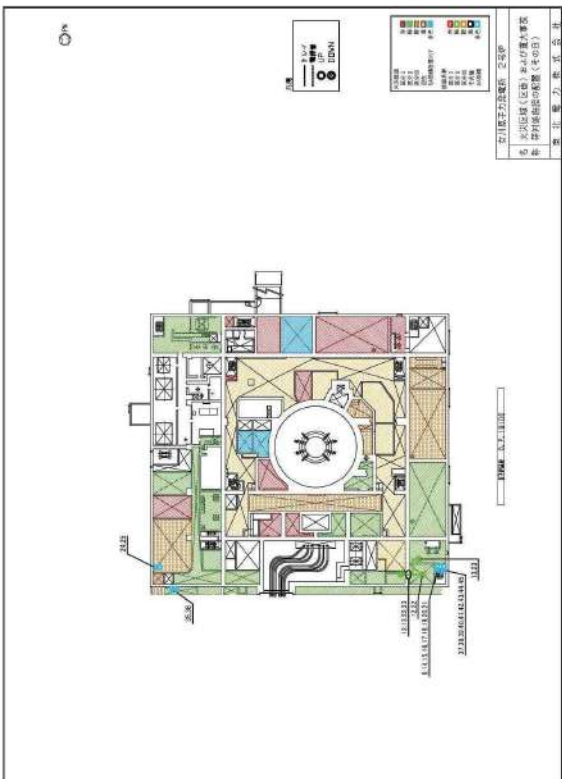
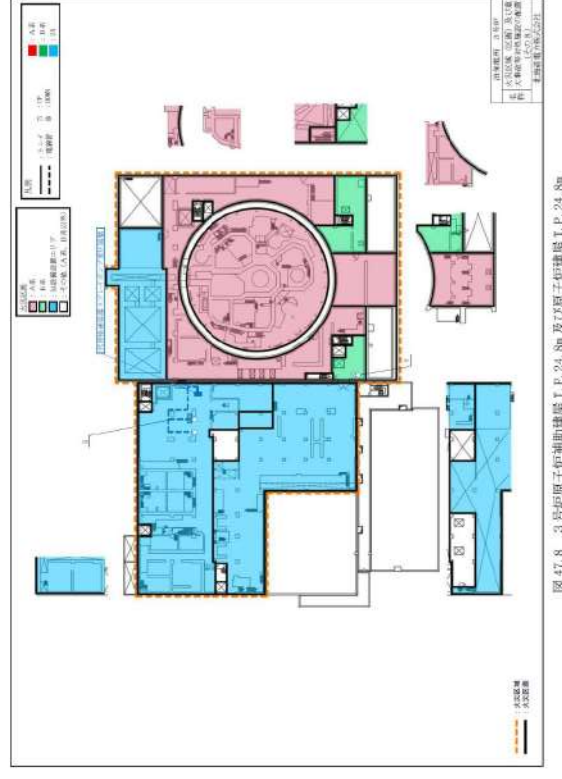
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図47.7 3号炉原子炉補助建屋 1.F.17.8m (中間床) 及び原子炉建屋 1.F.17.8m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

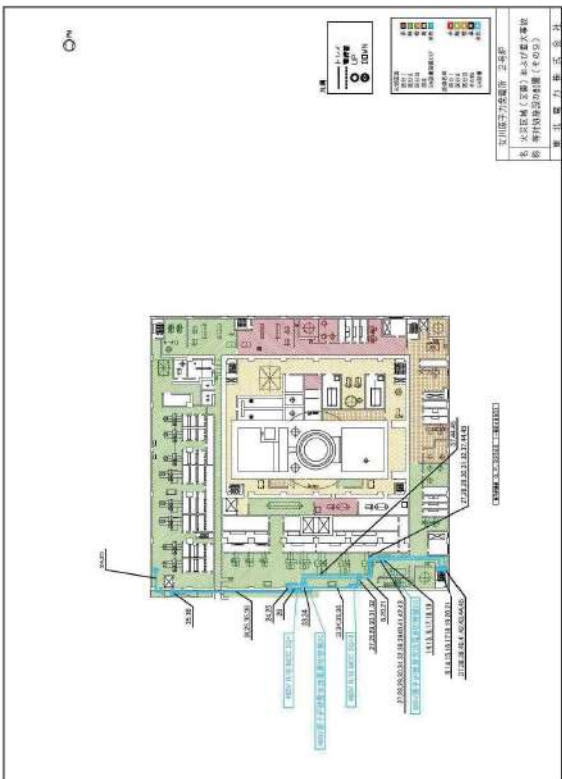
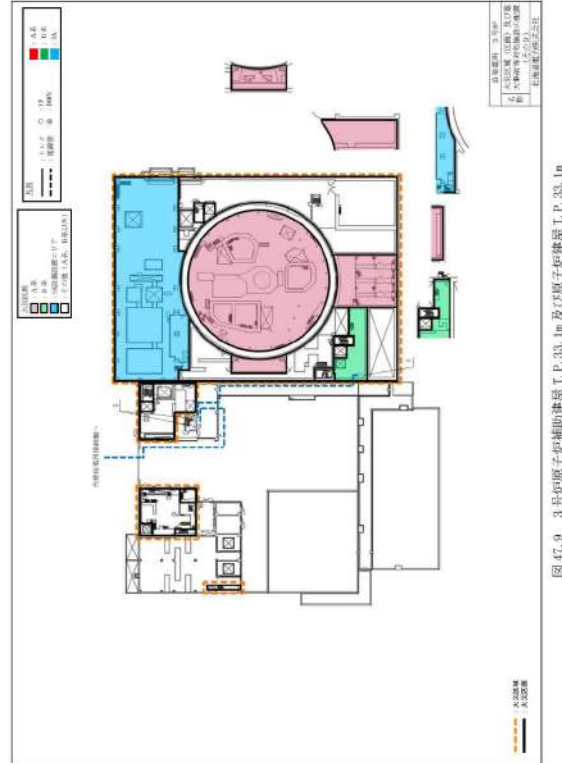
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>	 <p>図47.8 3号炉原子炉補助建屋 T.P.24.8a 及び原子炉建屋 T.P.24.8b</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

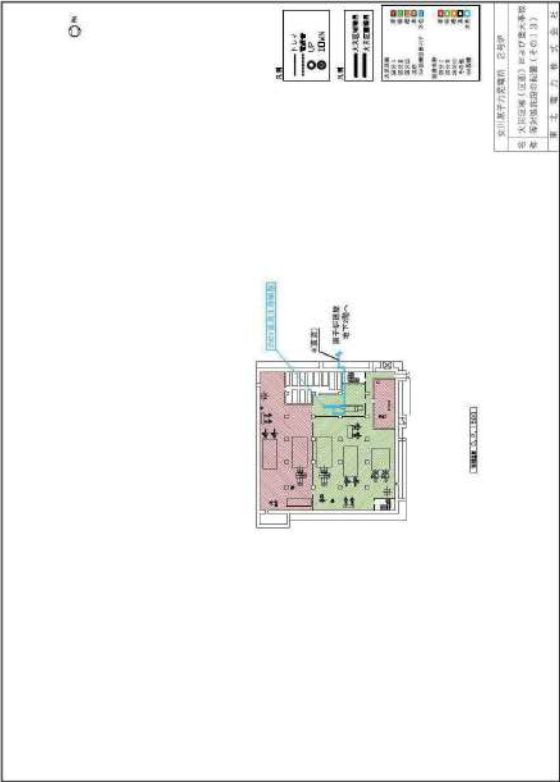
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-8 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>	 <p>図 47.9 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33.1m 及び原子炉建屋 T.P.33.1m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

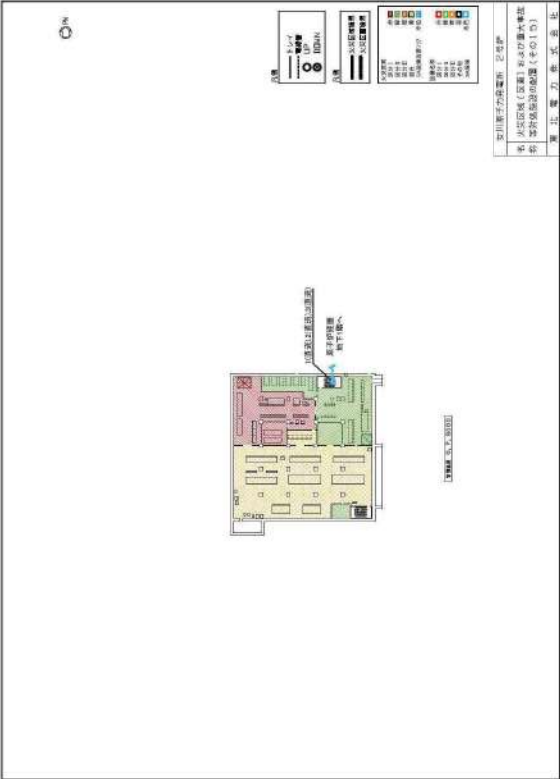
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図47-10 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

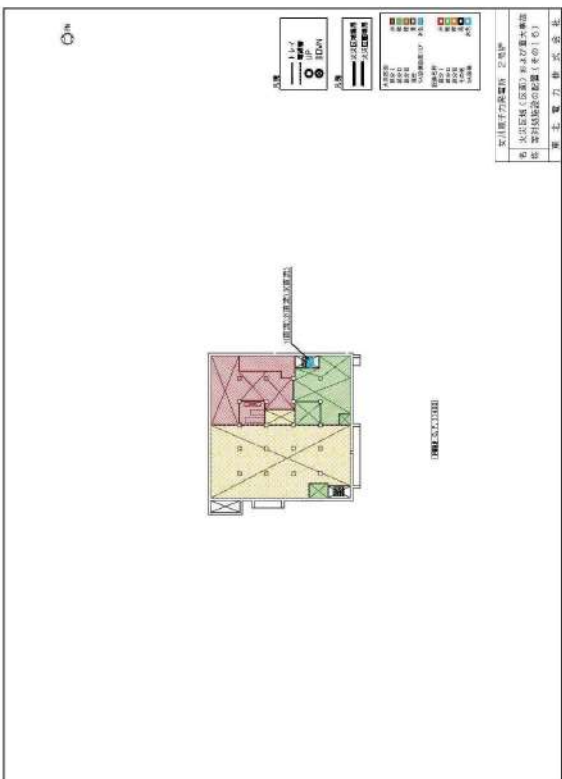
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-11: 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

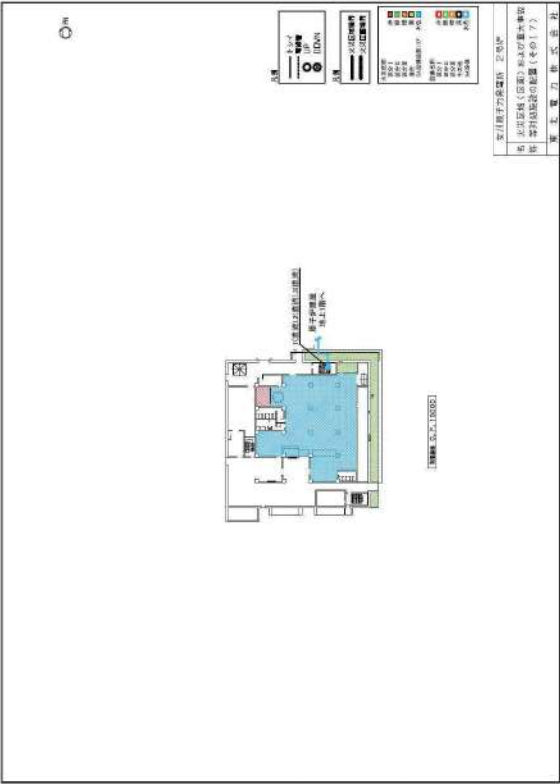
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-12 2号炉制御建屋 地下中1層</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

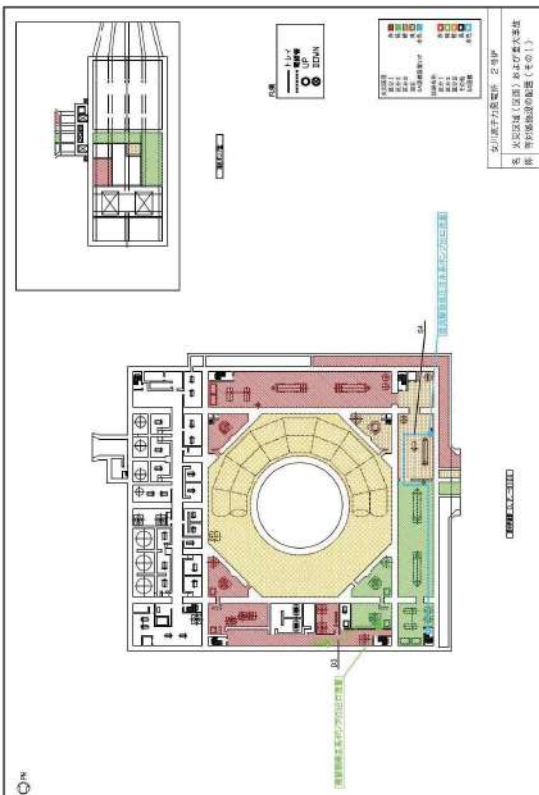
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1077 979">図47-13 2号炉初層建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

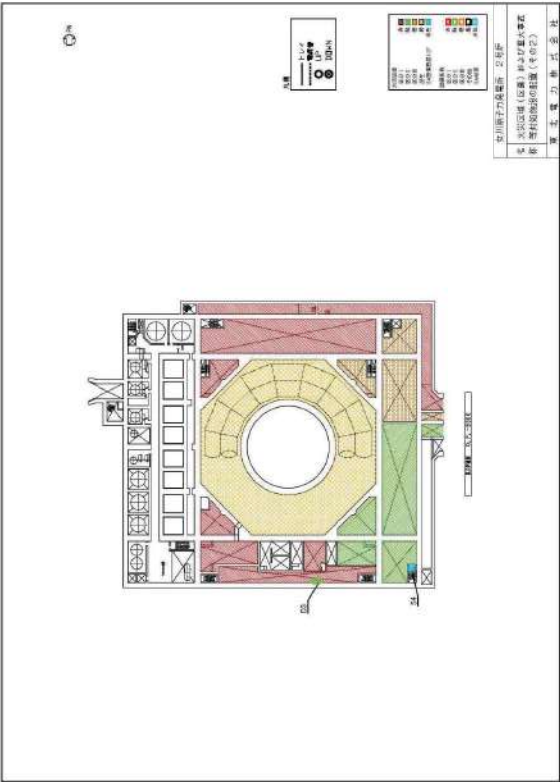
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-14 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

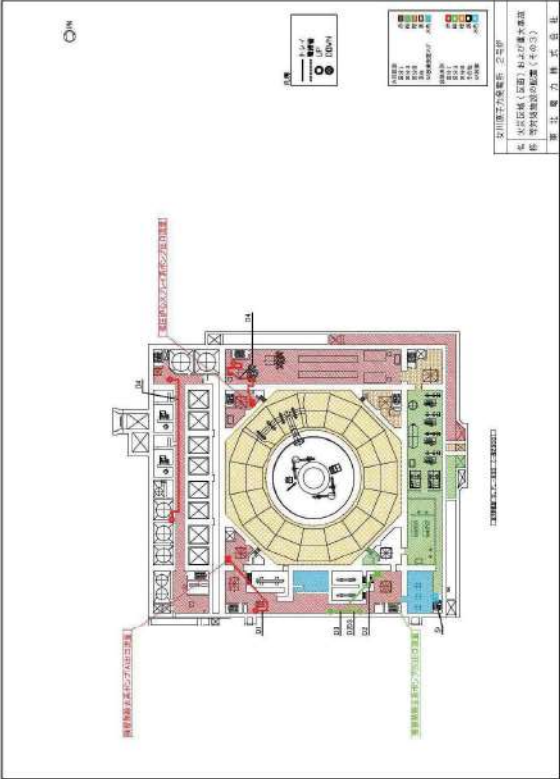
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-16 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

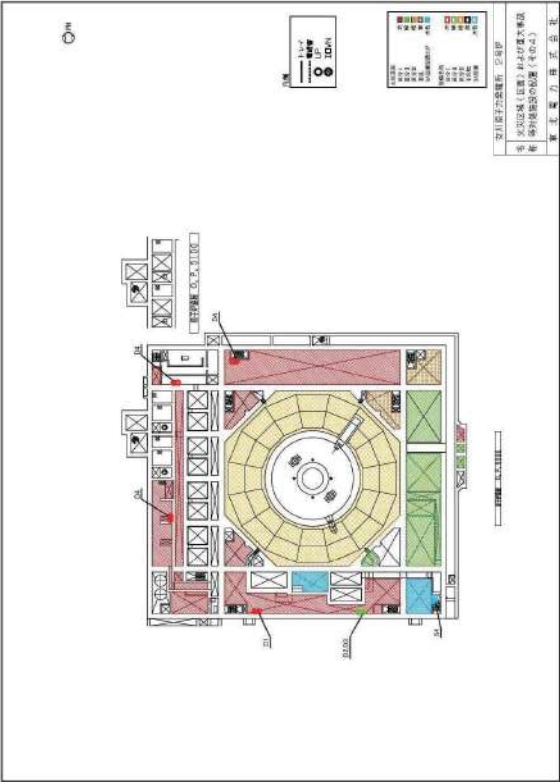
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 979">図47-16 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-17 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

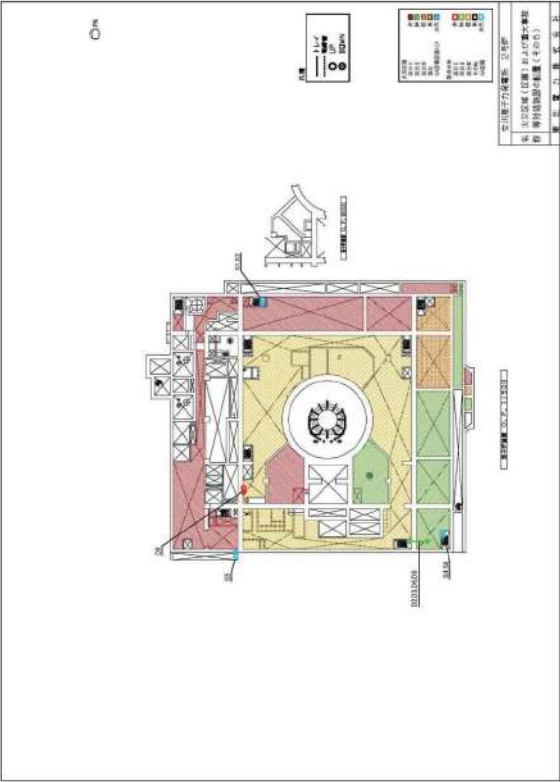
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-18 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 959 1093 978">図47-19 2号炉原子力建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 981">図47-20 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

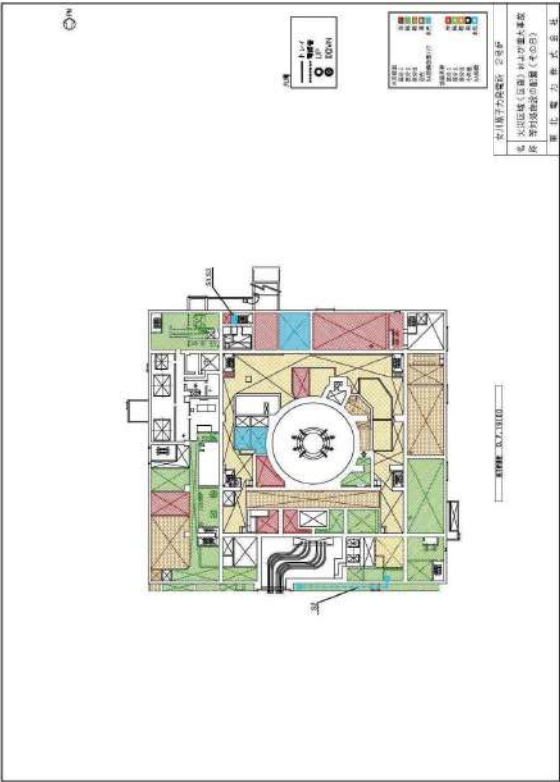
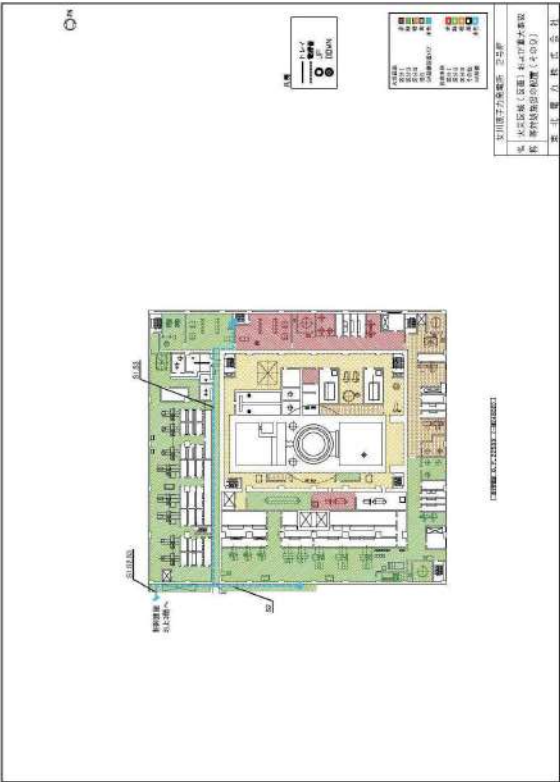
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>女川原子力発電所 2号炉 本図は、女川原子力発電所2号炉の原子炉建屋地上中2階の平面図を示す。図中の色は、BWR固有の設備や対応手段 (灰色)、設備・運用又は体制の相違 (赤)、記載箇所又は記載内容の相違 (青)、記載表現、設備名称の相違 (緑) を示す。</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

図 47-21 2号炉原子炉建屋 地上中2階

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

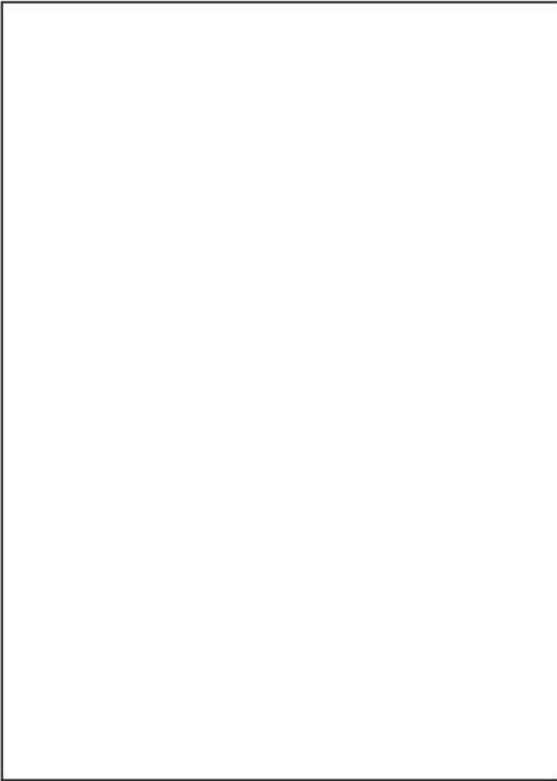
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-22 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 962 1077 979">図47-23 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="904 991 1218 1008">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 142 1906 159">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2152 304" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 981">図47-24 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

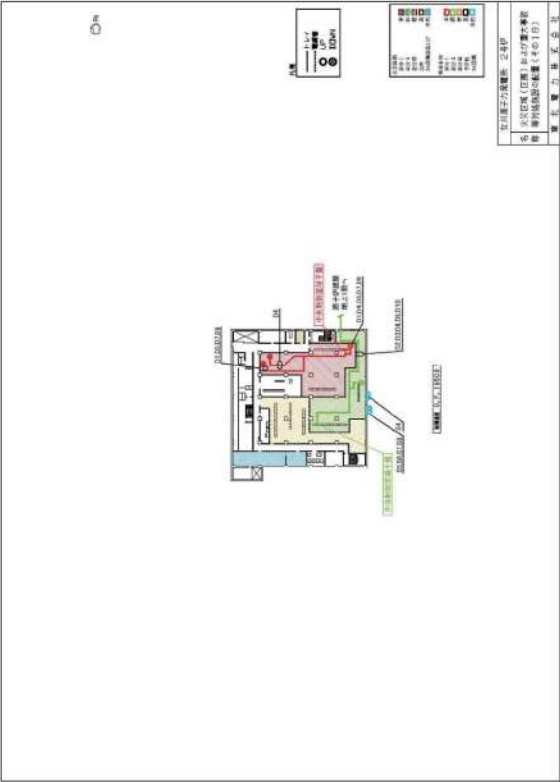
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 981">図47-25 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

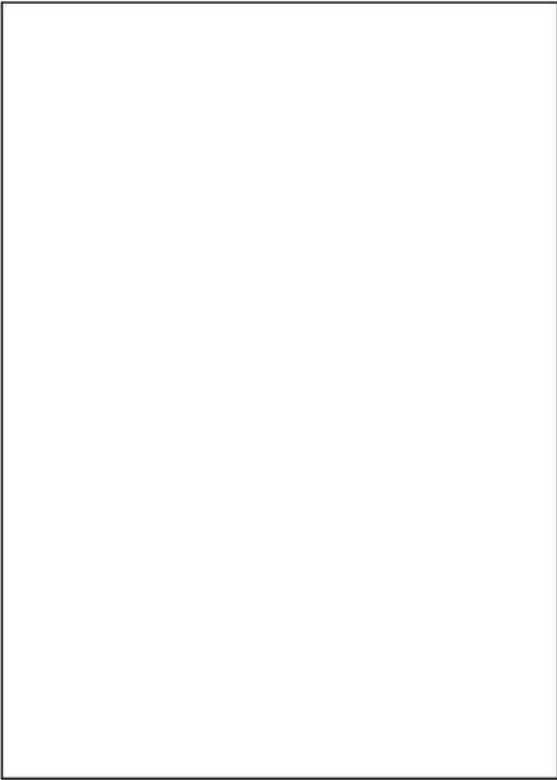
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 979">図47-26 2号制御建屋 地上2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

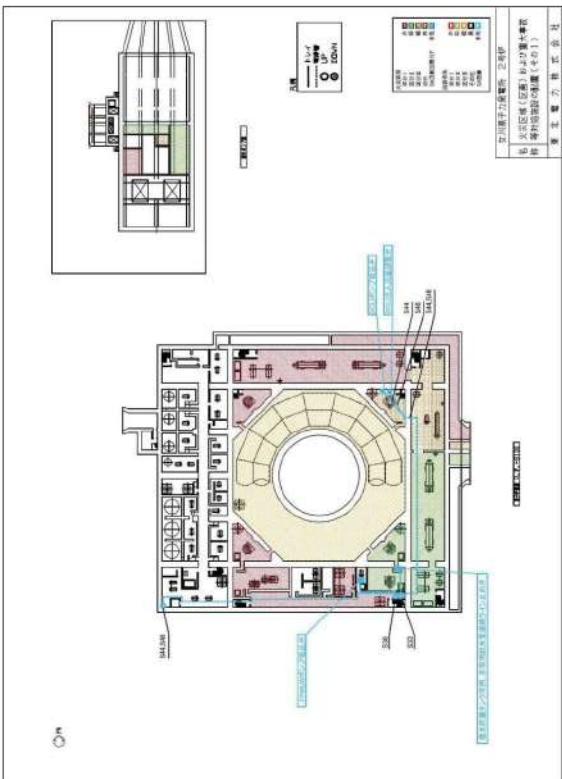
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 959 1077 981">図47-27 2号伊前御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="904 991 1223 1013">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 194">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

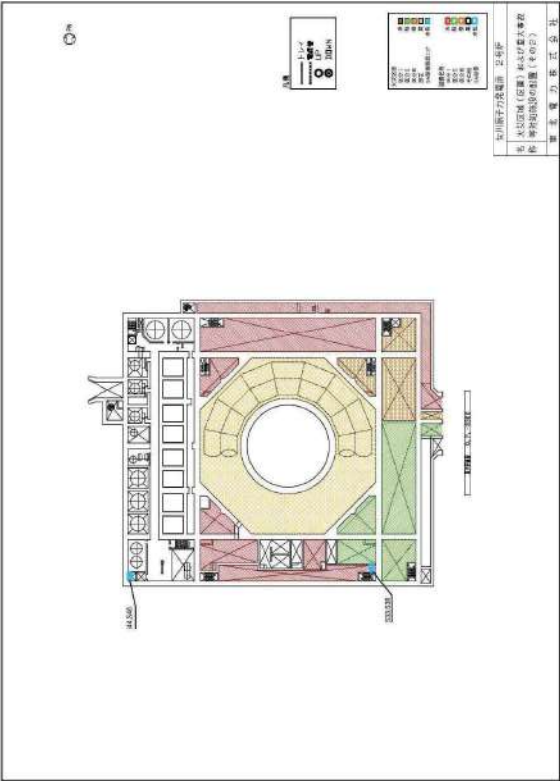
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-28 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

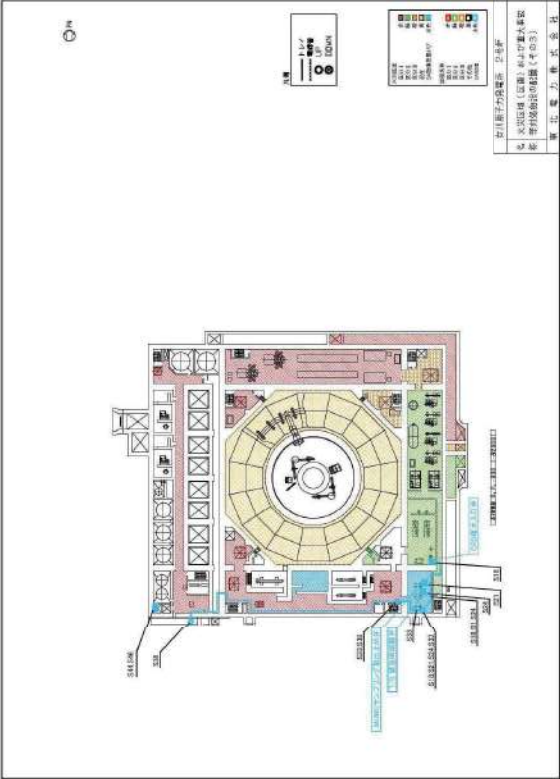
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-29 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

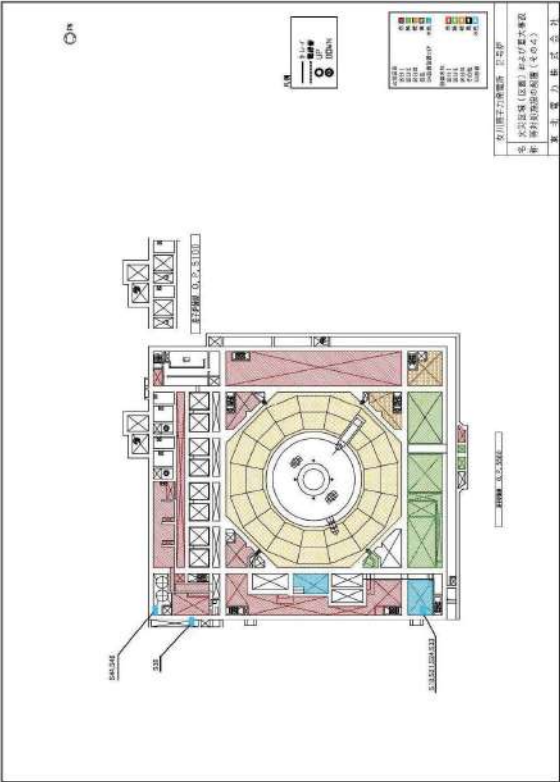
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 979">図47-30 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

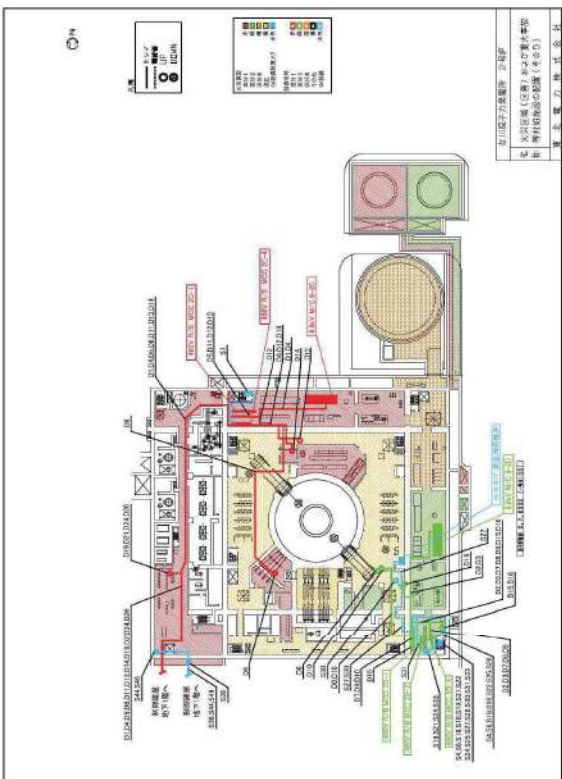
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図47-31 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

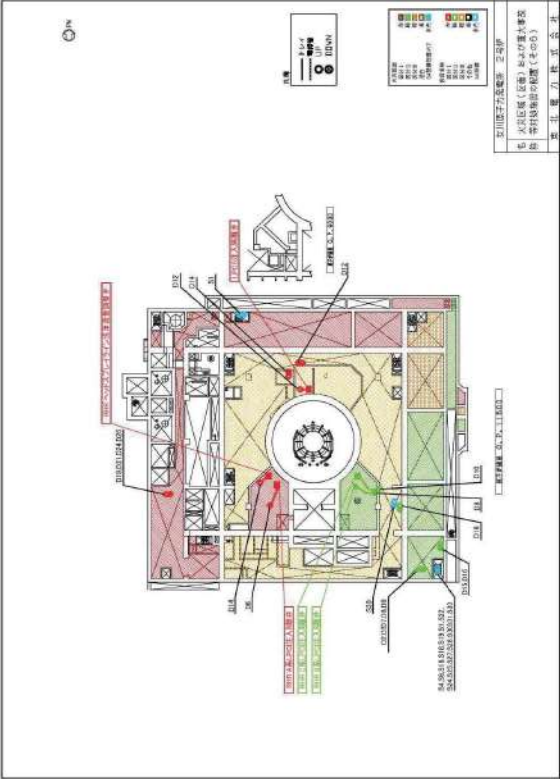
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-32 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

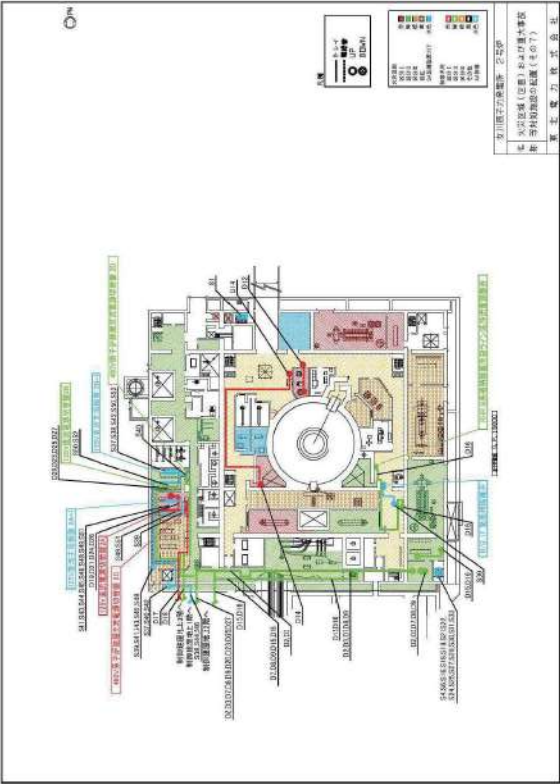
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-33 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

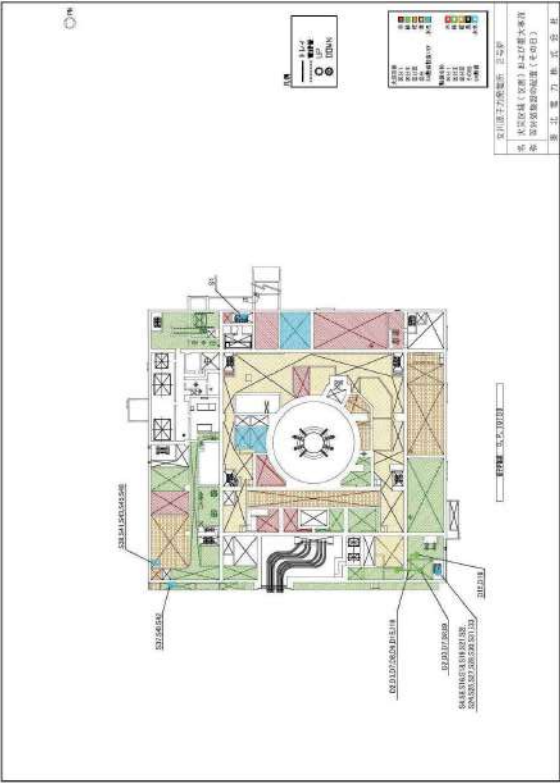
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 979">図 47-34 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

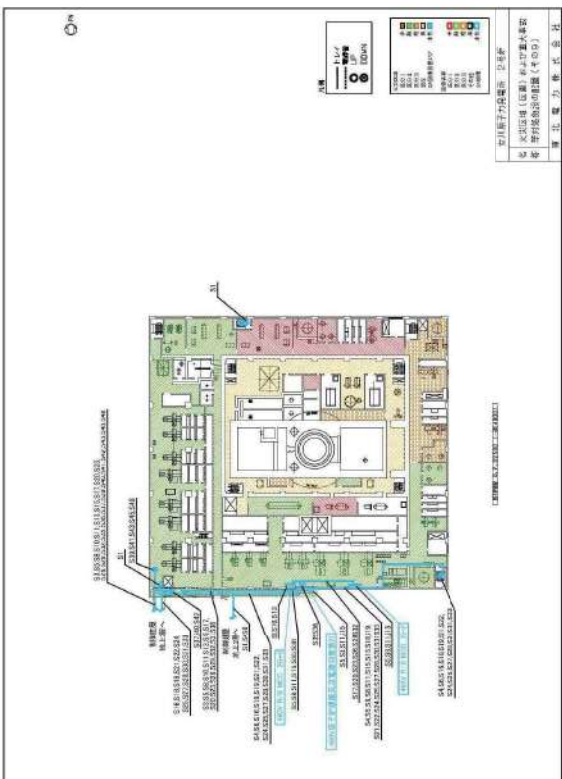
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-36 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

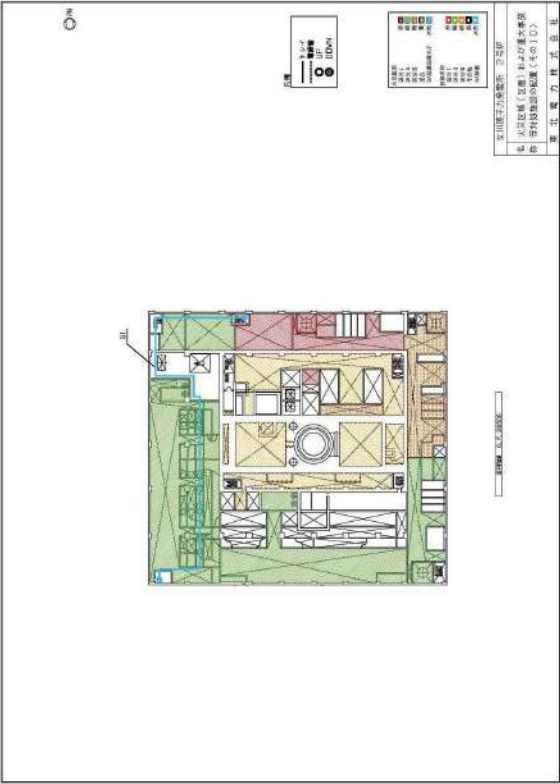
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-36 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

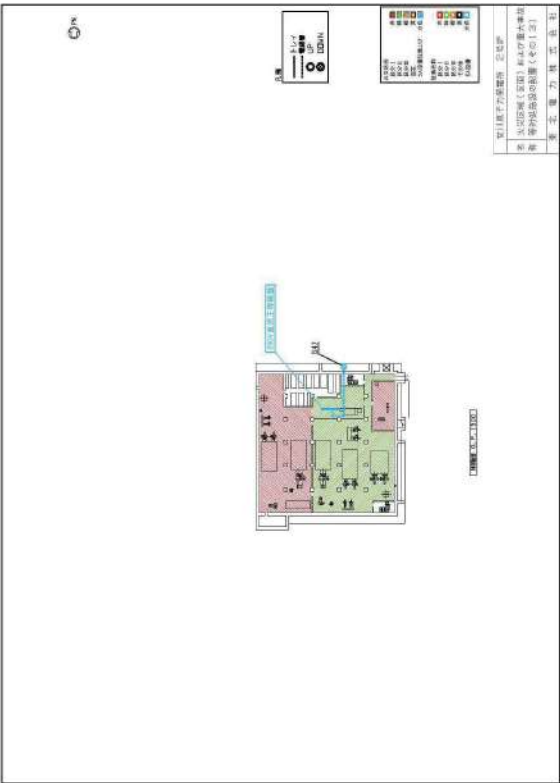
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-37 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 979">図47-38 2号炉制御室 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 142 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 201 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

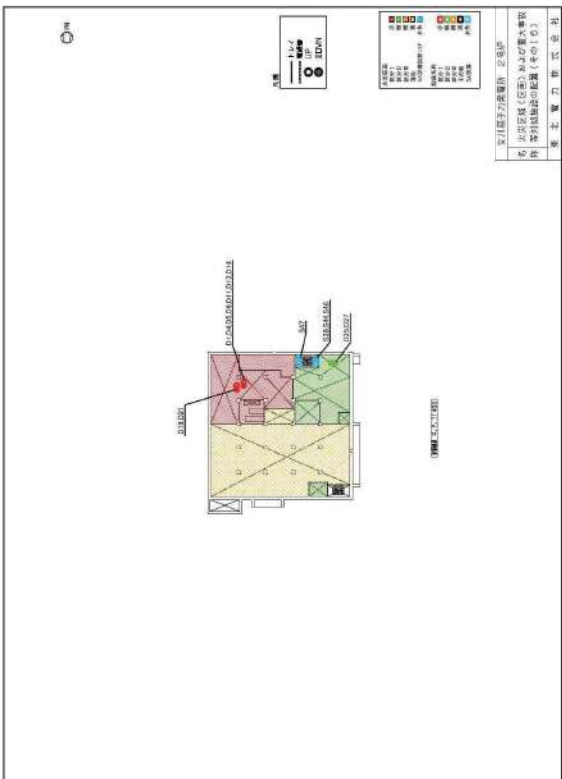
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 963 1077 983">図47-39 2号炉副御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="904 991 1229 1015">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

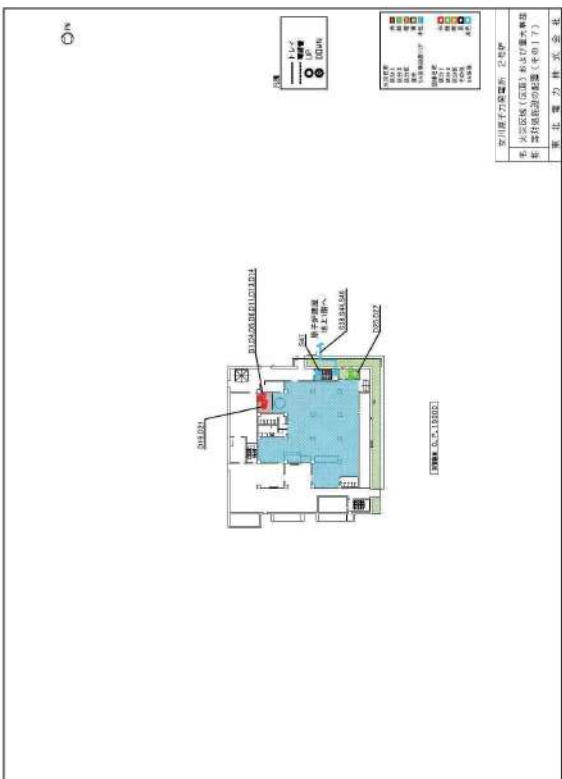
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-40 2号炉制御棟 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

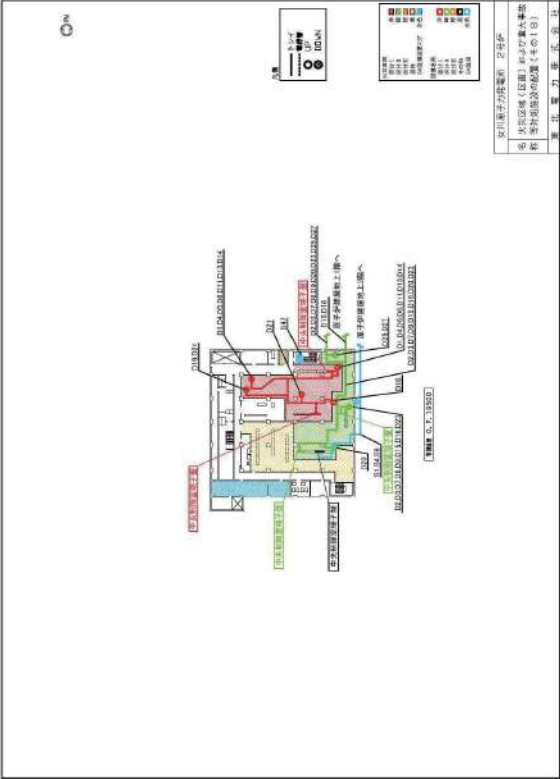
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-41 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

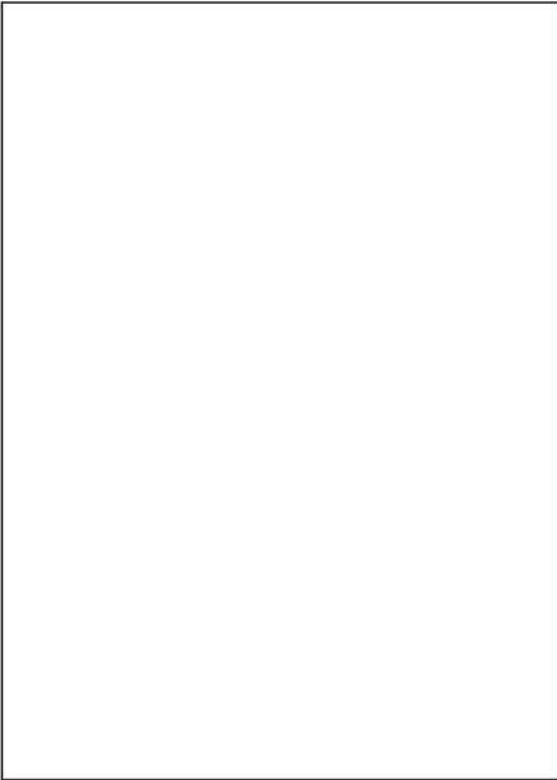
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-42 2号炉別棟2階 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

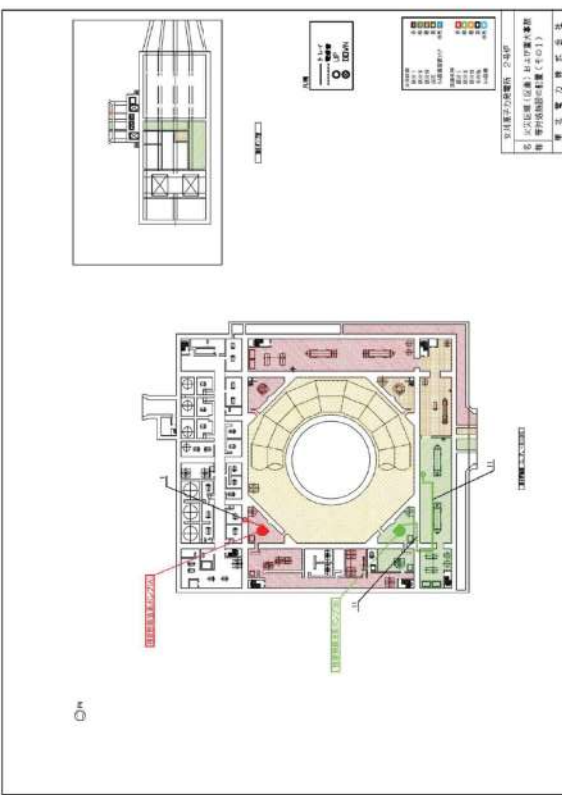
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 963 1077 983">図 47-43 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="904 991 1218 1010">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 142 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

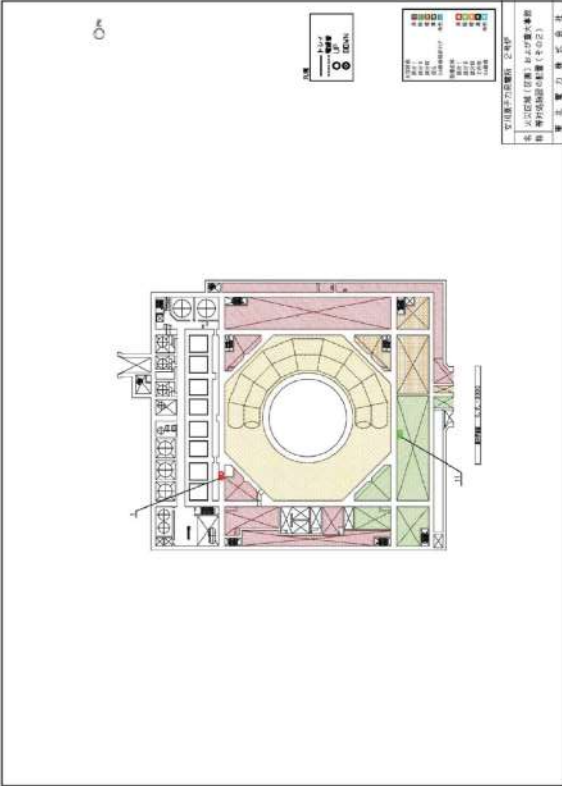
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

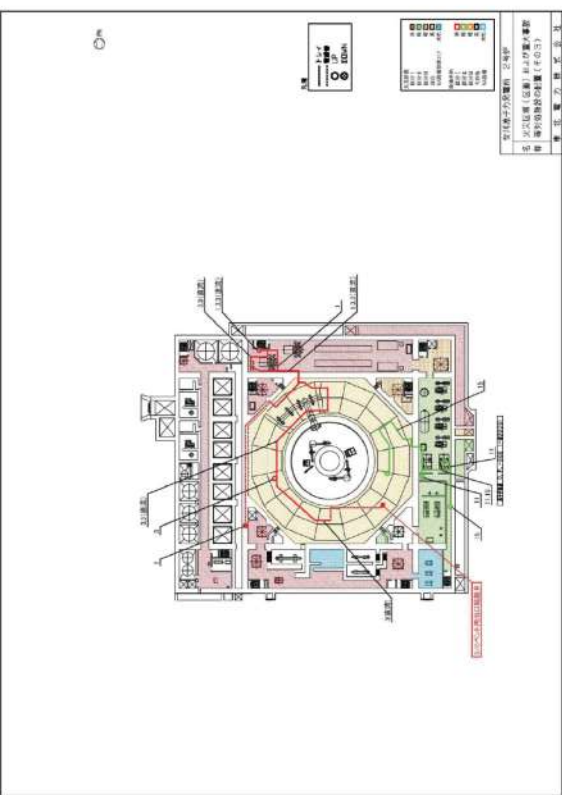
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="815 967 1077 986">図48-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

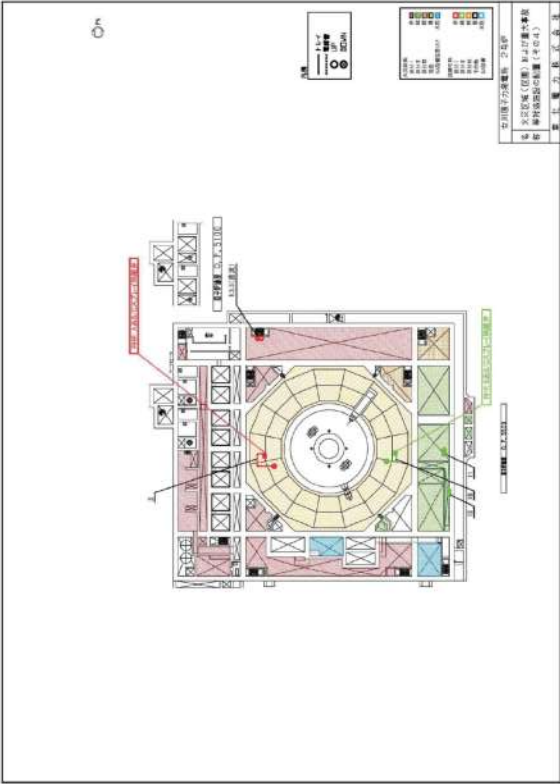
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 48-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

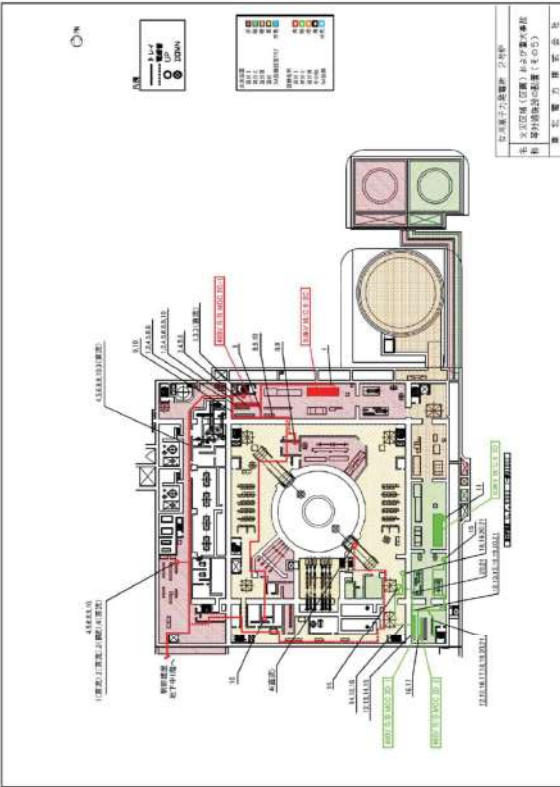
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1088 979">図 48-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

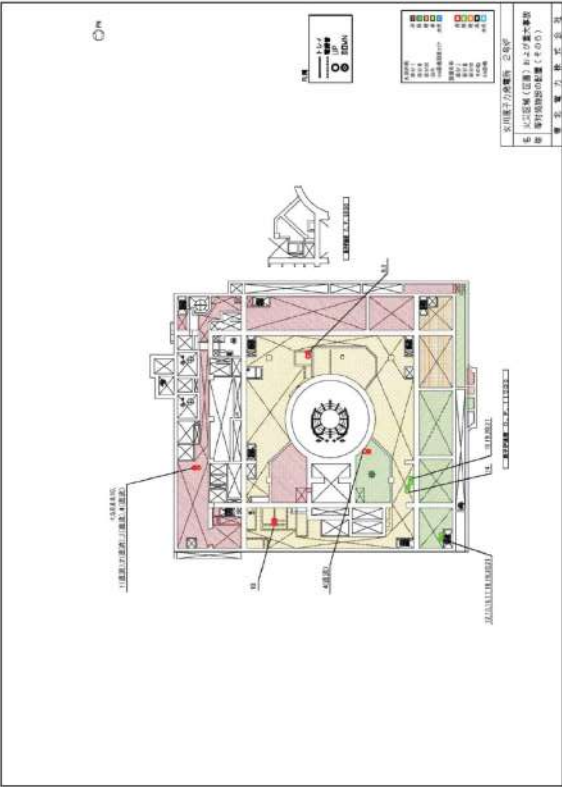
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

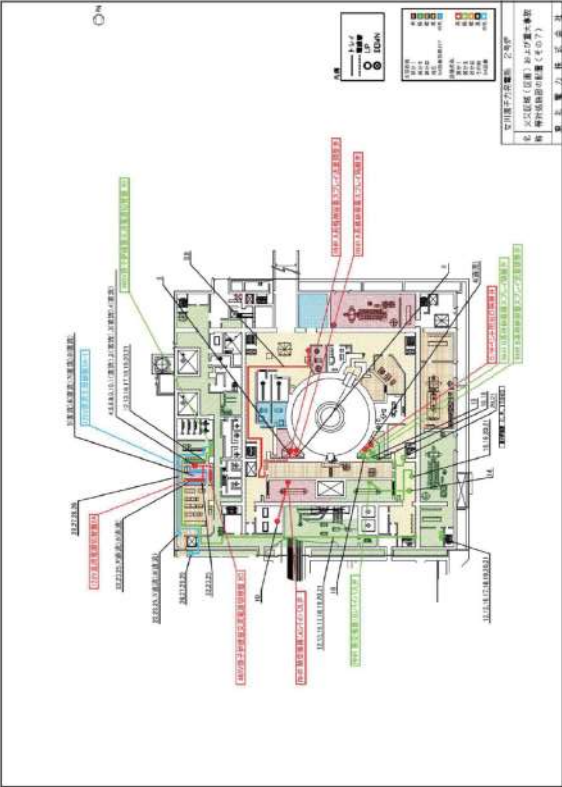
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

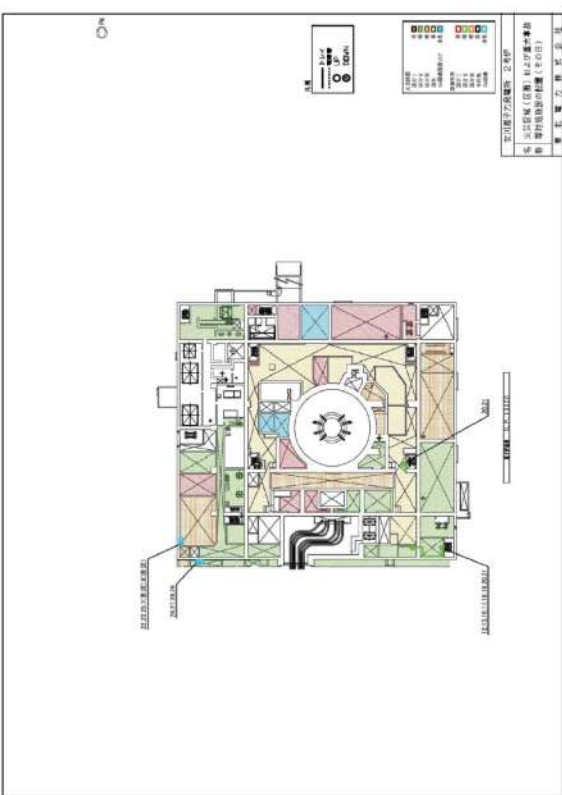
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 965 1086 989">図 48-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2116 225" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

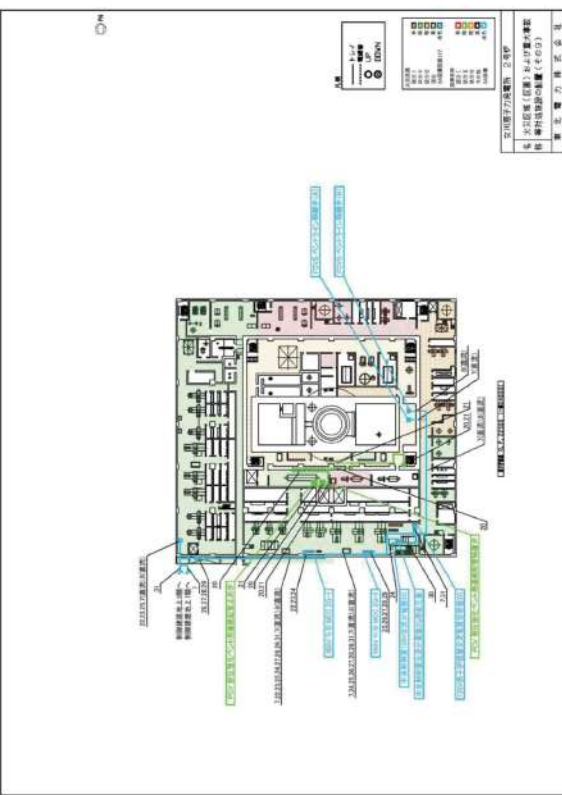
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

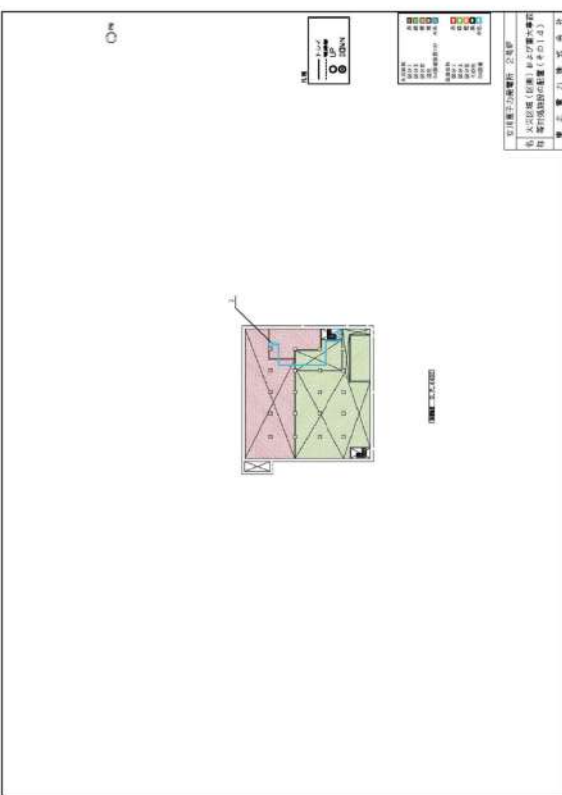
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 965 1086 989">図 48-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p data-bbox="1848 140 1904 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2116 228" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

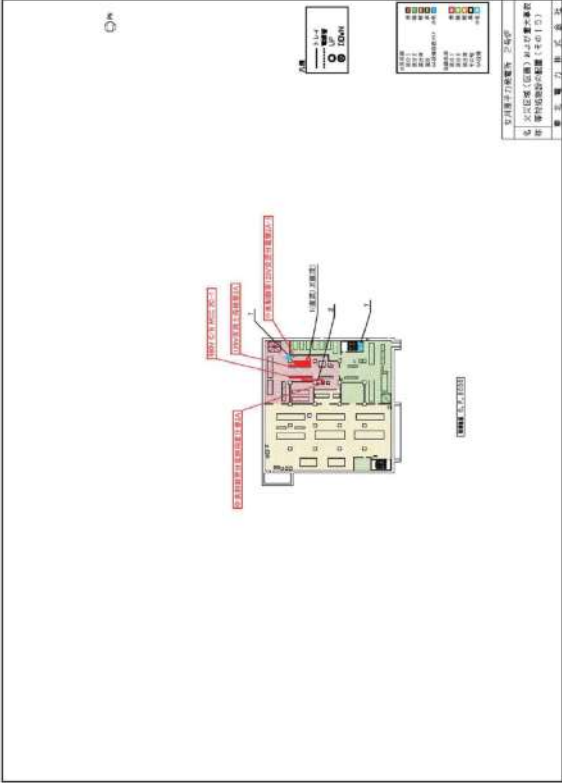
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-10 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

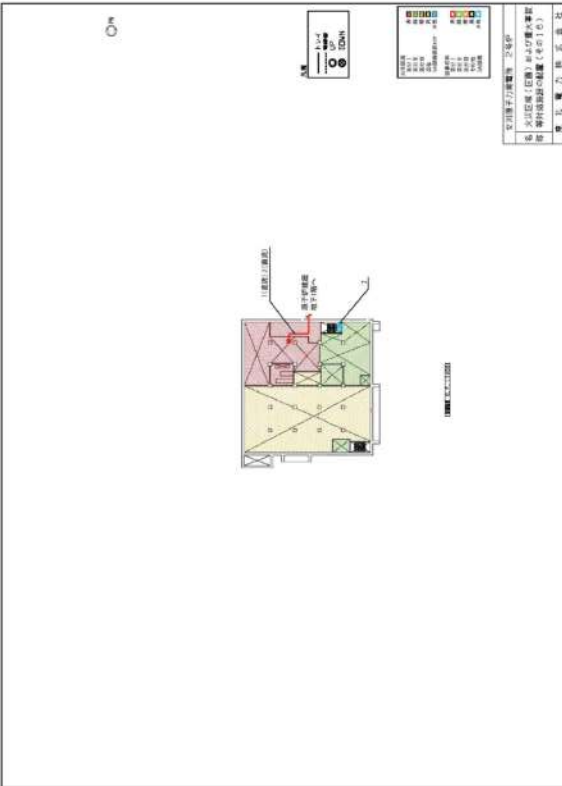
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 970 1081 991">図48-11 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 970 1086 994">図48-12 2号炉新御建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2116 225" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

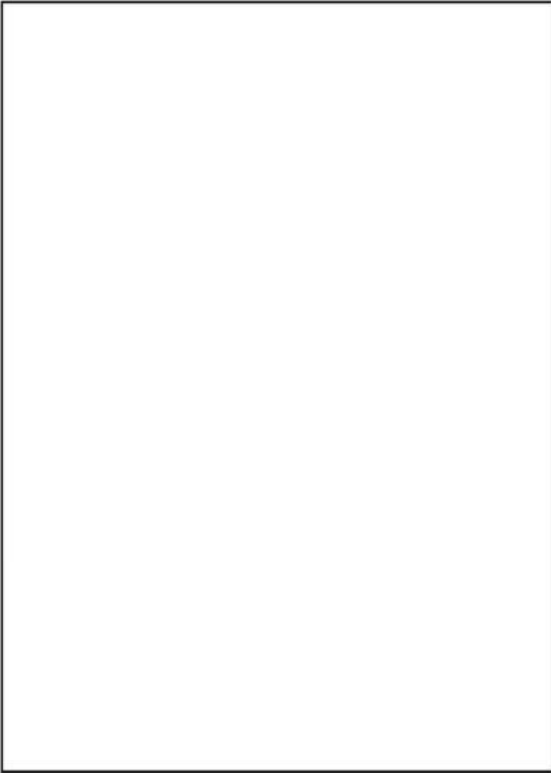
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 48-13 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

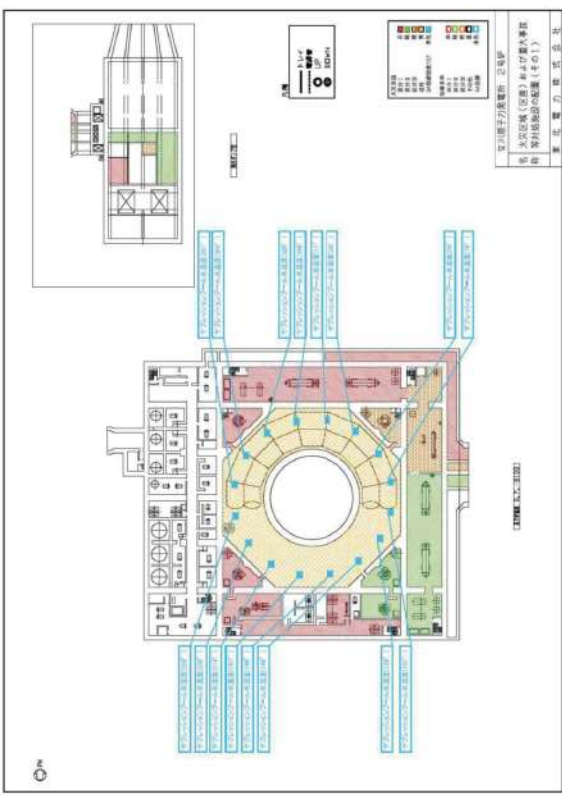
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 954 1077 970">図48-14 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="913 978 1227 997">特開みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2119 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

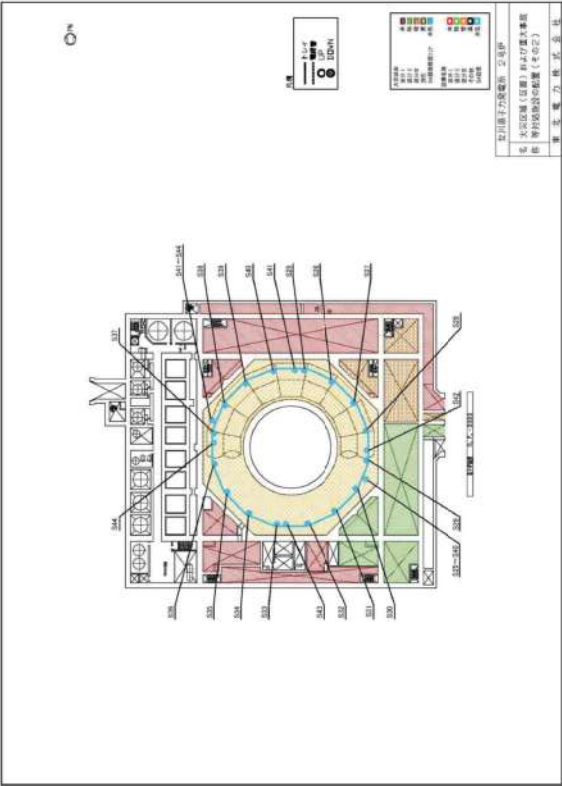
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-15 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

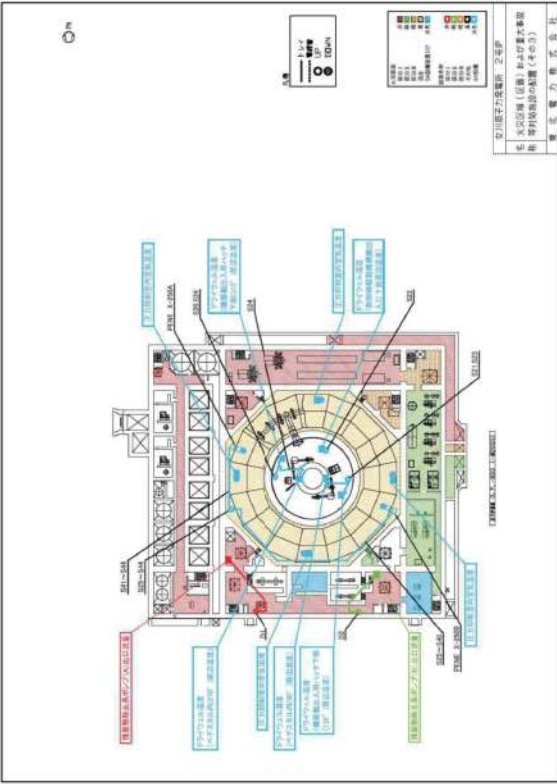
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 970 1093 991">図 48-16 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

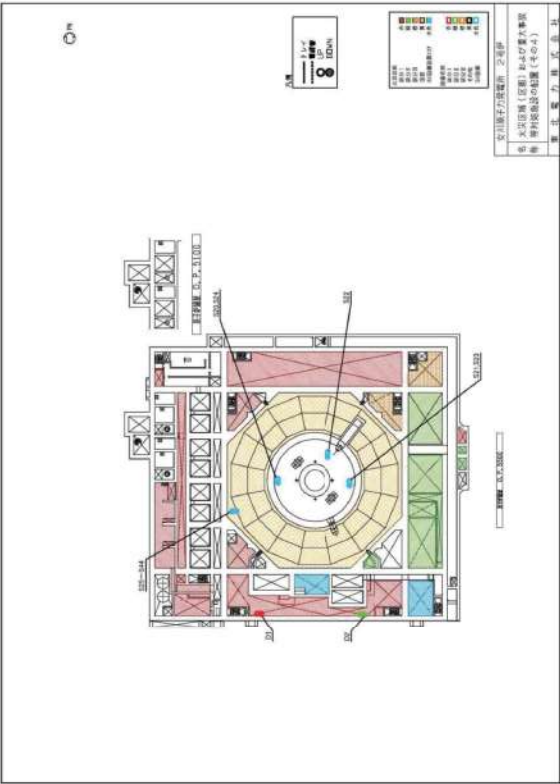
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-17 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

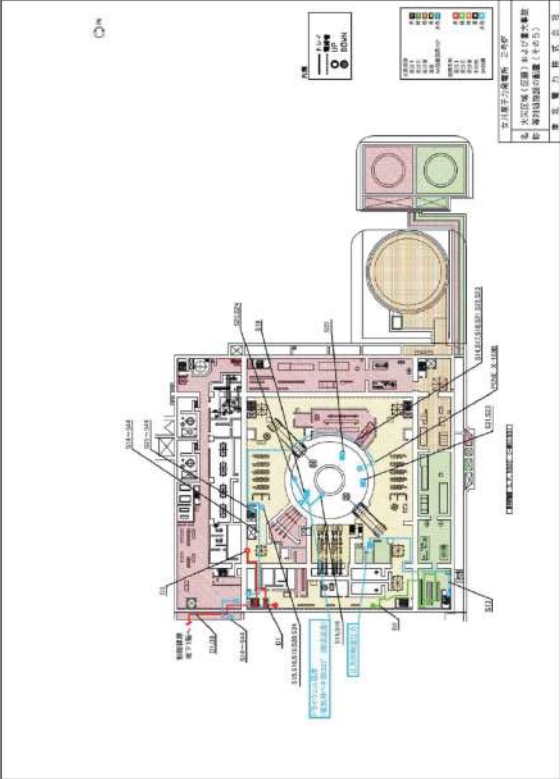
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-18 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

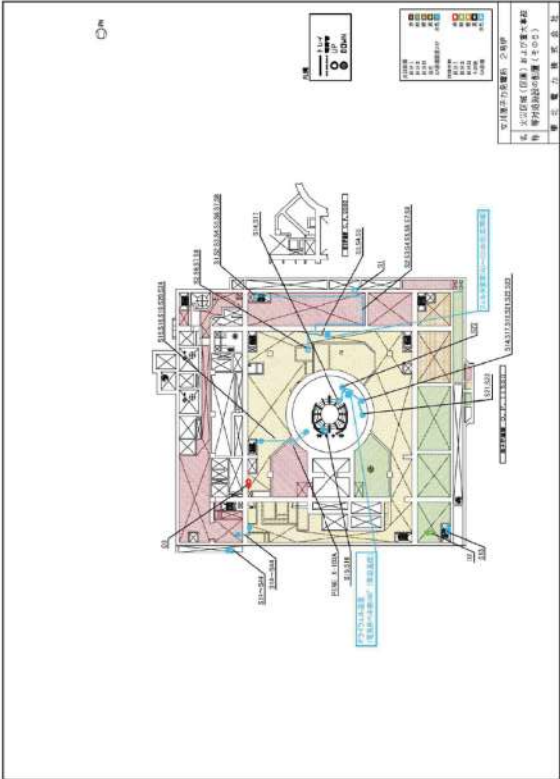
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-19 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

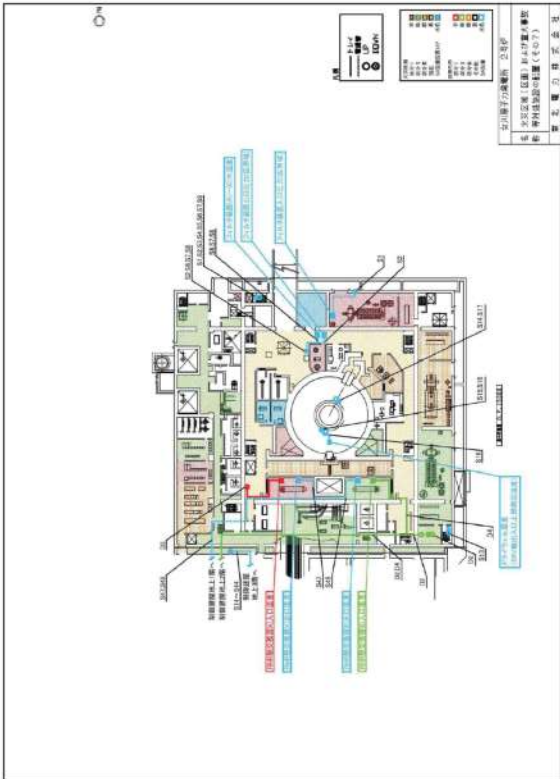
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 959 1093 978">図 48-20 2号炉原子力発電所 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

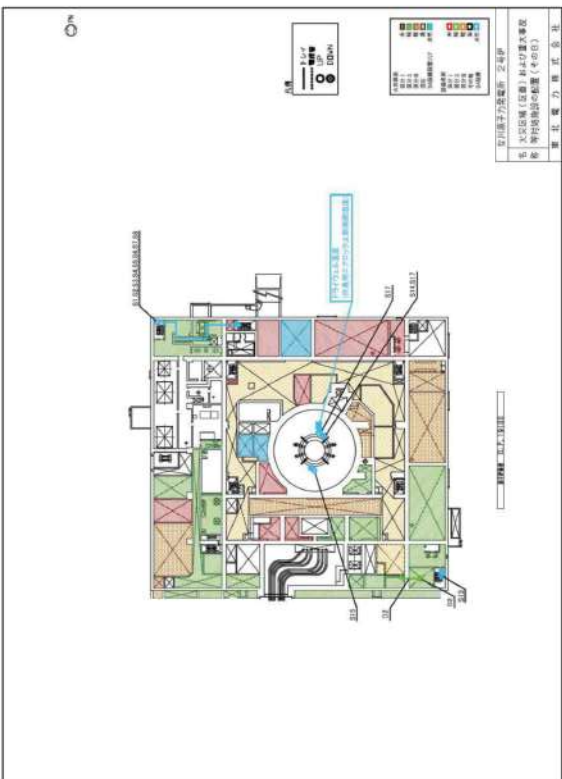
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-21 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

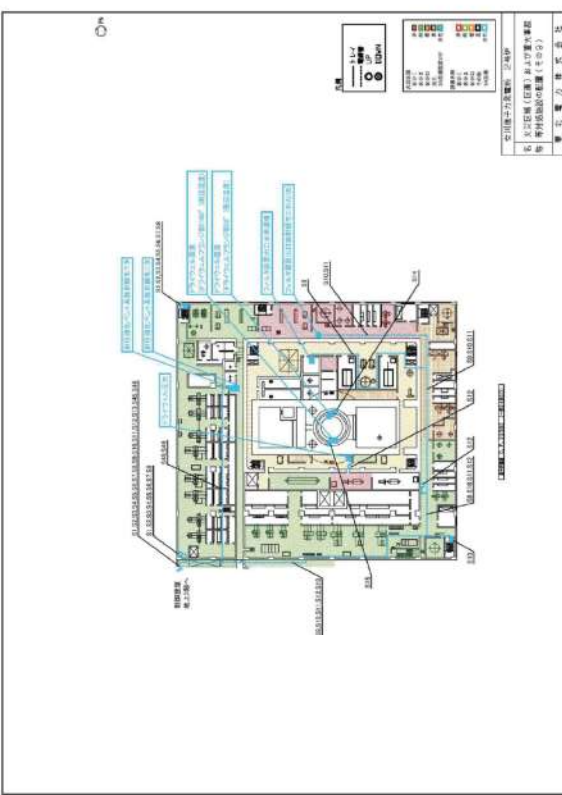
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-22 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-23 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

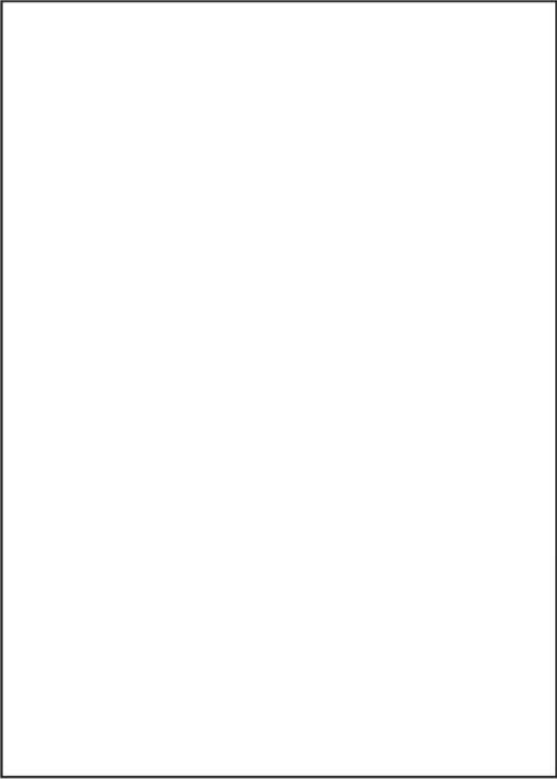
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-24 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

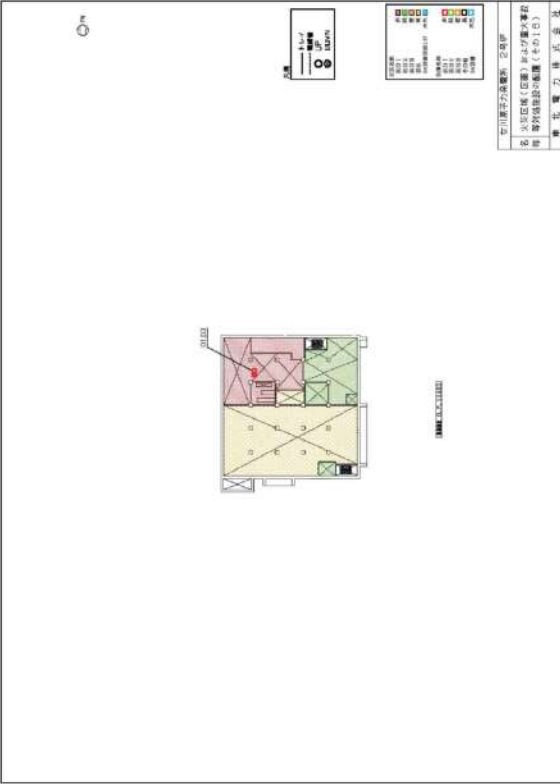
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 960 1077 978">図48-25 2号炉副建屋 地下1階</p> <p data-bbox="904 986 1211 1007">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 189">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 217" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

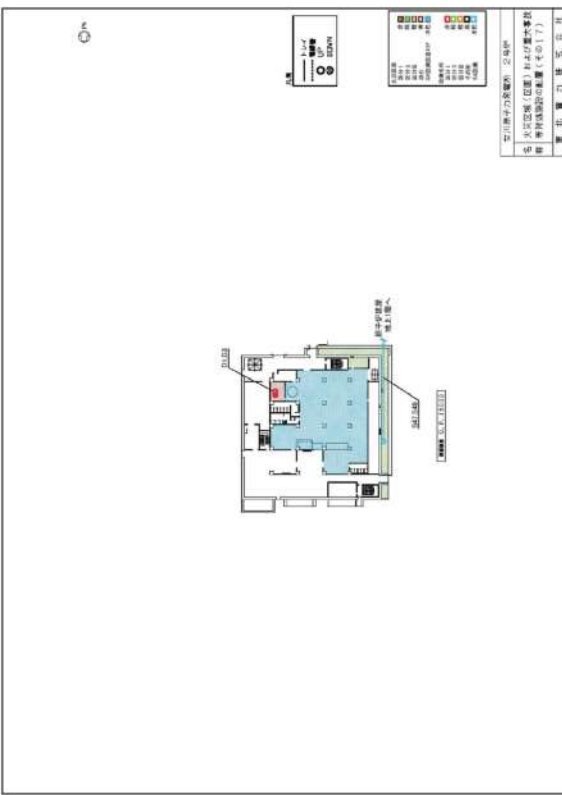
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-26 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

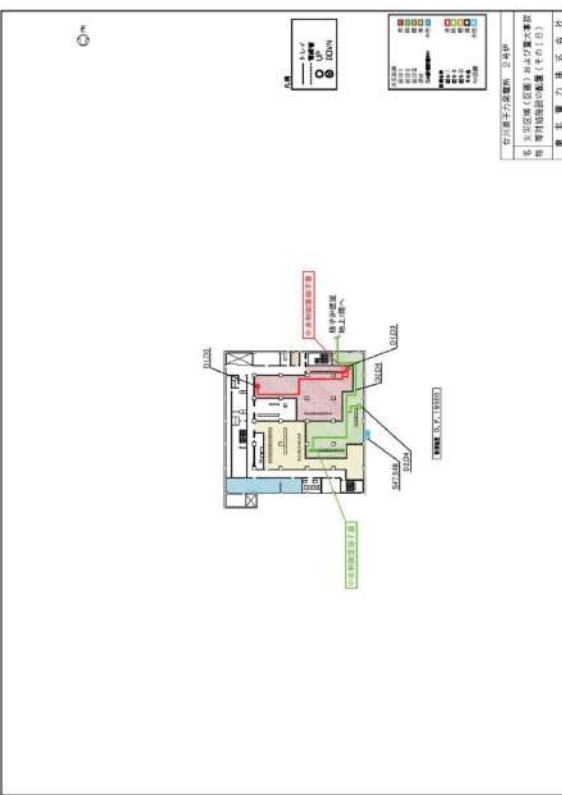
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-27 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

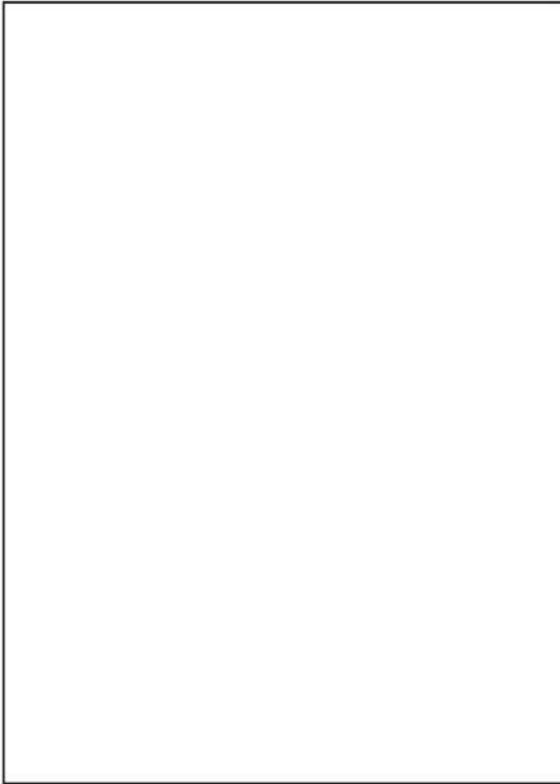
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-28 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

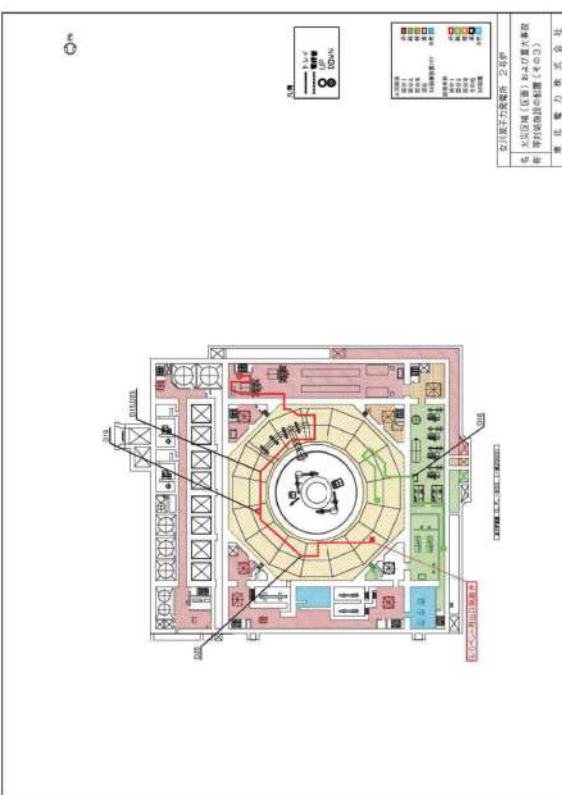
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1081 979">図48-29 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="907 991 1218 1008">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

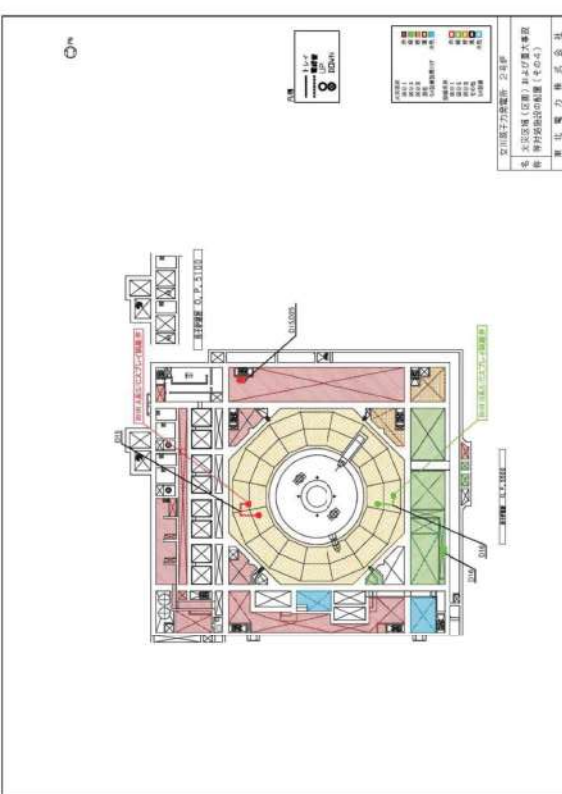
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-30 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

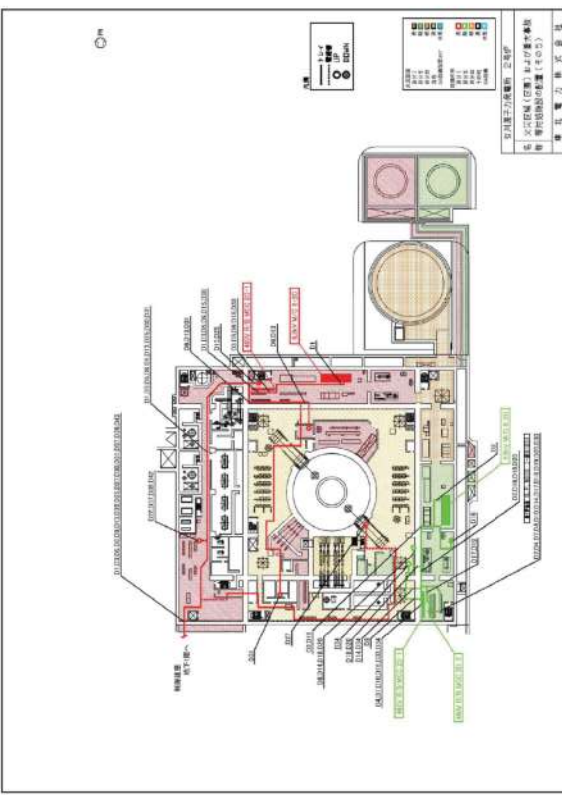
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-31 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

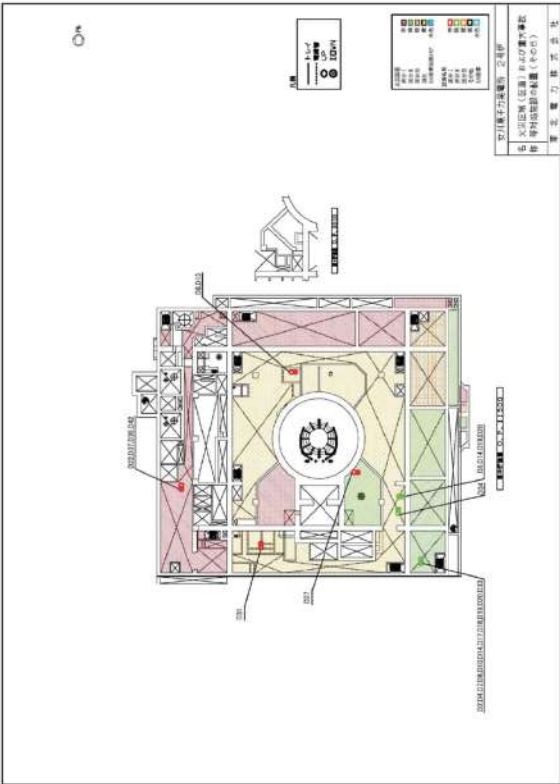
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-32 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図 48-33 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 142 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 221" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

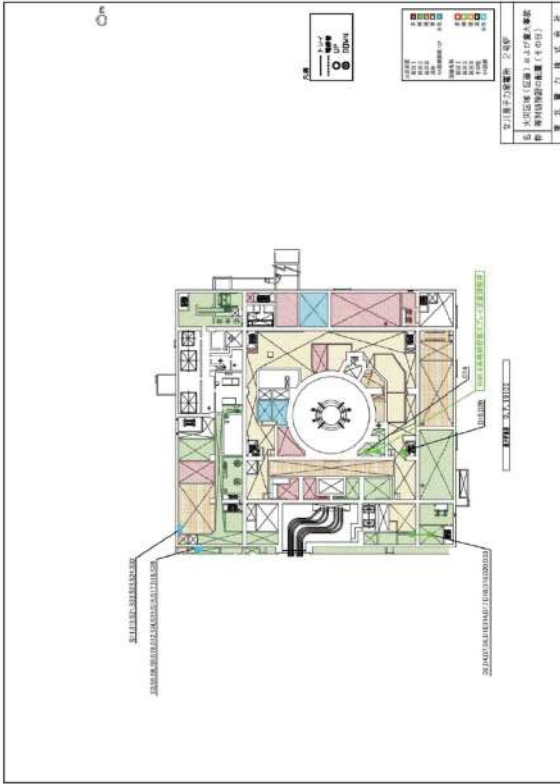
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-34 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

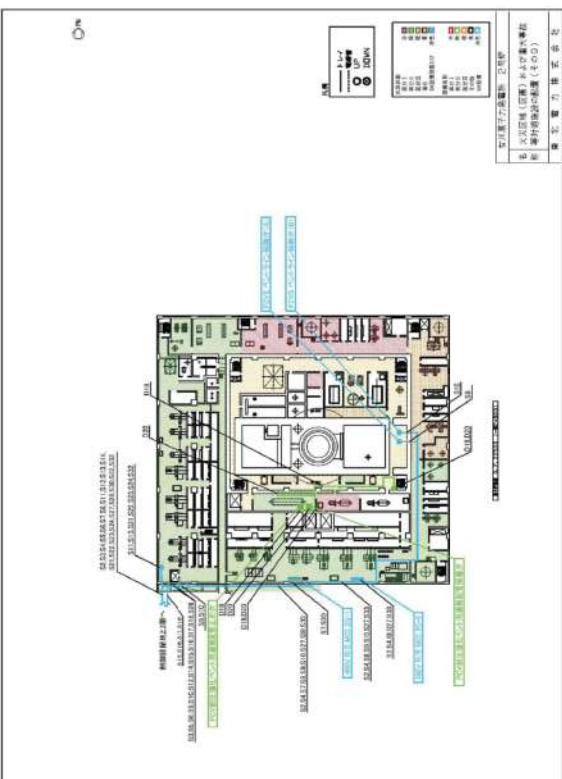
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 965 1093 986">図 48-35 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

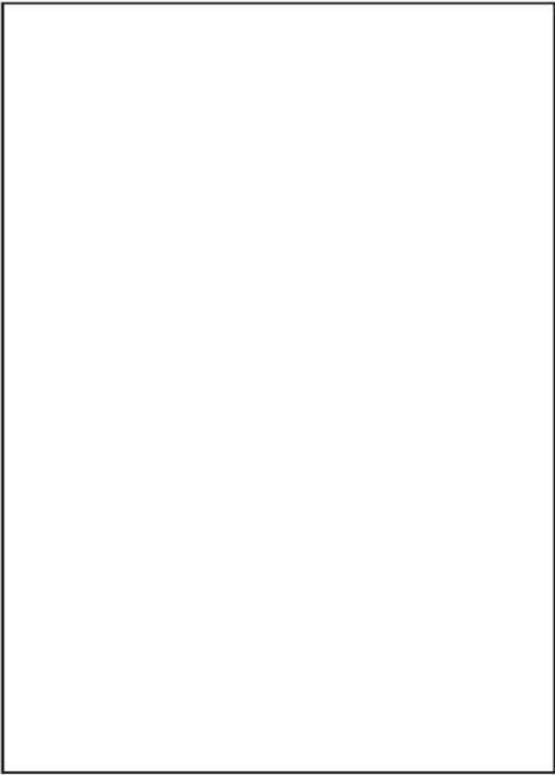
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-36 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

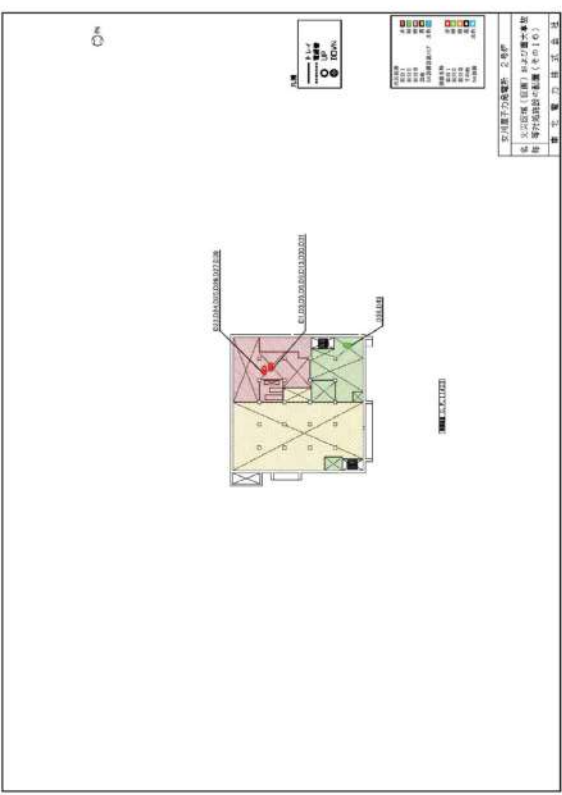
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 954 1075 973">図48-37 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="904 979 1227 1002">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 48-38 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

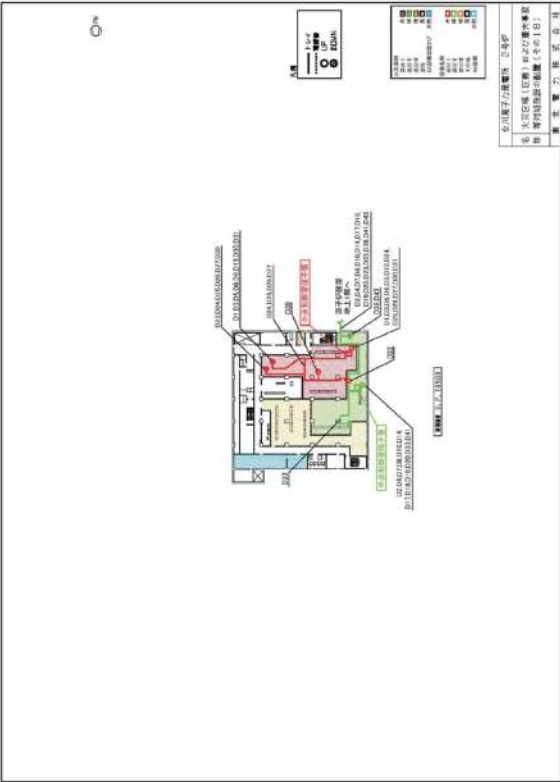
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1077 981">図48-39 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

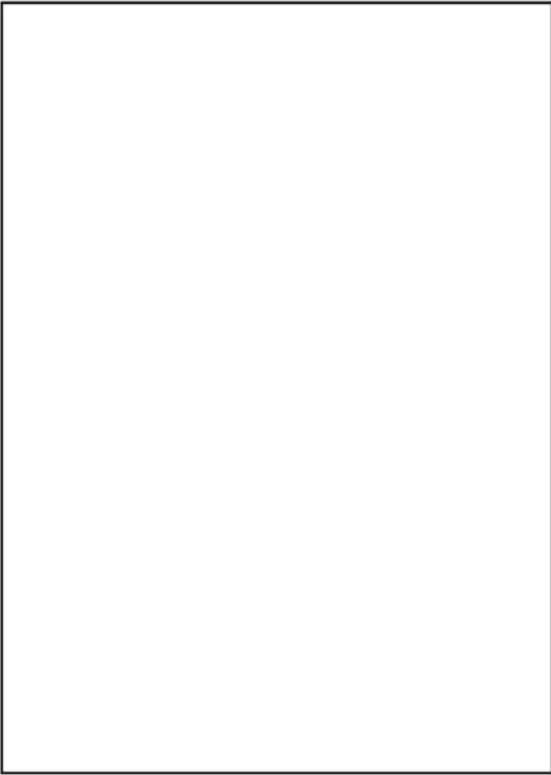
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-40 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

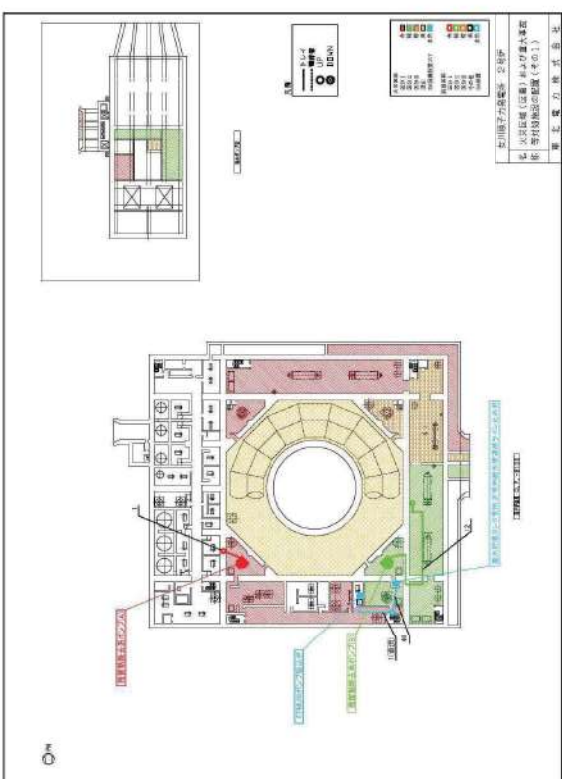
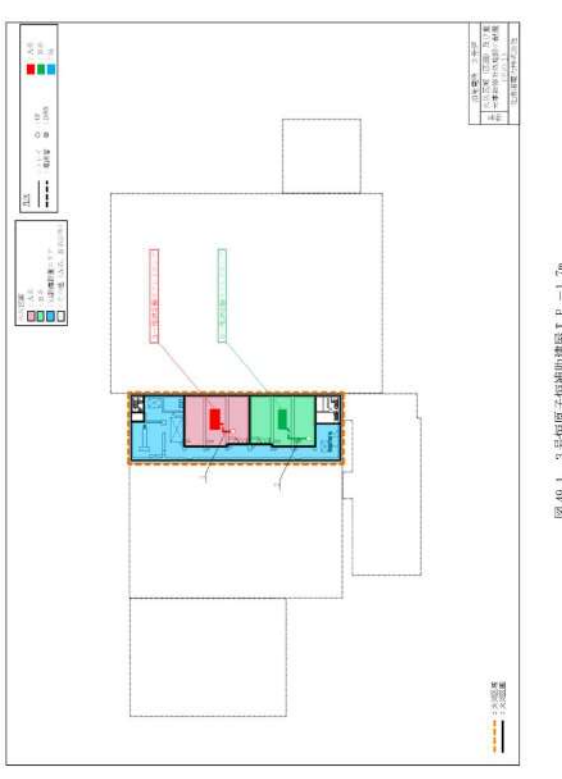
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 970 1077 986">図48-41 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="909 995 1223 1018">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 188">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

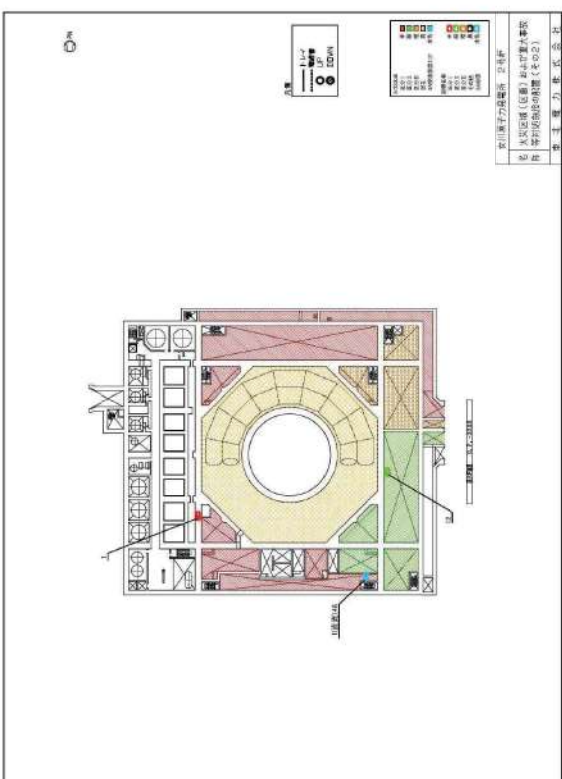
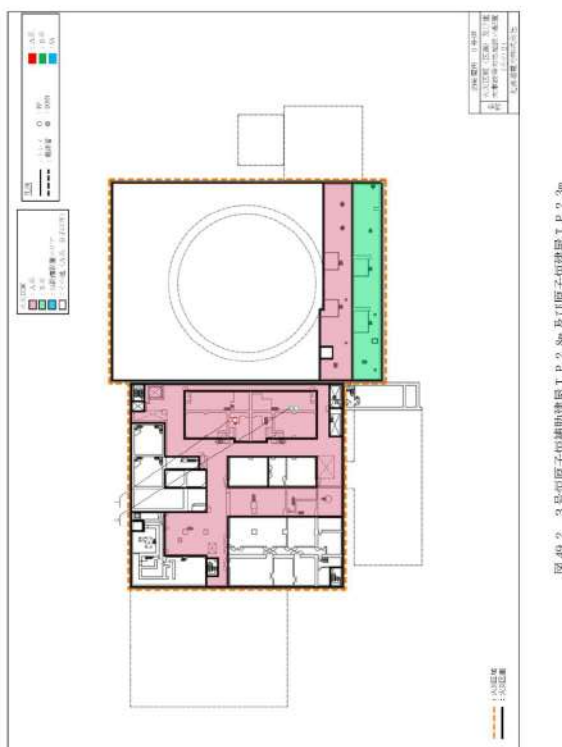
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-1 2号炉原子炉棟画 地下3階</p>	 <p>図49.1 3号炉原子炉棟画T.P. - 1.7m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

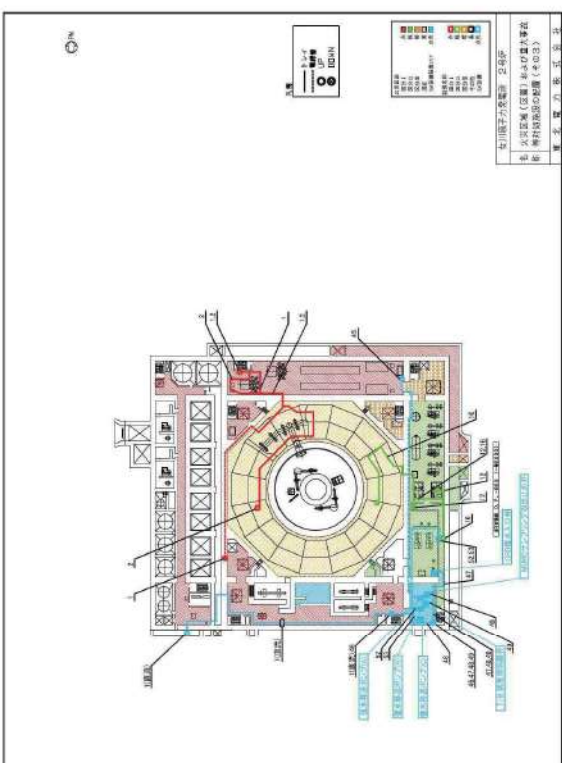
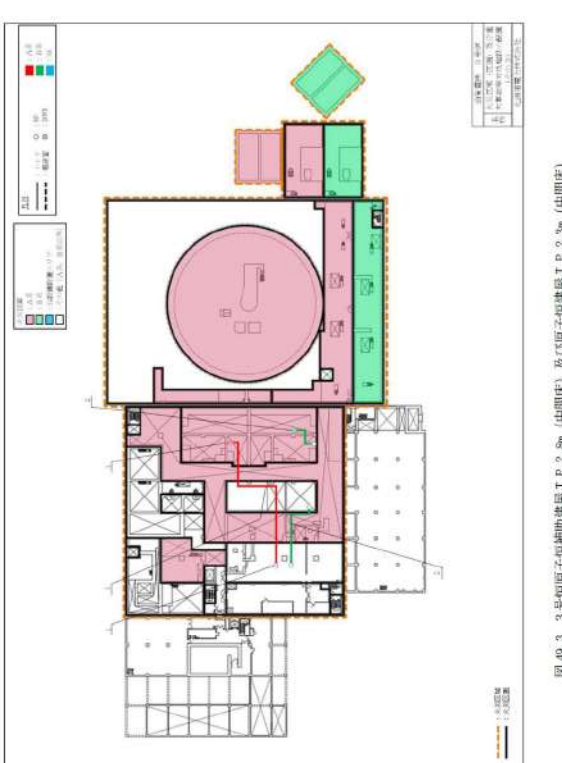
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 40-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図 40.2 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8m 及び原子炉建屋 T.P.2.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

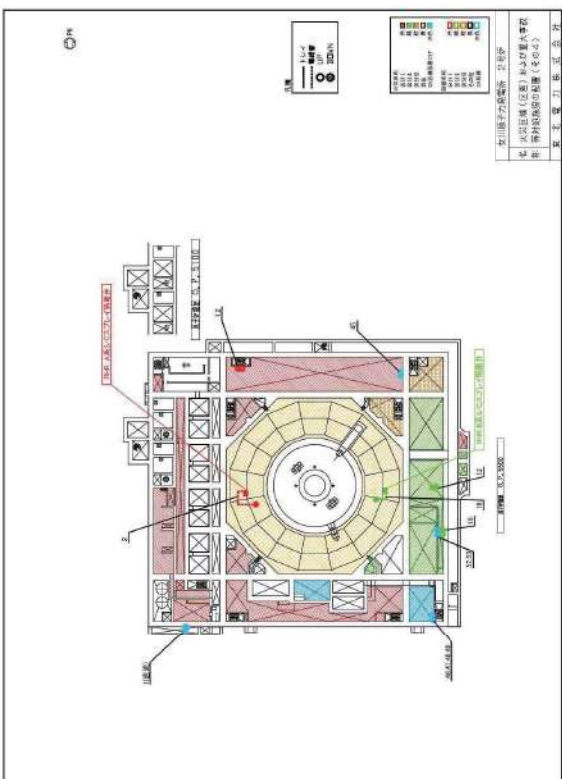
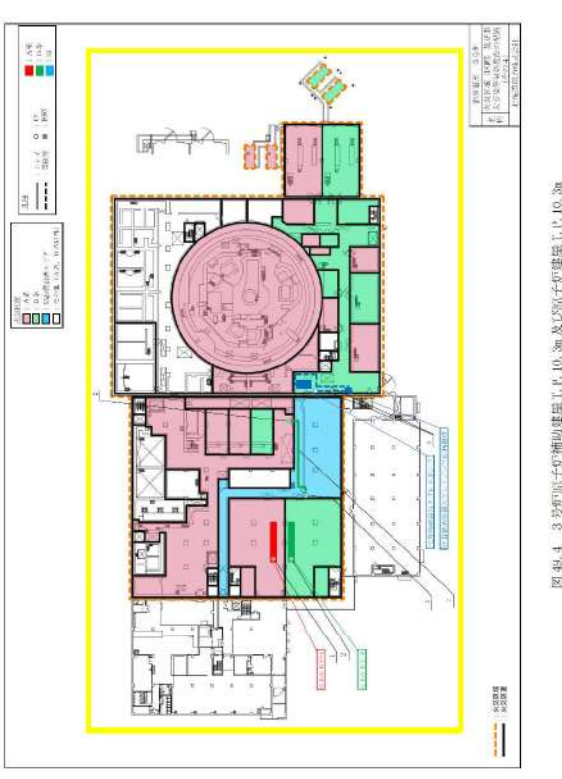
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図40-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図40-3 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.5m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.2.3m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

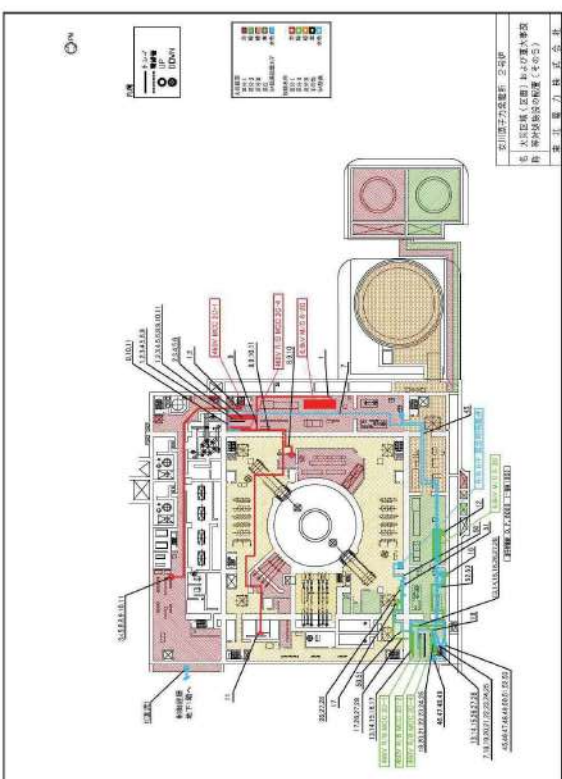
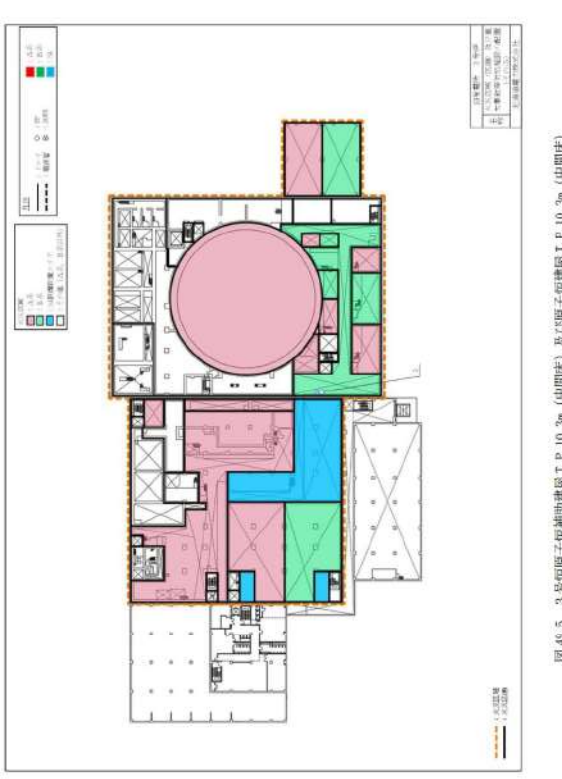
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図 49-4 3号炉原子炉補助建屋工.P.10.3a及び3号炉原子炉建屋工.P.10.3a</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

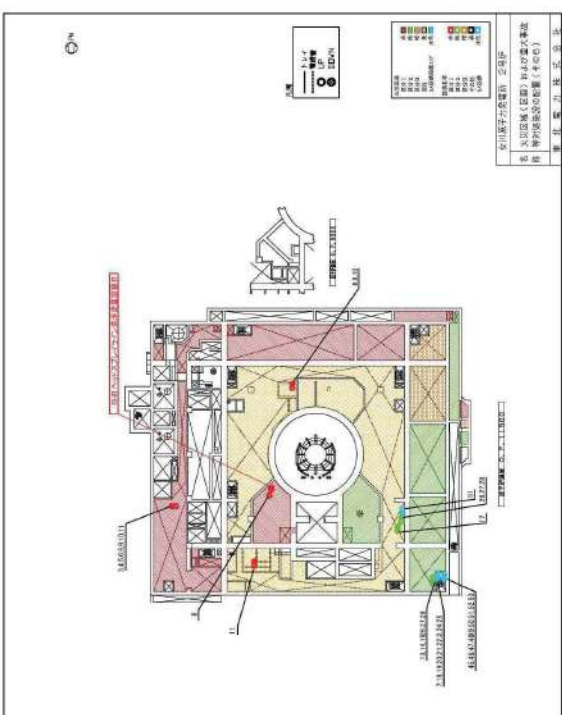
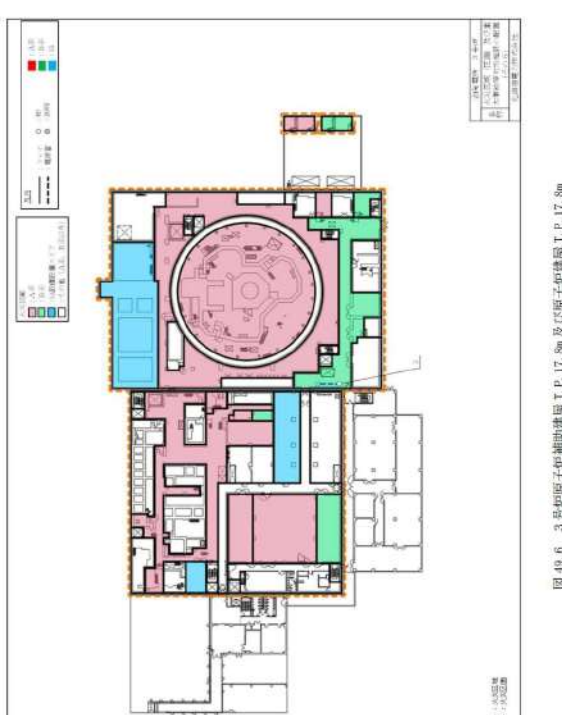
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図40-6 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図45.5 3号炉原子炉補助建屋 T.P.10.3m (中間床)</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

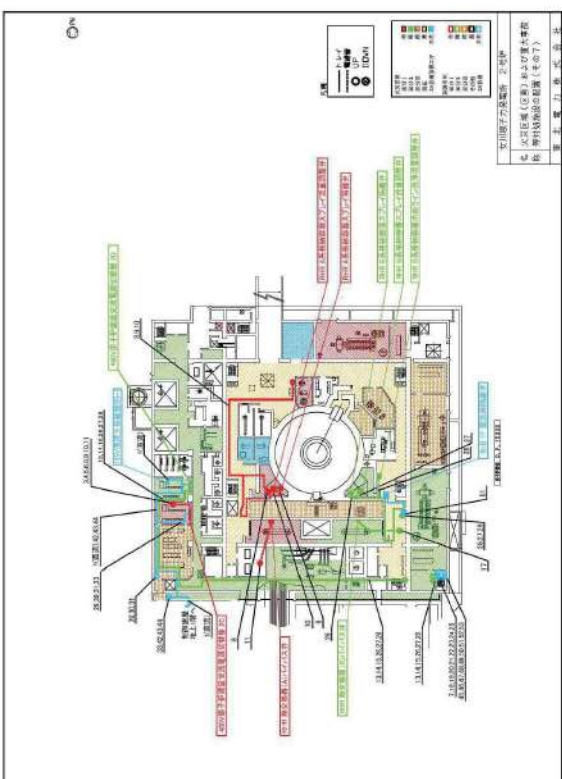
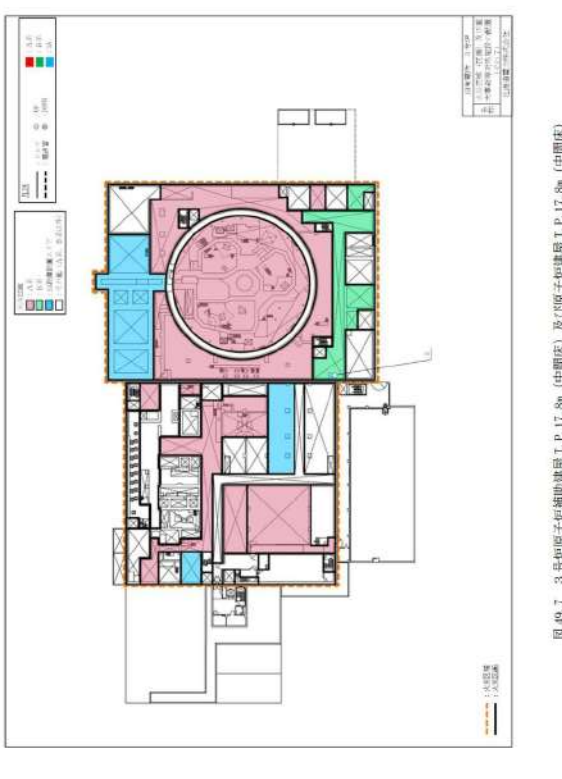
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 40-6 3号炉原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 及び原子炉建屋 T.P. 17.8m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

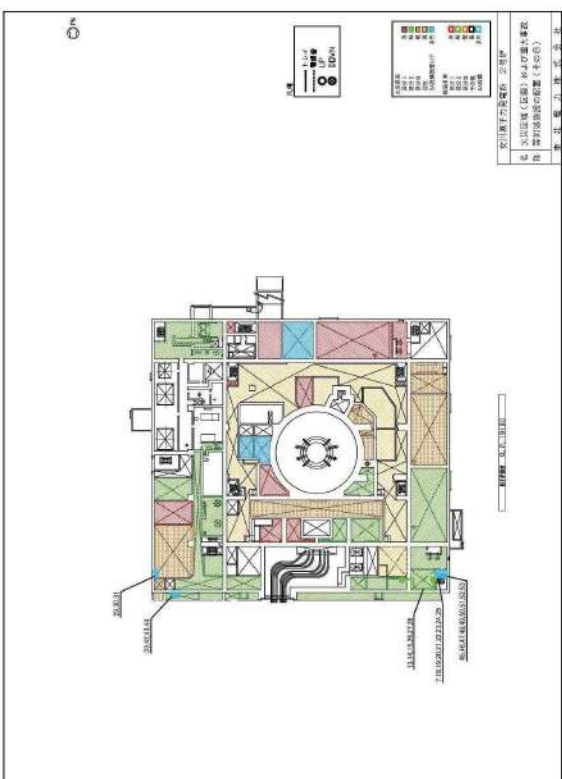
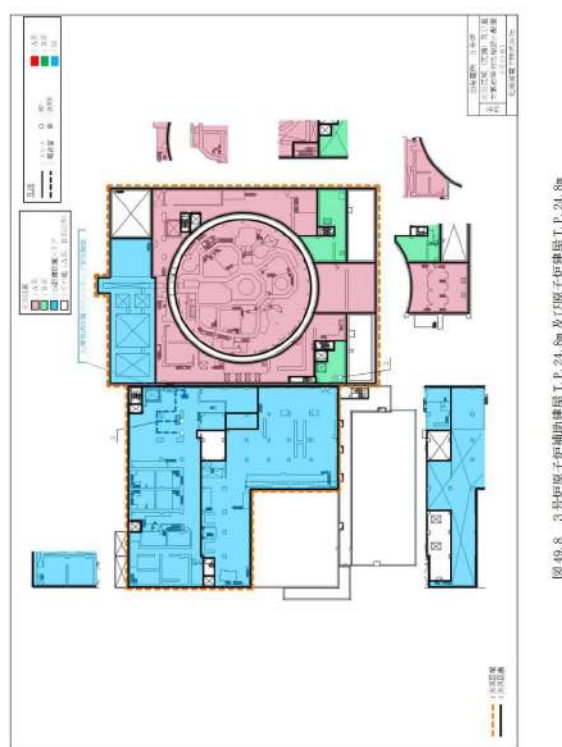
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図 49.7 3号炉原子炉補助建屋 T.P.17.8a (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.17.8b (中間床)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

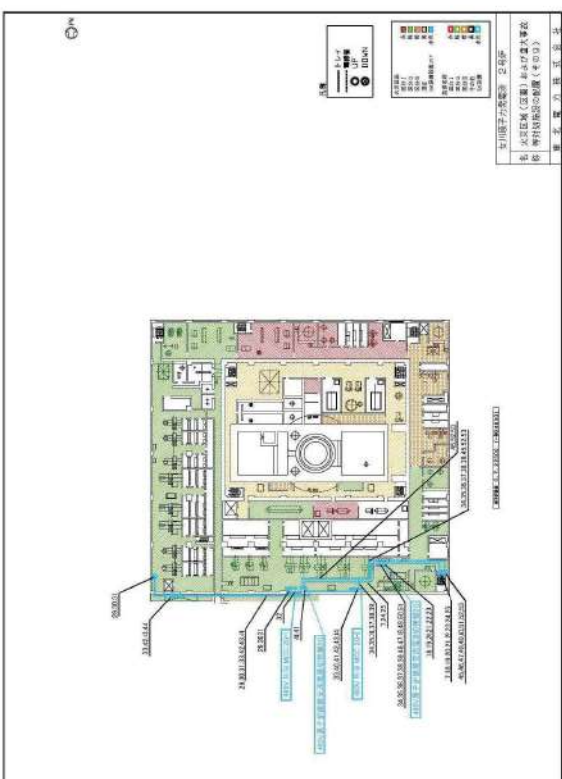
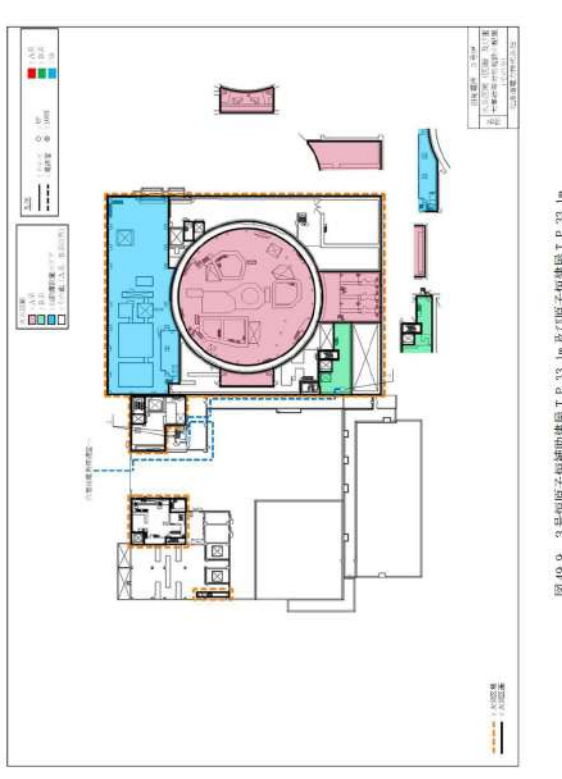
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>	 <p>図49.8 3号炉原子炉補助建屋 T.P.24.6a 及び原子炉建屋 T.P.24.8a</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

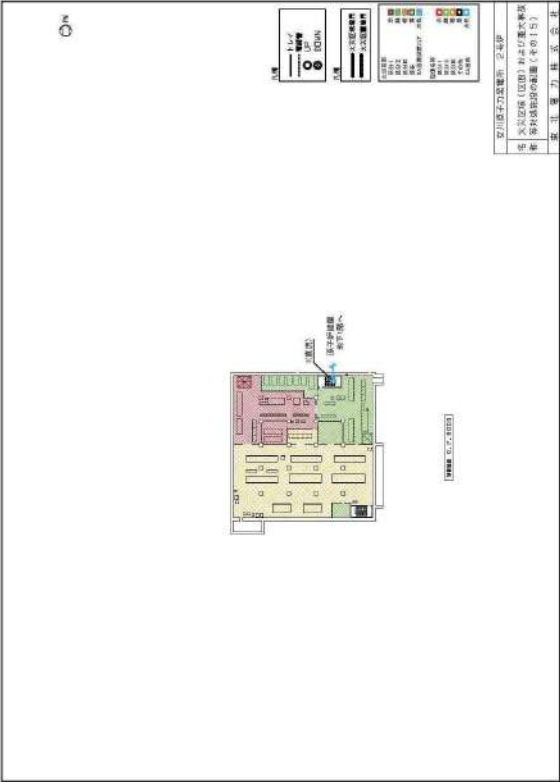
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図40-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>	 <p>図40-9 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33.1a及び原子炉建屋 T.P.33.1b</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

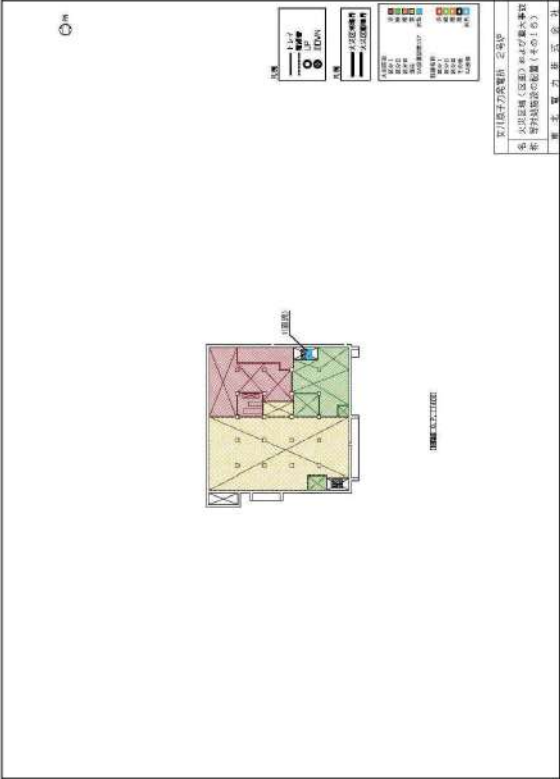
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-10 2号伊弉諾球屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

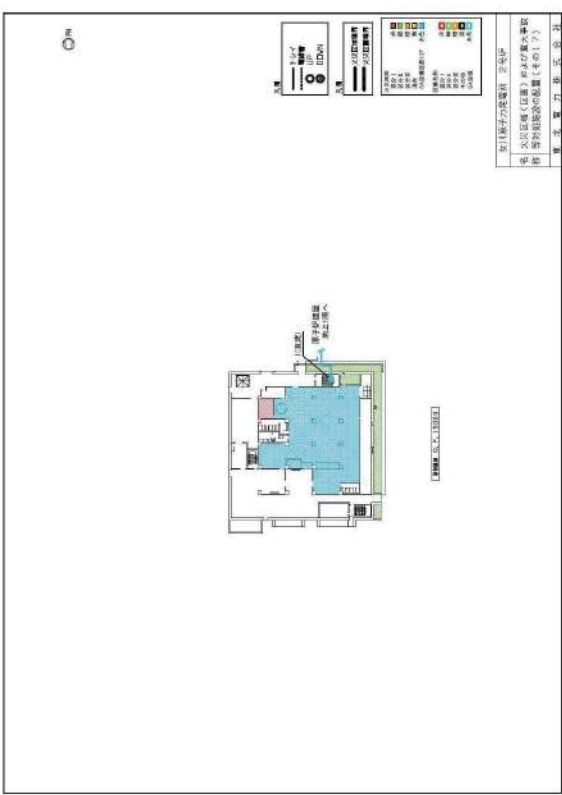
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-11 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

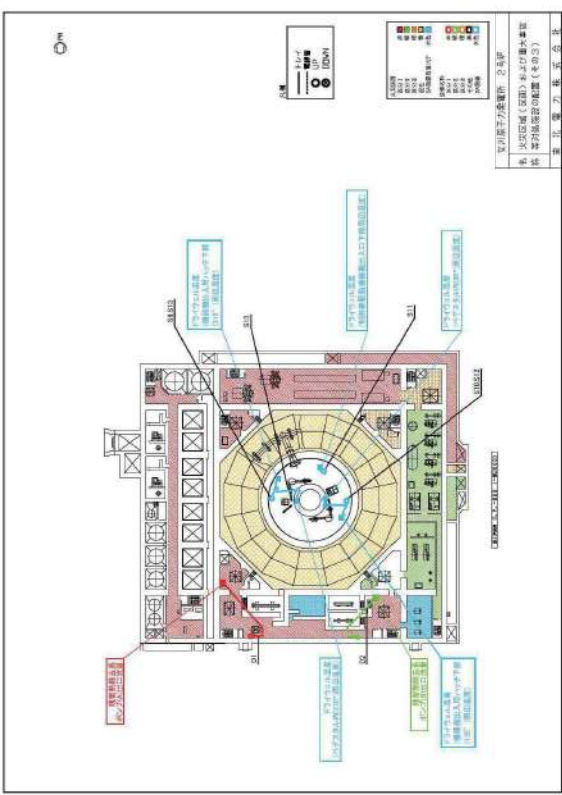
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-12 2号伊弉御魂屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

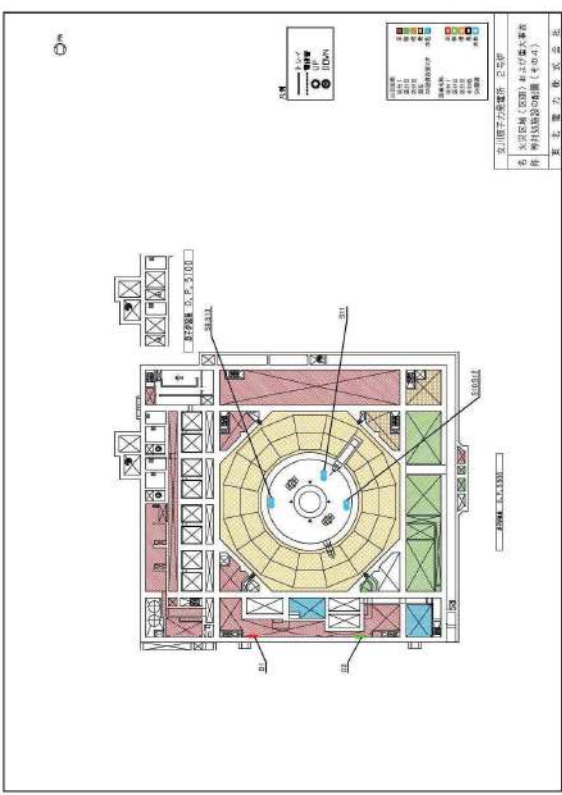
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 957 1075 981">図 49-13 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1836 135 1904 159">【女川】</p> <p data-bbox="1836 167 1971 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1836 199 2150 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

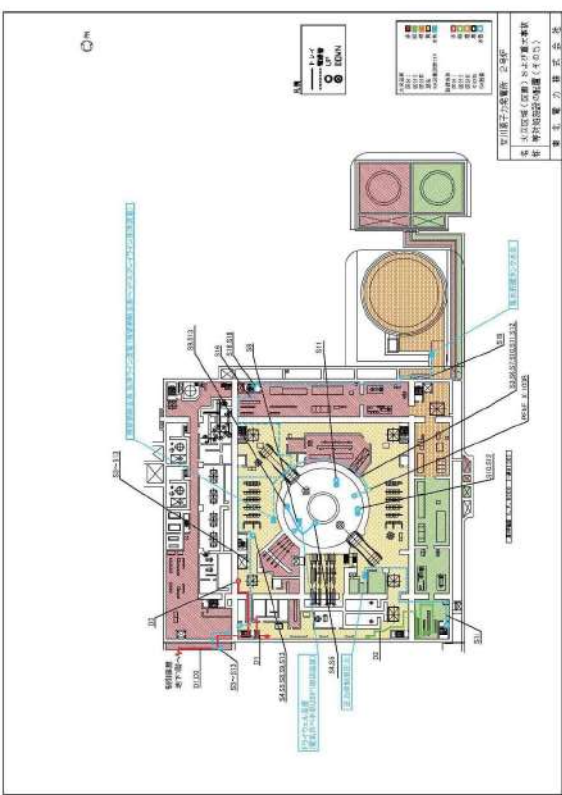
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-14 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

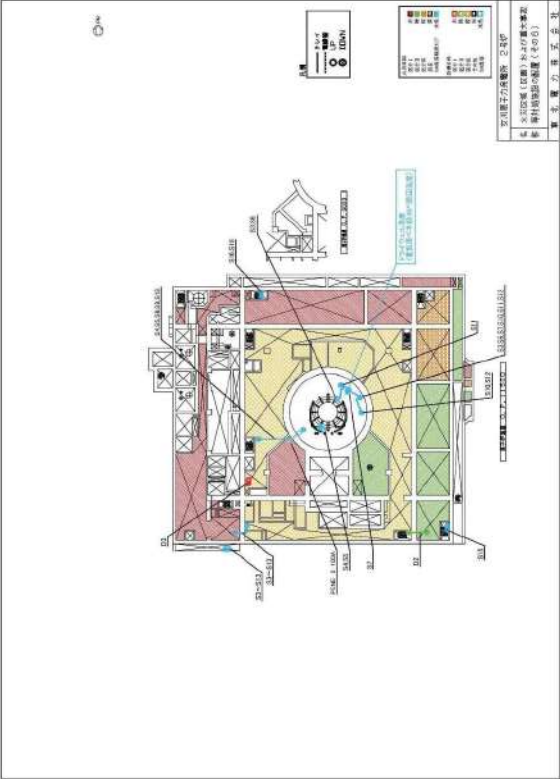
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-15 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

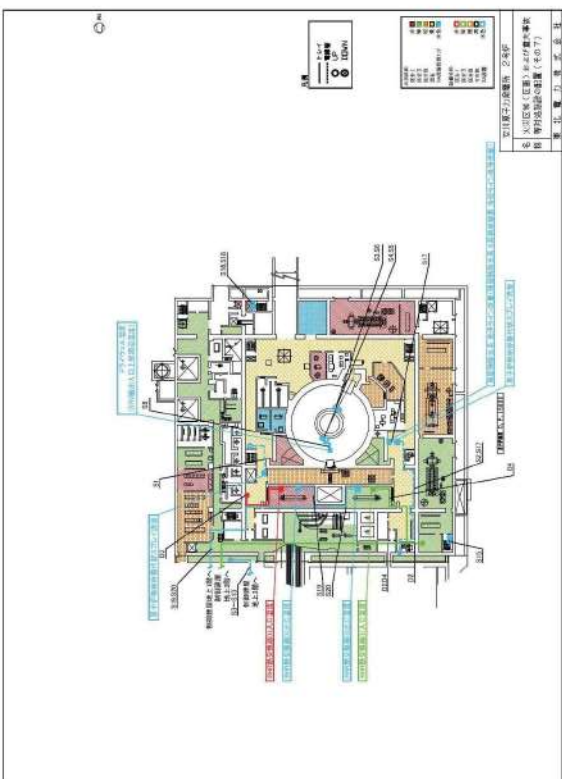
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-16 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

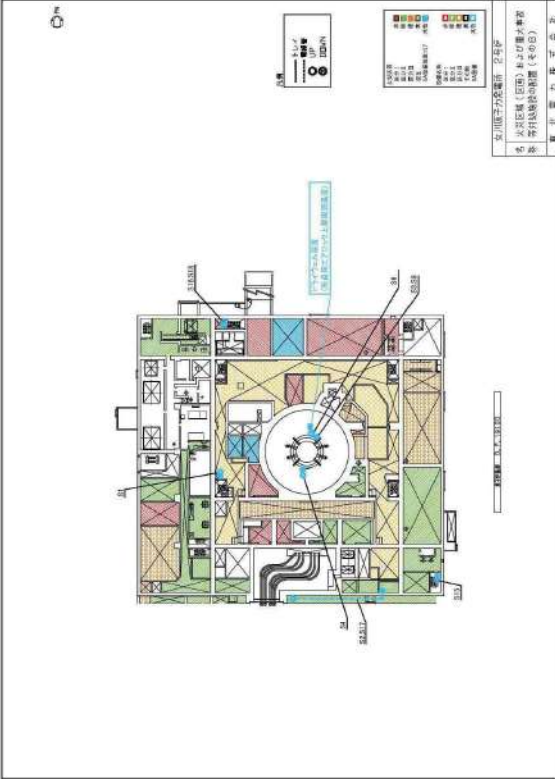
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-17 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

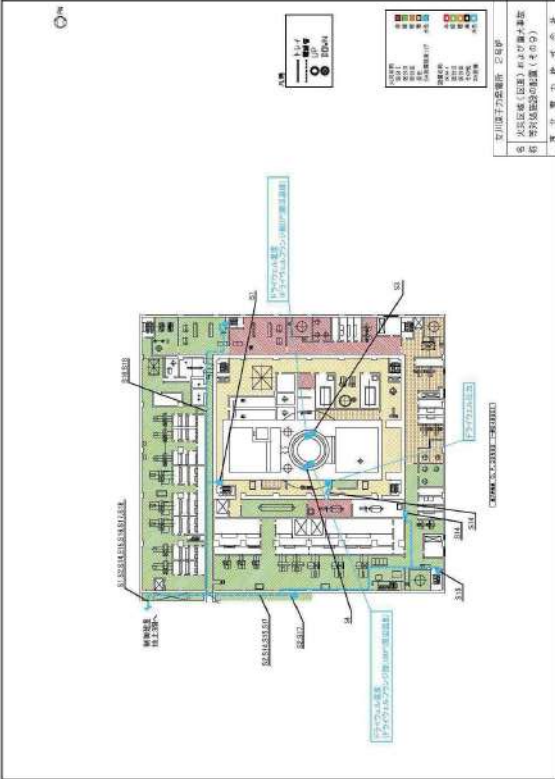
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-18 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

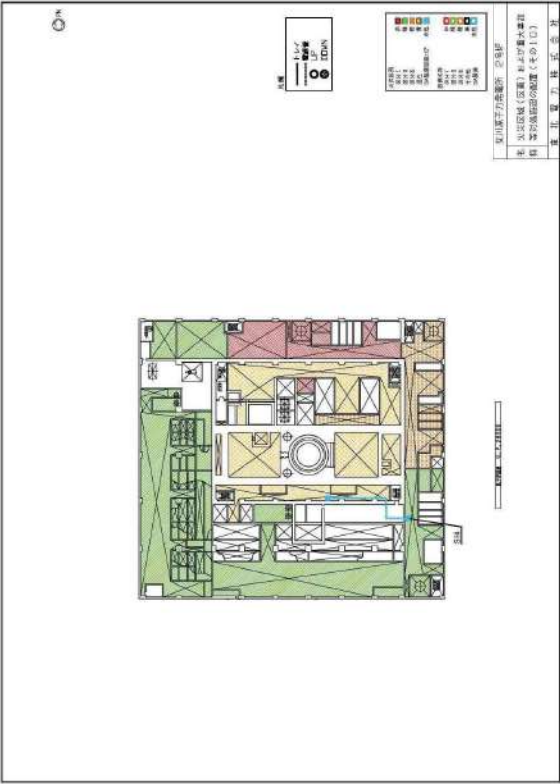
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-19 2号炉原子伊達屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図49-20 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

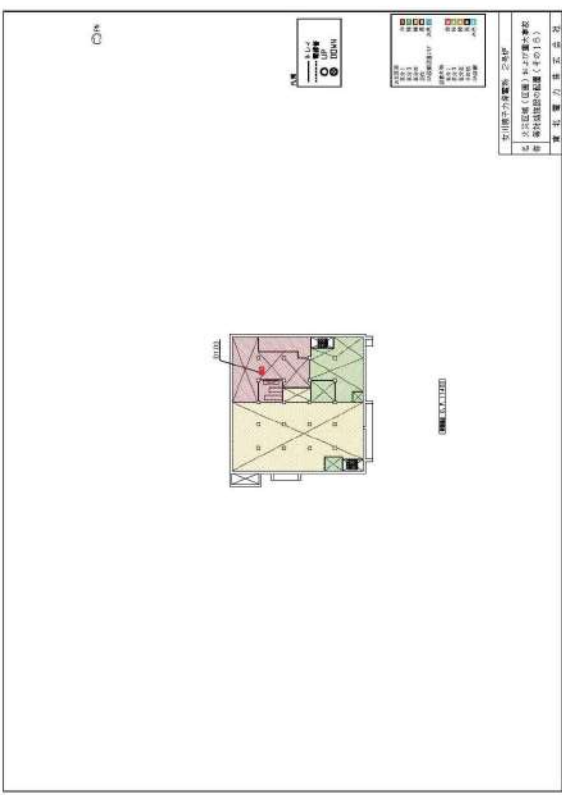
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1077 978">図 49-21 2号伊弉御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="907 991 1227 1010">特開みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2152 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

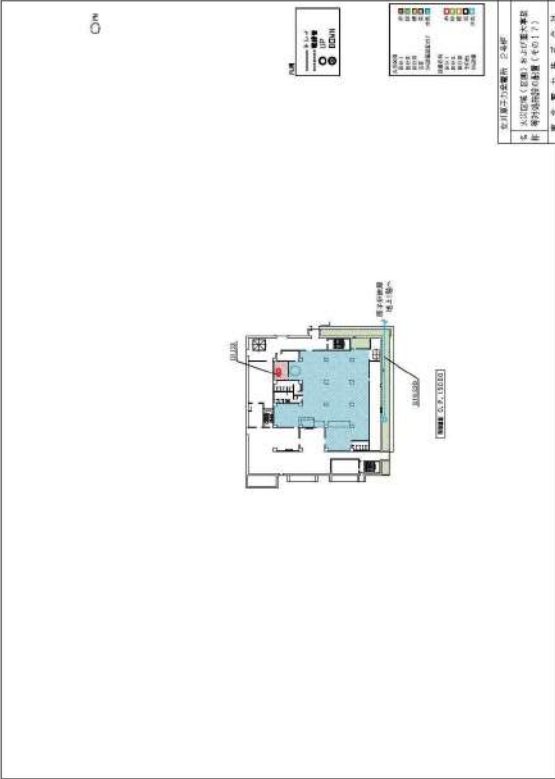
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-22 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

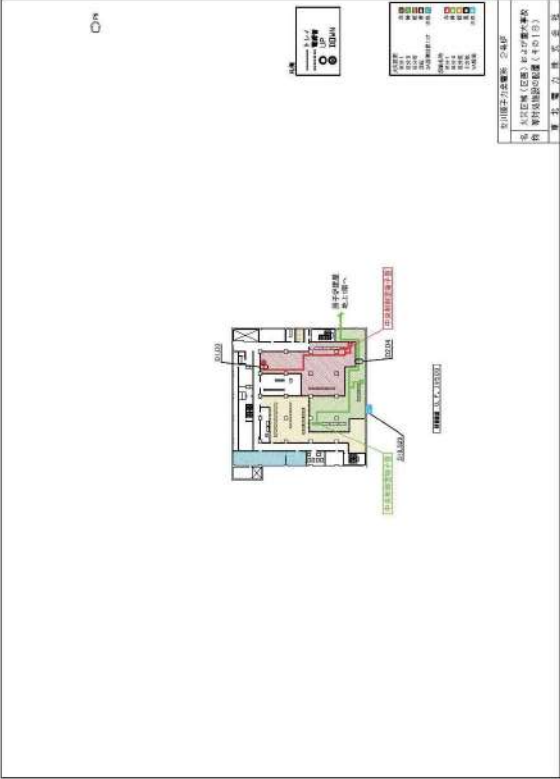
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 981">図49-23 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1843 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1843 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1843 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

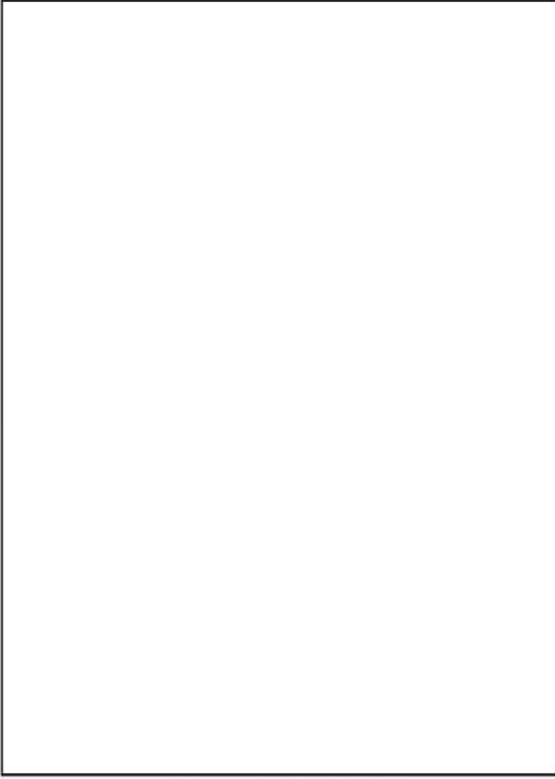
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-24 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

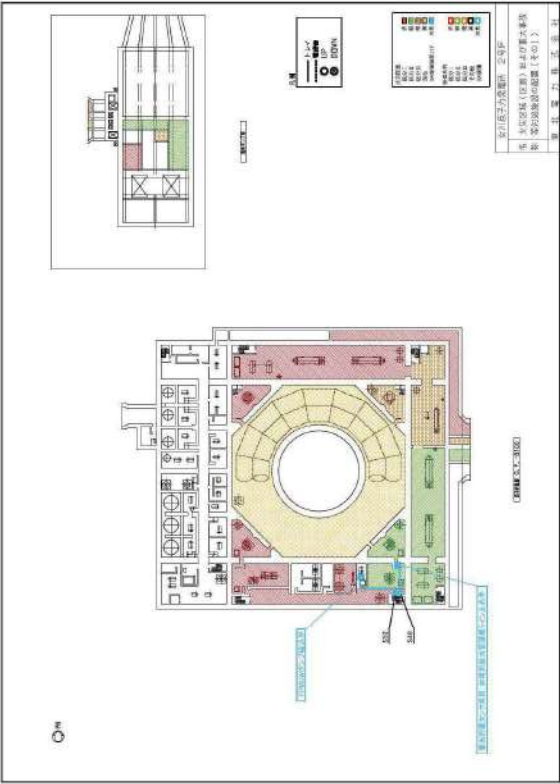
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 960 1077 976">図 49-25 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="907 986 1227 1008">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1848 146 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1962 188">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2152 306" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

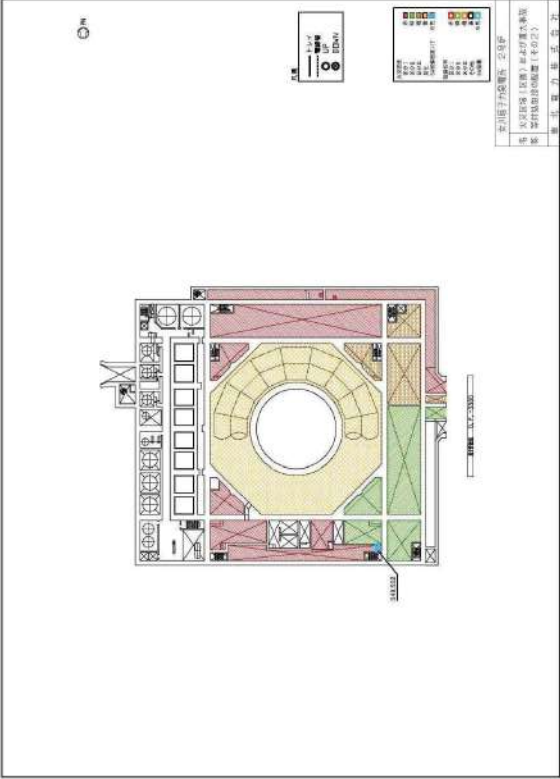
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-26 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

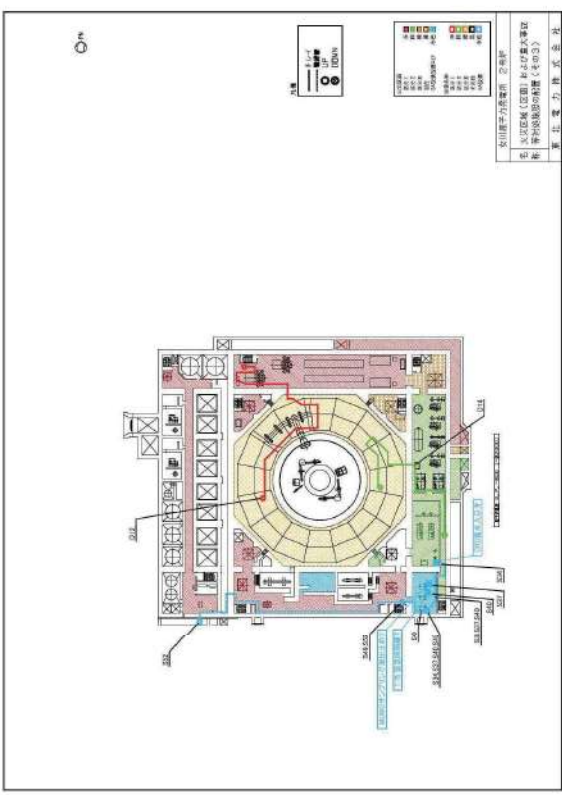
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 978">図 49-27 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 188">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 201 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

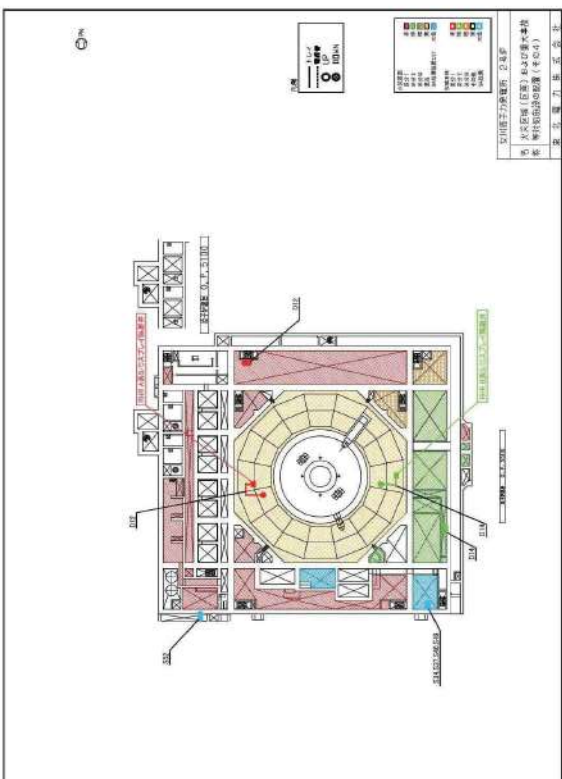
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-28 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

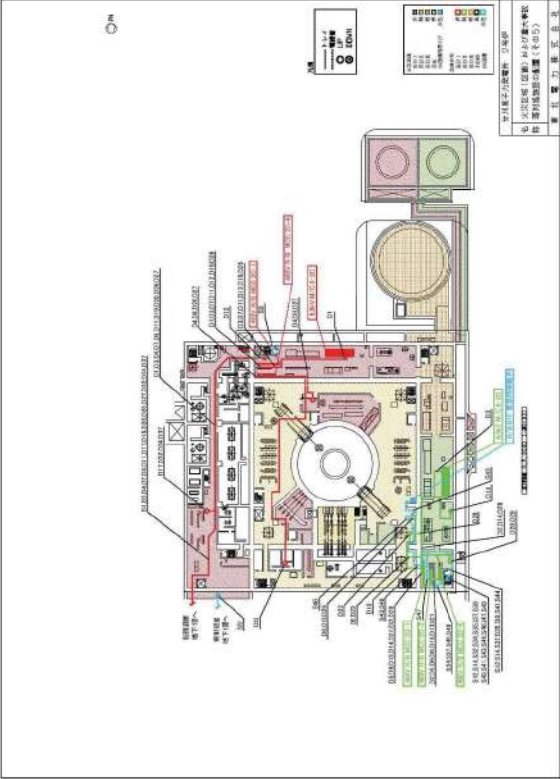
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-29 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

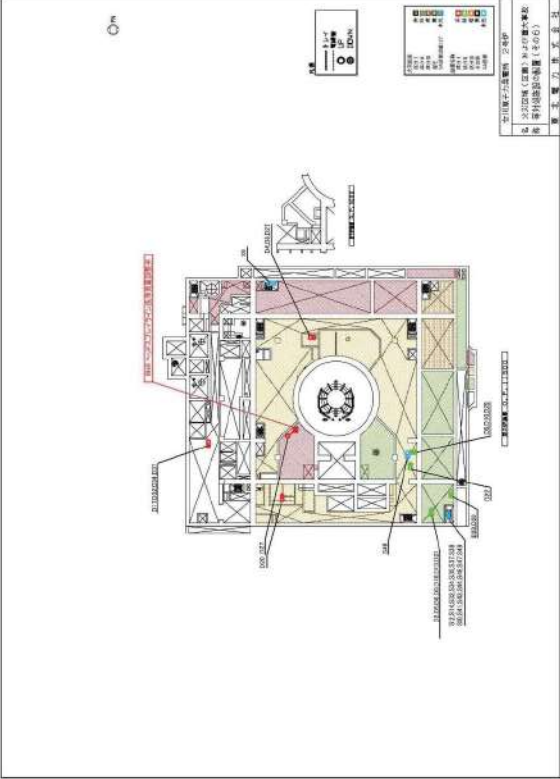
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 979">図 49-30 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

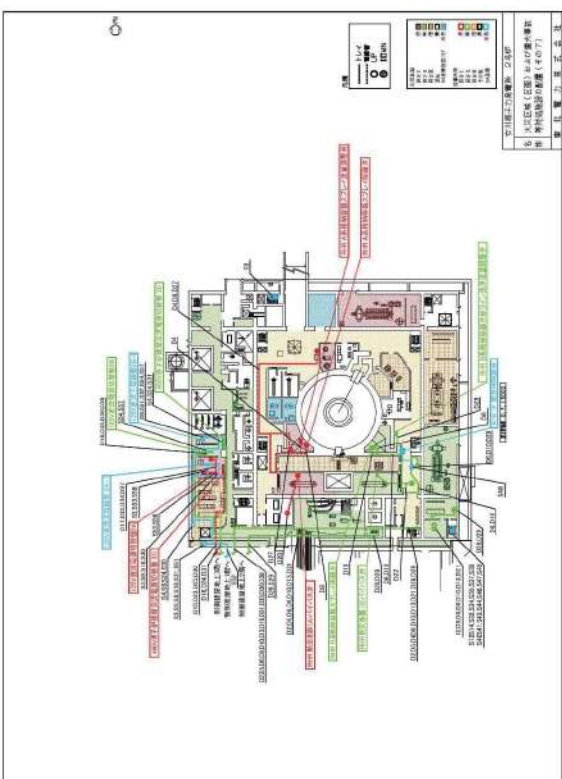
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図49-34 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

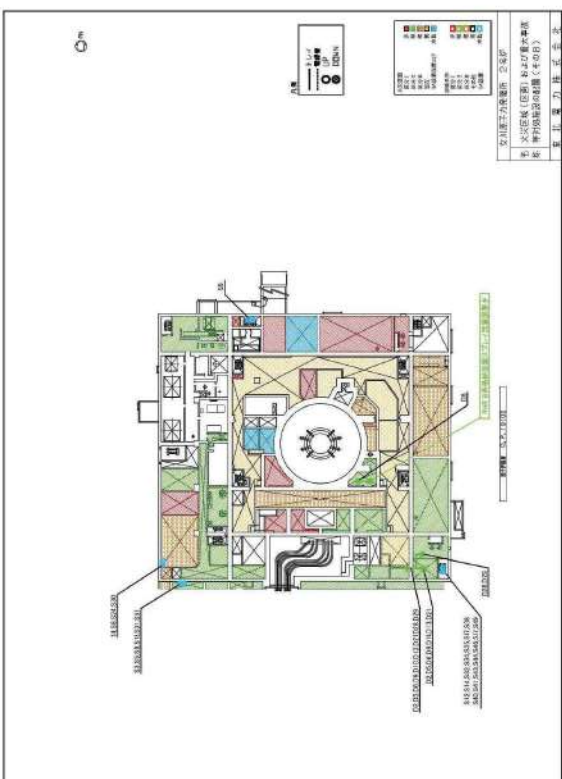
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-32 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

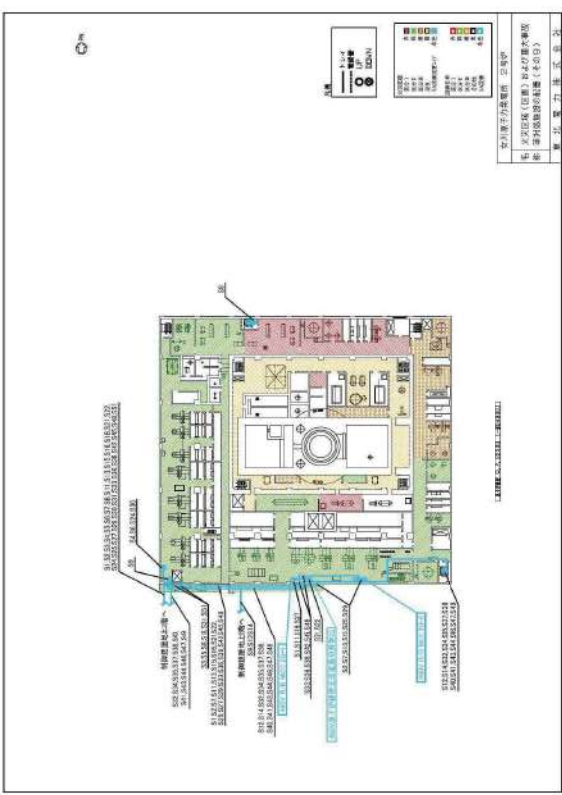
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-33 2号伊原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-34 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-35 2号伊原子伊建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

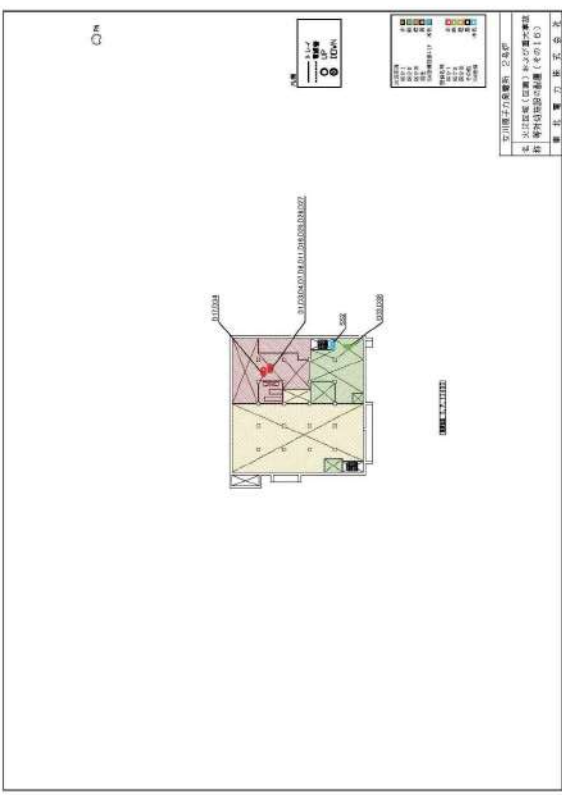
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 957 1075 973">図49-36 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="907 981 1220 1005">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 159">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 188">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2150 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-37 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

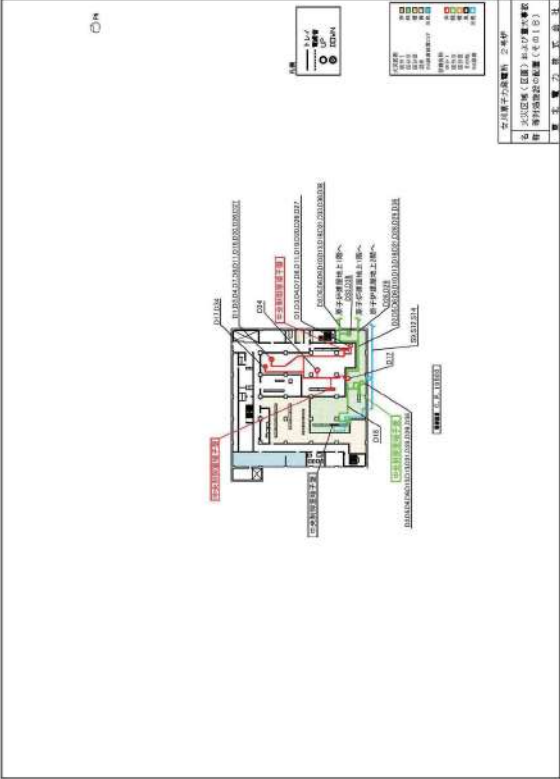
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図49-38 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

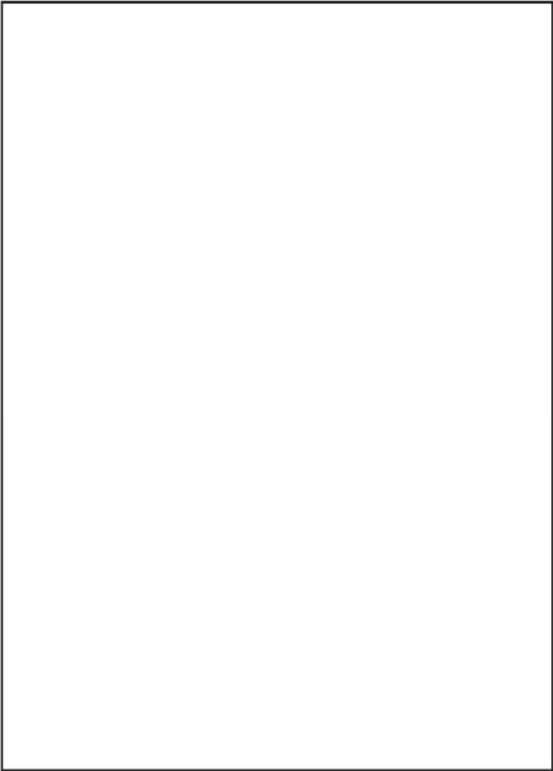
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-39 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

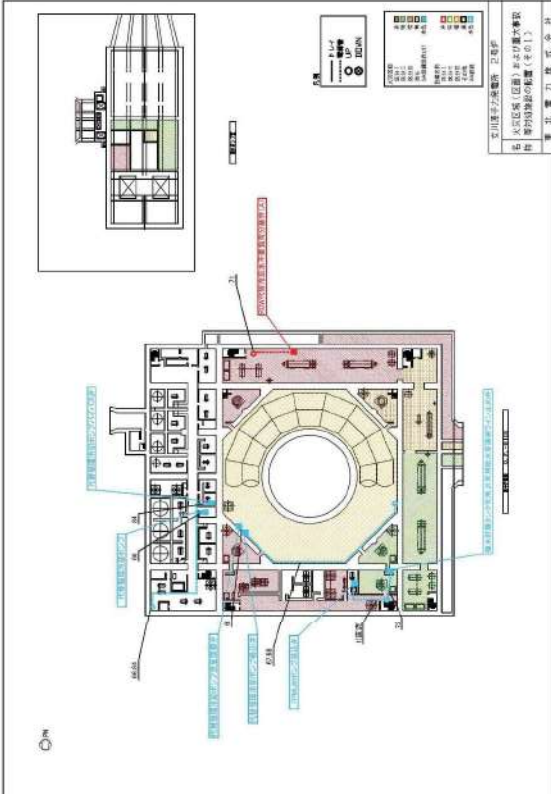
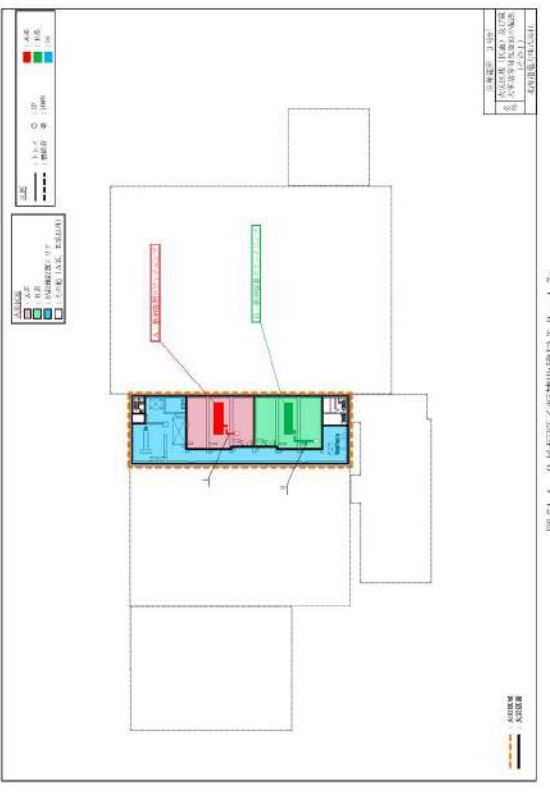
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 954 1075 970">図 49-40 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="909 979 1225 1002">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2152 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

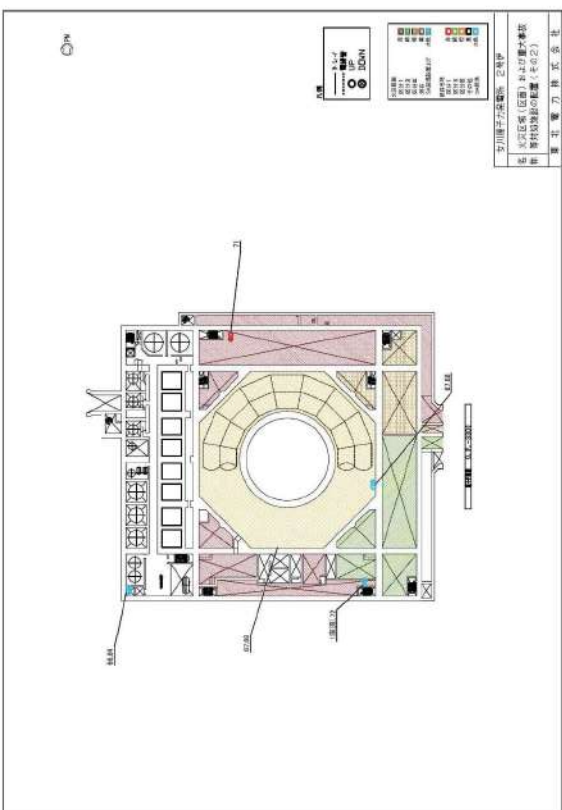
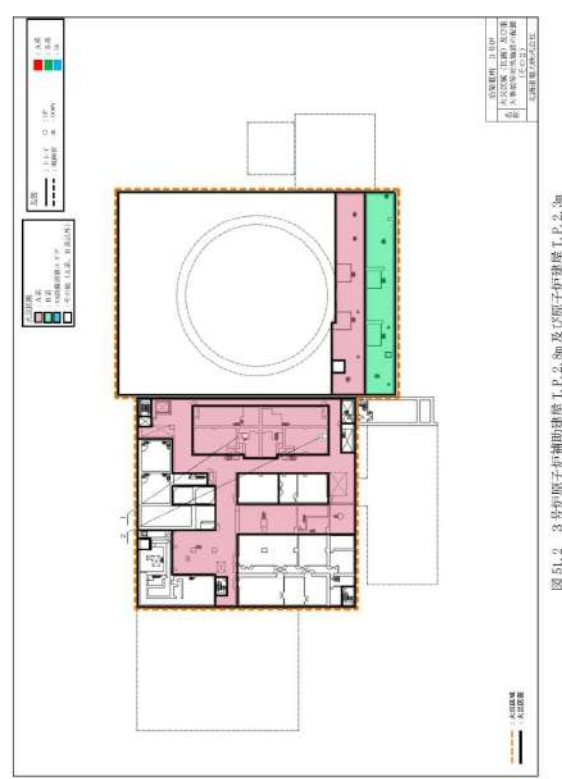
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>	 <p>図51.1 3号炉原子炉補助建屋 T.P. ー1.7m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

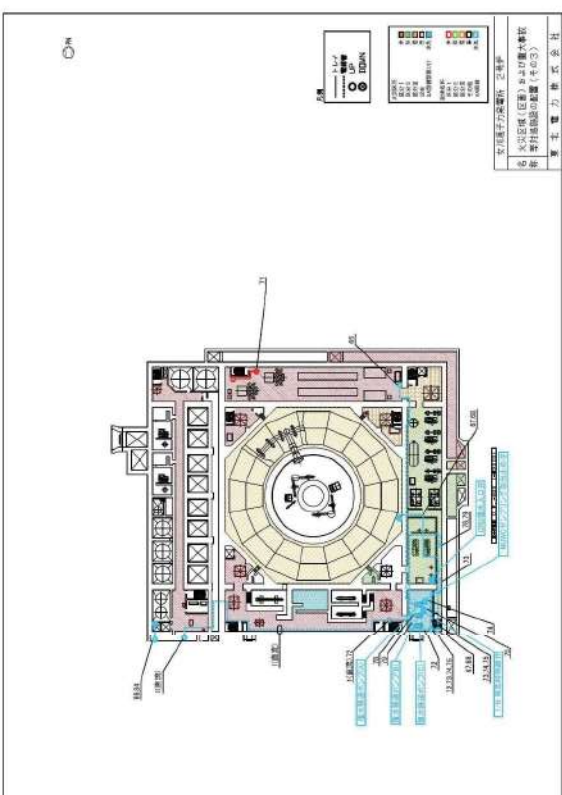
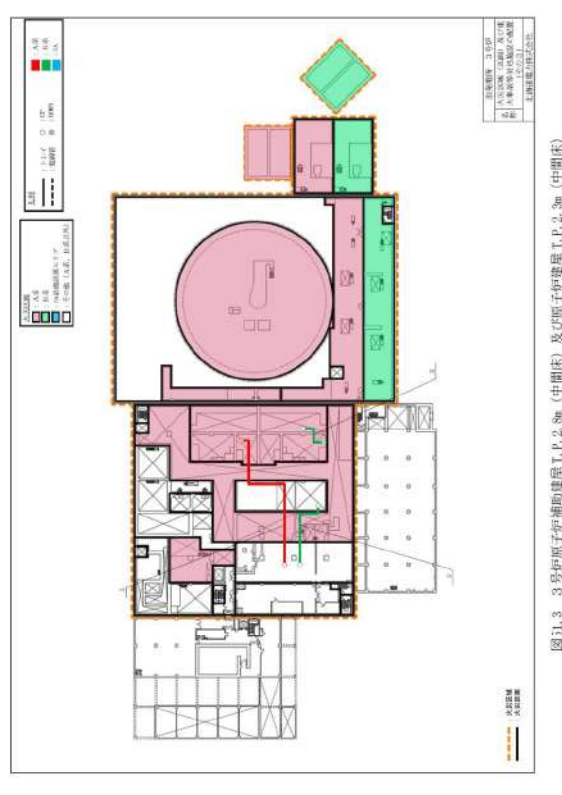
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図 51.2 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.5m及び原子炉建屋 T.P.2.5m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

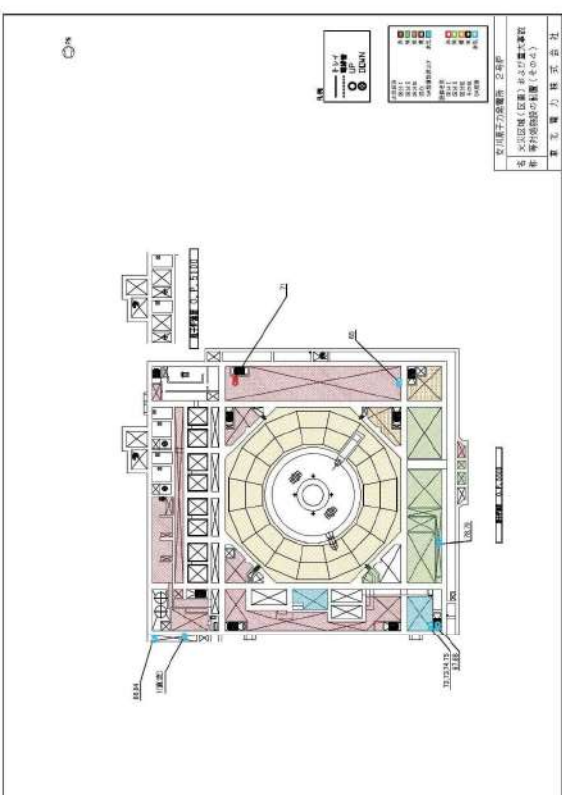
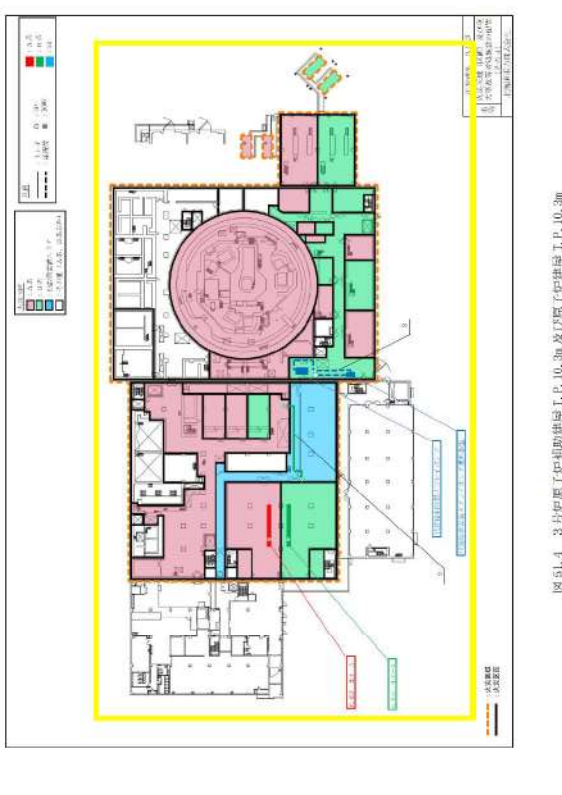
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図51.3 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.5m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.2.5m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

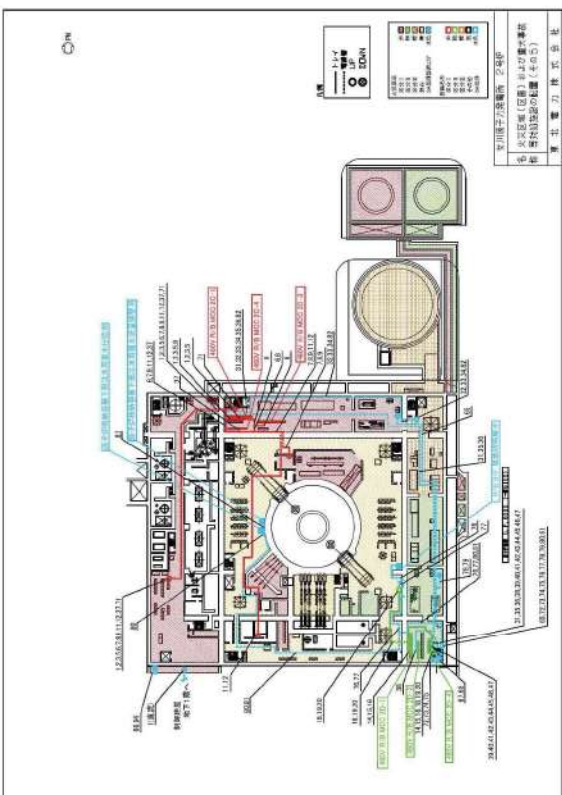
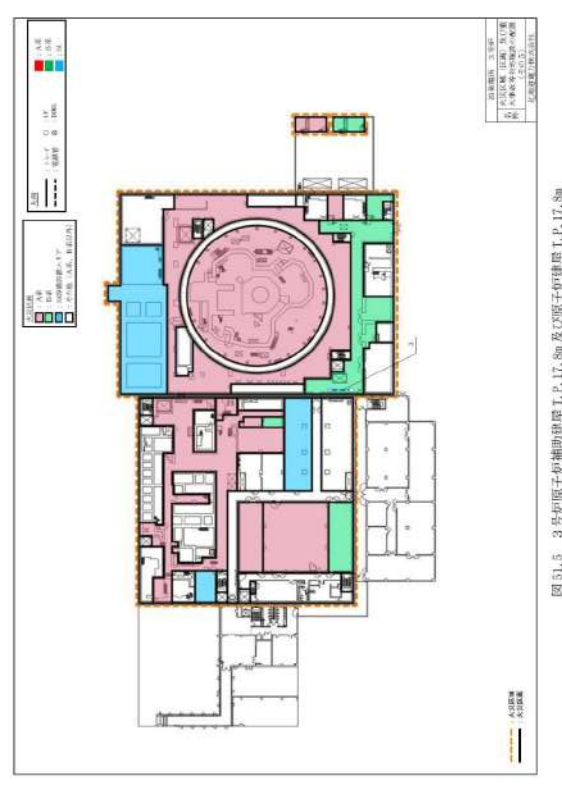
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図 51.4 3号炉原子炉補助建屋 T.P. 10.3m 及び建屋 T.P. 10.3m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

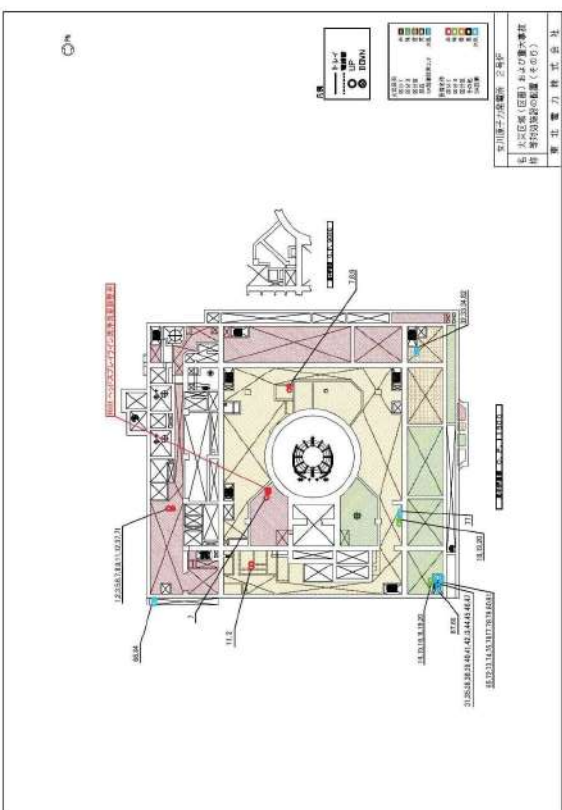
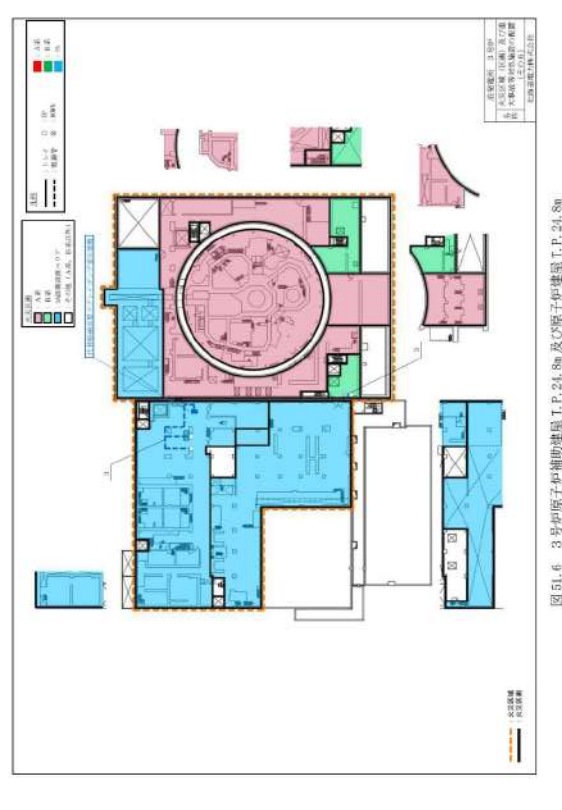
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図51.5 3号炉原子炉補助建屋 T.P.17.8a及び原子炉建屋 T.P.17.8b</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

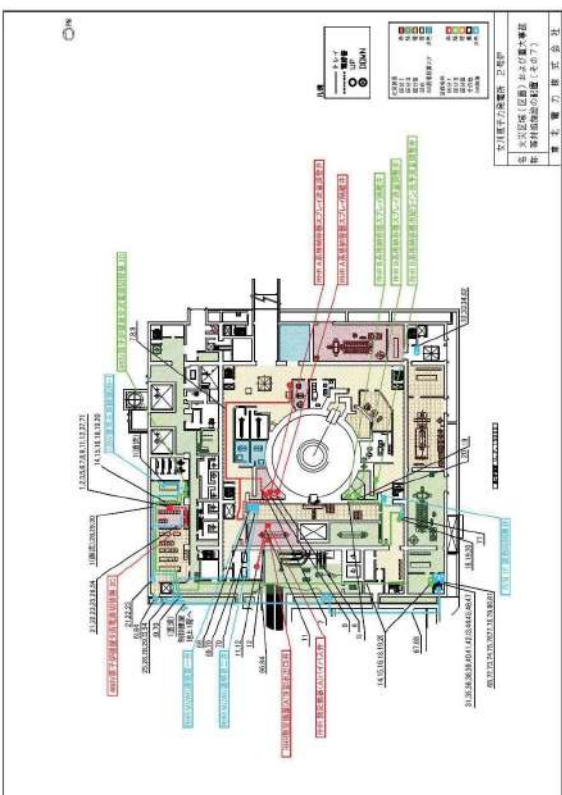
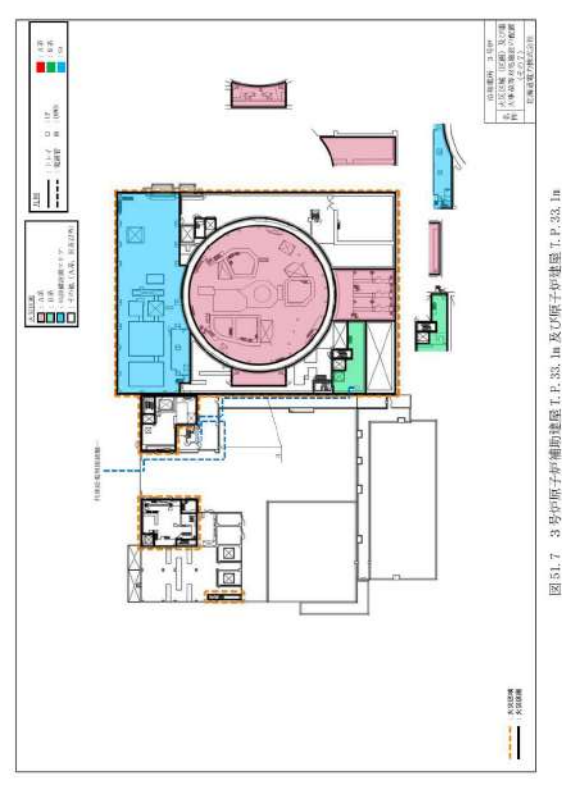
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 51.6 3号炉原子炉補助建屋 I.P.24.8a 及び原子炉建屋 I.P.24.8b</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

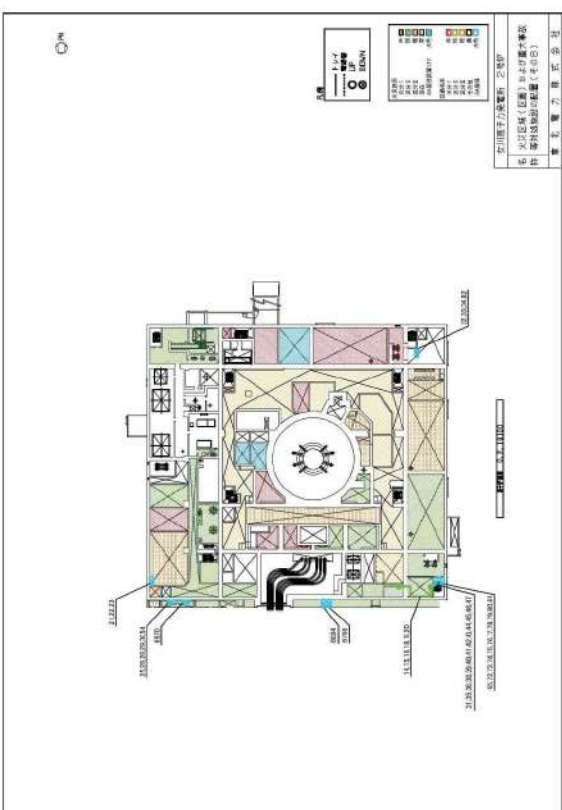
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図 51.7 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33. In 及び原子炉建屋 T.P.33. In</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

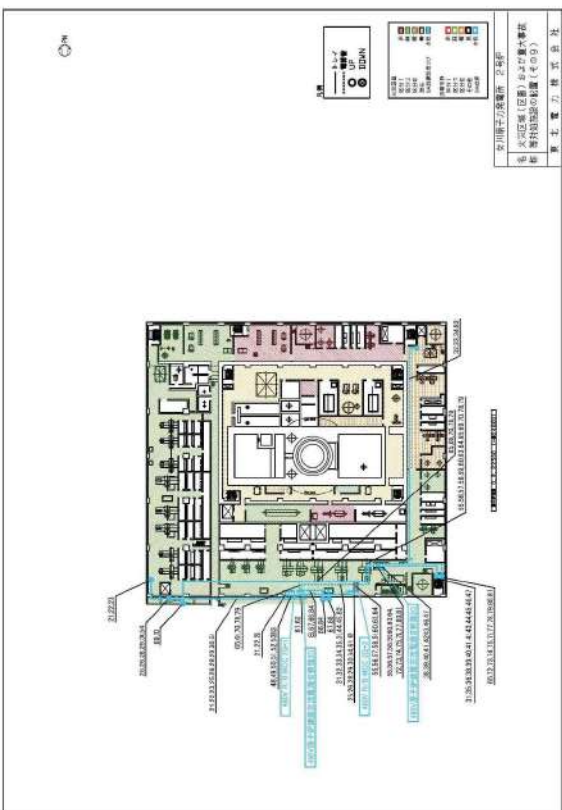
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

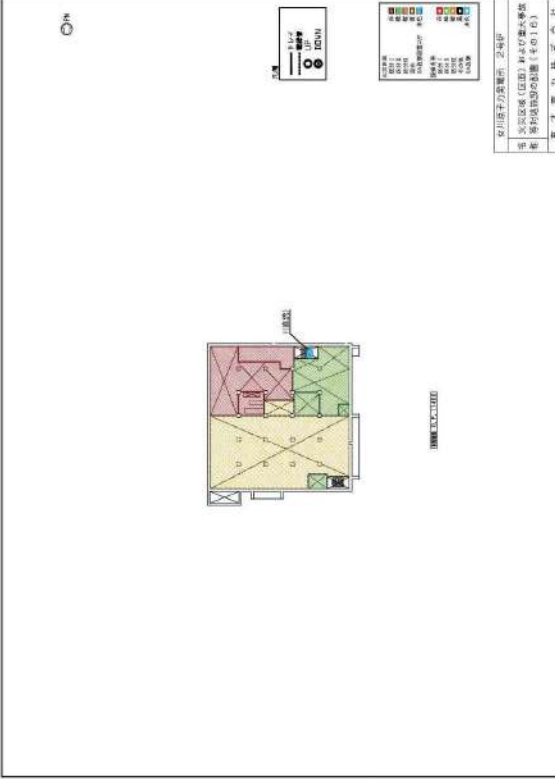
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-11 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

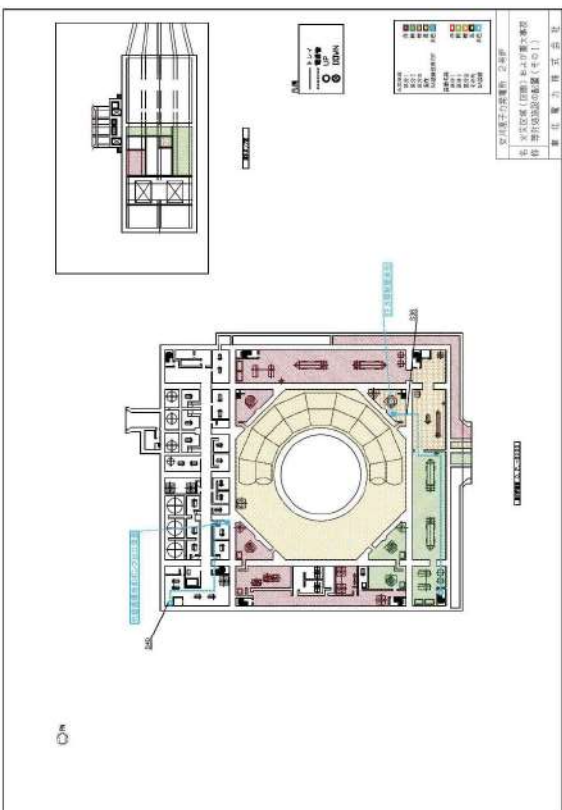
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 970 1077 991">図 51-12 2号炉副設機室 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

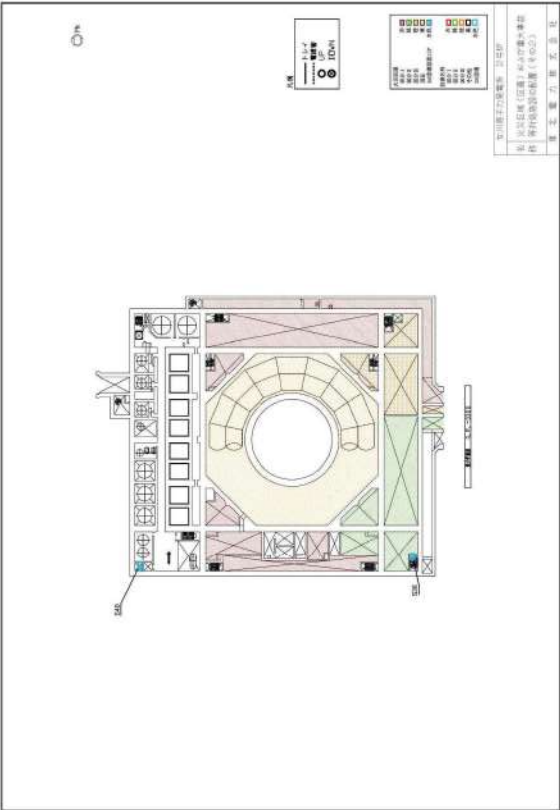
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-13 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

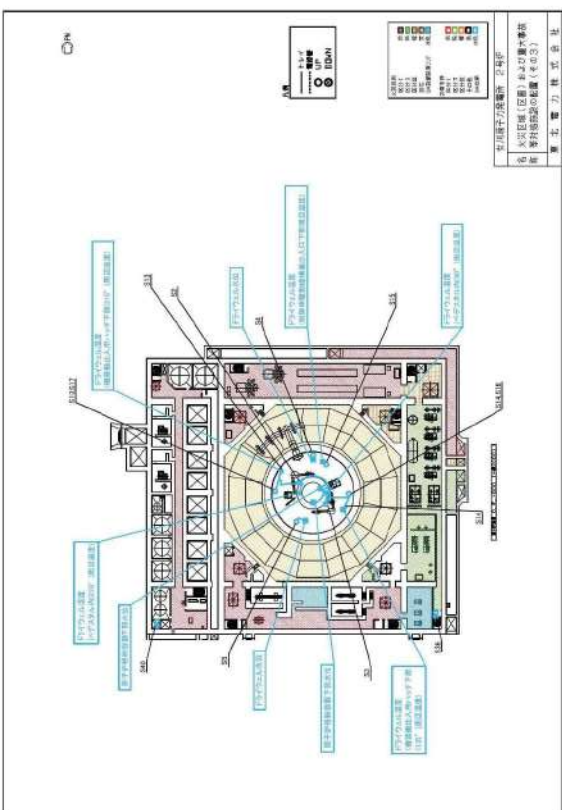
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-14 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

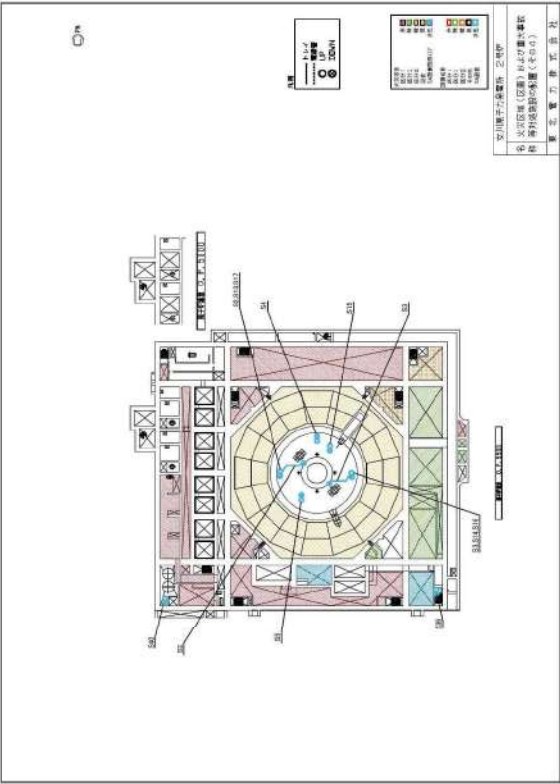
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-15 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

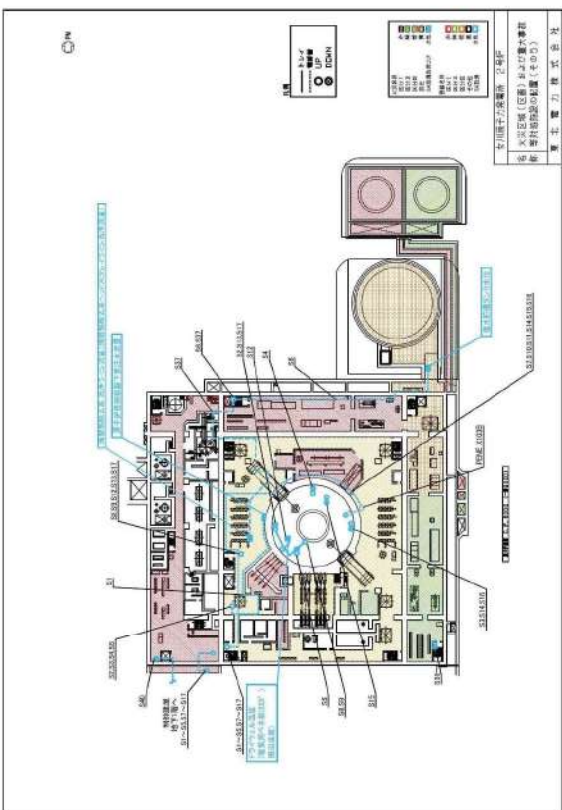
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図 51-16 2号炉原子炉建屋：地下中2階</p>		<p data-bbox="1843 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1843 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1843 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

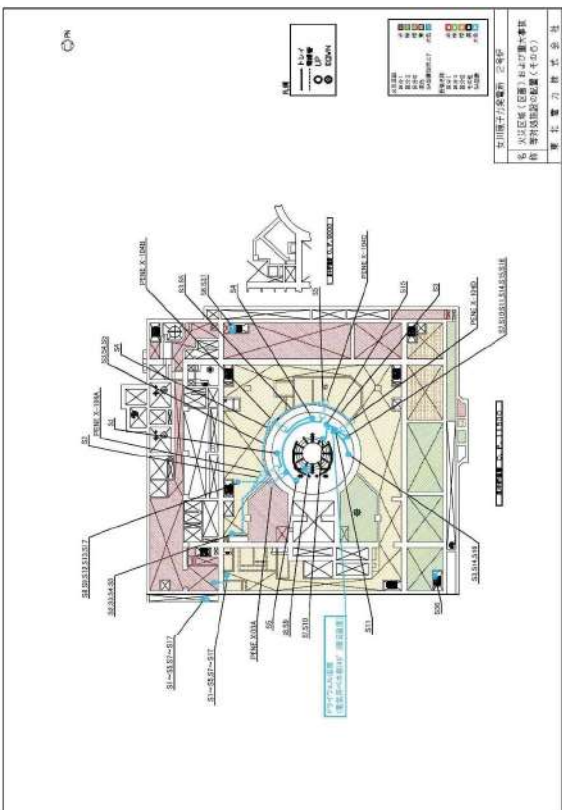
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-17 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

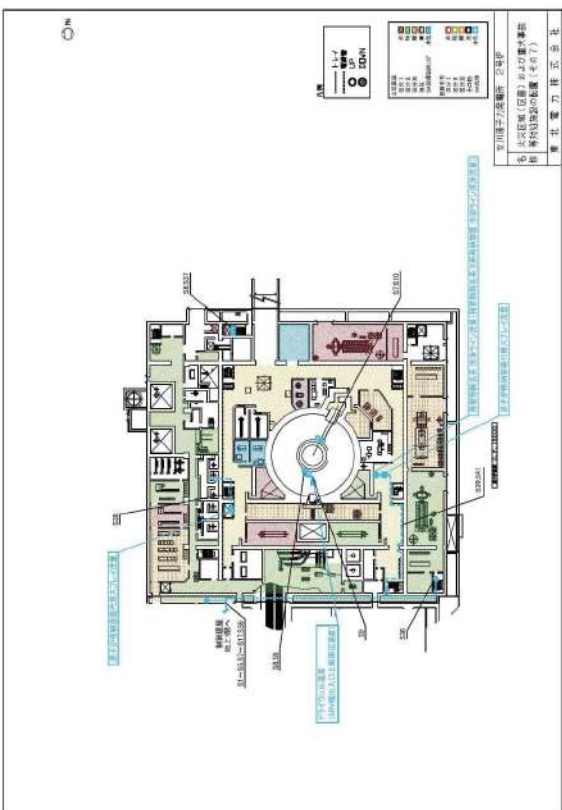
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-18 2号原子力建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

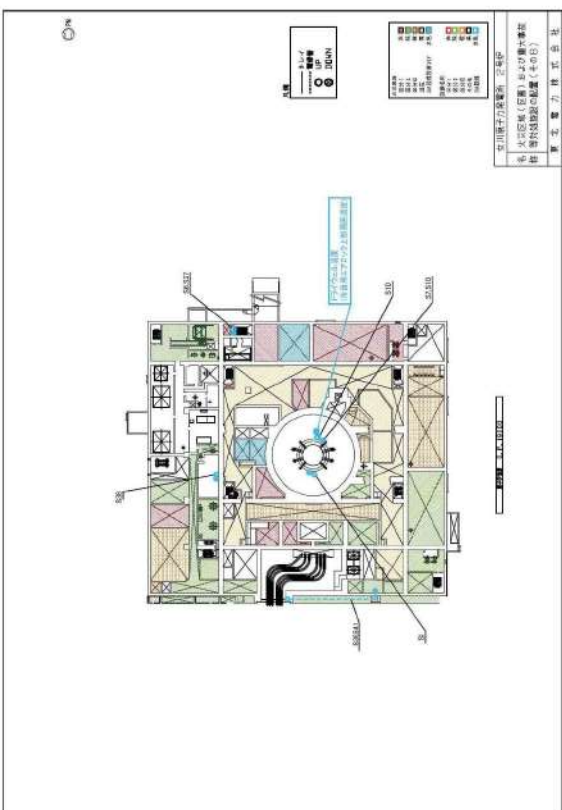
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-19 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

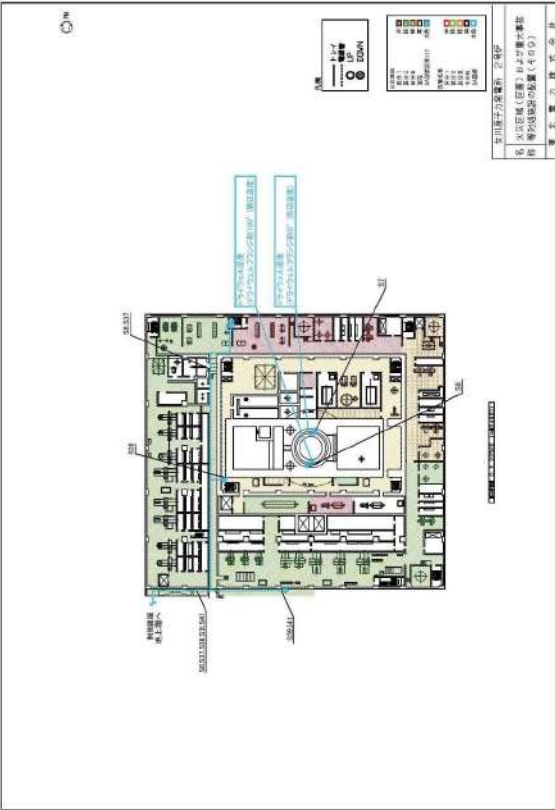
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="806 981 1097 1005">図 51-20 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1836 140 1904 164">【女川】</p> <p data-bbox="1836 167 1960 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1836 199 2150 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

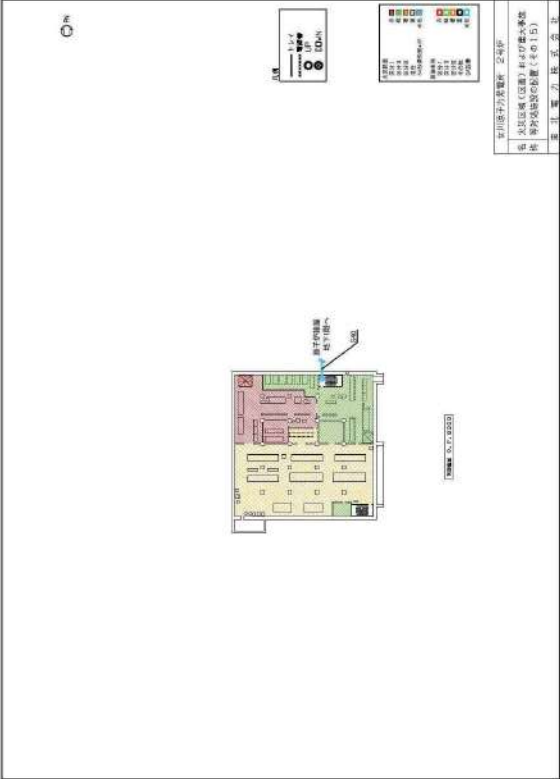
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-21 2号炉原子力発電所 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

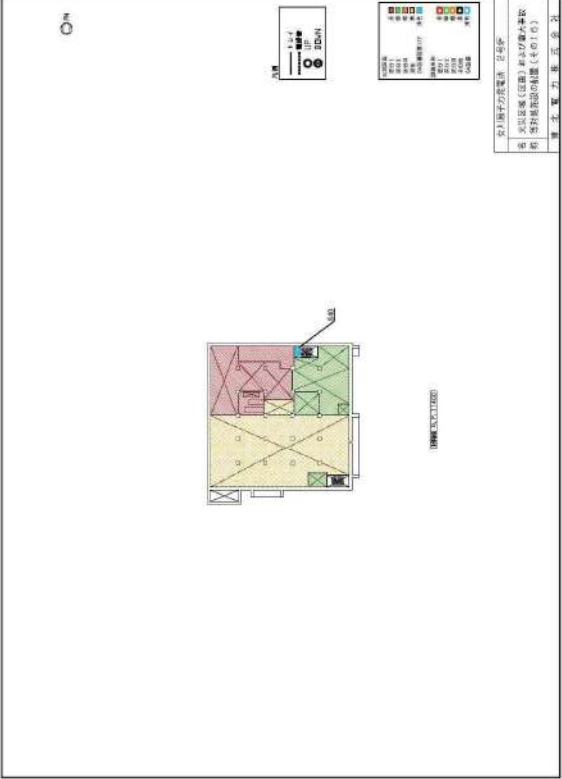
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 61-22 2号伊制館建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

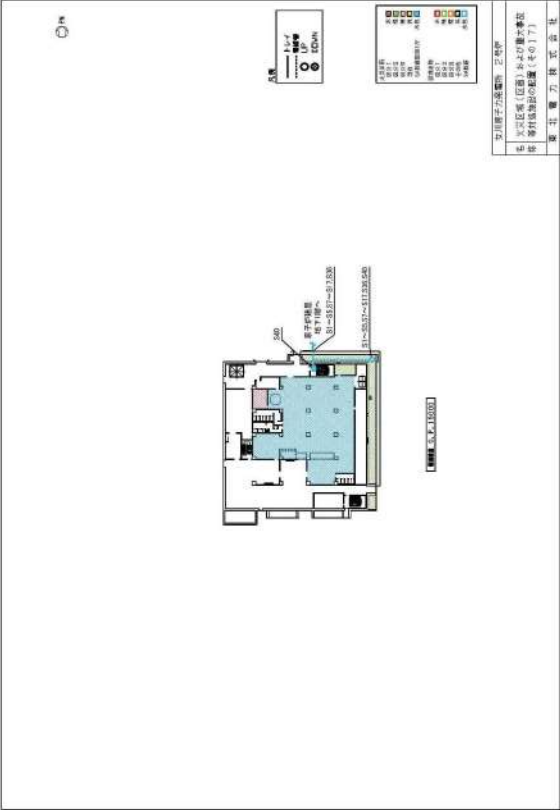
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="835 963 1084 983">図 51-23 2号炉副調建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-24 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

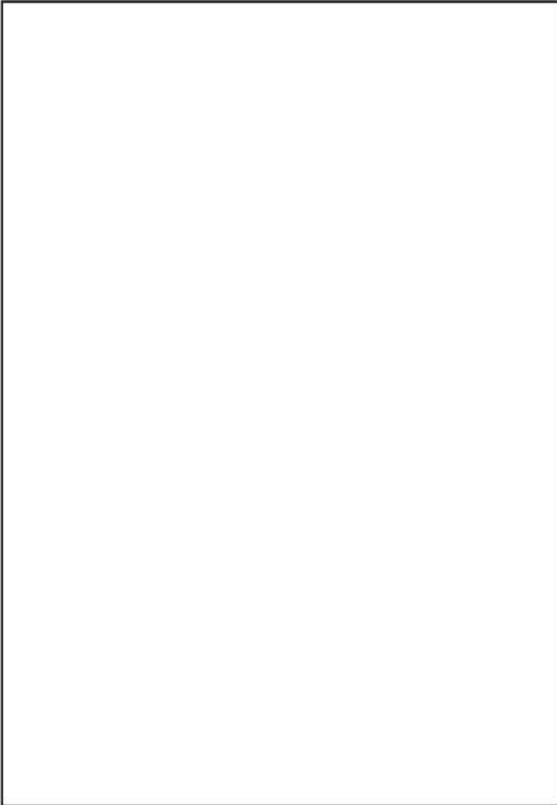
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-25 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

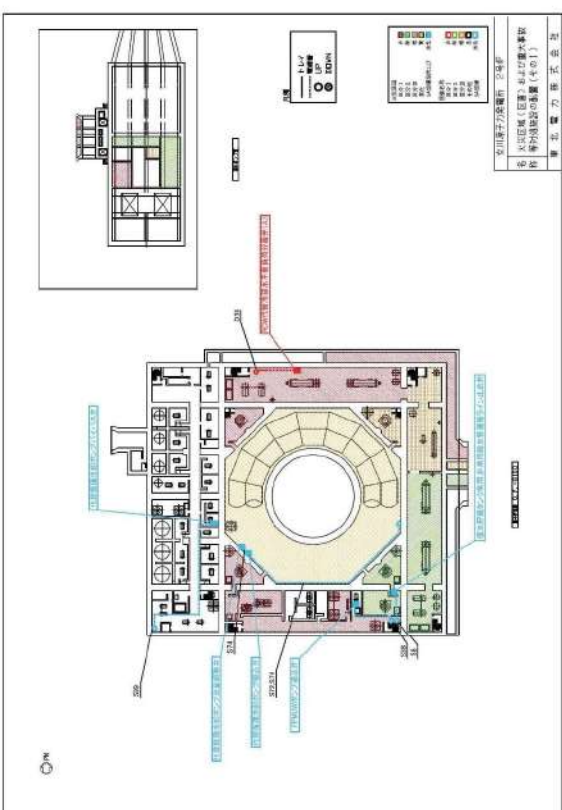
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 986 1075 1007">図51-26 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="898 1010 1223 1031">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

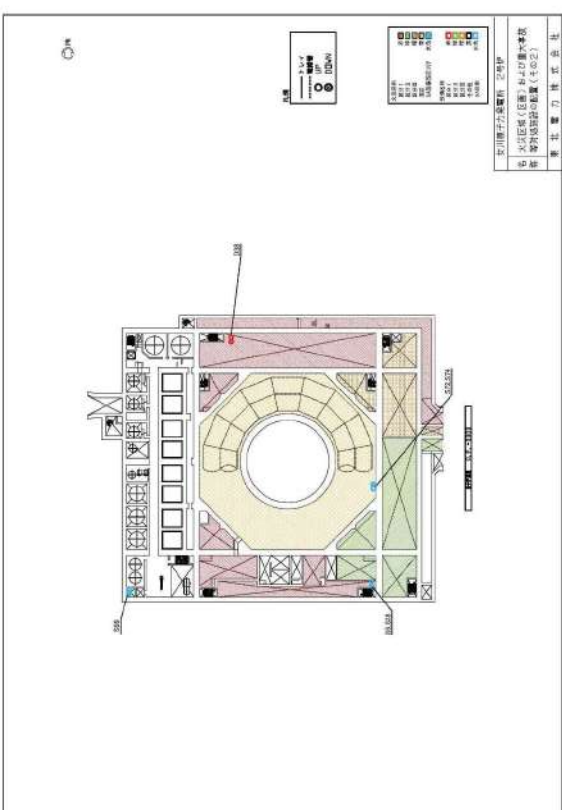
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-27 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

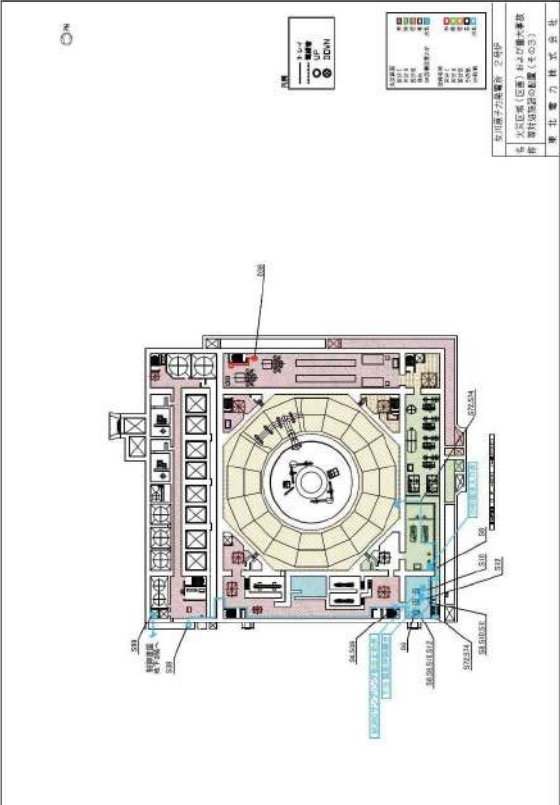
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-28 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

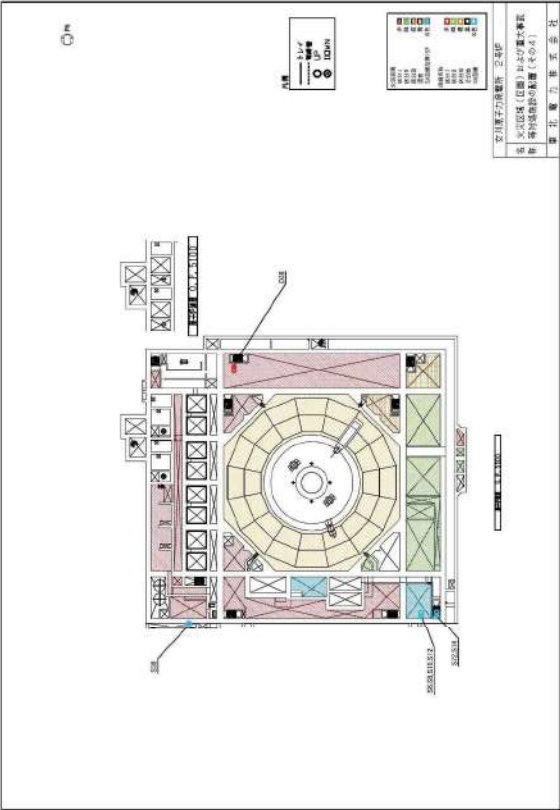
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-29 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

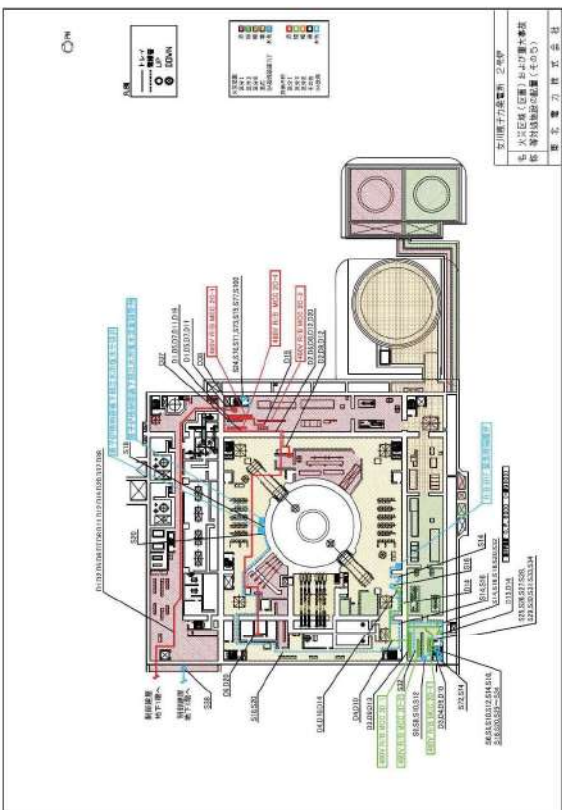
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-30 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

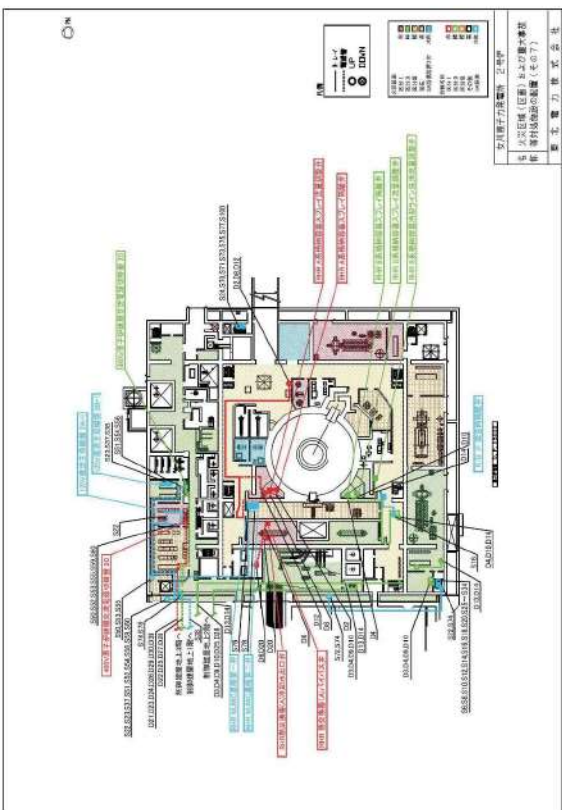
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-31 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

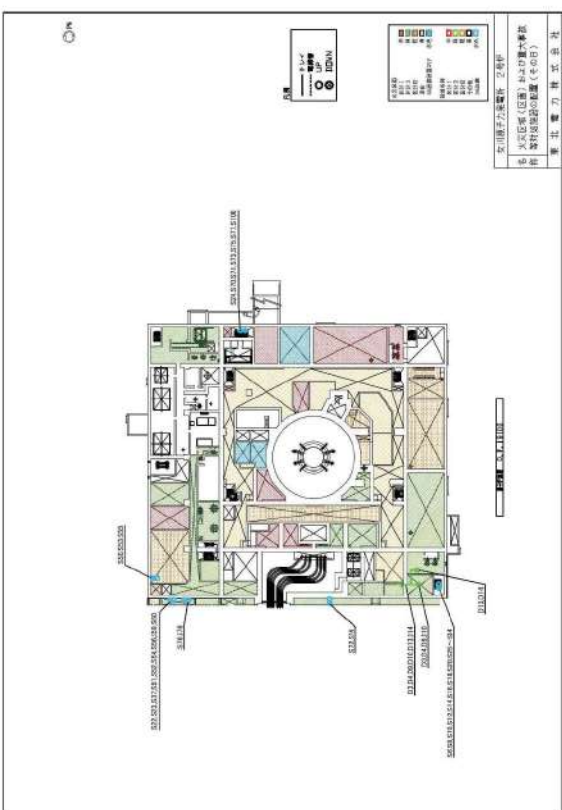
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-33 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

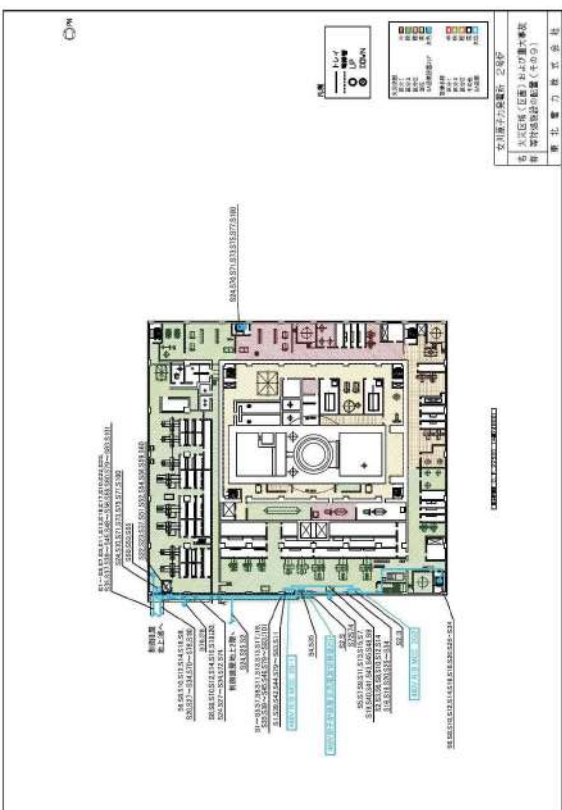
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-34 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

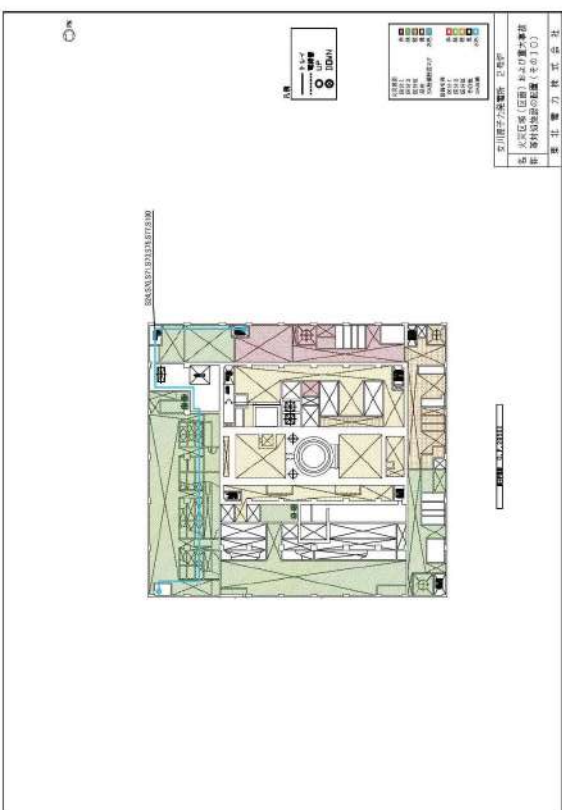
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-35 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

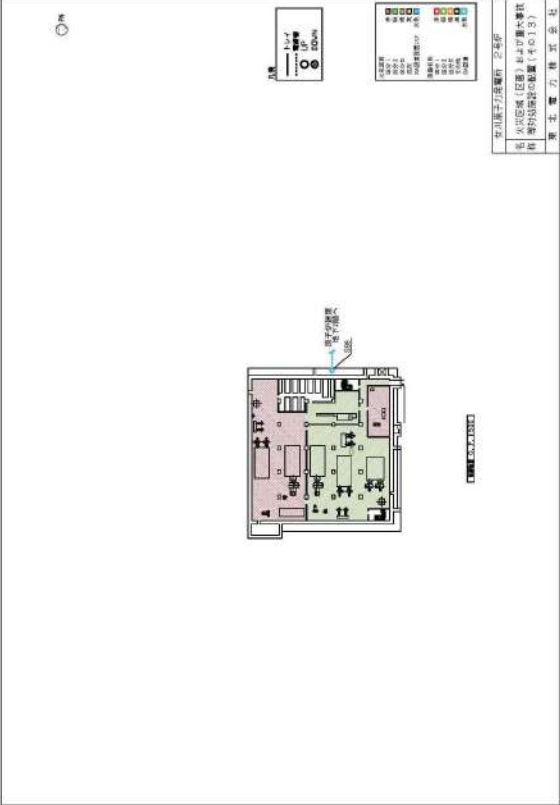
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-36 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

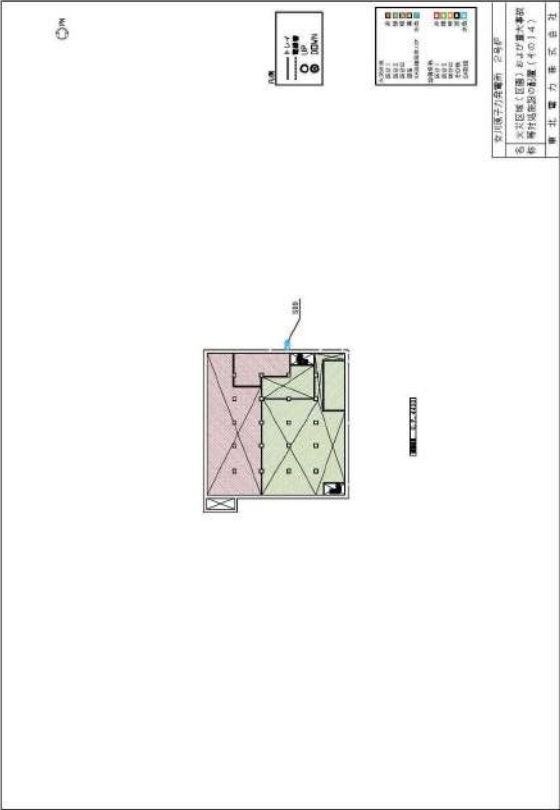
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 986 1075 1005">図 51-37 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

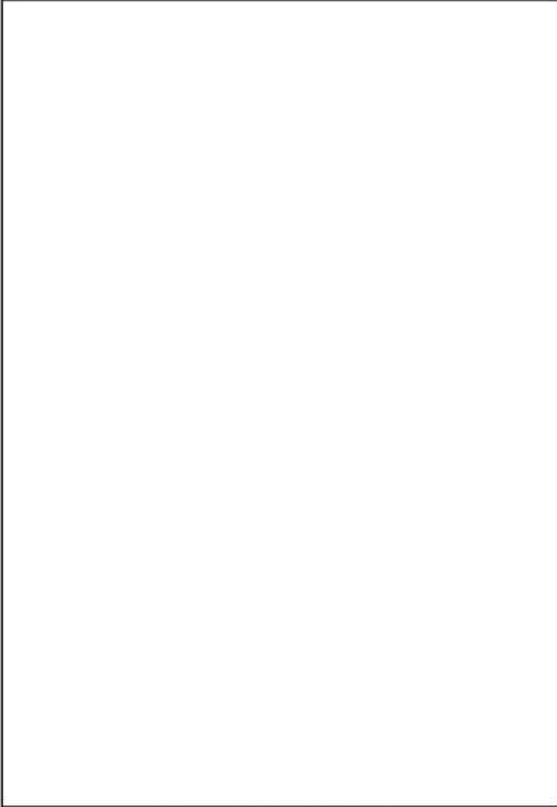
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-38 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

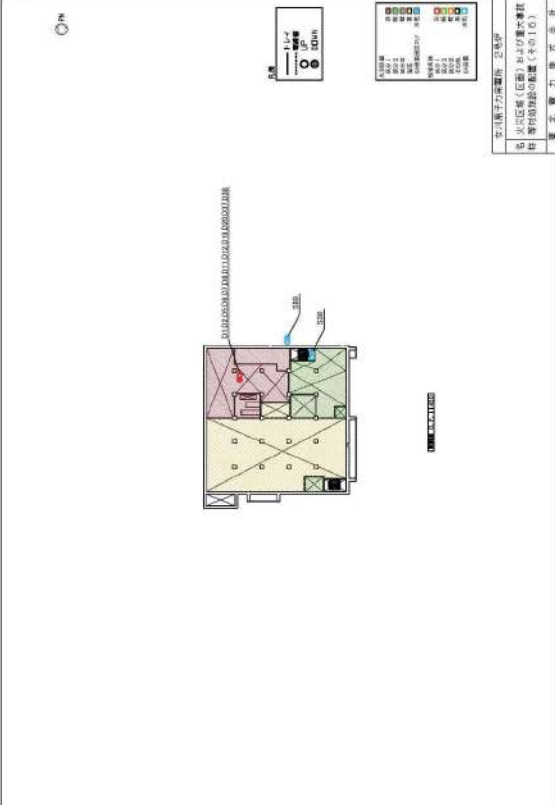
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 991 1075 1007">図51-39 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="898 1010 1223 1026">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2159 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

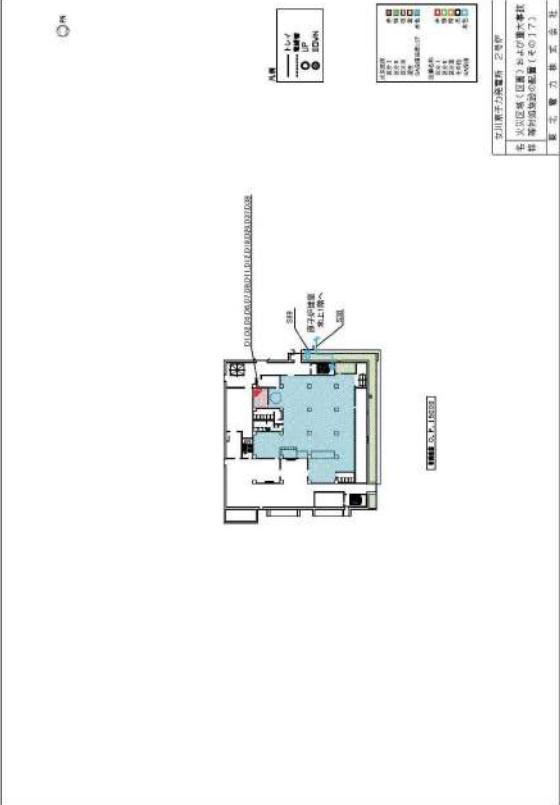
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-40 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

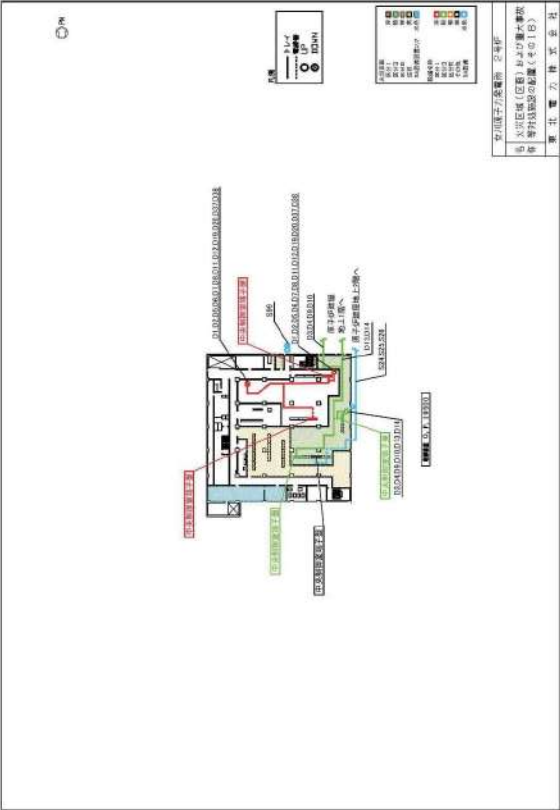
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 986 1075 1005">図 51-41 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

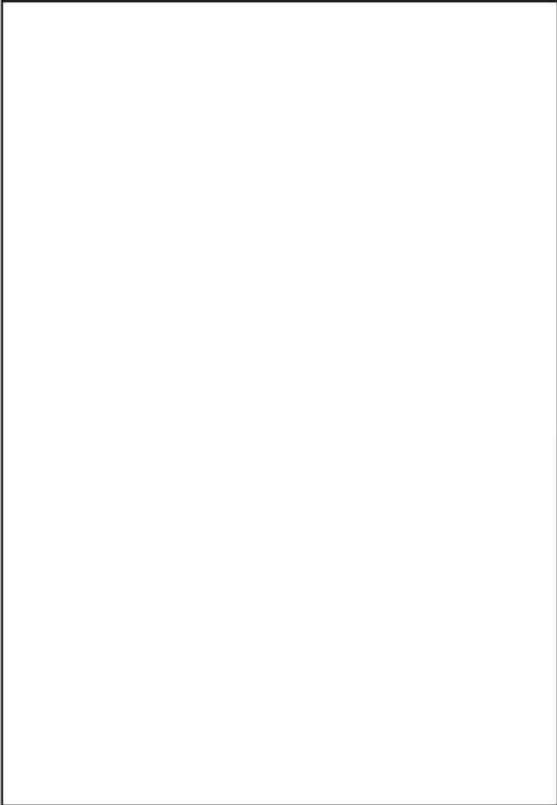
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-42 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

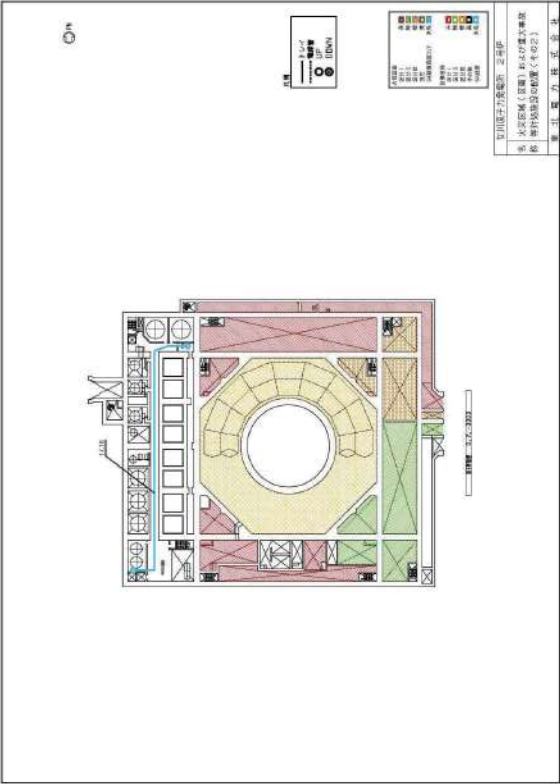
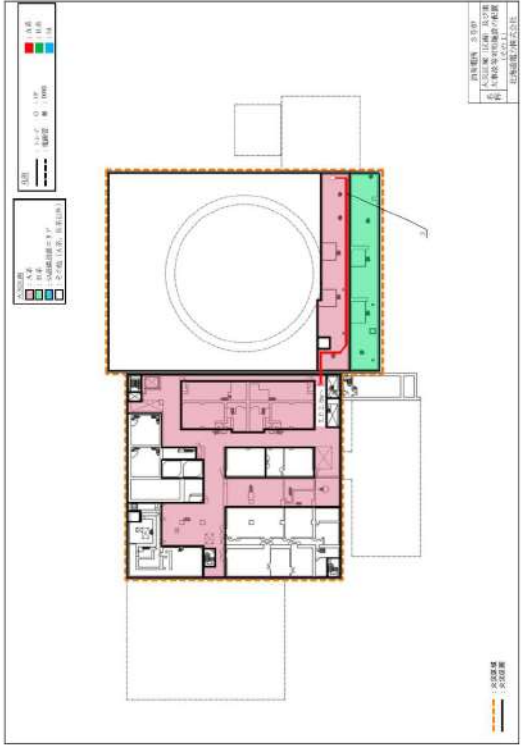
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 986 1075 1005">図51-49 2号が削削建屋 地上3階</p> <p data-bbox="898 1008 1223 1027">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

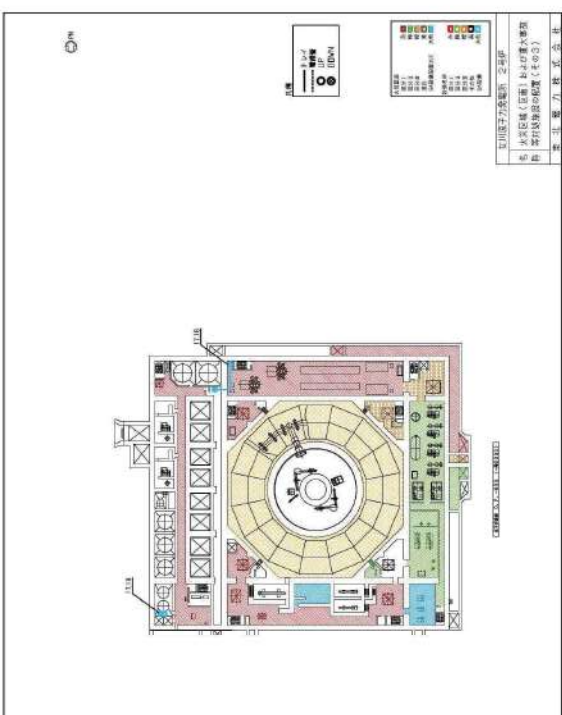
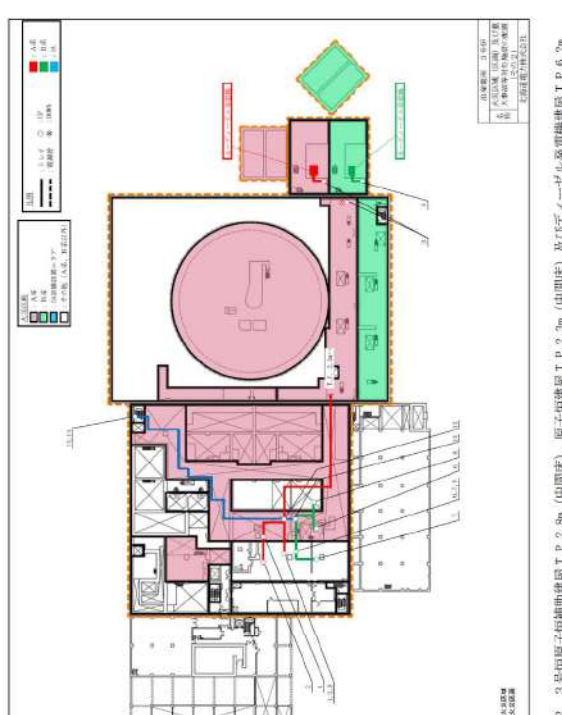
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-1 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図57.1 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8m及び原子炉建屋 T.P.2.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

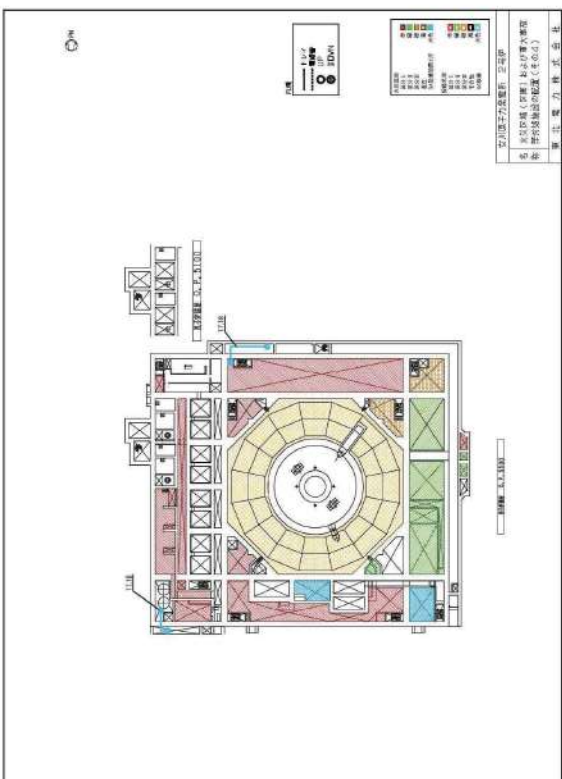
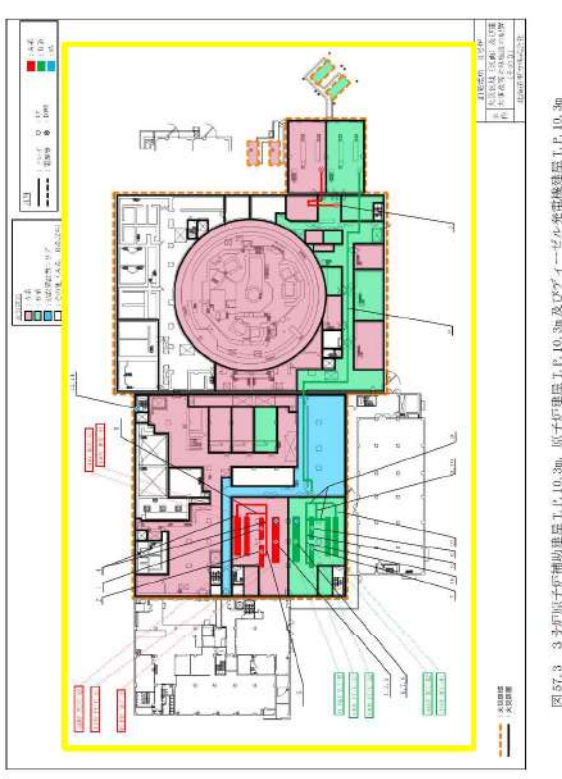
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図 57.2 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8a (中間約)、原子炉建屋 T.P.2.3a (中間床)、原子炉建屋 T.P.6.2a</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

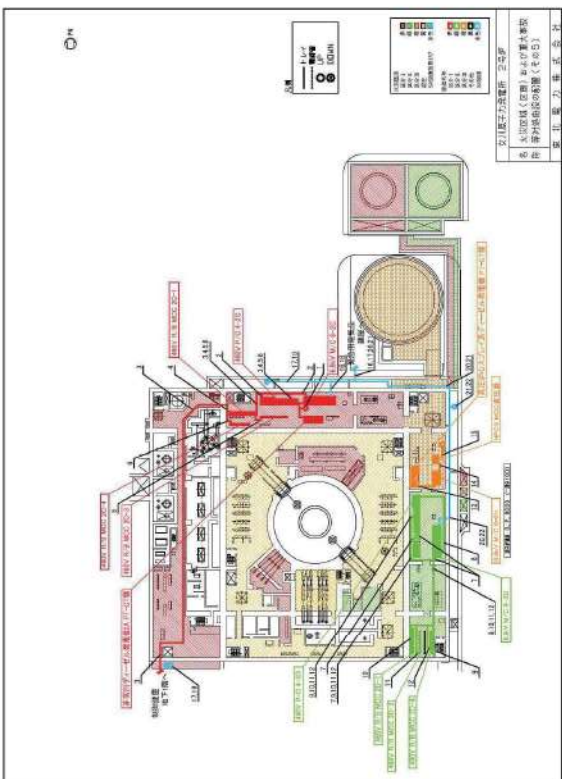
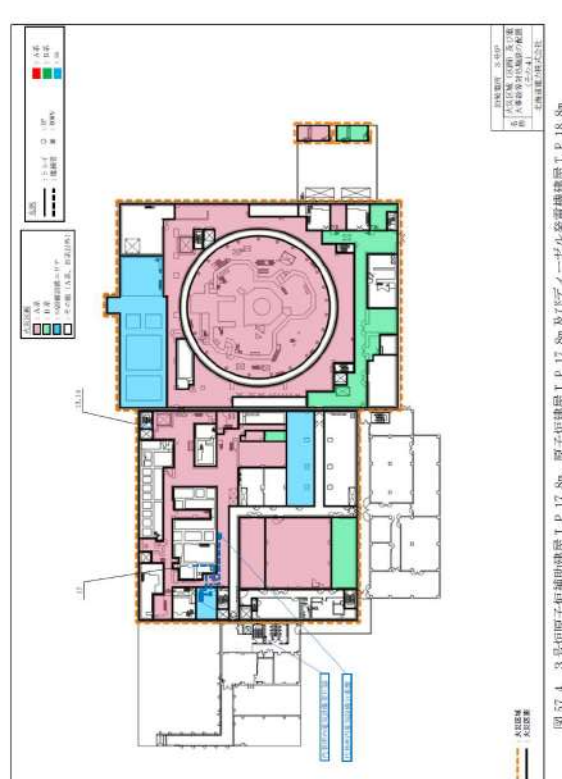
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-3 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図 57.3 3号炉原子炉補助建屋 T.P.10.3m、原子炉建屋 T.P.10.3m、原子炉建屋 T.P.10.3m及びブイローゼル発電機建屋 T.P.10.3m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

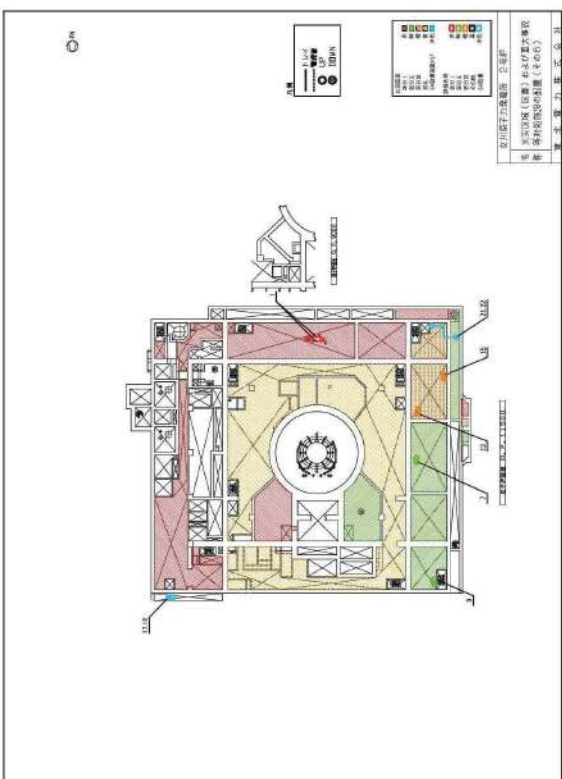
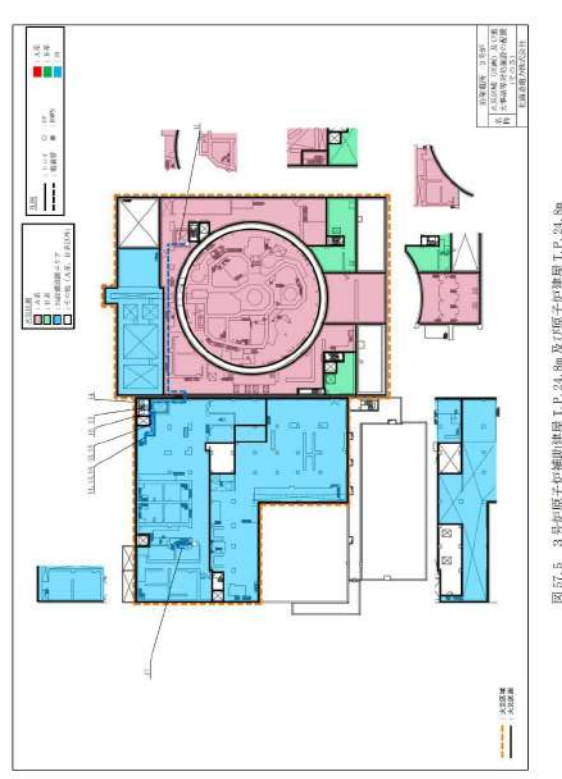
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-4 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図 57.4 3号炉原子炉補助建屋 I.P.17.8a, 原子炉建屋 I.P.17.8a 及びディーゼル発電機建屋 I.P.18.8a</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

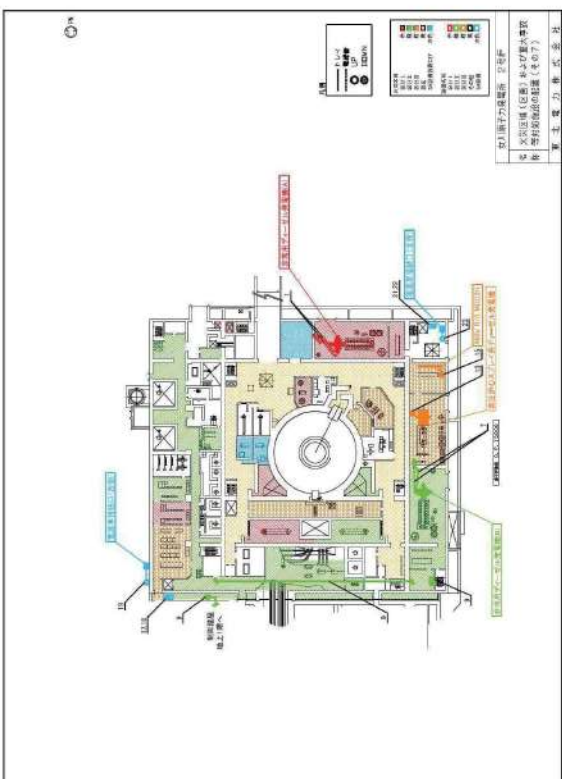
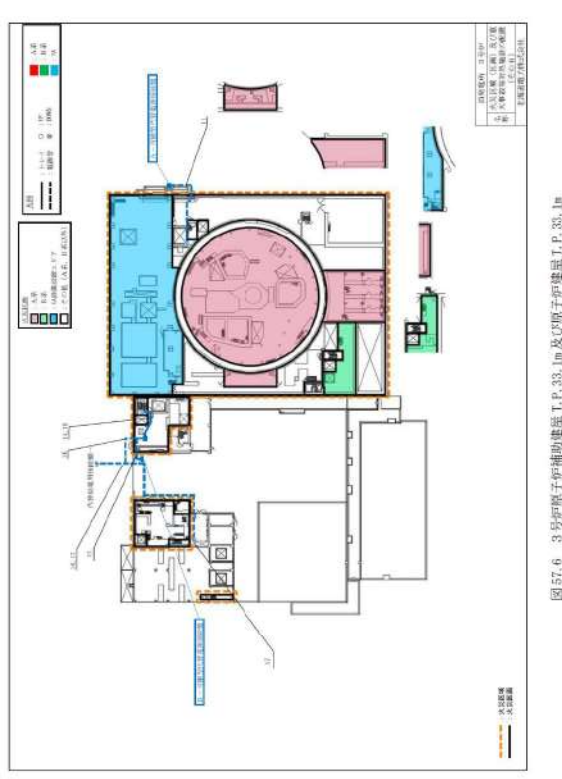
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-5 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 57.5 3号炉原子炉補助建屋 I.P.24.8m 及び原子炉建屋 I.P.24.8m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

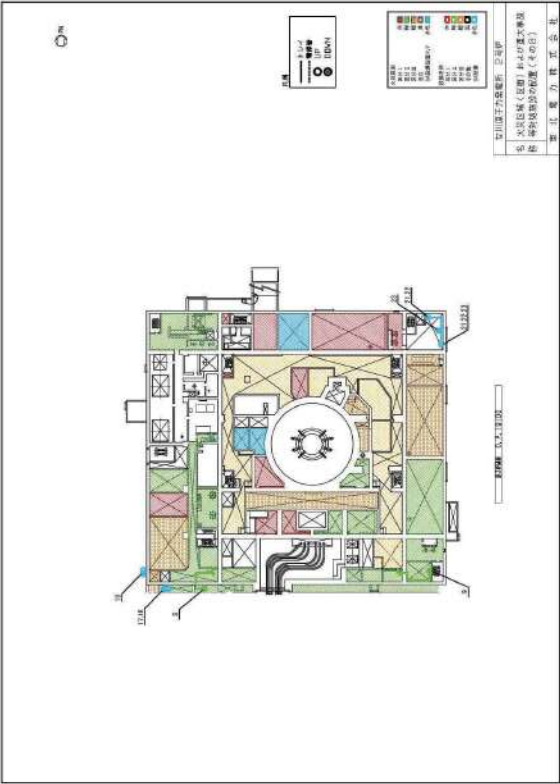
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-6 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図57.6 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33.1m及び原子炉建屋 T.P.35.1m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

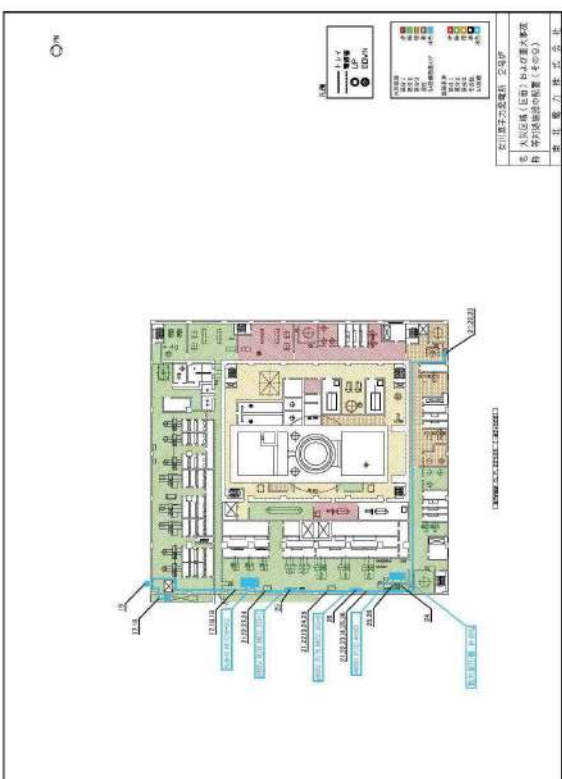
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 67-7 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 67-8 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

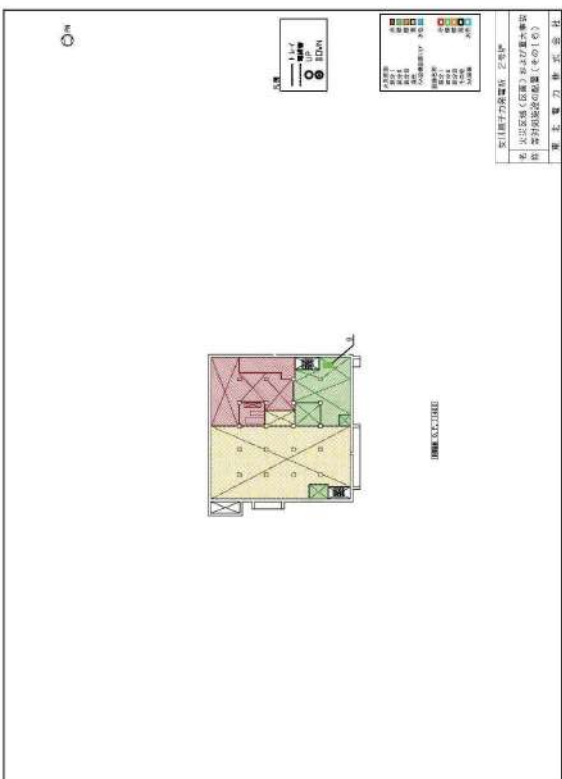
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-9 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

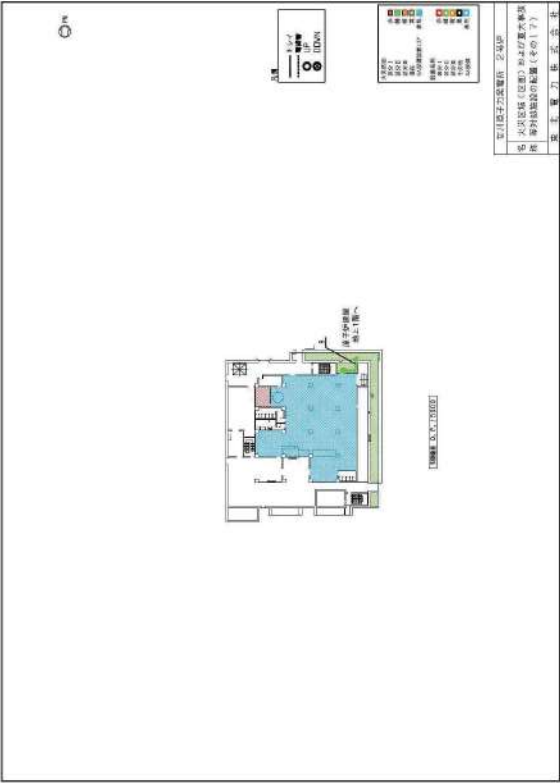
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 67-10 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

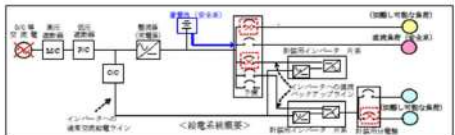
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-10 所内常設蓄電式直流電源設備に対する設計方針について	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 系統概要</p> <p>所内常設蓄電式直流電源は2系統 (A、B) を有し、系統構成は下図のとおりである。</p>  <p>10.1 概要</p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、3系統3組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、分電盤等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計測制御系統施設、無停電電源装置等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの2系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、原子炉隔離時冷却系により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常用直流電源設備の主要機器仕様を表57-10-1に、単線結線図を図57-10-1に示す。蓄電池 (非常用) は鉛蓄電池で、独立したものを3系統3組 (125V蓄電池2A、2B及び2H) 設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、125V蓄電池2A及び2Bを所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池 (非常用) と別に、直流駆動低圧注水系ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ、タービン発電機初期励磁等へ給電する蓄電池 (常用) を設けている。蓄電池 (常用) は、250V 1系統 (約6,000Ah) を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から約15分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池 (非常用) は、常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p>10.1 概要</p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、2系統2組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、直流コントロールセンタ等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計装用インバータ (無停電電源装置) 等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの1系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常用直流電源設備の主要仕様を表57.10.1に、単線結線図を図57.10.1に示す。蓄電池 (非常用) は鉛蓄電池で、独立したものを2系統2組 (A蓄電池及びB蓄電池) 設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、A蓄電池及びB蓄電池を所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池 (非常用) と別に、タービン動主給水ポンプ非常用油ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ等へ給電する蓄電池 (常用) を設けている。蓄電池 (常用) は、約130V 2系統2組 (1組当たり約2,000Ah) を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から約55分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池 (非常用) は、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p>10.1 概要</p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、2系統2組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、直流コントロールセンタ等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計装用インバータ (無停電電源装置) 等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの1系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常用直流電源設備の主要仕様を表57.10.1に、単線結線図を図57.10.1に示す。蓄電池 (非常用) は鉛蓄電池で、独立したものを2系統2組 (A蓄電池及びB蓄電池) 設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、A蓄電池及びB蓄電池を所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池 (非常用) と別に、タービン動主給水ポンプ非常用油ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ等へ給電する蓄電池 (常用) を設けている。蓄電池 (常用) は、約130V 2系統2組 (1組当たり約2,000Ah) を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から約55分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池 (非常用) は、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 項目名称の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称・記載表現の相違 ・女川：分電盤⇔泊：直流コントロールセンタ</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊の計測制御系統施設は計装用インバータ (無停電電源装置) の負荷である</p> <p>【女川】 設備の相違 ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (蓄電池) ・女川：125V蓄電池2A⇔泊：A蓄電池 ・女川：125V蓄電池2B⇔泊：B蓄電池</p> <p>【女川】 設備の相違 ・蓄電池 (常用) の仕様及び負荷の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇔泊：代替非常用発電機</p> <p>【女川】 供給開始時間の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：電源車⇔泊：可搬型代替電源車</p>

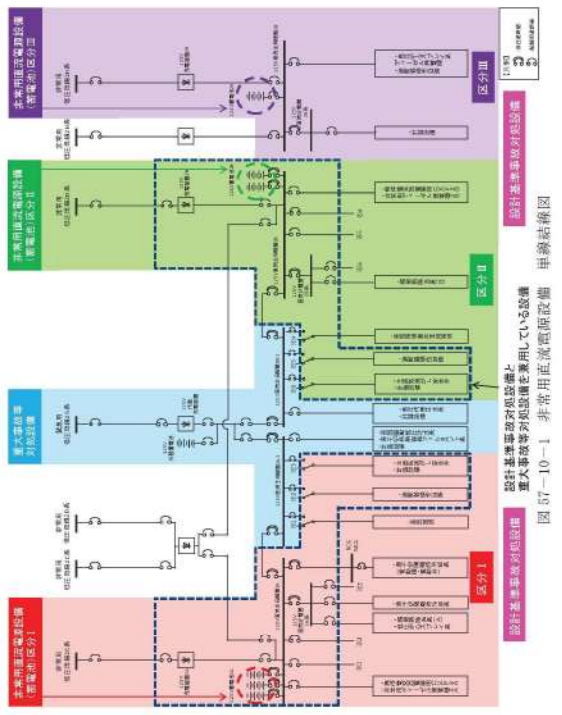
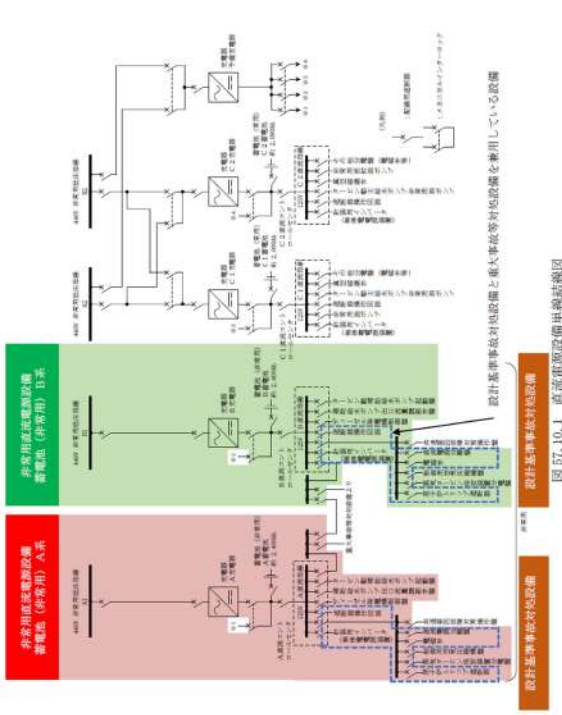
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																					
	<p>参考: 重大事故等対処施設の各条文にて炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器の破損, 使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために設けている設備への電源供給時間は約24時間とする。</p> <p>表 57-10-1 非常用直流電源設備の主要機器仕様</p> <table border="1" data-bbox="784 343 1176 1396"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備</th> <th colspan="2">(参考) 重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>125V蓄電池2A (区分I)</th> <th>125V蓄電池2B (区分II)</th> <th>125V蓄電池2H (区分III)</th> <th>125V代替蓄電池</th> <th>250V蓄電池</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池 電圧 容量</td> <td>125V 約8,000Ah</td> <td>125V 約6,000Ah</td> <td>125V 約400Ah</td> <td>125V 約2,000Ah</td> <td>250V 約6,000Ah</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充電器 台数</td> <td>1 (125V蓄電池2A用) 1 (125V蓄電池2B用)</td> <td></td> <td>1 (125V蓄電池2H用)</td> <td>1 (125V代替蓄電池用)</td> <td>1 (250V蓄電池用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充電方式</td> <td>浮動 (常時)</td> <td></td> <td>浮動 (常時)</td> <td>浮動 (常時)</td> <td>浮動 (常時)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		設計基準事故対処設備		(参考) 重大事故等対処設備		125V蓄電池2A (区分I)	125V蓄電池2B (区分II)	125V蓄電池2H (区分III)	125V代替蓄電池	250V蓄電池		蓄電池 電圧 容量	125V 約8,000Ah	125V 約6,000Ah	125V 約400Ah	125V 約2,000Ah	250V 約6,000Ah		充電器 台数	1 (125V蓄電池2A用) 1 (125V蓄電池2B用)		1 (125V蓄電池2H用)	1 (125V代替蓄電池用)	1 (250V蓄電池用)		充電方式	浮動 (常時)		浮動 (常時)	浮動 (常時)	浮動 (常時)		<p>参考: 重大事故等対処施設の各条文にて炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器の破損, 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために設けている設備への電源供給時間は約24時間とする。</p> <p>表 57.10.1 非常用直流電源設備の主要仕様</p> <table border="1" data-bbox="1411 359 1736 1372"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用</th> <th colspan="2">(参考) 重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>A蓄電池</th> <th>B蓄電池</th> <th>後備蓄電池</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池 電圧 容量</td> <td>約130V 約2,400Ah</td> <td>約130V 約2,400Ah</td> <td>約130V 約2,400Ah × 2組</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充電器 台数 充電方式</td> <td>1 (A蓄電池用) 1 (B蓄電池用) 浮動 (常時)</td> <td></td> <td>2 (後備蓄電池用) 浮動 (常時)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		(参考) 重大事故等対処設備		A蓄電池	B蓄電池	後備蓄電池		蓄電池 電圧 容量	約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah × 2組		充電器 台数 充電方式	1 (A蓄電池用) 1 (B蓄電池用) 浮動 (常時)		2 (後備蓄電池用) 浮動 (常時)		<p>【女川】 設備名称の相違 ・女川: 使用済燃料プール⇄泊: 使用済燃料ピット</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・炉型による非常用電源設備構成の相違 ・負荷電流の相違により, 蓄電池の必要容量が相違する。</p>
項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		設計基準事故対処設備		(参考) 重大事故等対処設備																																																			
	125V蓄電池2A (区分I)	125V蓄電池2B (区分II)	125V蓄電池2H (区分III)	125V代替蓄電池	250V蓄電池																																																			
蓄電池 電圧 容量	125V 約8,000Ah	125V 約6,000Ah	125V 約400Ah	125V 約2,000Ah	250V 約6,000Ah																																																			
充電器 台数	1 (125V蓄電池2A用) 1 (125V蓄電池2B用)		1 (125V蓄電池2H用)	1 (125V代替蓄電池用)	1 (250V蓄電池用)																																																			
充電方式	浮動 (常時)		浮動 (常時)	浮動 (常時)	浮動 (常時)																																																			
項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		(参考) 重大事故等対処設備																																																					
	A蓄電池	B蓄電池	後備蓄電池																																																					
蓄電池 電圧 容量	約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah × 2組																																																					
充電器 台数 充電方式	1 (A蓄電池用) 1 (B蓄電池用) 浮動 (常時)		2 (後備蓄電池用) 浮動 (常時)																																																					

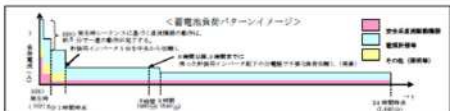
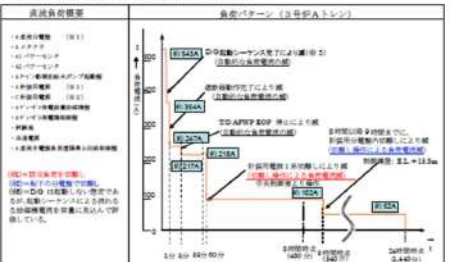
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-1 非常用直流電源設備 単線結線図</p>	 <p>図 57-10.1 直流電源設備単線結線図</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. SA時要求に対する設計方針（容量根拠概要）</p> <p>SA時（長期全交流動力電源喪失時）は、全交流動力電源喪失開始から8時間以内は中央制御室から、8時間以降は現地で操作にてSA時に給電不要な負荷を切り落とし、給電確保する設計としている。</p>  <p>（参考）容量根拠詳細例（大飯3号炉A系統（例））</p> 	<p>10.2 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な直流設備について</p> <p>全交流動力電源喪失時、安全保護系及び原子炉停止系の動作による発電用原子炉の安全停止、原子炉隔離時冷却系による発電用原子炉の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保に必要な設備（制御電源含む）に電源供給が可能な設計とする。これに加えて、全交流動力電源喪失時に必要のないものの負荷切離しまでは蓄電池に接続されている設備にも電源供給が可能な設計とする。</p> <p>参考：重大事故等対処設備として兼用する125V蓄電池2Aは原子炉隔離時冷却系による原子炉注水が8時間を超えて24時間まで使用可能な容量を有する設計とする。なお、原子炉隔離時冷却系は、蓄電池容量以外にもサブプレッションチェンバの圧力及び水温の上昇や中央制御室、原子炉隔離時冷却系ポンプ設置場所であるRCICタービンポンプ室の温度上昇を考慮しても、起動から24時間継続運転を行い発電用原子炉へ注水することが可能である。</p> <p>全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設備の選定方針及び対象設備については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 選定の対象となる直流設備</p> <p>a. 設計基準事故対処設備</p> <p>設置許可基準規則の第3条～第36条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備</p> <p>(b) 追加要求事項がある設置許可基準規則の第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第24条、第26条、第31条、第33条、第34条、第35条において、直流電源の供給を必要とする設備</p> <p>b. 【参考】重大事故等対処設備</p> <p>設置許可基準規則の第37条～第62条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 有効性評価のうち全交流動力電源喪失を想定している以下のシナリオに用いる設備（交流動力電源復旧後用いる設備は除く。）</p> <p>2. 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>2.3 全交流動力電源喪失</p>	<p>10.2 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な直流設備について</p> <p>全交流動力電源喪失時、安全保護系及び原子炉停止系の動作による発電用原子炉の安全停止、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁による発電用原子炉の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保に必要な設備（制御電源含む）に電源供給が可能な設計とする。これに加えて、全交流動力電源喪失時に必要のないものの負荷切離しまでは蓄電池に接続されている設備にも電源供給が可能な設計とする。</p> <p>参考：重大事故等対処設備として兼用するA蓄電池及びB蓄電池並びに重大事故等対処設備である後備蓄電池は、タービン動補助給水ポンプによる発電用原子炉の冷却時に操作する補助給水ポンプ出口流量調節弁が8時間を超えて24時間まで使用可能な容量を有する設計とする。なお、タービン動補助給水ポンプは、蓄電池容量以外にも中央制御室、タービン動補助給水ポンプ室の温度上昇を考慮しても、起動から24時間継続運転を行い発電用原子炉を冷却することが可能である。</p> <p>全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設備の選定方針及び対象設備については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 選定の対象となる直流設備</p> <p>a. 設計基準事故対処設備</p> <p>設置許可基準規則の第3条～第36条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備</p> <p>(b) 追加要求事項がある設置許可基準規則の第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第24条、第26条、第31条、第33条、第34条、第35条において、直流電源の供給を必要とする設備</p> <p>b. 【参考】重大事故等対処設備</p> <p>設置許可基準規則の第37条～第62条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 有効性評価のうち全交流動力電源喪失を想定している以下のシナリオに用いる設備（交流動力電源復旧後用いる設備は除く。）</p> <p>7.1 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>7.1.2 全交流動力電源喪失</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 項目名称の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 設備の相違 ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違（蓄電池） ・女川：125V蓄電池2A⇔泊：A蓄電池 ・女川：125V蓄電池2B⇔泊：B蓄電池 【女川】 設備の相違 ・泊はB蓄電池及び後備蓄電池からも給電する ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.3.1 全交流動力電源喪失 (長期TB)</p> <p>2.3.2 全交流動力電源喪失 (TBU)</p> <p>2.3.3 全交流動力電源喪失 (TBD)</p> <p>2.3.4 全交流動力電源喪失 (TBP)</p> <p>2.4 崩壊熱除去機能喪失</p> <p>2.4.1 取水機能が喪失した場合</p> <p>2.6 LOCA時注水機能喪失</p> <p>3. 運転中の原子炉における重大事故</p> <p>3.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損)</p> <p>3.1.2 代替循環冷却系を使用する場合</p> <p>3.1.3 代替循環冷却系を使用できない場合</p> <p>3.4 水素燃焼</p> <p>5. 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>5.2 全交流動力電源喪失</p> <p>(b) 設置許可基準規則の第44条～第58条において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要となる設備</p> <p>(2) 時系列を考慮した直流設備の選定</p> <p>a. 外部電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 外部電源喪失から1分まで</p> <p>外部電源喪失時に各ディーゼル発電機の自動起動に必要な設備として、<u>区分I～IIIの各蓄電池 (非常用) から各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路に電源供給を行う。電源供給時間は各ディーゼル発電機が起動するまでの約1分間給電可能な設計とする。</u></p> <p>直流設備：<u>非常用ディーゼル発電機初期励磁、高圧炉心スプレイスディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路</u>(表57-10-2) (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p>	<p>7.1.3 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>7.2 重大事故</p> <p>7.2.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損)</p> <p>7.2.1.1 格納容器過圧破損</p> <p>7.2.1.2 格納容器過温破損</p> <p>7.4 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>7.4.2 全交流動力電源喪失</p> <p>(b) 設置許可基準規則の第44条～第58条において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要となる設備</p> <p>(2) 時系列を考慮した直流設備の選定</p> <p>a. 外部電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 外部電源喪失から1分まで</p> <p>外部電源喪失時に各ディーゼル発電機及びタービン動補助給水ポンプの自動起動に必要な設備として、<u>A系、B系の各蓄電池 (非常用) から各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁に電源供給を行う。電源供給時間は各ディーゼル発電機が起動するまで及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の動作が完了するまでの約1分間給電可能な設計とする。</u></p> <p>直流設備：<u>ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、補助給水設備 (タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁)</u> (表57.10.2) (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失を想定する有効性評価シナリオの相違</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇔泊：使用済燃料ピット</p> <p>【女川】設備の相違 ・炉型の違いによる外部電源喪失後1分までに自動起動が完了する設備の相違</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：非常用ディーゼル発電機⇔泊：ディーゼル発電機</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から 15 分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、蓄電池に接続される全ての負荷に 15 分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続される全ての負荷 （火災防護対策設備、モニタリングポスト、緊急時対策所電源、可搬型代替モニタリング設備、可搬型モニタリング設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。）</p> <p>(b) 全交流動力電源喪失 15 分後から 1 時間まで 全交流動力電源喪失から 15 分後には、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から電源供給を行うため、蓄電池からの電源供給は不要となるが、ガスタービン発電機が起動できない場合を考慮し、蓄電池に接続される全ての負荷に 1 時間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続される全ての負荷 （火災防護対策設備、モニタリングポスト、緊急時対策所電源、可搬型代替モニタリング設備、可搬型モニタリング設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。）</p>	<p>全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から 55 分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、蓄電池に接続されるすべての負荷に 55 分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続されるすべての負荷 （潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト／モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。）</p> <p>(b) 全交流動力電源喪失 55 分後から 1 時間まで 全交流動力電源喪失から 55 分後には、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から電源供給を行うため、蓄電池からの電源供給は不要となるが、代替非常用発電機が起動できない場合を考慮し、蓄電池に接続されるすべての負荷に 1 時間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続されるすべての負荷 （潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト／モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）、可搬型モニタ</p>	<p>(b) 外部電源喪失から 5 分まで 外部電源喪失時にタービン動補助給水ポンプの自動起動に必要な設備として、A系、B系の各蓄電池（非常用）からタービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプに電源供給を行う。電源供給時間はタービン動補助給水ポンプの油圧が確立し、これらのポンプが自動停止するまでの約 5 分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：補助給水設備（タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプ）（表 57.10.2） （下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備）</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から 55 分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、蓄電池に接続されるすべての負荷に 55 分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続されるすべての負荷 （潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト／モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。）</p>	<p>【女川】設備の相違 ・泊は外部電源喪失から 5 分後までに自動的に停止する負荷がある</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 供給開始時間の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 ・給電対象設備名称の相違</p> <p>【女川】 供給時間の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇄泊：代替非常用発電機</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>(c) 全交流動力電源喪失1時間後から8時間まで</p> <p>区分Ⅰ及び区分Ⅱの蓄電池は全交流動力電源喪失時に電源が必要な負荷に必要時間電源を供給するため1時間以内にi, ii項に記載の負荷切離し^{*1}を行い、残りの負荷に対して可搬型代替交流電源設備(電源車)から電源供給できる8時間を経過した時点となるまで蓄電池から電源供給が可能な設計とする。区分Ⅲの蓄電池については、負荷の切離しを実施せず、接続される全ての負荷に8時間電源供給を行う。</p> <p>i. 交流電源が回復するまでは期待しない設備の負荷(2) d項に記載の負荷)</p> <p>ii. 無停電電源装置の負荷^{*2} (原子炉保護系, 平均出力領域モニタ, 起動領域モニタ, 制御棒位置等) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>直流設備: <u>直流照明^{*3}, 直流照明兼非常用照明^{*3}, 主蒸気逃がし安全弁, 原子炉隔離時冷却系, 原子炉水位(広帯域)(燃料域), 原子炉圧力, 原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力, 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力, 格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W), 格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C), 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量, 取水ピット水位計^{*3}, 無線連絡設備(固定)/(携帯)^{*3}, 衛星電話設備(固定)/(携帯)^{*3}, 安全パラメータ表示システム(SPDS)^{*3}</u> (表57-10-2) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>*1. 区分Ⅰ及び区分Ⅱの蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給するための設備に電源供給を行う設備を兼用していることから、設置許可基準</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>リングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池(非常用)から電源供給を行わない。)</p> <p>(c) 全交流動力電源喪失1時間後から8時間まで</p> <p>A系及びB系の蓄電池は全交流動力電源喪失時に電源が必要な負荷に必要時間電源を供給するため、1時間後にi, ii項に記載の負荷切離し^{*1}を行い、残りの負荷に対して可搬型代替交流電源設備(可搬型代替電源車)から電源供給できる8時間を経過した時点となるまで蓄電池から電源供給が可能な設計とする。</p> <p>i. 交流電源が回復するまでは期待しない設備の負荷(2) d項に記載の負荷)</p> <p>ii. 計装用インバータ(無停電電源装置)の負荷^{*2} (原子炉保護設備等) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>直流設備: <u>地下水排水設備^{*3}, 津波監視カメラ^{*3}, 取水ピット水位計^{*3}, 水素検知器^{*3}, 循環水ポンプの自動停止インターロック^{*3}, 格納容器サンプ水位上昇率測定装置^{*3}, 補助給水ポンプ出口流量調節弁, 出力領域中性子束, 中間領域中性子束, 中性子源領域中性子束, 加圧器圧力^{*3}, 加圧器水位, 1次冷却材圧力(広域), 1次冷却材温度(広域-高温側), 1次冷却材温度(広域-低温側), 1次冷却材流量^{*3}, 主蒸気ライン圧力, 蒸気発生器水位(狭域), 蒸気発生器水位(広域), 格納容器内温度, 原子炉格納容器圧力, 補助給水流量, 補助給水ピット水位, ほう酸タンク水位, 格納容器再循環サンプ水位(広域), 格納容器再循環サンプ水位(狭域), 原子炉補機冷却水サージタンク水位, 燃料取替用水ピット水位, 格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ), 格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)</u> (表57.10.2) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>*1. A系及びB系の蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給するための設備に電源供給を行う設備を兼用していることから、設置許可基準</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:区分Ⅰ, 区分Ⅱ⇔泊:A系, B系</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:電源車⇔泊:可搬型代替電源車</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:無停電電源装置⇔泊:計装用インバータ(無停電電源装置) ・女川:原子炉保護系⇔泊:原子炉保護設備</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:区分Ⅰ, 区分Ⅱ⇔泊:A系, B系</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:使用済燃料プール⇔泊:使用済燃料ピット</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>規則第57条電源設備 解釈第1項 b) を考慮し、中央制御室にて簡易な操作で負荷切離しを行う設計とする。</p> <p>*2. 原子炉保護系による原子炉停止及び平均出力領域モニタ、起動領域モニタ、制御棒位置の状態による原子炉スクラム確認は全交流動力電源喪失直後に行うので、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。なお、同様に無停電電源装置の負荷である燃料交換フロア放射線モニタ、燃料取替エリア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ、ドライウエル圧力、サブプレッションプール水温度及び圧力抑制室水位は、1時間で負荷切離した後、重大事故等対処設備にて監視可能である。</p> <p>*3. 直流照明、直流照明兼非常用照明、取水ビット水位計、無線連絡設備（固定） / （携帯）、衛星電話設備（固定） / （携帯）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）はユーティリティ設備として24時間電源供給を行う。</p>	<p>規則第57条電源設備 解釈第1項 b) を考慮し、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装室にて簡易な操作で負荷切離しを行う設計とする。</p> <p>*2. 原子炉保護設備による発電用原子炉停止は全交流動力電源喪失直後に行うので、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。また、同様に無停電電源装置の負荷である主蒸気逃がし弁は全交流動力電源喪失時に現場操作を行うため、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。加圧器逃がし弁は直流電源が喪失している場合は弁操作用バッテリーを準備しており、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。原子炉トリップ遮断器、共通要因故障対策盤及び主蒸気隔離弁は ATWS 事象発生直後に動作を期待する設備であり、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。凝縮液量測定装置、格納容器内温度、格納容器再循環サンプル水位（広域）、格納容器再循環サンプル水位（狭域）、原子炉補機冷却水サージタンク水位、格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）、格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）は他系統又は他設備により監視可能であり、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。</p> <p>*3. 地下水排水設備、津波監視カメラ、取水ビット水位計、水素検知器、循環水ポンプの自動停止インターロック、格納容器サンプル水位上昇率測定装置、加圧器圧力、1次冷却材流量はユーティリティ設備として24時間電源供給を行う。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 設備の相違 ・負荷切り離し場所の相違</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：原子炉保護系⇄泊：原子炉保護設備</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・負荷切離し対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 【参考】全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う重大事故等対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から24時間まで 各ディーゼル発電機及び常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、(1) b項で選定した設備（表57-10-3、表57-10-4）については、区分Ⅰ及び区分Ⅱの蓄電池から24時間電源供給を行う。</p> <p>直流設備：代替制御棒挿入機能、高圧代替注水系、原子炉隔離時冷却系、主蒸気逃がし安全弁、低圧代替注水系（直流駆動低圧注水系ポンプ）、耐圧強化ベント系、原子炉格納容器フィルタベント系、原子炉建屋内水素濃度、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置、使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）、原子炉圧力容器温度、原子炉圧力、原子炉圧力（SA）、原子炉水位（広帯域）（燃料域）、原子炉水位（SA広帯域）（SA燃料域）、高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイレイン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、原子炉格納容器下部注水流量、原子炉格納容器代替スプレイレイン流量、ドライウエル温度、圧力抑制室内空気温度、サブプレッションプール水温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力、圧力抑制室水位、原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位、格納容器内水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W）、格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C）、フィルタ装置出口放射線モニタ、復水貯蔵タンク水位、高圧代替注水系ポンプ出口圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力、原子炉格納容器下部温度、耐圧強化ベント系放射線モニタ、残留熱除去系熱交換器入口温度、残留熱除去系熱交換器出口温度（表57-10-2）</p>	<p>c. 【参考】全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う重大事故等対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から24時間まで 各ディーゼル発電機及び常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、(1) b項で選定した設備（表57.10.3、表57.10.4）については、A系及びB系の蓄電池並びに後備蓄電池から24時間電源供給を行う。</p> <p>直流設備：補助給水ポンプ出口流量調節弁、格納容器水素イグナイタ温度監視装置、原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）、使用済燃料ピット監視カメラ、出力領域中性子束、中間領域中性子束、中性子源領域中性子束、補助給水流量、蒸気発生器水位（狭域）、蒸気発生器水位（広域）、補助給水ピット水位、1次冷却材温度（広域-高温側）、1次冷却材温度（広域-低温側）、1次冷却材圧力（広域）、加圧器水位、燃料取替用ピット水位、格納容器再循環サンプル水位（広域）、格納容器再循環サンプル水位（狭域）、主蒸気ライン圧力、原子炉格納容器圧力、格納容器内温度、格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）、格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）、原子炉容器水位、格納容器圧力（AM用）、原子炉補機冷却水サージタンク水位、ほう酸タンク水位、格納容器水位、原子炉下部キャビティ水位（表57.10.2）</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇔泊：代替非常用発電機 ・女川：区分Ⅰ、区分Ⅱ⇔泊：A系、B系 【女川】設備の相違 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 蓄電池から電源供給を行うその他の設備</p> <p>タービン系制御等の一部制御系についても、蓄電池（非常用）から電源供給が可能な設計としている。これらの設備は、交流電源が回復するまでは系統として機能しない設備であるため、全交流動力電源喪失後1時間で切離ししても問題ない。</p> <p>直流設備：<u>タービン系制御</u>（表57-10-2） （下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備）</p>	<p>d. 蓄電池から電源供給を行うその他の設備</p> <p>蒸気タービン保安装置等の一部設備についても、蓄電池（非常用）から電源供給が可能な設計としている。これらの設備は、交流電源が回復するまでは系統として機能しない設備であるため、全交流動力電源喪失後1時間で切離ししても問題ない。</p> <p>直流設備：<u>蒸気タービン保安装置等</u>（表57.10.2） （下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備）</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給電対象設備の相違 <p>【女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は制御系だけでなく非常用設備への給電も行うため、「設備」と記載

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表 57-10-2 非常用直流電圧電源設備から電源供給する設備

条文	内容	追加要求事項の適用	番号	電源供給する設備	機能	炉心	燃料	燃焼	燃料	要求時間	供給可能時間
						*8	*9	*10		区分子	区分子
3条	設計基準対象施設の状態	無	-	〈電源が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-
4条	地震による損傷の防止	有	-	〈電源が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-
5条	津波による損傷の防止	有	5-1	津波対策カメラ	DB	-	-	-	-	-	-
6条	外部からの衝撃による損傷の防止	有	5-2	外の林を監視する設備*1 (取水ポンプ水位計)	DB	-	-	-	-	8 時間	24時間
7条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	有	-	〈電源が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-
8条	火災による損傷の防止	有	8-1	火災検知器 (4-1と同一)	DB	-	-	-	-	-	-
9条	漏水による損傷の防止	有	8-2	火災対策設備*2 (4-2と同一)	DB	-	-	-	-	-	-
10条	溢水による損傷の防止	有	-	〈電源が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-
11条	安全設備等	有	11-1	風速監視	DB	-	-	-	-	8 時間	24時間
12条	安全施設	有	11-2	風速監視装置用電源	DB	-	-	-	-	8 時間	24時間
13条	運転時の異常な温度変化及び設計基準範囲の拡大の防止	無	-	〈電源が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-
14条	全交流動力電源喪失対策設備	有	-	〈電源が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-

表 57-10-2 非常用直流電圧電源設備から電源供給する設備

条文	内容	追加要求事項の適用	番号	電源供給する設備	機能	炉心	燃料	燃焼	燃料	要求時間	供給可能時間
						*8	*9	*10		区分子	区分子
3条	設計基準対象施設の状態	無	-	〈電源が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-
4条	地震による損傷の防止	有	4-1	地下水位監視	DB	-	-	-	-	8 時間	24時間
5条	津波による損傷の防止	有	5-1	外の林を監視する設備*1 (貯留監視カメラ)	DB	-	-	-	-	8 時間	24時間
6条	外部からの衝撃による損傷の防止	有	5-2	外の林を監視する設備*1 (取水ポンプ水位計)	DB	-	-	-	-	8 時間	24時間
7条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	有	5-3	検知計	DB	-	-	-	-	8 時間	24時間
8条	水災による損傷の防止	有	-	〈電源が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-
9条	漏水による損傷の防止	有	8-1	火災検知器 (4-1と同一)	DB	-	-	-	-	8 時間	24時間
10条	溢水による損傷の防止	有	8-2	火災対策設備*2 (4-2と同一)	DB	-	-	-	-	8 時間	24時間
11条	安全設備等	有	9-1	風速監視装置用電源	DB	-	-	-	-	8 時間	24時間
12条	安全施設	有	11-1	風速監視装置用電源	DB	-	-	-	-	8 時間	24時間
13条	運転時の異常な温度変化及び設計基準範囲の拡大の防止	無	11-2	非常対応機器等	DB	-	-	-	-	-	-
14条	全交流動力電源喪失対策設備	有	-	〈電源が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由					
条文	内容	追加要 求事項 の相違	番号	電源供給する設備 (電源が必要な設備が要求されない)	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求 時間	供給可能時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ	
15条	炉心等	無	-			-	-	-	-	-	
16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	有	16-1 16-2 16-3 16-4 16-5 16-6 16-7 16-8	使用済燃料プール水位/過渡(ワイドバルブ式) (34-2と同じ) 燃料貯蔵プール水位 燃料貯蔵プール温度 燃料プールラジエーションシールド FFRのポンプ入口温度 燃料交換ポンプ燃料温度 燃料貯蔵エリア放射線モニタ 原子炉運轉工区放射線モニタ	DB/ SA DB DB DB DB DB DB	-	-	交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用	-	-	-
17条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	1時間 1時間 1時間	1時間 1時間 1時間	
18条	蒸気タービン	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	
19条	非常用炉心冷却設備	無	19-1 19-2 19-3 19-4	高圧炉心スプレイ系 (49-3と同じ) 低圧炉心スプレイ系 (47-3と同じ) 換熱器時定素 (47-4, 48-4, 49-2と同じ) 主蒸気凝結装置弁 (49-1と同じ)	DB DB DB DB/SA	-	-	交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用	-	-	
20条	一次冷却材の減少分を補給する設備	無	20-1	化学体積制御設備 (使てるポンプ) (47-1と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	
21条	放射能を除去することができる設備	無	21-1	放射能除去設備 (65-5, 66-5, 47-9と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	
14条	全交直動力電源喪失対策設備	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	
15条	炉心等	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	
16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	有	16-1 16-2 16-3	使用済燃料ピット水位 使用済燃料ピット温度 使用済燃料ピットエアモニタ 燃えい燃焼炉 (燃焼炉容量不足) 燃料貯蔵プール水位 (燃料貯蔵容量) 燃えい燃焼炉 (燃焼炉容量不足) 工場の冷却設備 (加圧冷却器が1台) (44-6, 45-5, 46-5と同じ)	DB DB DB DB DB/SA DB/SA	-	-	交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用	-	-	
17条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	有	17-1 17-2 17-3	燃えい燃焼炉 (燃焼炉容量不足) 燃えい燃焼炉 (燃焼炉容量不足) 工場の冷却設備 (加圧冷却器が1台) (44-6, 45-5, 46-5と同じ)	DB DB SA	-	-	-	8時間 1時間 1時間	24時間 1時間 1時間	
18条	蒸気タービン	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	
19条	非常用炉心冷却設備	無	19-1 19-2 19-3	高圧注入系 (45-1, 46-1, 47-3, 48-3と同じ) 余熱除去設備 (45-2, 46-2, 47-9と同じ) 燃料注入系 (45-3, 46-3と同じ)	DB/SA DB/SA DB/SA	-	-	交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用	-	-	
20条	一次冷却材の減少分を補給する設備	無	20-1	化学体積制御設備 (使てるポンプ) (47-1と同じ)	DB/SA	○	○	-	1時間	1時間	
21条	放射能を除去することができる設備	無	21-1	放射能除去設備 (65-5, 66-5, 47-9と同じ)	DB/SA	○	○	-	1時間	1時間	

【大飯】
記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
設備の相違
・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由				
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電圧供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求時間	供給可能時間
									区分Ⅰ	区分Ⅱ
									24時間	-
20条	一次冷却材の減少を抑制する設備	無	20-1	原子炉圧力調整弁 (47-2と同し)	DB 調整	○	-	-	24時間	-
21条	機器熱を除去することができる設備	無	20-2	制御棒駆動水圧系	DB	-	-	-	24時間	-
22条	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備	無	21-1	蒸留熱除去系 (47-2/48-4/48-2と同し)	DB 調整	-	-	-	24時間	-
			22-1	原子炉閉鎖冷却水系 (48-5と同し)	DB 調整	-	-	-	24時間	-
			22-2	原子炉閉鎖冷却海水系 (48-6と同し)	DB 調整	-	-	-	24時間	-
23条	計測制御系統置設	無	23-1	起動抑制装置 (58-27と同し)	DB/ SA	○	-	-	1時間	1時間
			23-2	蒸気出力電流遮断装置 (58-28と同し)	DB/ SA	○	-	-	1時間	1時間
			23-3	制御棒位置	DB	-	-	-	1時間	1時間
			23-4	原子炉圧力(圧縮機)感測装置 (58-4と同し)	DB/ SA	○	○	-	24時間	24時間
			23-5	原子炉圧力 (58-2と同し)	DB/ SA	○	○	-	24時間	24時間
			23-6	原子炉閉鎖冷却回路遮断装置 (58-4と同し)	DB 調整	○	-	-	24時間	-
			23-7	原子炉閉鎖冷却回路遮断装置出口圧力 (58-37と同し)	DB 調整	○	-	-	24時間	-
			23-8	原子炉圧力警報装置	DB	-	-	-	24時間	-
			23-9	ドライウェル圧力	DB	-	-	-	1時間	1時間
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電圧供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求時間	供給可能時間
			21-2	補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (44-3, 45-3, 46-4, 47-4, 48-1と同し)	BB/ SA	-	-	-	5分	5分
21条	機器熱を除去することができる設備	無	21-3	補助給水設備 (タービン駆動補助給水ポンプ) #3 (44-4, 45-4, 46-5, 47-5, 48-2と同し)	BB/ SA	○	-	-	5分	5分
			21-4	蒸気設備 (圧縮機遮断装置) (44-7, 45-6, 46-7, 47-6, 48-7と同し)	BB/ SA	○	-	-	1時間	1時間
			21-5	補助給水設備 (補助給水ポンプ) (44-9, 45-7, 46-8, 47-8, 48-4と同し)	BB/ SA	○	-	-	24時間	24時間
22条	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備	無	22-1	原子炉閉鎖冷却水設備 (58-5, 49-1, 50-2と同し)	BB/ SA	-	-	-	24時間	24時間
			22-2	原子炉閉鎖冷却海水設備 (48-6, 49-3, 50-3と同し)	BB/ SA	-	-	-	24時間	24時間
			23-1	出力制限中性子装 (58-1と同し)	BB/ SA	○	-	-	24時間	24時間
			23-2	空間領域中性子装 (58-2と同し)	BB/ SA	○	-	-	24時間	24時間
23条	計測制御系統置設	無	23-3	中性子源検出中性子装 (58-3と同し)	BB/ SA	○	-	-	24時間	24時間
			23-4	制御棒位置	DB	-	-	-	24時間	24時間
			23-5	加圧器圧力	DB	○	-	-	8時間	24時間
			23-6	加圧器温度 (58-11と同し)	DB/ SA	○	-	-	24時間	24時間

【大飯】
記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
設備の相違
・給電対象設備の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由										
条文	内容	追加要 本事項 の付属	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求 時間 #7	供給可能時間						
										A系#8	B系#8					
										23-7	1 次冷却炉圧力 (広域) (58-10 と同じ)	DB/ SA	○	○	24 時間	24 時間
										23-8	1 次冷却炉圧力 (広域-低圧) (58-8 と同じ)	DB/ SA	○	○	24 時間	24 時間
										23-9	1 次冷却炉圧力 (広域-低圧) (58-9 と同じ)	DB/ SA	○	○	24 時間	24 時間
										23-10	1 次冷却炉圧力	DB	○	○	8 時間	24 時間
										23-11	主蒸気炉圧力 (広域) (58-10 と同じ)	DB/ SA	○	○	24 時間	24 時間
										23-12	蒸気発生器水位 (狭域) (58-5 と同じ)	DB/ SA	○	○	24 時間	24 時間
										23-13	蒸気発生器水位 (広域) (58-6 と同じ)	DB	○	○	24 時間	24 時間
										23-14	格納容器内圧力 (58-10 と同じ)	DB/ SA	○	○	1 時間	24 時間
										23-15	蒸気発生器水位 (58-18 と同じ)	DB/ SA	○	○	24 時間	24 時間
										23-16	凝結水循環	DB	○	○	交流電源復旧後に使用	
										23-17	炉圧注入装置 (58-17 と同じ)	DB	○	○	交流電源復旧後に使用	
										23-18	補助給水流量 (58-4 と同じ)	DB	○	○	24 時間	24 時間
										23-19	補助給水ポンプ水位 (58-7 と同じ)	DB	○	○	24 時間	24 時間
										23-20	圧力継ぎ足水位 (58-20 と同じ)	DB/ SA	○	○	24 時間	24 時間
										<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・ 給電対象設備の相違</p>						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由					
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	格納 #9	燃料 #10	要求時間	区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ	供給可能時間
23条	計測制御系統施設	無	23-10	冷却ポンプグループ水温置	DB	-	-	-	1時間	1時間	1時間
			23-11	格納容器内常置空気系蒸気	DB/SA	-	-	-	-	-	-
			23-12	格納容器内常置空気系蒸気	DB/SA	-	-	-	-	-	-
			23-13	格納容器内常置空気系蒸気	DB/SA	-	-	-	-	-	-
			23-14	格納容器内常置空気系蒸気	DB/SA	-	-	-	-	-	-
			23-15	圧力調整装置	DB	-	-	-	-	-	-
			23-16	原子炉隔離時冷却系ポンプ	DB	-	-	-	-	-	-
			23-17	原子炉隔離時冷却系ポンプ	DB	-	-	-	-	-	-
			23-18	原子炉隔離時冷却系ポンプ	DB	-	-	-	-	-	-
			23-19	原子炉隔離時冷却系ポンプ	DB	-	-	-	-	-	-
24条	安全保護回路	有	24-1	原子炉保護装置	DB	-	-	-	-	-	-
25条	反応制御系統及び原子炉制御系統	無	25-1	原子炉制御系統	DB/SA	-	-	-	-	-	-
26条	原子炉制御装置	有	26-1	原子炉制御装置	DB	-	-	-	-	-	-
			26-2	原子炉制御装置	DB	-	-	-	-	-	-
			26-3	原子炉制御装置	DB	-	-	-	-	-	-
			26-4	原子炉制御装置	DB	-	-	-	-	-	-
21条	計測制御系統施設	無	21-21	電源供給する設備	DB/SA	-	-	-	-	-	-
			21-22	電源供給する設備	DB/SA	-	-	-	-	-	-
			21-23	電源供給する設備	DB	-	-	-	-	-	-
			21-24	電源供給する設備	DB	-	-	-	-	-	-
			21-25	電源供給する設備	DB	-	-	-	-	-	-
			21-26	電源供給する設備	DB/SA	-	-	-	-	-	-
			21-27	電源供給する設備	DB/SA	-	-	-	-	-	-
			21-28	電源供給する設備	DB/SA	-	-	-	-	-	-
			21-29	電源供給する設備	DB/SA	-	-	-	-	-	-
24条	安全保護回路	有	24-1	原子炉保護装置	DB	-	-	-	-	-	-
25条	反応制御系統及び原子炉制御系統	無	25-1	原子炉制御装置	DB	-	-	-	-	-	-
26条	原子炉制御装置	有	26-1	原子炉制御装置	DB	-	-	-	-	-	-
			26-2	原子炉制御装置	DB	-	-	-	-	-	-
			26-3	原子炉制御装置	DB	-	-	-	-	-	-
			26-4	原子炉制御装置	DB/SA	-	-	-	-	-	-

【大飯】
記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
設備の相違
・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由							
条文	内容	追加要求事項の種類	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	燃料 #9	燃料 #10	要級 #8	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	供給可能時間
27条	放射性廃棄物の処理施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29条	工場等周辺における単線線等からの防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31条	監視設備	有	31-1	モニタリングポスト	DB	-	-	-	-	-	-	-	専用電源から供給
32条	原子炉格納施設	無	32-1	非常用ガス処理系	DB	-	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用
			32-2	可燃性ガス濃度制御系	DB	-	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用
33条	保安電源設備	有	33-1	M.G.P.電源装置	DB/SA	-	-	-	1分	1分	1分	1分	専用電源から供給
			33-2	M.G.P.電源装置	DB/SA	-	-	-	1分	1分	1分	1分	専用電源から供給
			33-3	D.C.電源装置	DB/SA	-	-	-	1分	1分	1分	1分	専用電源から供給
34条	緊急時対策所	有	34-1	緊急時対策用電源	DB/SA	-	-	-	8時間	8時間	8時間	8時間	専用電源から供給
			35-1	無動力給排水(原形/構築)	DB/SA	-	-	-	8時間	8時間	8時間	8時間	専用電源から供給
35条	通報連絡設備	有	35-2	緊急時連絡設備(原形/構築)	DB/SA	-	-	-	8時間	8時間	8時間	8時間	専用電源から供給
			35-3	安全システム(安全システム)	DB/SA	-	-	-	8時間	8時間	8時間	8時間	専用電源から供給
36条	補助ボイラー	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	燃料 #9	燃料 #10	要級 #8	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	供給可能時間
26条	原子炉制御室等	有	26-3	酸濃度検出・二酸化炭素濃度計	DB/SA	-	-	-	-	-	-	-	A系86 B系86
27条	放射性廃棄物の処理施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	専用電源から供給
28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29条	工場等周辺における単線線等からの防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31条	監視設備	有	31-1	モニタリングポスト/モニタリングシステム	DB	-	-	-	-	-	-	-	専用電源から供給
32条	原子炉格納施設	無	32-1	アンモニアガス高純化設備	DB/SA	-	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用
			32-2	原子炉格納施設スプレイ設備	DB/SA	-	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用
33条	保安電源設備	有	33-1	メタルフレーム電源装置	DB/SA	-	-	-	1分	1分	1分	1分	専用電源から供給
			33-2	パワーストローブモニタ	DB/SA	-	-	-	1分	1分	1分	1分	専用電源から供給
			33-3	ディーゼル発電機初期起動	DB/SA	-	-	-	1分	1分	1分	1分	専用電源から供給
34条	緊急時対策所	有	34-1	緊急時対策所	DB/SA	-	-	-	-	-	-	-	専用電源から供給
35条	通信連絡設備	有	35-1	通信連絡設備	DB/SA	-	-	-	-	-	-	-	専用電源から供給
36条	補助ボイラー	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【大飯】
 記載の充実（女川審査実績の反映）

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由							
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求時間	区分 I	区分 II	区分 III	供給可能時間
37条	重大事故等の拡大の防止等	有	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の表文にて設備の抽出を行う)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38条	重大事故等対処施設の地震	有	-	〈電源が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39条	地震による損傷の防止	有	-	〈電源が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40条	津波による損傷の防止	有	-	〈電源が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41条	火災による損傷の防止	有	41-1 41-2	水素検知器 (8-1と同じ) 火災防除対策設備*2 (8-2と同じ)	DB DB	-	-	-	-	-	-	-	-
42条	特定重大事故等対処施設	有	-	(申請対象外)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43条	重大事故等対処設備	有	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の表文にて設備の抽出を行う)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未燃燃房にするための設備	有	44-1 44-2 44-3 44-4	代替燃料挿入機能 代替原子炉再稼働ポンプ 浮遊水注入系 (25-1と同じ) 自動減圧機能非動阻止機能	SA SA DB/ SA	○	-	-	24時間 24時間 24時間	-	24時間	24時間	24時間
45条	原子炉冷却材モカバタンダリ蒸気時に発電用原子炉を未燃燃房にするための設備	有	45-1 45-2 45-3	高圧注水系統 原子炉降圧時冷却系 (20-1と同じ) 蒸気炉心スライベ (19-1と同じ)	SA DB DB	○	-	-	24時間 24時間	-	24時間	24時間	24時間
46条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未燃燃房にするための設備	有	46-1 46-2 46-3 46-4 46-5	化学体積制御設備 (充てんポンプ、ほろポンプ、緊急ほうげん注入弁) 原子炉トリップ制御器 補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同じ) 補助給水設備 (タービン駆動) 給水ポンプ #3 (21-3と同じ)	DB/ SA DB/ SA DB/ SA	○	○	-	1時間 1時間 5分	1時間	5分	5分	1時間
47条	特定重大事故等対処施設	有	-	(申請対象外)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
48条	重大事故等対処設備	有	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の表文にて設備の抽出を行う)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由				
						【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)				
						【女川】 設備の相違 ・ 給電対象設備の相違				
条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	保安 時間	供給可能時間 A系#8 B系#8
44条	緊急停止発動時に発電用原子炉を未発動にするための設備	有	44-6 44-7 44-8 44-9	1次冷却設備 (加圧器過がし弁) (17-3と同じ) 主蒸気設備 (主蒸気過がし弁) (21-4と同じ) 主蒸気設備 (主蒸気隔離弁) 補助給水設備 (補助給水ポンプ 出口流量調節弁) (21-5と同じ)	DB/ SA DB/ SA DB/ SA DB/ SA	○ ○ ○ ○	- - - -	- - - -	1 1 1 24	1時間 1時間 1時間 24時間
45条	原子炉冷却圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	有	45-1 45-2 45-3 45-4 45-5 45-6 45-7 45-8	冷却圧入系 (19-1と同じ) 全熱除去設備 (19-2,2E-1と同じ) 補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同じ) 補助給水設備 (タービン動機防給水ポンプ) *3 (21-3と同じ) 1次冷却設備 (加圧器過がし弁) (17-3と同じ) 主蒸気設備 (主蒸気過がし弁) (21-4と同じ) 補助給水設備 (補助給水ポンプ 出口流量調節弁) (21-5と同じ) 冷却圧入系 (19-3と同じ)	DB/ DB DB DB DB/ DB DB DB/ SA	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	- - - - - - - -	5分 1 1 1 1 24	5分 5分 1時間 1時間 24時間 24時間	

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由						
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要状時間	供給可能時間		
46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	有	46-1	主蒸気凝結機安全弁 (1P-4と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	区分Ⅰ 24時間 区分Ⅱ 24時間 区分Ⅲ -	
47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に緊急電源断作動を抑制するための設備	有	47-1 47-2 47-3 47-4	低圧時注水系統稼働水移送ポンプ 低圧時注水系統流量監視装置 低圧時注水系統ポンプ 凝縮機除去系 (1P-321-1と同じ) 低圧炉心スプレー系 (1P-2と同じ)	SA DB DB DB	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	- - - -	24時間 24時間 24時間 24時間	- - - -	- - - -	
48条	最終トートリンクへ熱を搬送するための設備	有	48-1 48-2 48-3 48-4 48-5 48-6 48-7 48-8	原子炉補機代替冷却水系統 耐圧強化ベント系 原子炉格納容器フィルタベント系 #3-4 凝縮機除去系 (1P-321-1と同じ) 原子炉補機冷却水系統 (2P-1と同じ) 原子炉補機冷却海水系統 (2P-2と同じ) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に緊急電源断作動を抑制するための設備	SA SA DB DB DB DB DB DB	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	- - - - - - - -	24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間	- - - - - - - -	- - - - - - - -	
49条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	有	49-1 49-2	原子炉格納容器代替スプレー冷却水系統 凝縮機除去系 (1P-321-1と同じ)	SA DB	○ ○	○ ○	- -	24時間 24時間	- -	- -	
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要状時間	供給可能時間		
46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	有	46-1	高圧注入系 (1P-1と同じ)	DB/SA	○	○	-	5分	5分	区分Ⅰ 5分 区分Ⅱ 5分 区分Ⅲ 5分	
47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に緊急電源断作動を抑制するための設備	有	47-1 47-2 47-3 47-4 47-5	凝縮機除去系 (1P-2, 21-1と同じ) 高圧注入系 (1P-3と同じ) 補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同じ) 補助給水設備 (タービン補助給水ポンプ) #3 (21-3と同じ) 1次冷却設備 (加圧器逃がし弁) (17-3と同じ) 主蒸気設備 (主蒸気逃がし弁) (21-4と同じ) 補助給水設備 (補助給水ポンプ) (21-5と同じ) 低圧時注水系統 (低圧時注水ポンプ) (20-1と同じ) 原子炉格納容器スプレー設備 (22-2と同じ) 高圧注入系 (1P-1と同じ) 補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同じ) 補助給水設備 (タービン補助給水ポンプ) #3 (21-3と同じ)	DB/SA DB/SA DB DB/SA DB/SA DB DB DB DB/SA DB/SA DB DB DB DB	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	- - - - - - - - - - - - - - -	5分 1時間 1時間 1時間 34時間	5分 5分 1時間 1時間 34時間	- - - - -	- - - - -
48条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	有	48-1	低圧時注水系統 (低圧時注水ポンプ)	DB/SA	○	○	-	5分	5分	5分	

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>表文</th> <th>内容</th> <th>追加要求事項の概要</th> <th>番号</th> <th>電源供給する設備</th> <th>機種</th> <th>炉心 #5</th> <th>格納 #6</th> <th>燃料 #7</th> <th>要式時間</th> <th>供給可能時間 A系#8 B系#9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47条</td> <td>原子炉冷却材圧力バウナダリ配圧時に発電用原子炉を介するするための設備</td> <td>有</td> <td>47-6 47-7 47-8</td> <td>主蒸気設備 (主蒸気凝かし器) (21-4と同七) 補助給水設備 (補助給水ポンプ 出口流量調節弁) (21-5と同 七) 代替燃料貯蔵スプレイポンプ</td> <td>BB BB SA</td> <td>○ ○</td> <td>- -</td> <td>- -</td> <td>1時間 24時間</td> <td>1時間 24時間</td> </tr> <tr> <td>48条</td> <td>蒸気ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</td> <td>有</td> <td>48-1 48-2 48-3 48-4 48-5 48-6 48-7</td> <td>冷却除去設備 (19-2、21-1と同七) 補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同七) 補助給水設備 (タービン駆動給水ポンプ) #3 (22-3と同七) 高圧注入器 (19-1と同七) 補助給水設備 (補助給水ポンプ 出口流量調節弁) (21-5と同 七) 原子炉補機冷却水設備 (22-1と同七) 原子炉補機冷却水設備 (22-2と同七) 主蒸気設備 (主蒸気凝かし器) (23-4と同七)</td> <td>BB BB BB BB BB BB BB</td> <td>○ ○ ○ ○</td> <td>- - - -</td> <td>5分 5分 24時間</td> <td>5分 5分 24時間</td> </tr> <tr> <td>49条</td> <td>原子炉燃料貯蔵器内の吊具等のための設備</td> <td>有</td> <td>49-1 49-2</td> <td>原子炉補機冷却水設備 (22-1と同七) 原子炉補機冷却水設備 (22-2と同七)</td> <td>BB BB</td> <td>○ ○</td> <td>- -</td> <td>- -</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> </tbody> </table>	表文	内容	追加要求事項の概要	番号	電源供給する設備	機種	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要式時間	供給可能時間 A系#8 B系#9	47条	原子炉冷却材圧力バウナダリ配圧時に発電用原子炉を介するするための設備	有	47-6 47-7 47-8	主蒸気設備 (主蒸気凝かし器) (21-4と同七) 補助給水設備 (補助給水ポンプ 出口流量調節弁) (21-5と同 七) 代替燃料貯蔵スプレイポンプ	BB BB SA	○ ○	- -	- -	1時間 24時間	1時間 24時間	48条	蒸気ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	有	48-1 48-2 48-3 48-4 48-5 48-6 48-7	冷却除去設備 (19-2、21-1と同七) 補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同七) 補助給水設備 (タービン駆動給水ポンプ) #3 (22-3と同七) 高圧注入器 (19-1と同七) 補助給水設備 (補助給水ポンプ 出口流量調節弁) (21-5と同 七) 原子炉補機冷却水設備 (22-1と同七) 原子炉補機冷却水設備 (22-2と同七) 主蒸気設備 (主蒸気凝かし器) (23-4と同七)	BB BB BB BB BB BB BB	○ ○ ○ ○	- - - -	5分 5分 24時間	5分 5分 24時間	49条	原子炉燃料貯蔵器内の吊具等のための設備	有	49-1 49-2	原子炉補機冷却水設備 (22-1と同七) 原子炉補機冷却水設備 (22-2と同七)	BB BB	○ ○	- -	- -	1時間	1時間	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>
表文	内容	追加要求事項の概要	番号	電源供給する設備	機種	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要式時間	供給可能時間 A系#8 B系#9																																				
47条	原子炉冷却材圧力バウナダリ配圧時に発電用原子炉を介するするための設備	有	47-6 47-7 47-8	主蒸気設備 (主蒸気凝かし器) (21-4と同七) 補助給水設備 (補助給水ポンプ 出口流量調節弁) (21-5と同 七) 代替燃料貯蔵スプレイポンプ	BB BB SA	○ ○	- -	- -	1時間 24時間	1時間 24時間																																				
48条	蒸気ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	有	48-1 48-2 48-3 48-4 48-5 48-6 48-7	冷却除去設備 (19-2、21-1と同七) 補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同七) 補助給水設備 (タービン駆動給水ポンプ) #3 (22-3と同七) 高圧注入器 (19-1と同七) 補助給水設備 (補助給水ポンプ 出口流量調節弁) (21-5と同 七) 原子炉補機冷却水設備 (22-1と同七) 原子炉補機冷却水設備 (22-2と同七) 主蒸気設備 (主蒸気凝かし器) (23-4と同七)	BB BB BB BB BB BB BB	○ ○ ○ ○	- - - -	5分 5分 24時間	5分 5分 24時間																																					
49条	原子炉燃料貯蔵器内の吊具等のための設備	有	49-1 49-2	原子炉補機冷却水設備 (22-1と同七) 原子炉補機冷却水設備 (22-2と同七)	BB BB	○ ○	- -	- -	1時間	1時間																																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由						
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6 #9	燃料 #10	要求時間 #24	区分Ⅰ 24時間	区分Ⅱ -	区分Ⅲ -	供給可能時間
50条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	有	50-1	原子炉格納容器フィルタベンチ系3-4	SA	○	-	24時間	24時間	-	-	-
51条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	有	50-2	代動循環冷却系5	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-
52条	水素燃焼による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	有	51-1	原子炉格納容器下部注水系	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-
53条	水素燃焼による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	有	52-1	原子炉格納容器フィルタベンチ系3-4	SA	○	-	24時間	24時間	-	-	-
			53-1	原子炉格納容器内水素濃度4	SA	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			53-2	静電脱ガス式水素燃焼装置	SA	-	-	24時間	24時間	-	-	-
54条	使用済燃料貯蔵庫の冷却のための設備	有	54-1	燃料プール冷却浄化系	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-
			54-2	使用済燃料プール冷却/濃度(ニートサーモ)式	SA	-	○	24時間	-	-	-	-
			54-3	使用済燃料プール冷却/濃度(ガイドバルブ式)(16-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-
			54-4	使用済燃料プール冷却/濃度(高流量、高線量)	SA	-	○	24時間	24時間	-	-	-
			54-5	使用済燃料プール監視カメラ	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-
55条	工機等内への放射性物質の拡散を抑制するための設備	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-
56条	遮断機等の取戻に必要となる水の供給設備	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-
57条	電源設備	有	-	(電源が必要な設備については、各設備の取次にて設備の取出を行う)	-	-	-	-	-	-	-	-
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5 #6	燃料 #7	要求時間	A系48	B系48	供給可能時間	
49条	原子炉格納容器内の溶融等のための設備	有	49-3	代動格納容器スプレイング	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-
			49-4	原子炉格納容器スプレイング設備(32-2と同じ)	DB	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-
			50-1	原子炉格納容器スプレイング設備(32-2と同じ)	DB	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-
			50-2	原子炉格納容器冷却水設備(32-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-
			50-3	原子炉格納容器冷却水設備(32-2と同じ)	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-
			50-4	代動格納容器スプレイング	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-
			51-1	原子炉格納容器スプレイング設備(32-2と同じ)	DB	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-
51条	心を冷却するための設備(原子炉格納容器下部の溶融炉)	有	51-2	代動格納容器スプレイング	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-
			51-3	低圧注入系(19-2,21-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-
			51-4	化学体積調整設備(水でんポンプ)(20-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-
			52-1	格納容器本系イグナイト温度監視装置	SA	-	○	34時間	24時間	23時間	23時間	23時間
			52-2	原子炉格納容器内水素処理装置	SA	-	○	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
52条	水素燃焼による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	有	52-3	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット(58-31と同じ)	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-
			53-4	格納容器本系イグナイト	SA	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-

【大飯】
 記載の充実（女川審査実績の反映）

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由						
38条 計装設備	追加要求事項の有無	内容	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要成時間	仕様可能時間		
										区分 I	区分 II	区分 III
										24時間	24時間	-
										24時間	24時間	-
										24時間	24時間	-
										24時間	24時間	-
										24時間	24時間	-
										24時間	24時間	-
										24時間	24時間	-
										24時間	24時間	-
										24時間	24時間	-
										24時間	24時間	-
										24時間	24時間	-
										24時間	24時間	-
交換電源復旧後に使用												
交換電源復旧後に使用												
交換電源復旧後に使用												

条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要成時間	仕様可能時間	相違理由
53条	本体機室による炉子格納箱等の閉鎖を防止するための設備	有	53-1 53-2	アニュラス空気浄化設備 可搬型アニュラス本体温度計測ユニット (23-32と同じ)	DB/SA SA	DB/SA SA	DB/SA SA	DB/SA SA	24時間 24時間	A系48 B系48	
54条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	有	54-1 54-2 54-3 54-4	使用済燃料ピット水位 (AM用) 使用済燃料ピット水位 (可搬型) 使用済燃料ピット温度 (AM用) 使用済燃料ピット可搬型エアリフトモータ等	DB DB DB DB	DB DB DB DB	DB DB DB DB	DB DB DB DB	24時間 24時間 24時間 24時間	24時間 24時間 24時間 24時間	
55条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	有	55-1	出方用除中中性子束 (22-1と同じ)	DB/SA	DB/SA	DB/SA	DB/SA	24時間	24時間	
56条	重大事故等の発生に必要なとなる水の供給設備	有	56-2 56-3	中間用除中中性子束 (22-2と同じ) 中性子用除中中性子束 (22-3と同じ)	DB/SA DB/SA	DB/SA DB/SA	DB/SA DB/SA	DB/SA DB/SA	24時間 24時間	24時間 24時間	
57条	電源設備	有	57-1	電圧が必要な具体的な設備については、各設備の条次にて設備の抽出を行う。	DB/SA	DB/SA	DB/SA	DB/SA	24時間	24時間	【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違
58条	計装設備	有	58-1 58-2 58-3 58-4	検出器用除中中性子束 (22-1と同じ) 中間用除中中性子束 (22-2と同じ) 中性子用除中中性子束 (22-3と同じ) 検出器用除中中性子束 (22-18と同じ)	DB/SA DB/SA DB/SA DB/SA	DB/SA DB/SA DB/SA DB/SA	DB/SA DB/SA DB/SA DB/SA	DB/SA DB/SA DB/SA DB/SA	24時間 24時間 24時間 24時間	24時間 24時間 24時間 24時間	

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由							
条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #9	燃料 #7	要求 時間	供給可能時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
58条	炉子炉制御装置	有	58-42 58-43 58-44 58-45	炉子炉制御装置下部温度 炉子炉制御装置下部温度 炉子炉制御装置下部温度 炉子炉制御装置下部温度	SA SA SA SA	- ○ ○ ○	○ - ○ ○	- - - -	24時間 24時間 24時間 24時間	24時間 24時間 24時間 24時間	24時間	24時間	-
59条	炉子炉制御室	有	-	(電源が必要)な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60条	監視測定設備	有	60-1 60-2	可搬型代替モニタリング設備 可搬型モニタリング設備	SA SA	-	-	-	専用電源から供給 専用電源から供給	-	-	-	-
61条	緊急時対策所	有	61-1	緊急時対策所電源 (34-1と同じ)	DB/ SA	-	-	-	専用電源から供給	-	-	-	-
62条	通信連絡を行うために必要な設備	有	62-1 62-2 62-3	無線連絡設備(固定)/(携帯) 携帯連絡設備(固定)/(携帯) 緊急アラームアラーム装置システム (SPDS)(35-32と同じ)	DB/ DB/ SA DB/ SA	- - - -	-	-	8時間 8時間 8時間	24時間 24時間 24時間	24時間	24時間	24時間
-	-	無	62-1	タービン蒸気機	(警用 系)	-	-	-	-	1時間	1時間	-	-

(凡例)
 ■: 区分Ⅰの蓄電池 (125V 蓄電池 2A) から電源供給
 ■: 区分Ⅱの蓄電池 (125V 蓄電池 2B) から電源供給
 ■: 区分Ⅲの蓄電池 (125V 蓄電池 2H) から電源供給
 ■: 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備

条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #9	燃料 #7	要求 時間	供給可能時間
59条	原子炉制御室	有	59-1 59-2 59-3 59-4	中央制御室空調装置 (29-1と同じ) アニュウタス緊急停止設備 (32-1と同じ) 可搬型照明 (SA) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 (29-5と同じ)	DB/ SA DB/ SA SA DB/ SA	- - - -	-	-	交流電源復旧後から使用 交流電源復旧後から使用 専用電源から供給 専用電源から供給	A系48 B系48
60条	監視測定設備	有	60-1 60-2 60-3	可搬型モニタリングポスト 可搬型気象観測設備 放射能測定装置	SA SA SA	- - -	-	-	専用電源から供給 専用電源から供給 専用電源から供給	-
61条	緊急時対策所	有	61-1	電源室サーバベイナータ 緊急時対策所 (34-1と同じ)	SA DB/ SA	-	-	-	専用電源から供給 専用電源から供給	-
62条	通信連絡を行うために必要な 設備	有	62-1	通信連絡設備 (35-1と同じ)	DB/ SA	-	-	-	専用電源から供給	1時間
-	-	無	-	蒸気タービン駆動装置等	-	-	-	-	-	1時間

■: 蓄電池 (非常用) (A系) から電源供給
 ■: 蓄電池 (非常用) (B系) から電源供給
 ■: 交流電源が回復するまでは系統として機能しない設備
 ■: 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・ 給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(略語) S/P: サプレッションプール D/W: ドライウェル S/C: サプレッションチェンバ</p> <p>*1: 外の状況を監視する設備は、監視カメラ（自然現象監視カメラ、津波監視カメラ）、取水ピット水位計、気象情報システム、気象観測設備等があり、このうち取水ピット水位計は24時間監視可能な設計とする。</p> <p>*2: 火災防護対策設備で電源が必要な設備は、火災感知設備（火災感知器（アナログ式を含む。）及び受信器）及び消火設備（全域ガス消火設備及び局所ガス消火設備）であるが、全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）から給電されるまでの約15分に余裕を考慮した約70分間は専用電源から給電可能な設計とする。</p> <p>*3: 原子炉格納容器フィルタベント系には、フィルタ装置入口圧力（広帯域）、フィルタ装置出口圧力（広帯域）、フィルタ装置水位（広帯域）及びフィルタ装置水温度を含む。</p> <p>*4: フィルタ装置出入口水素濃度については交流電源復旧後に使用する。</p>	<p>*1: 外の状況を把握する設備は、監視カメラ（構内監視カメラ、津波監視カメラ）、潮位計、取水ピット水位計、気象観測設備、公的機関から気象情報入手できる設備があり、このうち津波監視カメラ及び取水ピット水位計は24時間監視可能な設計とする。</p> <p>*2: 火災防護対策設備で電源が必要な設備は、火災感知設備（火災感知器（アナログ式を含む。）及び受信機）及び消火設備（全域ガス消火設備）であるが、全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）から給電されるまでの約55分に余裕を考慮した約70分間は専用電源から給電可能な設計とする。</p> <p>*3: タービン動補助給水ポンプで電源が必要な設備は、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプであるが、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁は、外部電源喪失からタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の動作が完了するまでの1分間、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプは、タービン動補助給水ポンプの油圧が確立し、これらのポンプが自動停止するまでの5分間は給電可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 記載内容の相違 ・泊は略語を使用していない</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：自然現象監視カメラ⇔泊：構内監視カメラ ・女川：気象情報システム⇔泊：公的機関から気象情報入手できる設備 ・女川：外の状況を監視する設備⇔泊：外の状況を把握する設備</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊の外の状態を監視する設備には潮位計を含む ・泊の津波監視カメラは全交流動力電源喪失後24時間監視可能な設計とする</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：受信器⇔泊：受信機 ・女川：ガスタービン発電機⇔泊：代替非常用発電機</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は全ての箇所に全域ガス消火設備を使用している</p> <p>【女川】 供給開始時間の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・女川にはない設備の記載</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊にはない設備の記載</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>*5: 代替循環冷却系には、代替循環冷却ポンプ出口流量及び代替循環冷却ポンプ出口圧力を含む。</p> <p>*6: 一部については交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*7: 使用済燃料プール監視カメラは使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷を防止するための設備であるが、使用済燃料プール水位/温度及び使用済燃料プール上部空間放射線モニタにて使用済燃料プールの状態を把握できることから、交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*8: 重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*9: 重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止のために必要な設備。</p> <p>*10: 重大事故等が発生した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷防止のために必要な設備。</p>	<p>*4: 使用済燃料ビット可搬型エリアモニタは使用済燃料ビット内燃料体等の著しい損傷を防止するための設備であるが、使用済燃料ビット水位（AM用）、使用済燃料ビット水位（可搬型）、使用済燃料ビット温度（AM用）及び使用済燃料ビット監視カメラにて使用済燃料ビットの状態を把握できることから、交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*5: 重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*6: 重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止のために必要な設備。</p> <p>*7: 重大事故等が発生した場合において、使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*8: 後備蓄電池からの給電も含めた供給可能時間を記載している。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊にはない設備の記載</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は水素濃度計測ユニットを「交流電源復旧後に使用」と整理している</p> <p>【女川】 設備の相違 ・使用済燃料ビット関連のパラメータについて、交流電源復旧後に使用する設備が異なるが、他のパラメータにより代替監視可能であるという点で同等</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・使用済燃料プール⇔使用済燃料ビット ・使用済燃料プール水位/温度⇔使用済燃料ビット水位（AM用）、使用済燃料ビット水位（可搬型）、使用済燃料ビット温度（AM用）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇔泊：使用済燃料ビット</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設置許可基準表別</p>			
<p>主要設備</p>		<p>設置許可基準範囲</p>	
<p>起動原動機モータ</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>平均出力原動機モータ</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(原形機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>フィルタ差圧水空弁(改修機)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

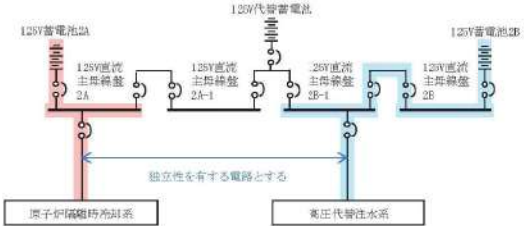
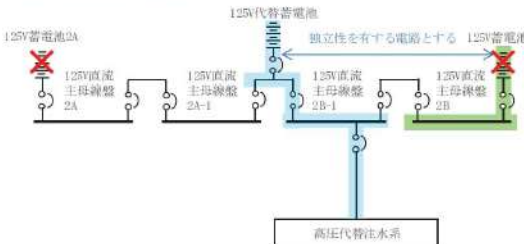
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

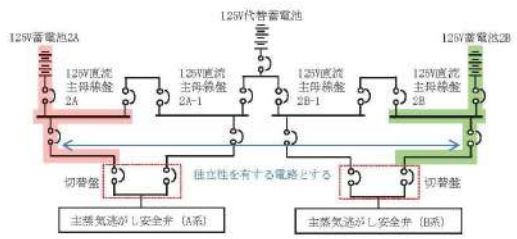
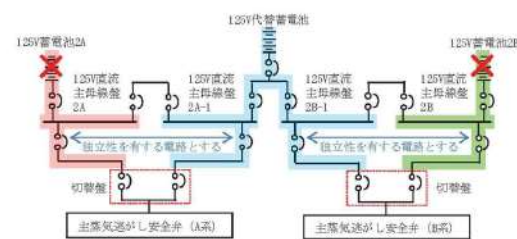
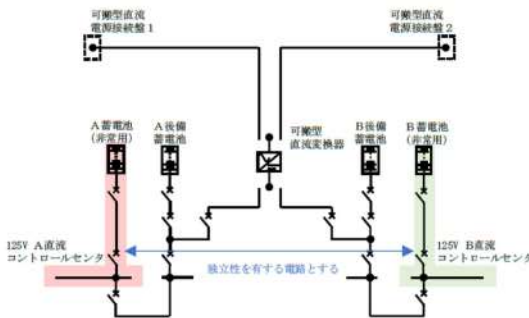
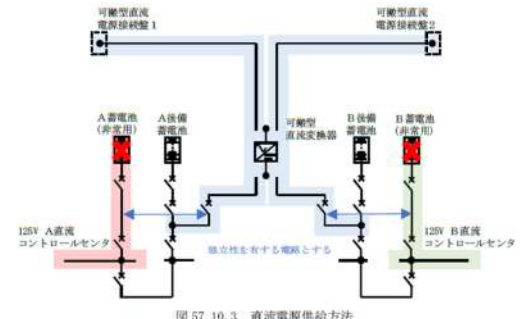
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.3 直流電源設備の電路の独立性について</p> <p>10.3.1 直流電源設備の電路の独立性の基本方針</p> <p>表57-10-3に記載の設備のうち炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための設備のうち重大事故防止設備については、以下のとおり、独立性を有する設計とする。</p>	<p>10.3 直流電源設備の電路の独立性について</p> <p>10.3.1 直流電源設備の電路の独立性の基本方針</p> <p>表57.10.3に記載の設備のうち炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための設備のうち重大事故防止設備については、以下のとおり、独立性を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇔泊：使用済燃料ピット</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置する場合</p> <p>図57-10-2に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の回路は独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的には、以下の設備が該当する。</p> <p>○原子炉隔離時冷却系 ⇔ 高压代替注水系</p>  <p>図57-10-2 直流電源供給方法 (設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置する場合)</p> <p>なお、図57-10-3に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路と独立性を有する設計とする。</p>  <p>図57-10-3 直流電源供給方法 (非常用直流電源設備の機能喪失を考慮した場合 (高压代替注水系への電源供給を想定))</p>		<p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置している設備はない。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する場合</p> <p>図 57-10-4 に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する設備の回路は独立性を有する設計とする。</p> <p>代表として、以下の設備が該当する。</p> <p>○主蒸気逃がし安全弁 (A系) ⇔ 主蒸気逃がし安全弁 (B系)</p>  <p>図 57-10-4 直流電源供給方法 (設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する場合)</p> <p>図 57-10-5 に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路と独立性を有する設計とする。</p>  <p>図 57-10-5 直流電源供給方法 (非常用直流電源設備の機能喪失を考慮した場合)</p>	<p>図 57.10.2 に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する設備の回路は独立性を有する設計とする。</p>  <p>図 57.10.2 直流電源供給方法</p> <p>図 57.10.3 に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、可搬型直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路と独立性を有する設計とする。</p>  <p>図 57.10.3 直流電源供給方法 (所内常設蓄電式直流電源設備の機能を考慮した場合)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 記載の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置している設備はないため項目を分けていない。 <p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが、重大事故等対処設備の回路が分離された設計であるという点において同等である。 <p>【女川】 設備・運用の相違 (常設代替直流電源設備)</p>

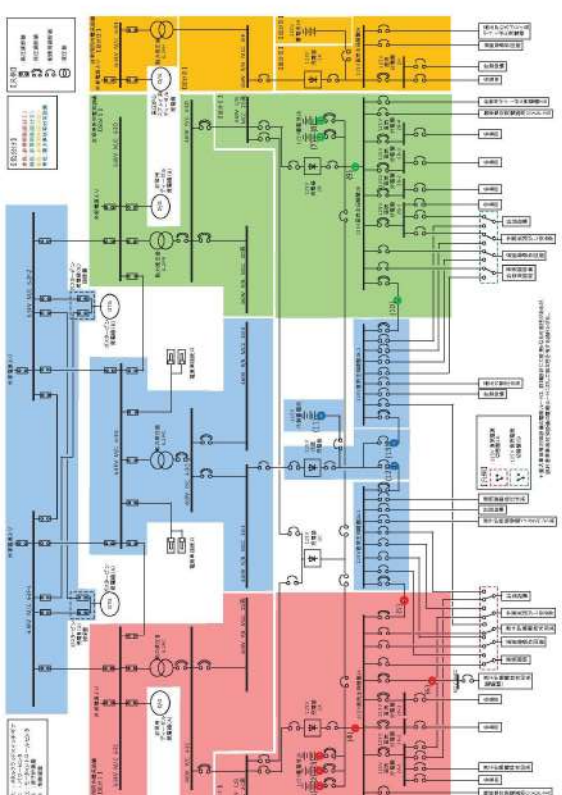
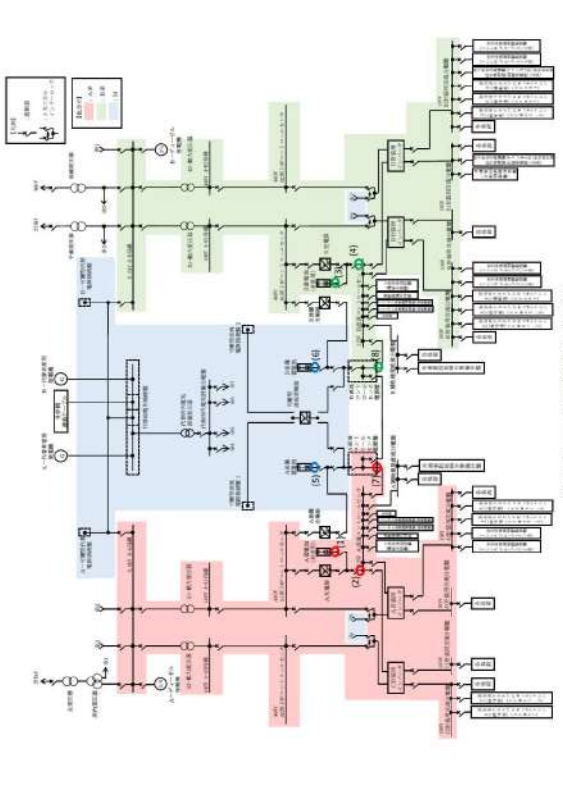
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<p>重大事故防止設備である所内常設蓄電式直流電源設備の設計基準事故対処設備からの独立性は電路を米国電気電子工学会 (IEEE) 規格 384 (1992年版) の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表 57-10-5 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p style="text-align: center;">表 57-10-5 電路ルート図 直流電源設備 (57条)</p> <table border="1" data-bbox="678 347 1223 411"> <thead> <tr> <th>単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th></th> <th>図番号</th> <th>頁番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図 57-10-6</td> <td>図 57-10-(57-1~10)</td> <td>57-10-(57-1~10)</td> </tr> </tbody> </table>	単線結線図	ルート図			図番号	頁番号	図 57-10-6	図 57-10-(57-1~10)	57-10-(57-1~10)	<p>重大事故防止設備である所内常設蓄電式直流電源設備の設計基準事故対処設備からの独立性は電路を米国電気電子工学会 (IEEE) 規格 384 (1992年版) の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表 57.10.5 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p style="text-align: center;">表 57.10.5 電路ルート図 直流電源設備 (57条)</p> <table border="1" data-bbox="1267 347 1812 411"> <thead> <tr> <th>単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th></th> <th>図番号</th> <th>頁番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図 57.10.4</td> <td>図 57.10.5~6</td> <td>57-10-32~33</td> </tr> </tbody> </table>	単線結線図	ルート図			図番号	頁番号	図 57.10.4	図 57.10.5~6	57-10-32~33	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>
単線結線図	ルート図																				
	図番号	頁番号																			
図 57-10-6	図 57-10-(57-1~10)	57-10-(57-1~10)																			
単線結線図	ルート図																				
	図番号	頁番号																			
図 57.10.4	図 57.10.5~6	57-10-32~33																			

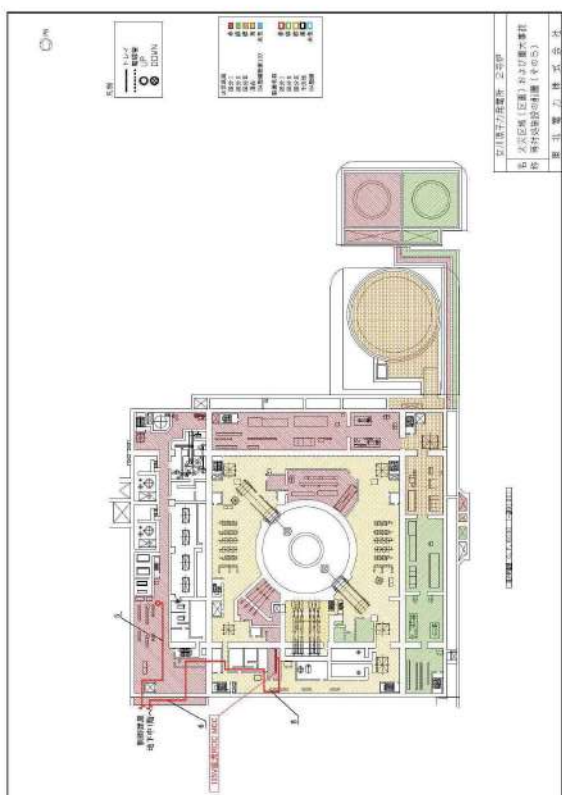
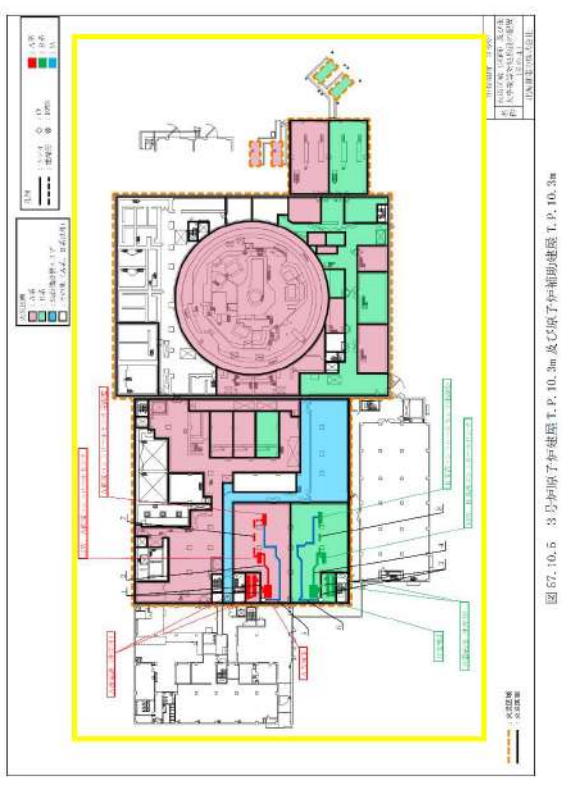
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-6 直流電源設備 (57条)</p>	 <p>図 57.10.4 直流電源設備 (57条)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

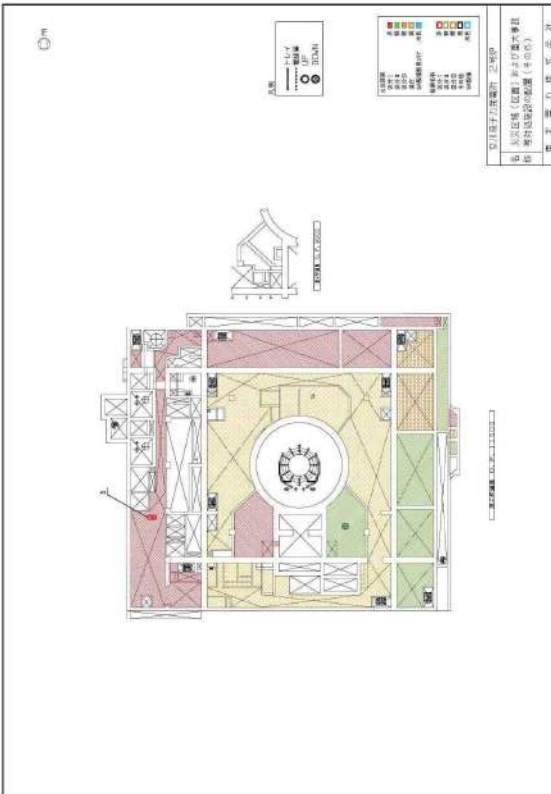

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-1) 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図 57-10-5 3号炉原子炉建屋 T.P.10.3m及び原子炉補助建屋 T.P.10.3m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

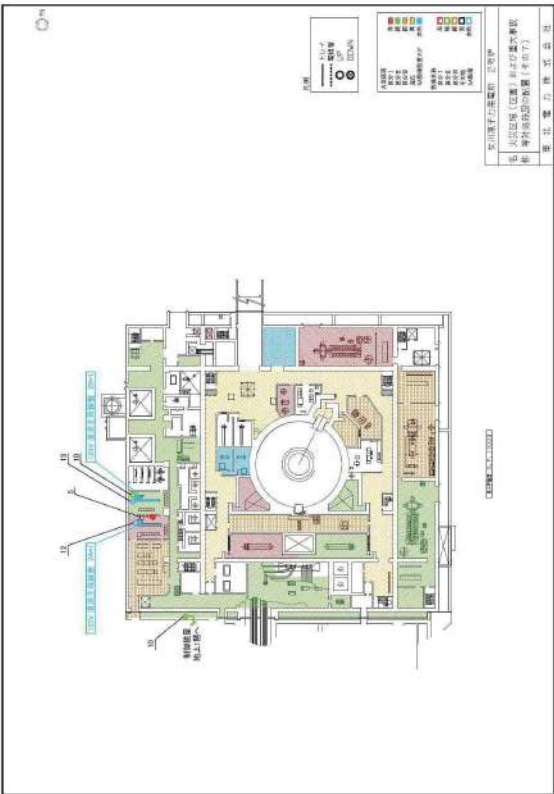
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-10-(57-2) 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図57.10.6 3号炉原子炉建屋 T.P.10.3m (中間床) 及び原子炉補助建屋 T.P.10.3m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

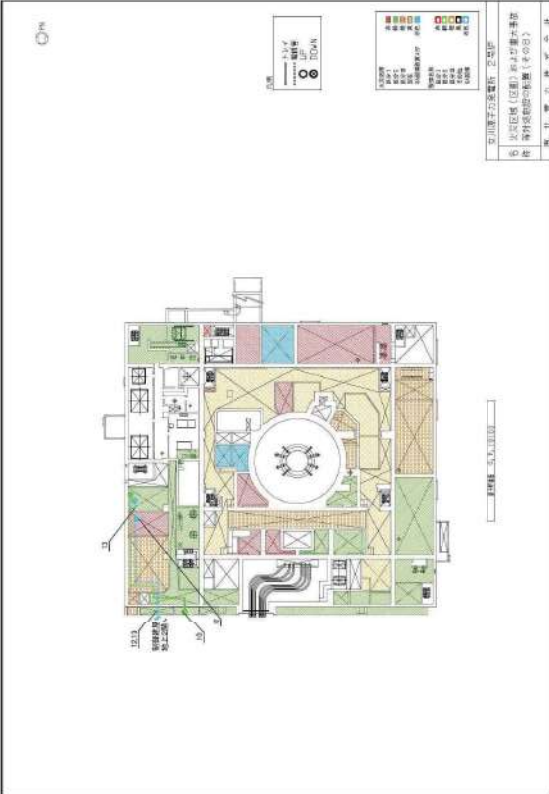
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 986 1128 1008">図 57-10-(57-3) 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 140 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 169 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 197 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 981 1131 1002">図 57-10-(57-4) 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1848 145 1904 165">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2152 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

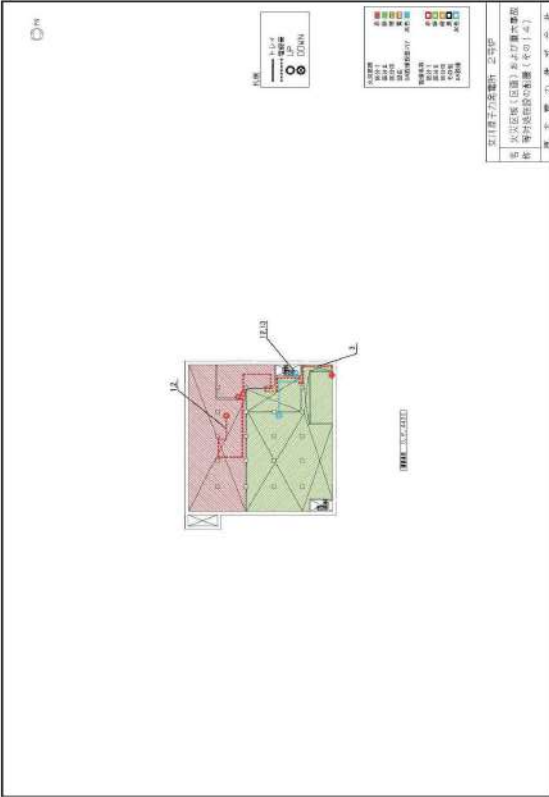
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-5) 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

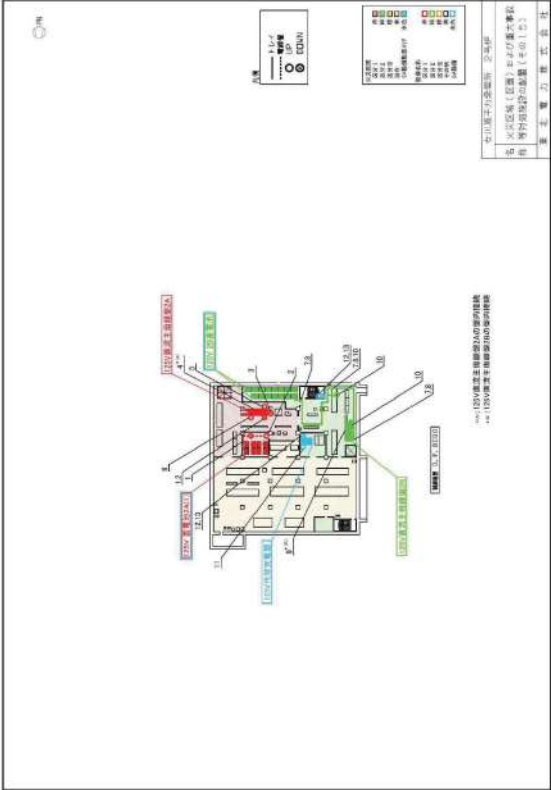
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-6) 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

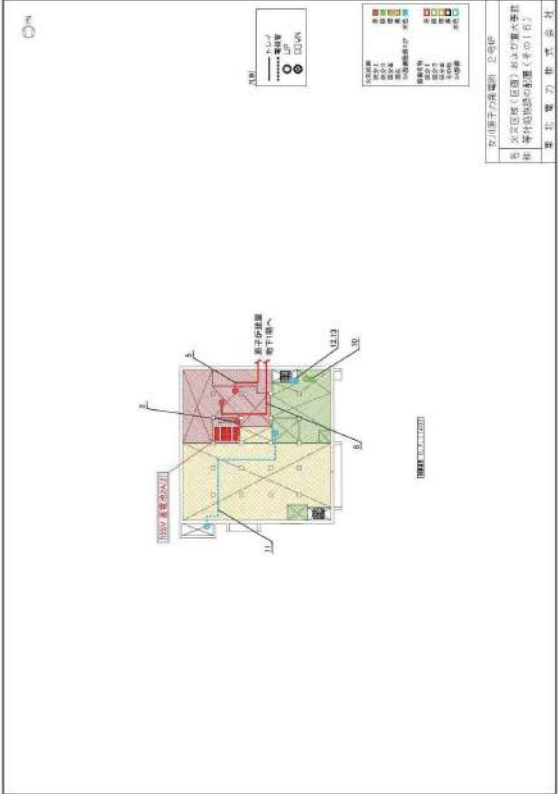
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-7) 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

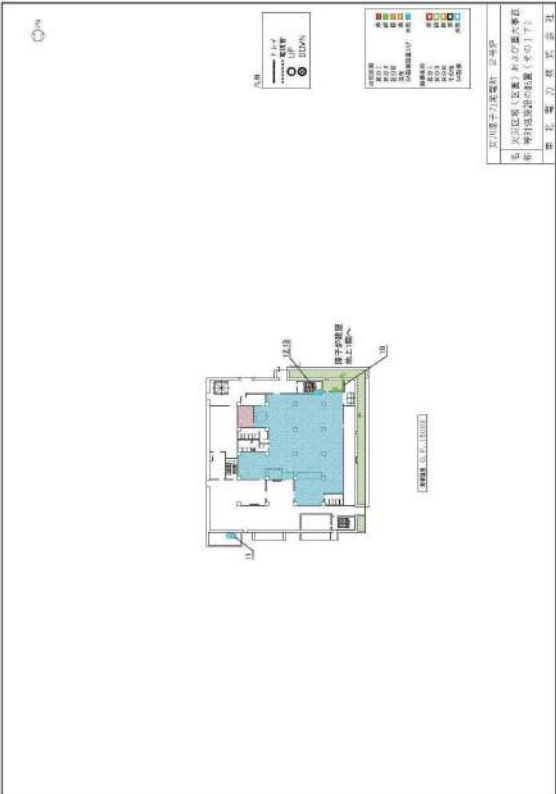
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 991 1122 1010">図 57-10-(57-8) 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2152 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

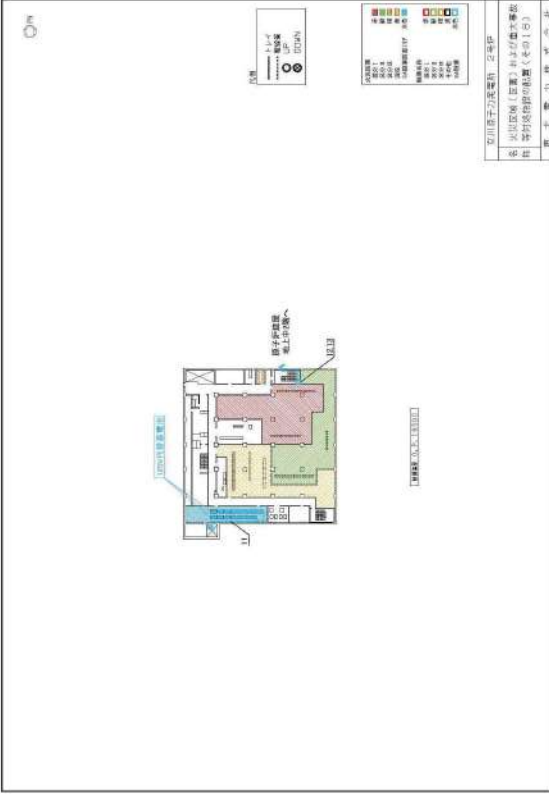
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-9) 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 986 1120 1008">図 57-10-(57-10) 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p data-bbox="1845 146 1904 169">【女川】</p> <p data-bbox="1845 175 1962 197">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2152 312" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-8 タンクローリーによる燃料補給について	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 項目番号の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

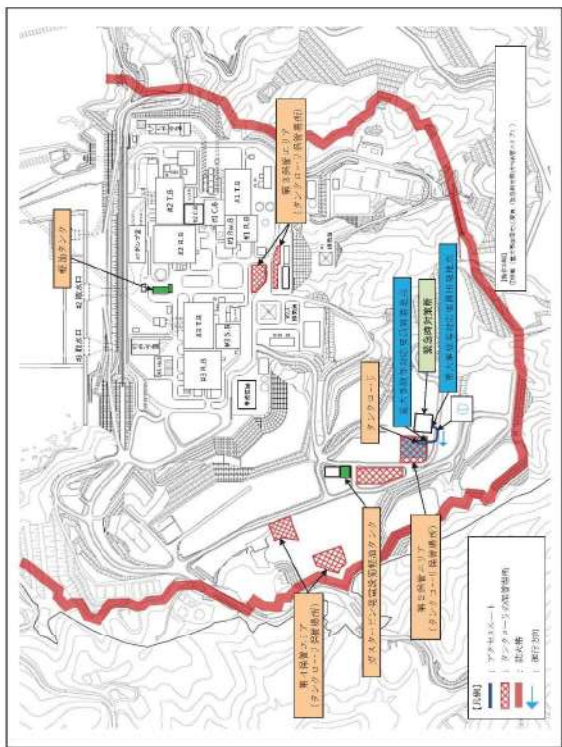
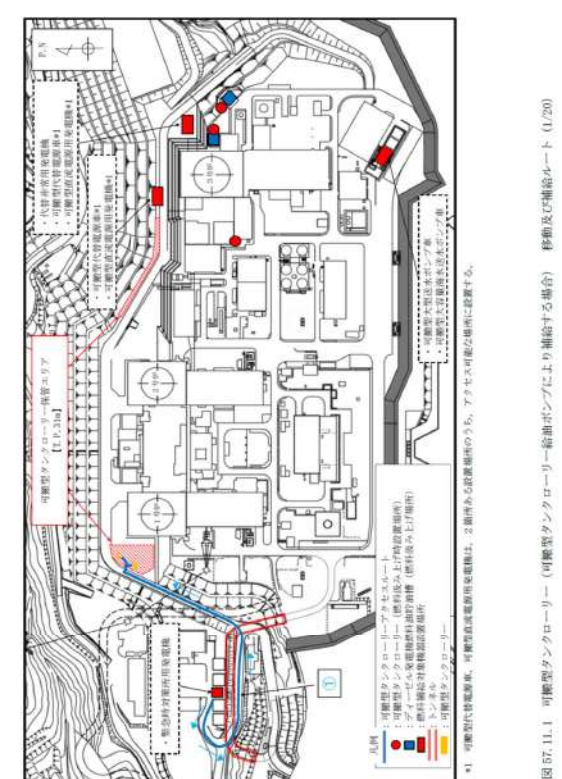
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>本資料はタンクローリーの容量設定根拠に記載した内容について補足するものである。</p> <p>以下、図中並びにタイムチャート中の手順番号は容量設定根拠に記載の手順番号と同じとする。</p> <p>11.1 タンクローリーの移動及び補給ルートについて</p>	<p>本資料は可搬型タンクローリーの容量設定根拠に記載した内容について補足するものである。</p> <p>以下、図中並びにタイムチャート中の手順番号は容量設定根拠に記載の手順番号と同じとする。</p> <p>11.1 可搬型タンクローリーの移動及び補給ルートについて</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p>

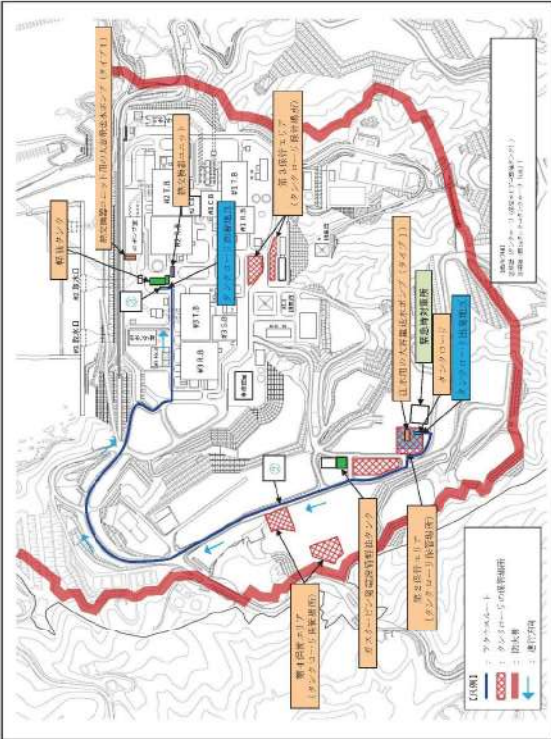
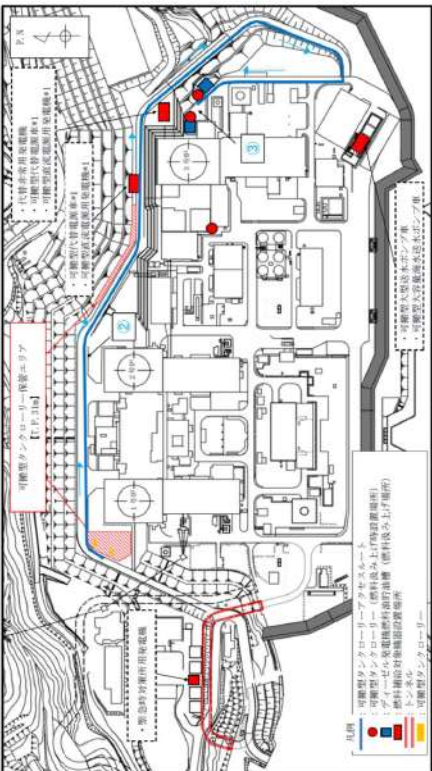
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-1 タンクローリーA 移動及び補給ルート (1/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57-11-1 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) (1/20) 移動及び補給ルート</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

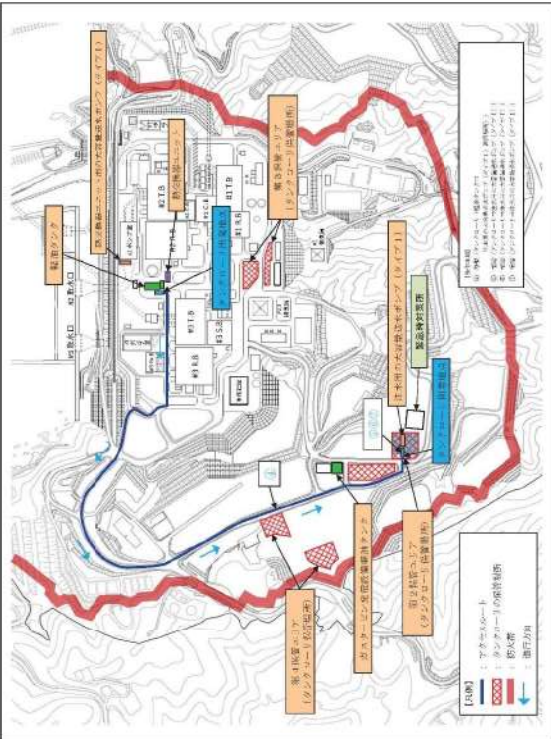
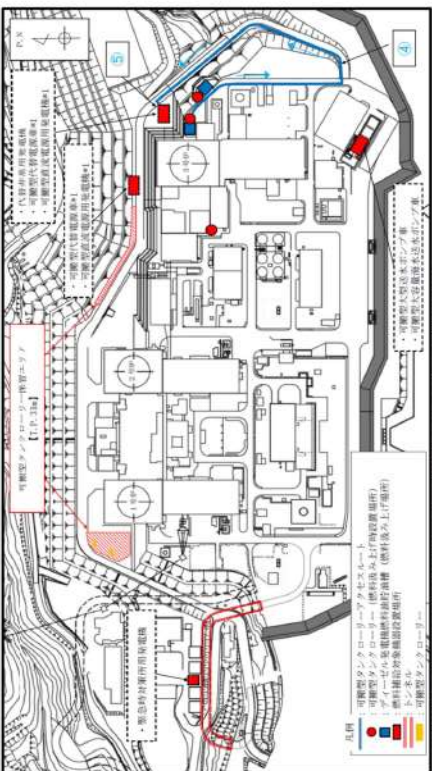
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-2 タンクローリーA 移動及び補給ルート (2/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図57-11.2 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (2/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

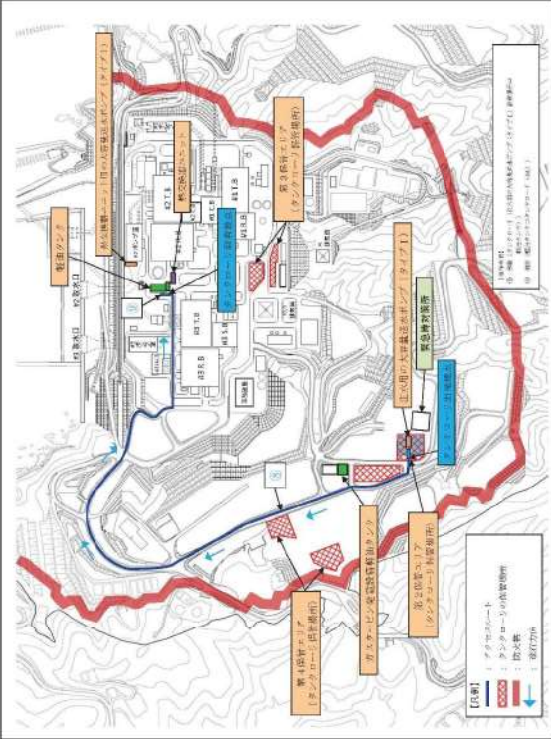
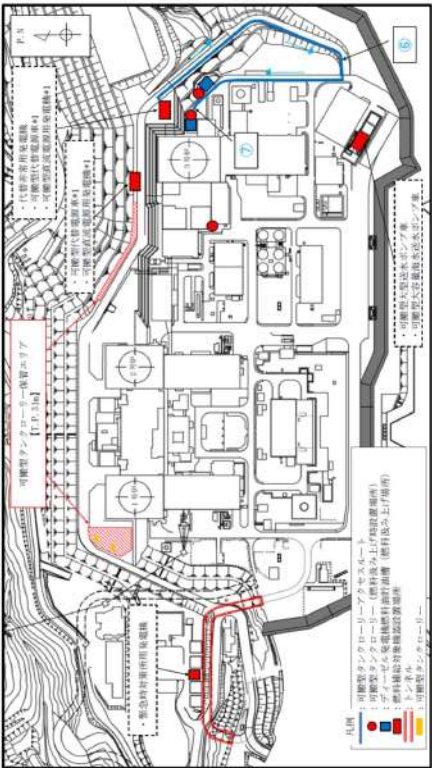
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-3 タンクローリーA 移動及び補給ルート (3/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57-11.3 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (3/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

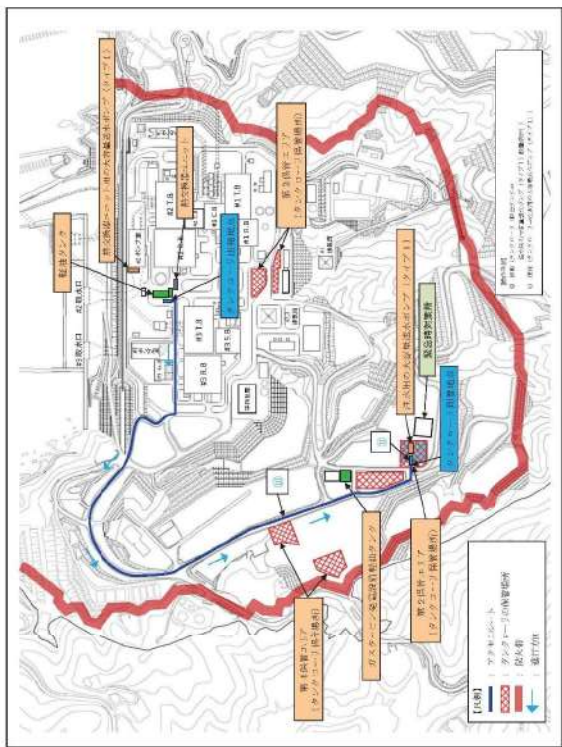
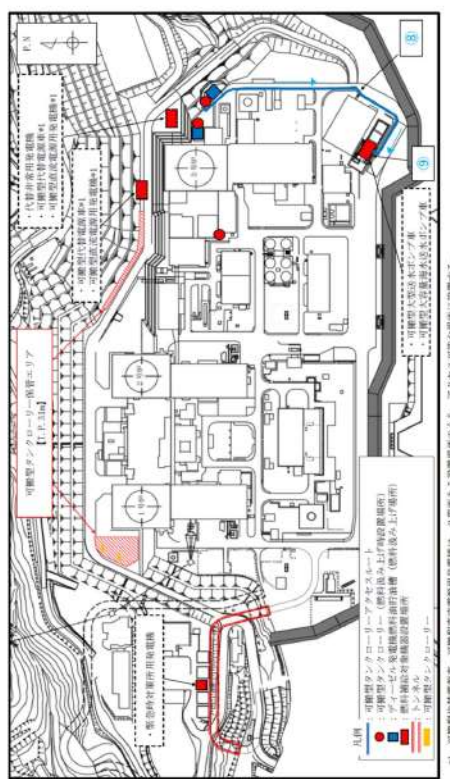
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-4 タンクローリーA 移動及び補給ルート (4/8) (注)水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット</p>		<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

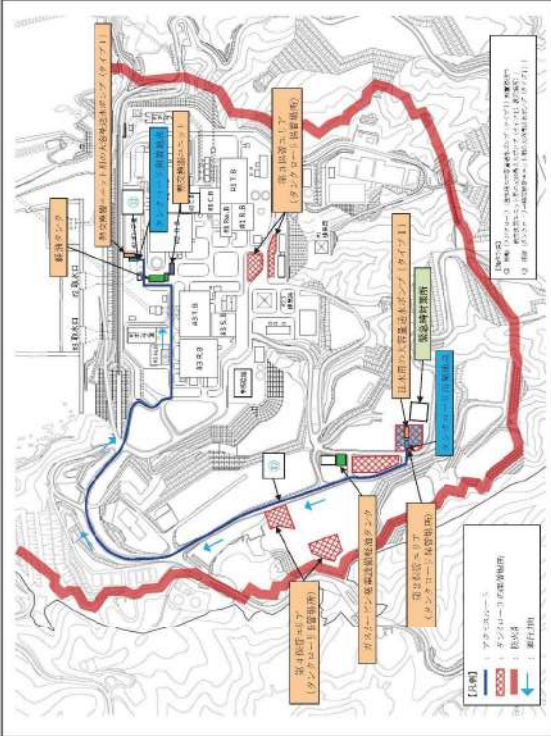
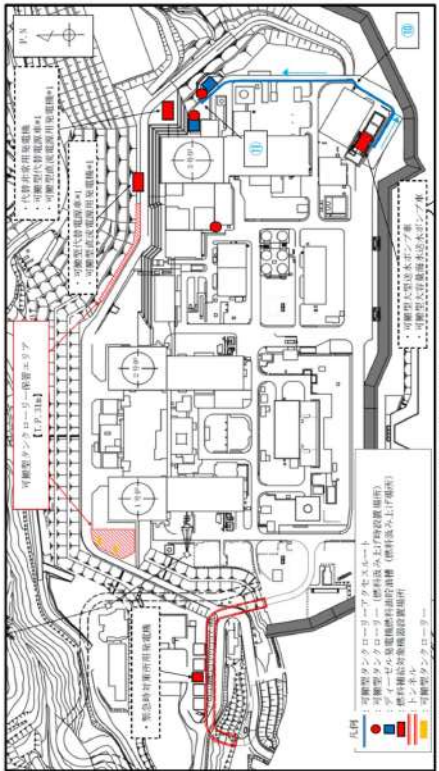
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-5 タンクローリーA 移動及び補給ルート (5/8) (注)水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット</p>	 <p>図57.11.5 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (5/7/20)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

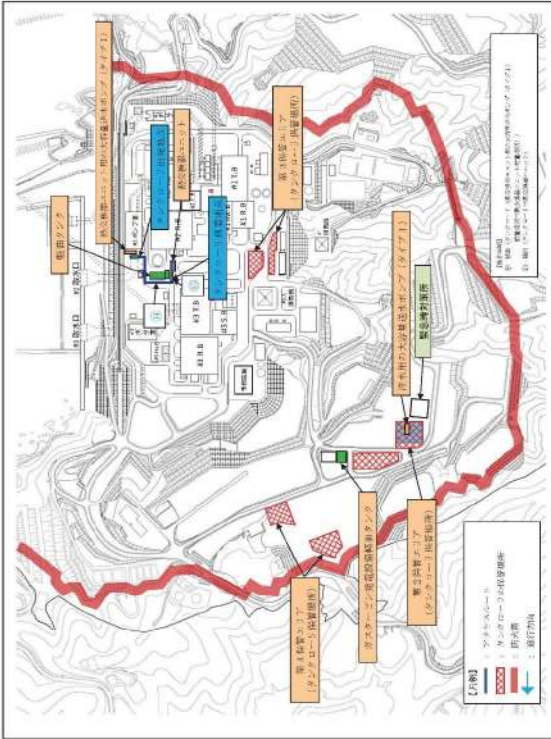
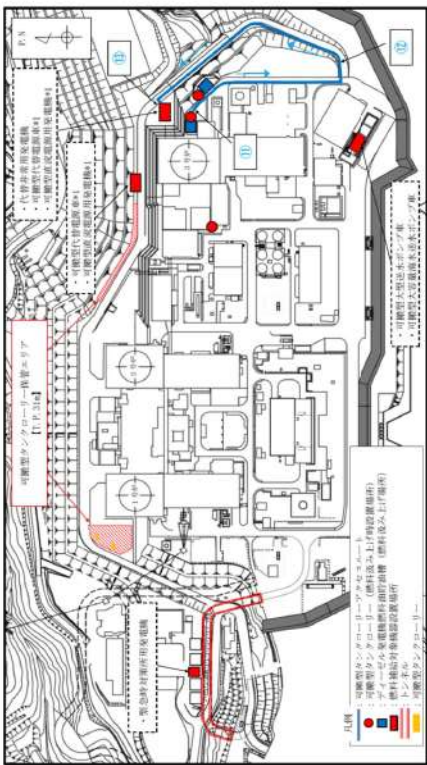
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="689 917 1227 981">図 57-11-6 タンクローリA 移動及び補給ルート (6/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p data-bbox="1713 414 1736 933">*1 可搬型タンクローリ車、可搬型高圧電源用発電機は、2箇所ある設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p data-bbox="1848 143 2139 343">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</p>

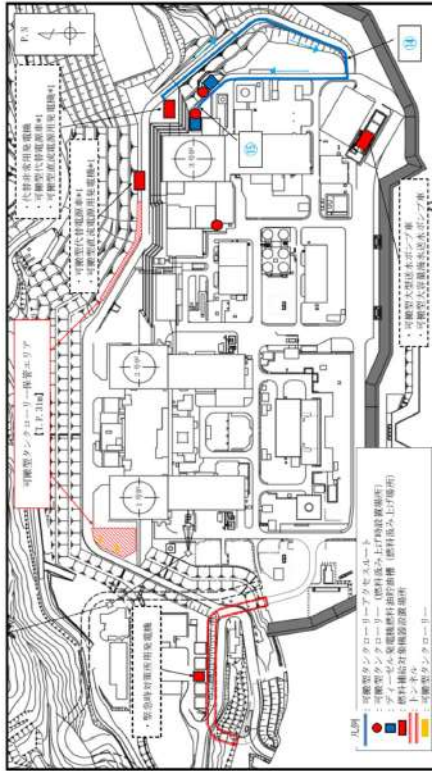
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-7 タンクローリーA 移動及び補給ルート (7/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図57.11.7 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (7/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 ST-11.8 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (8/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

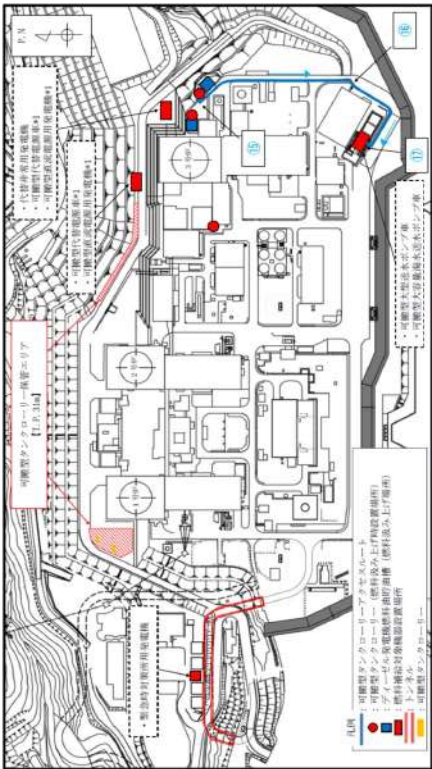
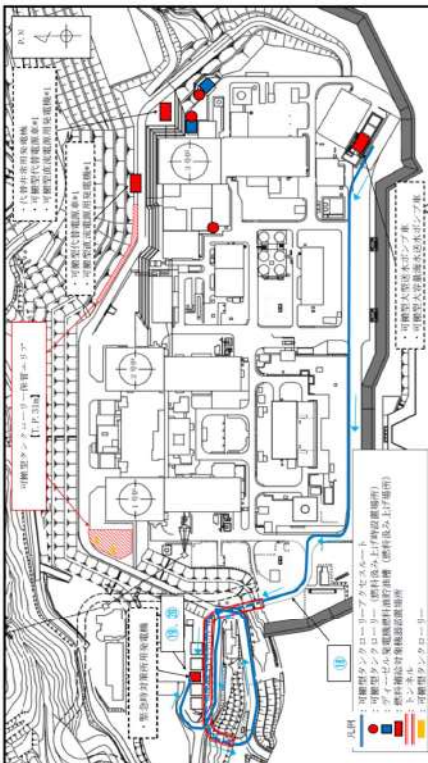
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

図 57-11-9 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (9/20)

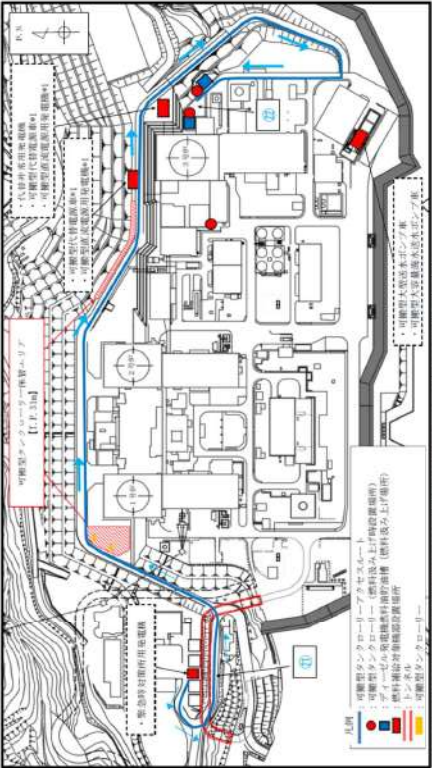
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.10 可搬型タンクローリー-給油ポンプにより補給する場合 (10/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

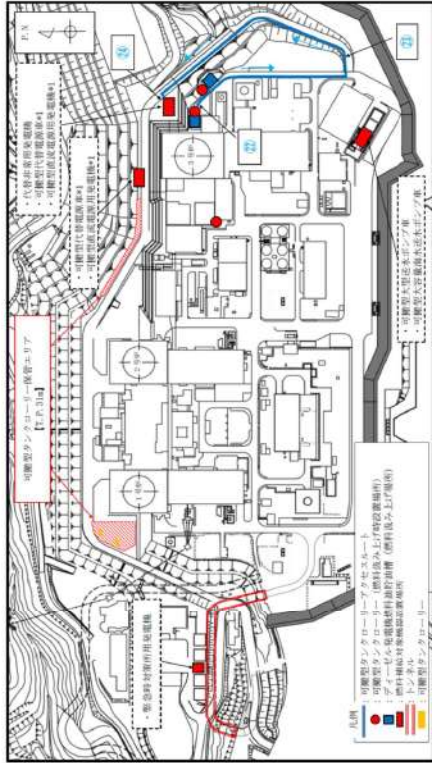
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57-11-11 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (11/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

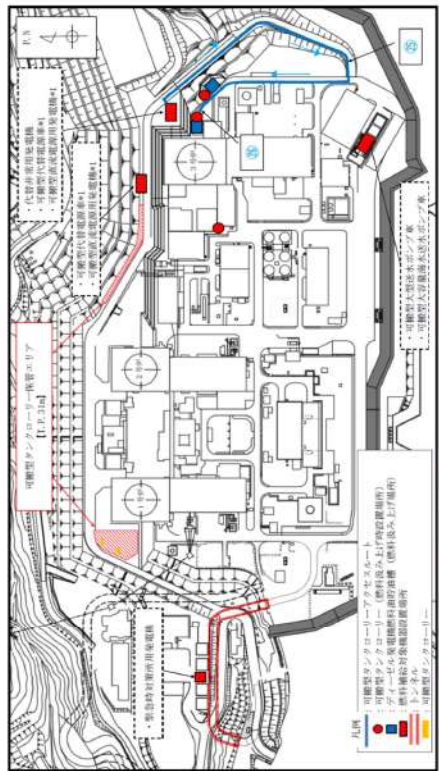
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.12 可搬型タンクローリー(可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (12/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

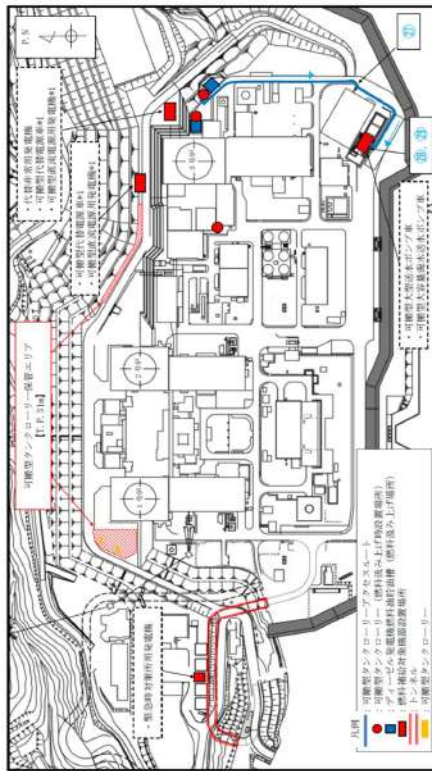
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57-11-13 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (13/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

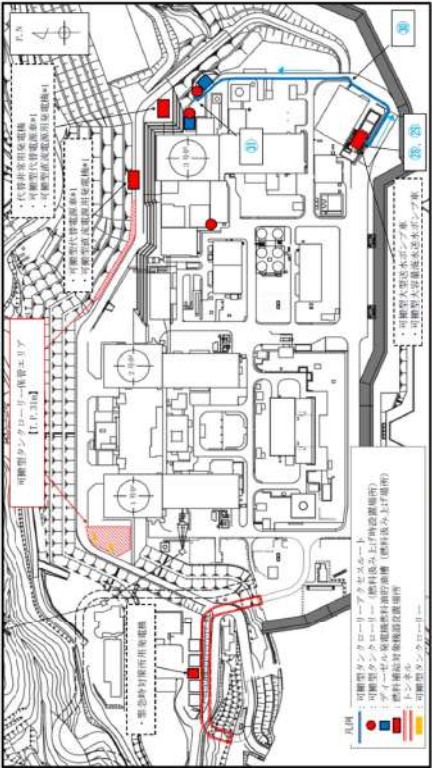
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.14 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (14/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

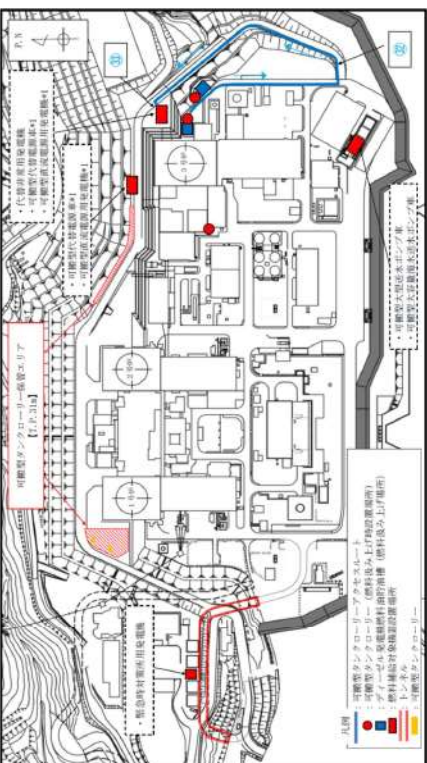
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.15 可搬型タンクローリー給油ルート (移動及び補給ルート) (15/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

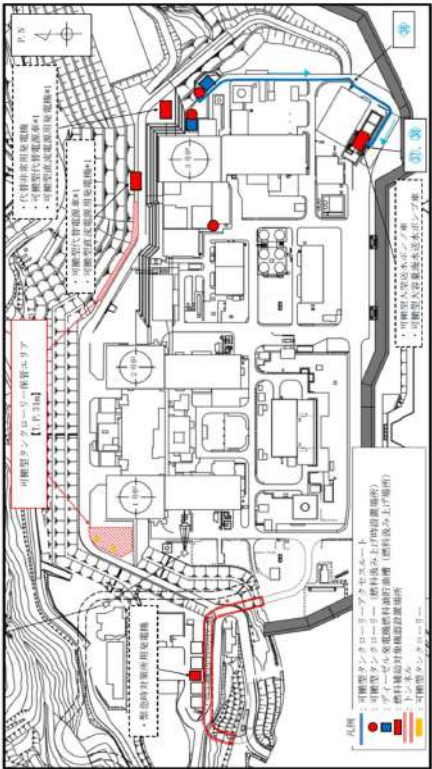
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.16 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (16/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

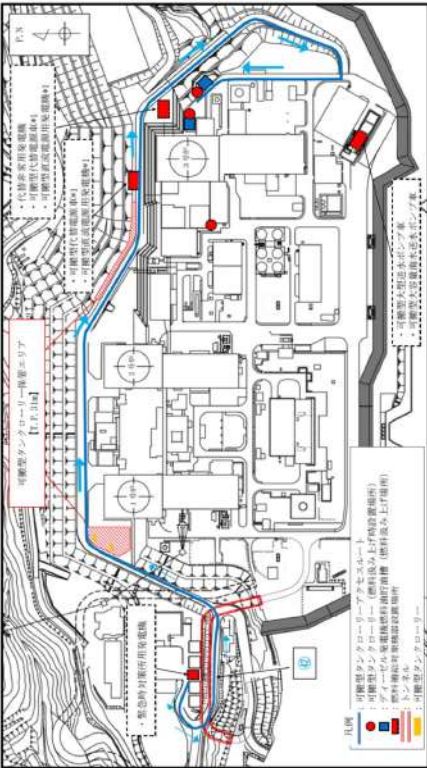
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.18 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) (18/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

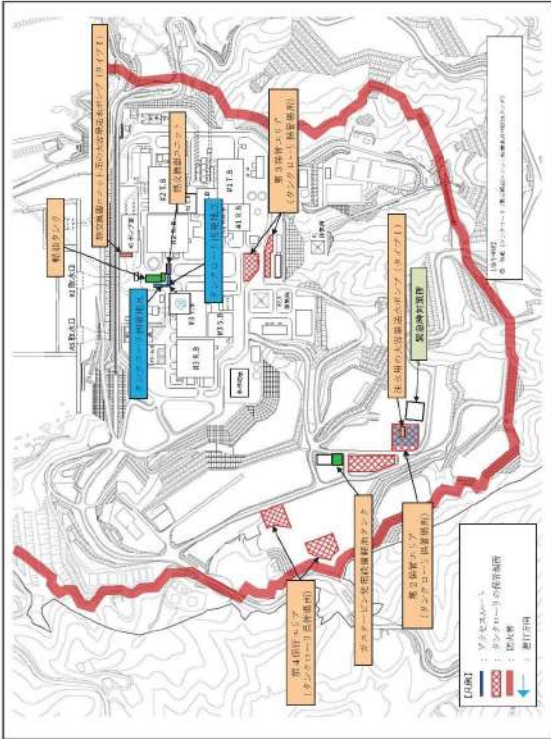
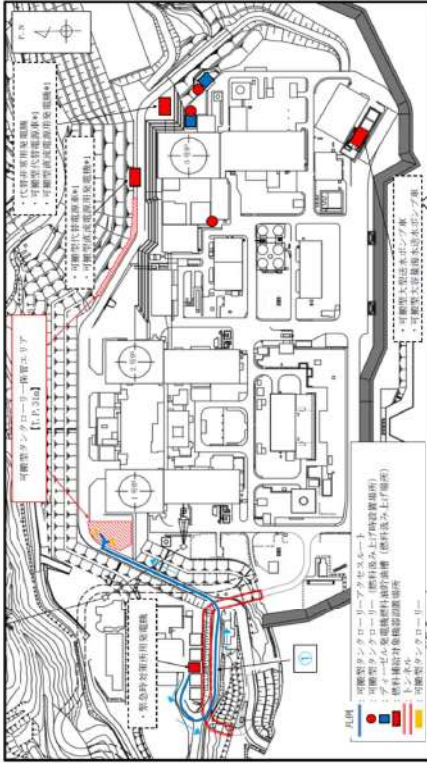
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.20 可搬型タンクローリー(可搬型タンクローリー-輸送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (20/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

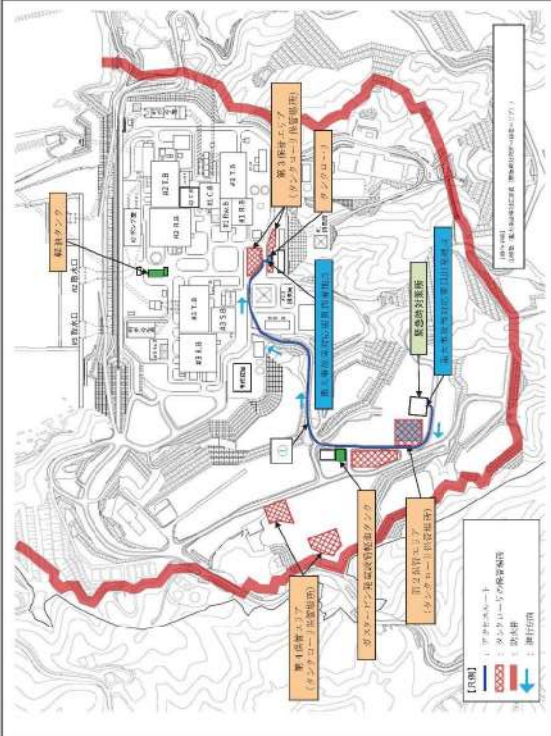
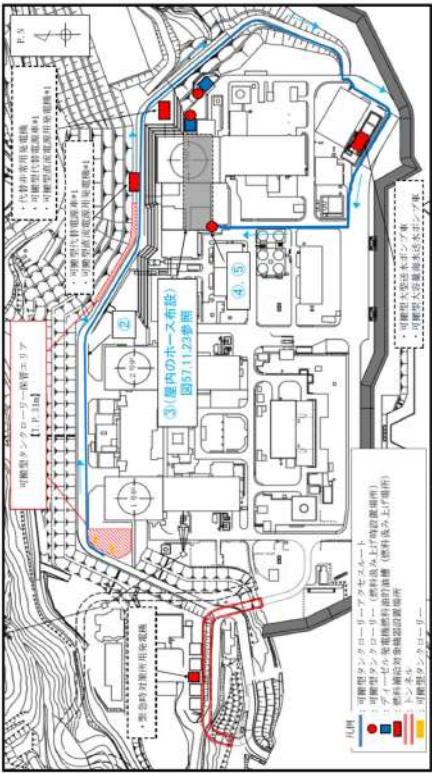
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-8 タンクローリーA 移動及び補給ルート (8/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図57.11.21 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料送水ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (1/21)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

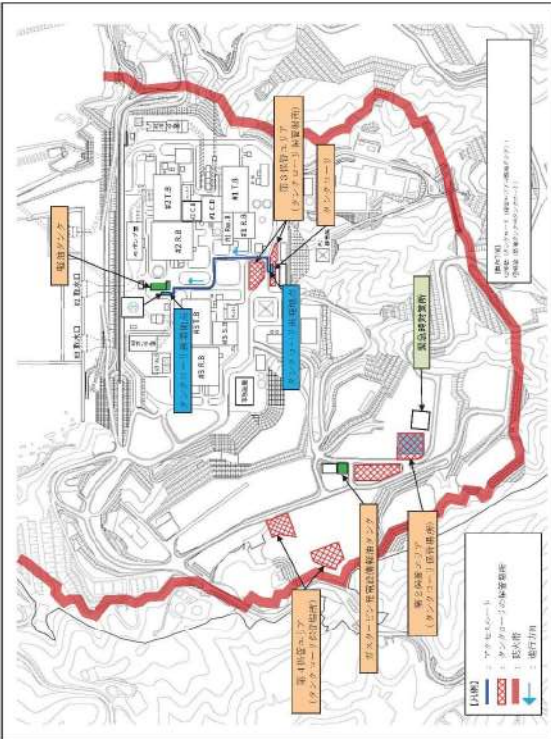
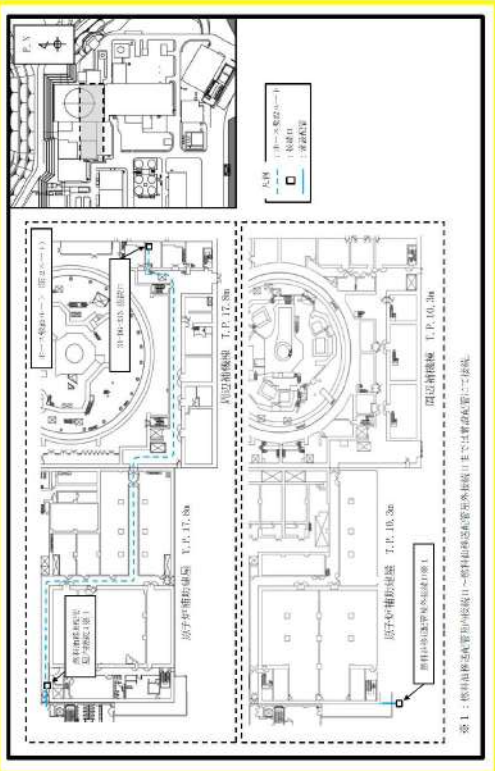
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 917 1144 959">図57-11-9 タンクローリB 移動及び補給ルート (1/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p data-bbox="1713 416 1727 927">*1. 可燃型代替電源車、可燃型高圧電源用発電機は、工場所ある設置場所は、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p data-bbox="1843 145 1899 164">【大飯】</p> <p data-bbox="1843 172 2101 191">記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1843 199 1899 218">【女川】</p> <p data-bbox="1843 226 1921 245">運用の相違</p> <ul data-bbox="1843 255 2157 336" style="list-style-type: none"> ・ 可燃型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

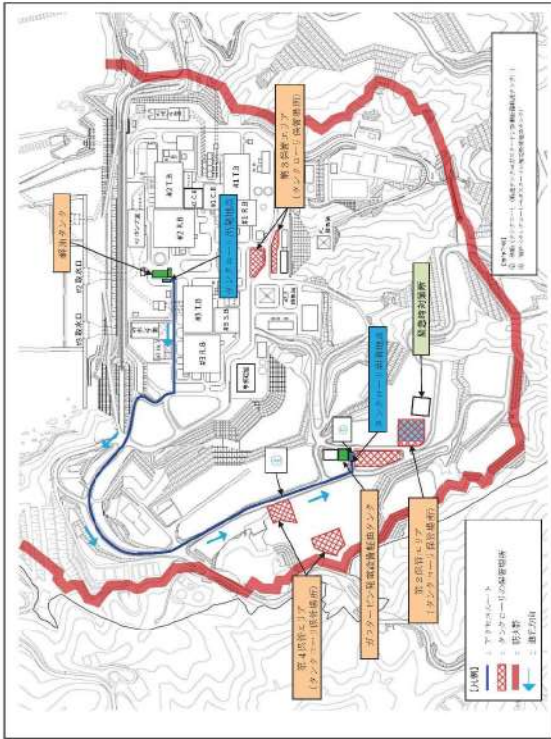
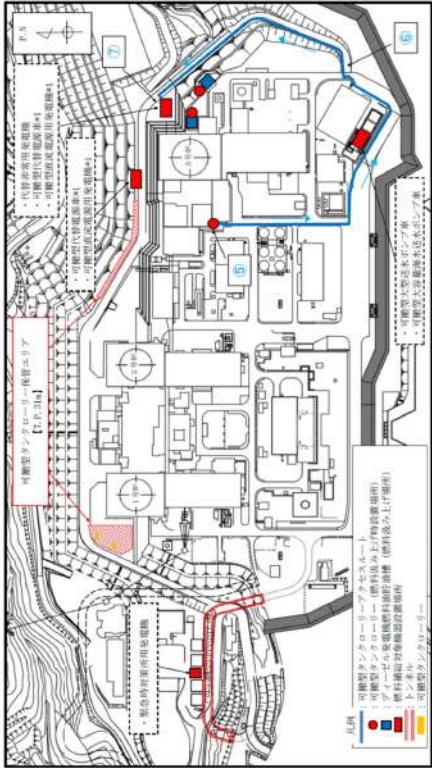
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-10 タンクローリ B 移動及び補給ルート (2/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p>図 57.11.23 可搬型タンクローリー (アイゼル発電機燃料移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (3/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-11 タンクローリーB 移動及び補給ルート (3/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p>図 57-11-24 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油補給ポンプにより補給する場合) (4/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

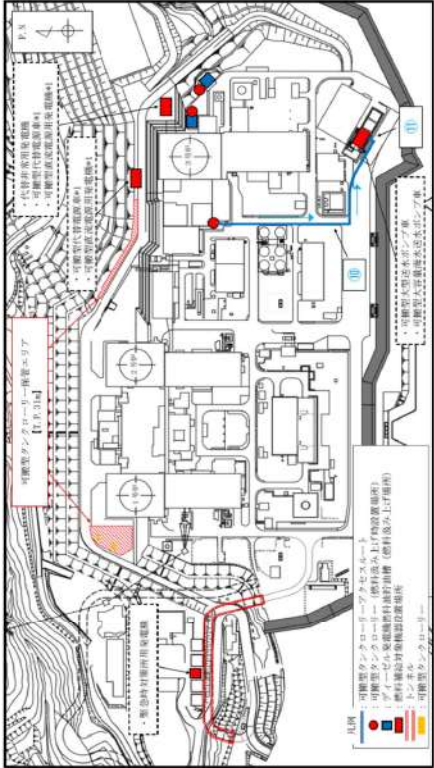
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-11-12 タンクローリーB 移動及び補給ルート (4/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	<p>図 57.11.25 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料供給ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (6/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

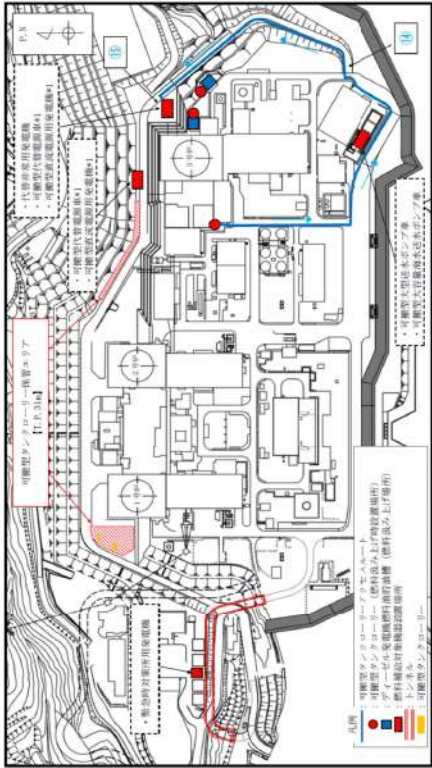
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.26 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料供給設備) 移動及び補給ルート (6.21)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

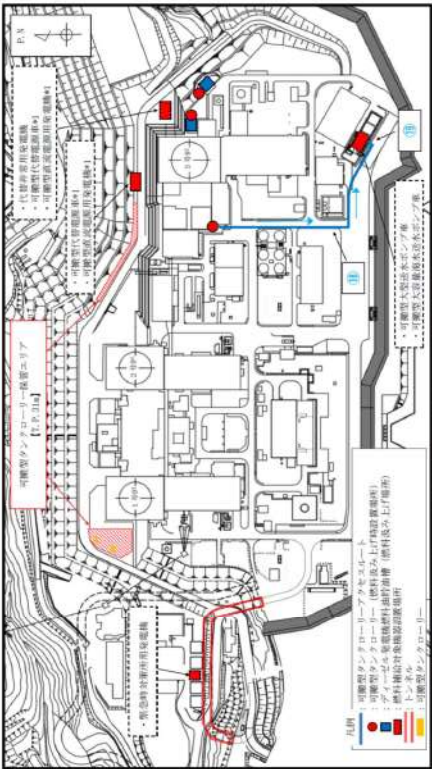
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

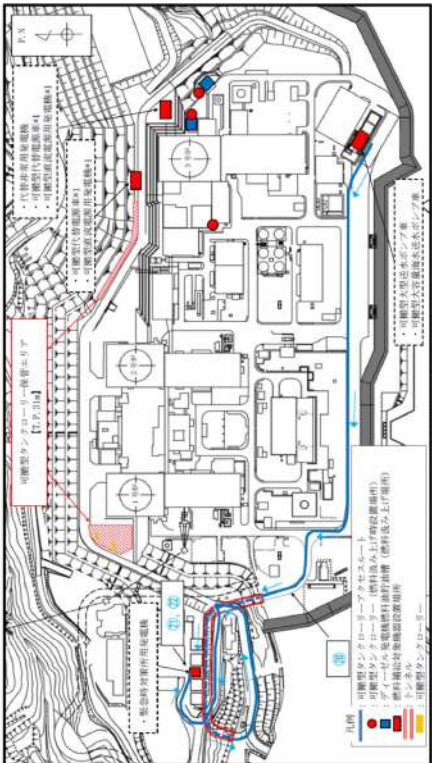
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57. LL-30 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料供給用) 移動及び補給ルート (10/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57-11-31 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油終止ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (11/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

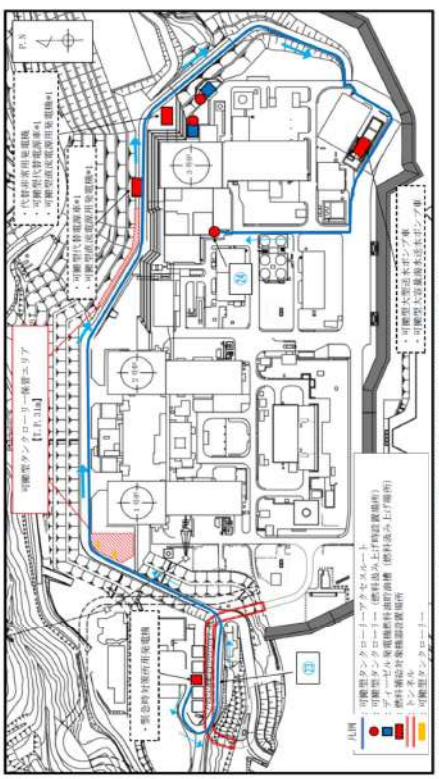
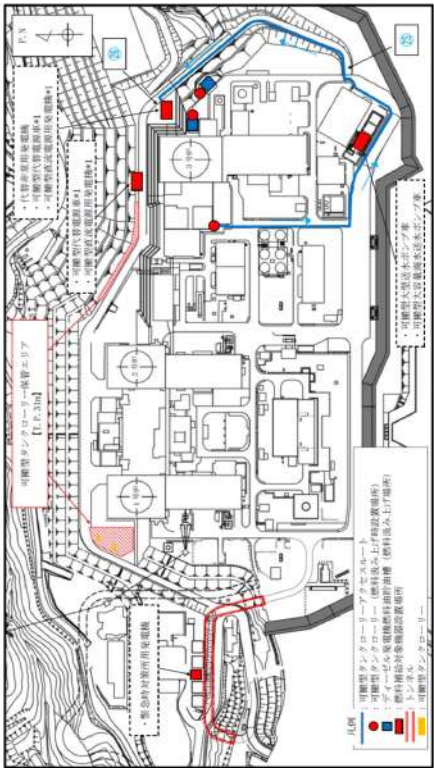
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例 可搬型タンクローリーアクセスルート 可搬型タンクローリーアクセスルート 可搬型タンクローリーアクセスルート 燃料補給対象機器設置場所 トンネル 可搬型タンクローリー</p> <p>*1 可搬型代替電源車、可搬型代替電源用発電機は、2箇所から設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

図 57-11-32 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (12/21)

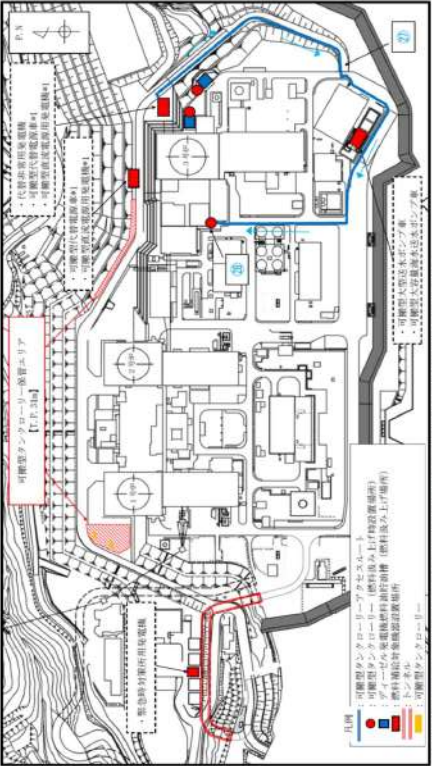
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.33 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料供給ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (13/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

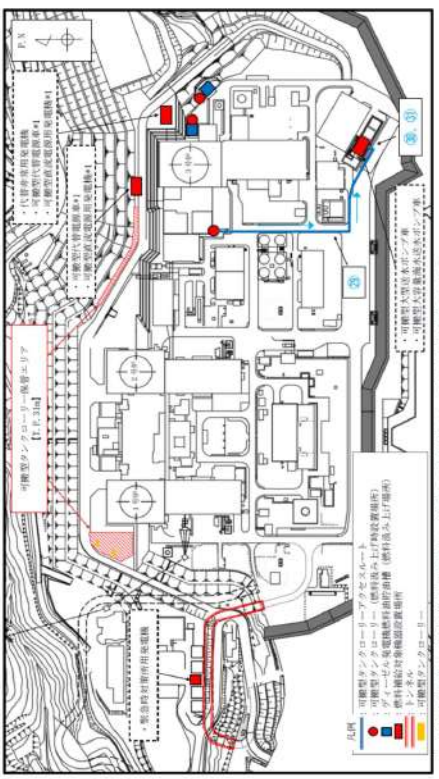
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例： ● 可搬型タンクローリーアクセスルート (燃料供給用) ● 可搬型タンクローリーアクセスルート (緊急時分所用) ● 可搬型タンクローリーアクセスルート (燃料供給用) ● 可搬型タンクローリーアクセスルート (緊急時分所用) ● 可搬型タンクローリーアクセスルート (燃料供給用) ● 可搬型タンクローリーアクセスルート (緊急時分所用)</p> <p>※1 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリーアクセスルートは、2箇所あるが、2箇所ある設備場所のうち、アクセス可能な場所を記載する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

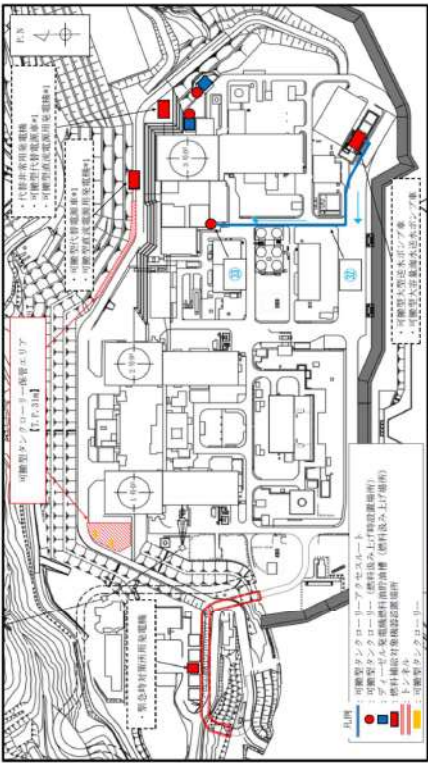
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.35 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補充する場合) 移動及び補給ルート (15/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

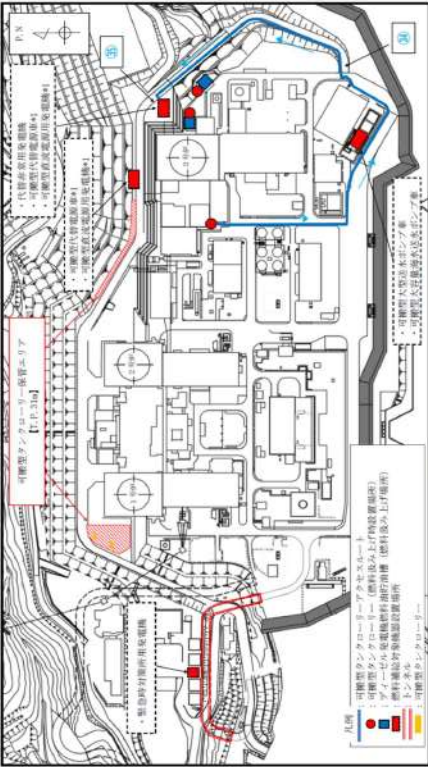
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

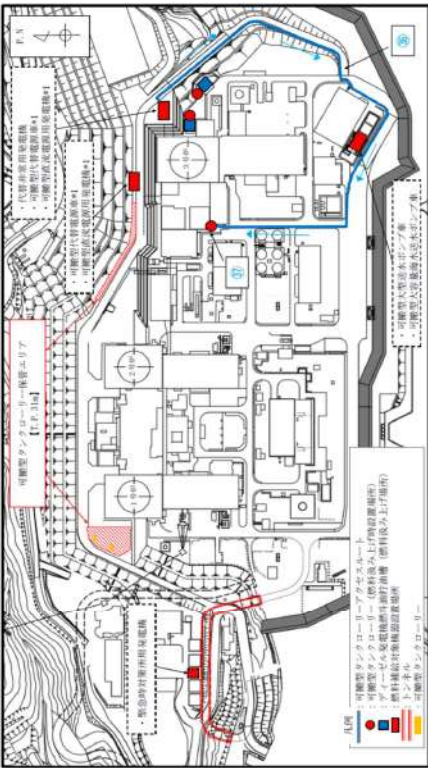
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

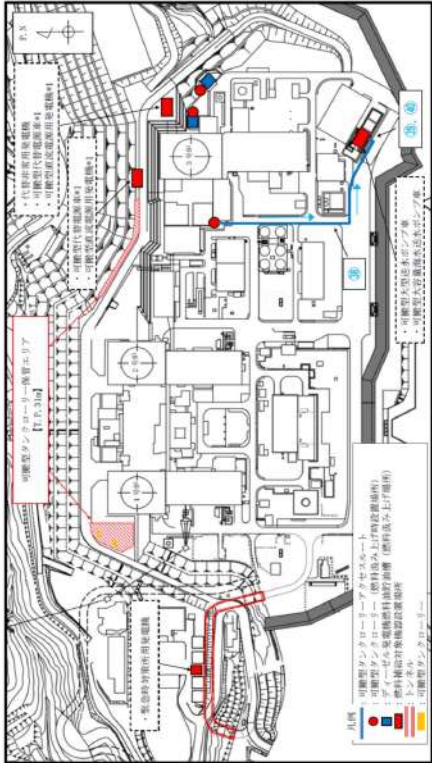
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.38 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (18/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

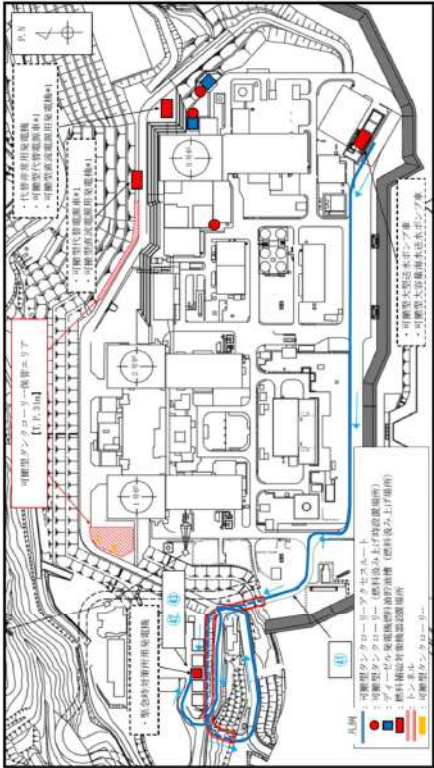
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.39 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (19.21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57-11-41 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (21/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。